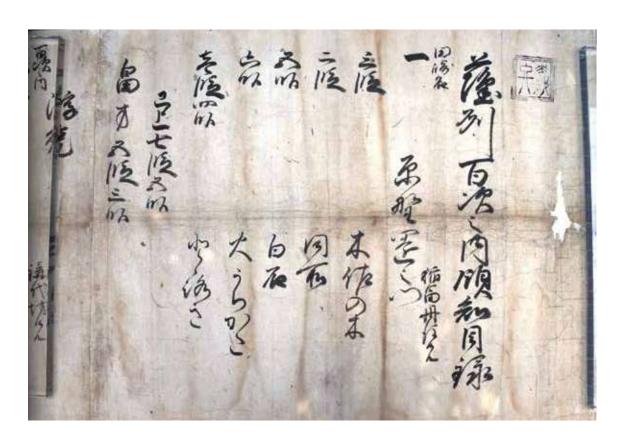
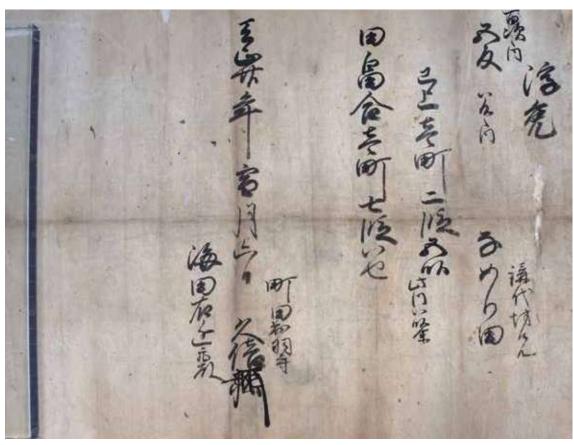
いちき串木野市

「古文書編」

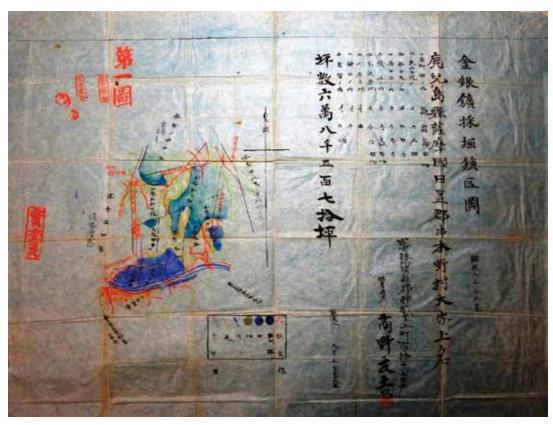
1 集 3

いちき串木野市教育委員会





5海江田家文書 ③領知目録 天正二十年(1592)雪月六日 P.56



15 臼井家文書(整理番号 4 - 1) 金銀鉱発掘鉱区図 P. 166



20 秋葉講絵像掛幅 P. 198



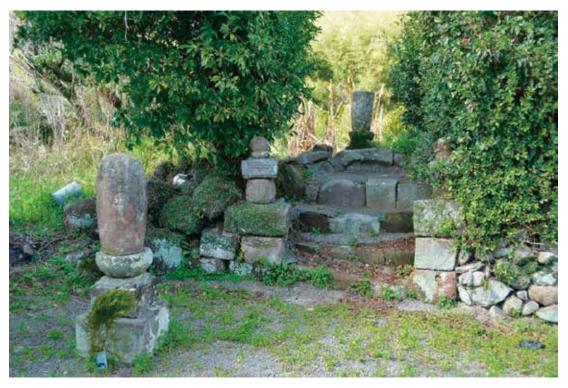
17 市来神社関係 歳徳大神御神像掛幅 P. 193 (鹿児島県歴史資料センター黎明館寄託)



2 臼井家文書「神社仏閣帳」 来迎寺墓塔群(伝丹後局墓) いちき串木野市指定文化財 P. 16



2 臼井家文書「神社仏閣帳」稲荷神社の唐猫 (高さ 60.5cm、前足幅 27cm、奥行 51cm) P.16



2 臼井家文書「神社仏閣帳」金鐘寺跡 P. 14 いちき串木野市指定文化財

発刊のことば

本市は「人が輝き文化の薫る世界に拓かれたまち」を将来都市像に掲げ、市政を推進しております。

市内には指定文化財をはじめ、多くの史跡や歴史的な史料が残されております。本市においては、こうした史料等を掘り起し、 貴重な財産

として後世に末永く残すべく、郷土史料集の編纂に取組んできております。

これまで、平成二十七年度には第一集として「民話・祭り編」を、平成二十九年度には第二集として「金山編」を刊行しました。

今回は、本市に残る貴重な古文書史料を収集し、貴重な財産として基本資料としてまとめ、『いちき串木野市郷土史料集3「古文書編」』 を

刊行することとなりました。

今回刊行する「古文書編」によって、いちき串木野市の興味深い史実が新たに掘り起こされて、本書が郷土の歴史研究の進展と文化の向上 4

に大きく寄与してくれるものと期待します。

調査で得た史料はすべてを掲載することはできませんでしたが、本市に残る貴重な古文書史料をまとめた本史料集が、市民をはじめ多くの

方々に広く活用され、郷土への愛着と文化財の理解の一助になれば幸いに存じます。

本史料集をまとめるにあたり調査にご尽力いただきました郷土史料調査員の方々や関係者に対し、深く感謝申し上げます。

令和二年三月

いちき串木野市 市長 田 畑 誠 一

発刊によせて

我が故郷いちき串木野市は、西に白砂青松が続く吹上浜の海岸線を臨み、東に徐福伝説の霊峰冠嶽を控え、海・山・温泉などの

自然と温暖な気候に恵まれた風光明媚なところです。

現在、市内各地に残る貴重な古文書も、時代の変化とともに目にする機会も少なくなっております。そこで教育委員会では、古

文書などの専門家を郷土史料調査員としてお願いし、市内全域で調査を行ってまいりました。その結果、多くの貴重な古文書資料

を収集することができました。ご協力いただきました関係者の皆様方に対し深く感謝申し上げます。

今回刊行する史料集「古文書編」は、そうした貴重な史料等を編集したものであり、本史料集が子どもたちの郷土教育や市民の

生涯学習資料としてご活用いただければ幸いに存じます。

本史料集をまとめるにあたり調査及び編集にご尽力いただきました調査員の皆様、そして関係の皆様方に対し、深く感謝申し上

げます。

令和二年三月

いちき串木野市教育委員会 教育長 有 村 孝

《口家文書····································	諸家文書 2 臼井家文書(市来在番所文書)	役所文書 役所文書 役所文書 の記述 の記述 文書の紹介 郷土史料調査員 所端 平 8 の 2 2 2 3 2 3 3 3 3 4 5 5 6 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 9 7 8 8 7 8 9	平 発刊のことば 日次 日次
84 編集委員会関係者・協力機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20 秋葉講絵像並びに由緒書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 6 13 池田鉱山事務所日誌「入来家文書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 12 萩原家文書····································

例 言

文書、または記事が数種の内容に分かれる場合には、小番号を付した。

刊行に当って、文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。

文書・記事には適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

口

差出人・年月日・宛書の位置は、

本書の使用漢字は、常用漢字を用いた。堀と掘については、掘で統一した。例外として、棟札のみ原本のままの字体で掲載している。

原本史料の体裁に従い、ある程度の統一をした。

特殊文字としては、次の文字だけを残した。

〆(しめ) ゟ(より) 〒 (三反) 町 (四反) 夕 (勺)

変体仮名は普通の平仮名に改めたが、而、江、者、茂だけはそのまま残した。

欠損やスリキレ等で文字の不明箇所は、その字数を計って□で示した。

敬意を表す闕字(一字空き)や平出(改行)等の箇所は、原本の体裁に従った。

行間や余白などに記された文字で、それが本文への挿入記事であることが明らかなものは該当箇所に続けて記した。また、朱書による

行間や余白への追加補充記事や本文への挿入記事などは「 」『 』で区別して示した。

文意の通じない字、または箇所には〔ママ〕〔〇〇ヵ〕と傍注を付した。

人名や地名・難解な語句・和年号等については、編集者が適宜 []で傍注を加えた。 また解説及び編集上必要なものには【 】で註

を付した。なお、傍注のみで十分に意や説明を尽くすことのできない特殊・難解な歴史用語などについては、それぞれアラビア数字で

番号を付して、各本文末尾に註記編を設け必要事項を補った。

はじめに 文書の紹介

郷土史料調査員 所﨑 平

かったので、多くの人には知られていない。記」である。ただ、最初の「横目勤御用向覚留」は百冊しか印刷しな目勤御用向覚留・他三編」。「金山」が二冊、明治十六年「入来定穀日現在、古文書集は史料集として個人で出版したものが四冊ある。「横

とした。 今回は、役所文書と神社棟札、一般家庭に残されていた文書を中心

し借りとは全く違う信頼関係がある。さが現代とは全く違うことからきているし、金額が小さい。現在の貸の貸し借りとは感覚が違う。これは、住民の付き合いの深さや絆の強次に、借用・貸し出し文書であるが、注意がいる。現在の商業中心

読みたい項目を選ぶのに便利だと思われるからである。(さて、最初に文書の概要を紹介したい。大体の内容を知ってから、)

概要

1 『古城并古戦場糺帳』

逸したものの一つ。 報告の控えが御仮屋に残っていたが、新たにできた役所に移る際、散報告の控えが御仮屋に残っていたが、新たにできた役所に移る際、散藩の記録所の編纂に際し、各郷に調査を依頼した。串木野郷の調査

2 『臼井家文書「神社仏閣調帳(市来関係分)』

差し出された由緒書や本尊・寄進状・奉納品・歴代住職名などをまと藩の地誌作成のための控えで、天明七年、市来郷内の神社や寺から

あることがわかる。 て添えた。現在見に行くと阿は豪快、吽は控えめである。文書通りで言い方)の吽の方を鹿児島城下へ持って行った。そこで、吽像を造っめている。郷社の稲荷神社の記録中、唐猫(狛犬。唐猫は全国で古い

3 『吉利家文書』

る。藩御用から商売・私用まで。帆・石船」の「出入の日」「どこからどこへ行くか」などの記録であ湊で、検査を行っていた。それの個人的なメモで、船名や「反帆・枚文政十三年二月からの市来湊出入りの記録で、市来湊は藩の重要な

4 『山之口家文書(市来在番所文書)』

問。

(代と麻木の支払いであろう。これらが船番所とどう関連があるのか疑納」「高帳入目」「当物請負銭」は不明。「問屋米代」「麻木請負」は米し金融機関みたいなもの。「比志島博飯代」は樽造りの飯代。「出銀上し金融機関みたいなもの。「比志島博飯代」は樽造りの飯代。「出銀上草台」は普通の模合より大きな模合という、どちらかというと、金貸模合」は普通の模合より大きな模合という、どちらかというと、金貸でと麻木の支払いである。だが、内容は「大模合」が三回出てくる。「大本の出土をできます。

5 『海江田家文書』

は神話伝説を踏まえている。家臣の領地であることを認める土地台帳のようなもの。「系図前書」最も古いもの。領地目録や坪付(写し)は戦国大名(ここでは島津家)が領地目録は花押のある実物で、いちき串木野市に残る実物資料では

6 『長谷場純孝の郷里の若者への激励文』

明治二十八年の日清戦争の時の若者を奮起させる手紙。

7 『冨永家文書』

変わっていく様子がわかってくる。和紙だけのものが罫紙を使うなど、 使用する紙にも変化が現れる。 書き方に変化が見える。「何々之太郎」と「之」が入っていたのが取 深い様相が見て取れる。また、明治も十二年になると、農民の名前の に代わってくるなどが読み取れる。 れ、また、「何々」が右上にあったのが現代と同じく、「何々太郎」と 御物高の田を売ろうとしたり、 と、現実的な土地の売買文書がある。これも「豆板銀」があったり、 文が並ぶ。これらは「ダンナドン信仰」との関わりがある。 わるお経が多く、他に「七星ノ御名」「九ようの星の名」他など、 水神祓」「水神経」「水神マツリ」「田之神マツリ」など水にか 名頭と名子が相談して売る、など興味 明治十三年には 「貫文」から「円銭 かと思う 唲 か

『感謝状 電信施設等寄 付

電信施設用品と人夫賃を百円寄付したときの感謝状

8 『坂口家文書』

文である。 の収入があり、 借用証文。生福・冠岳の農民は文化年代以降、 他 人に貸すだけの余裕ができている。その貸し出し証 仕明(開墾)夫などで

9 『西薗家文書』

明治十五年になると、 地券が出てくる。 西南戦役後土地(田畑 Щ

> 野など)の所有者と土地の種類・広さ・ で処理して、変更した所有者へ渡すことをした。 んだもの。裏側には所有者が代わるときの欄があり、 価格を書き、 税金額を書き込 最終的には県庁

10 『入来家文書』

る。 質屋から蚊帳を受け出さないと、などという笑えぬ、切実な借金もあ え付けが、 のものは、 多くの借用証文の借用理由ははっきりしない場合が多いが、入来家 かなり借りた理由のわかる貸し出し証文である。天然痘植 かなり時期が早いという史料にもなる。 夏になったので、

11 『竹之下家文書』

ならではのものである。 借用証文であるが、質物に 「塩浜(塩田)」や「二反帆ー 艘」と地域

12 『萩原家文書』

ものを贈られた記録。「香典帳」 渡辺千秋(大書記官)の祝辞。 の大工賃は二十銭ほどである。 の見舞留」には、延べ八十六人、菓子類・海産物・食料品など様々な 雑集」は西洋医学の病院を鹿児島に設立した二人の医師の 明治三十四年の は当時の相場が 「湯田(湯之元)温泉湯治 八厘」 か? 履歴と

13 『鉱山関係 池田鉱山事務所(入来家文書)』

作りと苦労する記録である。 (治二十八年七月から開鉱して、鉱道を作り、 最終的には他人へ売渡すが、苦労の連続 工夫を集め、 水車を

が書かれている。 ていくのかがよくわかる文書。 また、 何に使ったかの出納簿が鉱山経営をどうやっ

14 『荒川鉱山と岩谷鉱山』

した。 作業員で細々と掘り、 するつもりのもので、 有馬栄之進が明治二十九年五月に始めた荒川鉱山は最初から転売 翌年あたりで転売し、 精錬所の設計図も提出しているが、結局 岩谷鉱山をたった二人の 譲渡

15 『臼井家文書』

出書類。 金山経営をするためには、 明治四十三年~昭和十三年まで。 いろいろな書類や地図が必要で、 その届

16 『長家文書』

るお礼の手紙 西郷菊次郎が村長の長 次郎助 へ金鉱石運搬のト 口 ツコ 敷設に関す

17 『神社関係 市来神社所蔵棟札』

あるが、菅原神社の棟札には、 が詳しく書かれている。 存状態のよいのと悪いものがある。 文十一年~平成まで存在するが、ここでは、 市来神社は熊野権現社と菅原神社を合祀した神社である。棟札は寛 竜巻で社殿が壊れ、 棟札はほとんど似たような形式で 昭和十五年まで掲載。 再興したいきさつ 保

もの。 『歳徳大神絵像』は、「歳徳大神」の文字で歳神の姿を書いた 私蔵されていた絵像を菅原神社へ奉納したもの。

18 『坂下神社大日如来堂舎棟札!

大日 「串木野郷土史補遺改訂版」 坂下門の門付堂は農民のもの。門付堂は串木野郷には四十カ所あり、 座木像 高サ壱尺五寸 四百十三~には 地頭仮屋元ゟ辰之方 「同村之内坂之下門一 拾三丁程」とあ

19 |萩原家阿弥陀堂棟札||

る。

こちらは士族の阿弥陀堂の棟札である。

20 『秋葉講絵像並びに由緒書』

ていたので、郷士だけですることになったという、いきさつを書いた 町 の人と郷士との合同の講が、 人数が減り少なくなって消滅しかけ

書を絵像に添えたもの。

郷士も秋葉講を真剣に考えたからであろう。 市来湊町は火災の多いところで、御仮屋も焼けたことがあるので、

役所文書

- 『古城并古戦場糺幅

解説

木野 この文書は、 郷 0 地頭 仮 いちき串木野市指定文化財 屋 由 来 の も のである。 0) 古文書の つ 串

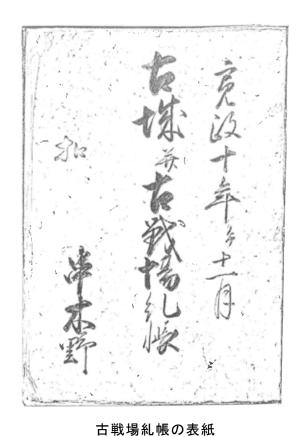
考えられる。 必要に応じて各郷に調査を依頼して、 など多くの史料が編纂されている。これらの書物を編纂する場合、 『古城 いよう行われ 世 まったので、 江 それらを編集 録正統系図』 戸時代、 并 古戦場 串 各大名家には記録所があり、 木 た調査報告 江 が 利帳 し 野 Þ 戸 詩 郷 『家譜』、『三国名勝図会』『神社仏閣調 歴 \mathcal{O} 代 御仮屋文書は、 史書を編纂したりしてい 0 は、『島津世家』改選に際して、 記 0 録として貴重なも 控が、担当者の手元に残ったものと 藩内の そのほとんどが失わ 藩内 調査をさせていた。 0) のである。 た。 記録 薩摩 を収 矛盾の 藩でも 集 れて 帳 Ĺ た

(表紙)

打 串木野古城[#]古戦場糺帳 寛政十年⁴十一月

一城

之方、仮屋元城内同前"御座候、但亀ケ城と相唱、上名村之内"有之、麓地頭仮屋元より子丑



御座候、 忠秋迄相 建 久年簡之比より串 続 致 居城 候 処、 木野 道鑑 郎忠道致領地、 公御 代相亡候 其子孫五代目 由申 伝 旧 記 七郎 等 無

転御座候 元 道鑑公御代之節 亀 御 年簡之比 合戦有之、 但宮方凶徒之由申伝候得共、委細知不申、 嶋 津 於西之手口。凶 中 師久公暫御在城 務太夫家久公暫御領 徒等御追 御座候処、 伐有之候由 地 旧 後 所々之凶徒押 記等無御座候、 佐土 甲伝 一原江御 移 寄

一古城

訳相知不申候、 屋元ゟ寅卯之方、道法五町程有之、何年簡之比何某居城之但古城と相唱于今古堀之跡有之、当分上名村之内"高、麓仮

古

但 浜 知不申候 元ゟ未申之方八町 ケ城と相 唱于今古堀之跡 '程有之、 有之、 何年簡之比 当分下 名村之内 何 ·某居城之訳相 二而、 仮

古 戦 場

但坂之下栫と相 屋 候跡之由 元ゟ丑寅之方拾五町程有之、伊 申 伝候、 唱、 相手何某と茂相知不申 古堀之跡有之、 作六郎 当 分上名村之内^{二而}、 旧 か 記 族合戦 記等無御 いたし 座 候、 仮

古戦場

但陣之尾と相 合戦之訳相知不申 ゟ酉戌之方、 唱要害之跡有之、 壱里程有之、 候 何 年簡 当分荒川 之比、 村之内二而、 何 某陣 取 何 仮 .某と 屋元

古 城

但 何年簡 城之薗と相 亥之方壱里弐拾町程有之、 之比 唱 I 古堀 何 某と合戦之訳 之跡有之、 荒川太郎居城之由 相 荒川村之内ニ而、 知 不申 候 申 仮屋 ·伝候得 元ゟ戌

古 I戦場

ゟ゙ 枯枯 北ケ尾 戌亥之方壱里弐拾 知不申候 と相 唱、 古 1堀之跡 六 町 程 有之、 有之、 荒川 何 年 簡之比、 村之内二而、 何 某 仮 令 屋元 取

古 城

合之訳相

但 之方、 栫 -申候、 と相 弐里拾三町程有之、 唱、 古 堀之跡有之、 何年簡之比、 羽嶋村 之内ニ而、 何 某居 仮 屋 城 之訳 元ゟ 相対対

古

但鳥: 越 陣 之尾 と相唱 古堀之跡 有之、 羽嶋 村 之内 仮屋

> 戦之訳相 元ゟ酉戌之方、 知不申候 **弐里弐拾** 七 町 程 有 之、 何 某 陣 取 何 某と合

之通 右者 御座候、 古城并古戦場御 以上、 紅方被 仰 渡 趣 承 知 仕 所 中 委 相 糺 申 候 処、 右

郷士 年寄 助

加 藤勇

助

午

十

月

+

Ŧī.

日

郷 士 吉武彦左衛門

奉 行 衆

御

記

録

平 ·田貞太郎 殿

木場次右

衛門

殿

仰 :渡之留

覚

但 相知居候ハヽ、 何 程 可 信有之、 城と相 '差出候、 且城主 唱、 当分何村之内 一何某 其趣書記 二而、 即伝、 何年 7有之、 簡、 又 麓仮 は書留等有之候 何某と合戦 屋 元ゟ方角 有之候始 里数 書写 末、 何

古戦 場

但 条同断、 有之候ハヽ、 地名何と相 上代何某之取合有之候場 唱、 其趣書記可差出候、 当分何村之内二而、 新之由 以上、 仮 屋元 申 る方 伝、 又 は 角 里 書 留 数 前

午

敷相 糺 諸郷之内、古城・古戦場之儀 左候而此書付、 方申越候間、 糺 上 一帳。取仕立、 郷次三致順 別紙案文之趣 来月十五日限、 達、 傷津世家改撰方御用見合相成候 応応 留之場所ゟ便宜を以 鎖細之場所迄も成 無間違当座江可差出 返 たけ委 納 候、 可 間、 有

午 十 月 九 日

御

御 記 録

方

添

場次

公右衛

門

十三ケ所

伊

院

ゟ出水迄

右諸 所

郷 士 午寄 中

郷 士 年寄

加 長 藤 孫 次 郎左衛 七

菛

吉 児 I武彦 玉源太夫 左衛門

勇

助

市

来町を合わせた範囲であった。

明治二十二年、

市

町

村

制

が

記 録 奉 行

平田貞-太郎

【解説

2 臼

井

家文

神

社

仏

閣

調

帳

市

来関係

八七)、 利良である。 治時代、日本に初めて欧米の近代警察制度を導入した大警視川 臼 一井仁平太の子孫利愛は川路家の 蔵の文書を、 この文書は 市来郷内の神社や寺から差出された由緒書や本尊 この文書は 『臼井仁平太聞書』として、 昭 和五十年に加治屋進氏が 表紙は欠損している。 婿養子に 東市 コ になり、 ピ 来] 天明 生まれた子が した 町 長 里の 七 ŧ 年 Ď である。 臼井家 (七 寄 路 進

状·奉納品· 歴代の住職名などを取りまとめて藩の記 録方 提

した報告書の 写しである。 藩政時代の市来郷 外は、 旧 市 来町 旧 出 東

その後昭和五年、 発足して、市来・東市 町制が 来はそれぞれ 施行され市来町・ 西市 来村・東市来村となっ 東市来町となった。こ た。 13

の宗廟であった。

こでは、

市来関係の

分と稲

荷

:神社を取

ŋ

上げた。

稲

荷

神

社

は

市

来

金鐘寺· 曲 緒

た。 和三 後局の からな 大里に 年 死 (一三七七) 了堂和尚を招き再興して、 後、 が あっ た金鐘 仕えていた女中が尼となり数代続 丹 後局が 一寺の 建 由緒 <u>\\</u> Ļ 書によれば、 時衆宗で万年寺と号してい 開 基 名も金鐘寺と改 1 0) た。 年号、 その後、 開 た。 Щ は 8 永 丹 分

了 堂 Ш 和 尚 あ は 和 0 た曹洞宗 州 大 和 国 本 Щ I 総 持 寺 現奈良県) \mathcal{O} 太源 0) 生まれ 和 尚 0 で、 法 を嗣 能 登国 ぎぎ (現 西

ょ 行 て って か れ 向 金 7 剛[\mathcal{O} 鐘 \mathcal{O} を 寺 嗚 を 5 金 し、 鐘 寺 大 لح 1 に 改 め 仏 法 を広 本 山 総 8 よ 持 寺 لح \mathcal{O} 直 V 末と う 霊 な 夢 に

舟した た ると、 禅 本 得 和 あ 補 原本町) L \mathcal{O} \mathcal{O} 11 か たが、 度し、 竹窓 尚 る竹 巖寺 つて南 和 もとで大悟 語 0) が多 能 尚 に 島 ば 0 和 窓 が が 了 0 柏 その を開 教えに ** \ らくこの < を 智 最 3 尚 游 堂 堂 て 堂 厳 初 \sim 台 厳 確 \mathcal{O} \mathcal{O} 和 \neg は、 がであ もとで 後 1 <u>\frac{1}{12}</u> 和 和尚] 風 志 尚 新 L 各 た。 に 影響 尚 L ジ が 11 は 出 その 遭 地 を迎 地に庵 自 初 た 0 あ 資 ? 「了堂真 大和 下 を受 って \mathcal{O} \Diamond た。 り、 己 0) 幼 料 ·段)。 えて 禅 法 太 鍛 が 11 居し、 応安六 分け 玉 薩摩 匠 源 ま を 錬 世 頃 ょ 宗真 継ぎ 内 その に 開 た 四二三 覚」 禅 て を 团 る 祖 加 に 教 \mathcal{O} 1 中 弥 \mathcal{O} 褝 そして大里 曹 補 賀 後 年 る えを受けた後 玉 で 修 <u>近</u> 心 僧 洞 大 巌 \mathcal{O} 羽 か として あ 行 (一三七三) \mathcal{O} 条の二 ると が 宗 島 らであるという。 江 瑞 和 を Ĺ 報 自 Ш \mathcal{O} 遺ぃ 応永二年 0 \widehat{V} 恩寺 寺 寺 補ふ らは二代となった。 7) 1 偈ゖ 院が ちき 一代となっ \mathcal{O} るが 後、 は、 う。 巌がん 金 住 寺 \mathcal{O} 十月、 進出 世 父 了 補 鐘 串 職 奈 研 観 九 巖寺 寺 そ 呵 堂 木 究 九)と言 た。 弥 阿 \mathcal{O} 和 L 良 \mathcal{O} 野 れ 〒 九 0 弥 0) もとで出 尚 た 県 開 市 は と共 また、 能 五 磯 津 了堂真 \mathcal{O} 山 \mathcal{O} により 楽論 は とな 法 部 K 竹 に に \mathcal{O} 嗣 郡 竹 は 覚 窓 開 で \mathcal{O} 出 日 家 田 0 ょ

る。 0 賀 7 0 瑞 お Ш 寺 は は 了 0 金 堂 臼 鐘 和 井家 寺 尚 \mathcal{O} 0 0 末 法 神 寺 嗣 社 で 竹 仏 ある。 窓 閣 智 帳 厳 また、 に 0 記 載 ととで ž 金 れ 鐘 あ 寺二 て ると 11 る 代 思 金 は わ 鐘 竹 れ 窓

総 持 寺 は 江 戸 時 代 ま で、 全 玉 0 直 末 \mathcal{O} 寺 \mathcal{O} 住 職 が 交代 住 職

> 焼 職 を 失して 愚 務 門 8 が る 詳 総 輪 持 細 番 は 寺 制 度 不 \mathcal{O} を取 明 輪 で 番 あ を 0 る。 て 務 \otimes 1 この た。 た。 よう そ 金 \mathcal{O} 鐘 寺 他 直 \mathcal{O} Ł 末 住 寬 لح 永 職 + ŧ 7 務 九 0 8 年 務 た に 8 が + 兀 書 果 留 代 住 が

L

て

くは 寺 末 来 か L 木寺を持 てお 郷 再 で 金 大 美 興 あ 鐘 ŋ 濃 里 寺 は 0 行 たと言 が 0 (現 朝 大きな寺となっ Ш な 再 岐 上 わ 鮮 興 [阜県) をは つされ Þ れ わ 琉 れ 球 た頃 ľ 由 て め、 緒 1 加 書に 中 0 る。こうした 賀 玉 たと思 薩 市 などとの 摩 (現石川 もあるように、 来 藩内 は、 わ 市 れ 0) 県 交易 市 来氏 Ш る 来 辺 氏 を が 越 • 七 \mathcal{O} 通 土 下 前 堂 じ 援 着 甑 現 伽が助 豪 島 7 福 藍ん が 経 族 井 串 が あ 済 لح 県) 的 L 木 0 あ 野 7 7 支 に B 金 Ł 豊 市 鐘 配

門 さ 師 禅 t \mathcal{O} \mathcal{O} 末寺には本寺として 末寺と に 支 そ れ \mathcal{O} 師 鹿 は、 児 た。 時、 入る 配 \mathcal{O} 後、 島 下 越 薩 明 なっていった。 を離 市 ŧ 治 前 摩 に \mathcal{O} 市 大野に 来氏 藩 あ に れ 戒 年 で 0 てもう た 九 初めて永平寺六十代 \mathcal{O} 律 月 :を授 あ 衰退とともに次第に 0) 福 0 に 役割もできなくな 昌 幕末、 た洞雲寺 け は 寺 0 る授 臥 \mathcal{O} \mathcal{O} 雲童 末 曹 市 寺 戒 洞 来大里の は لح 会 龍 宗 永 を 禅 な 本山 平 住 師 務 0 寺 一職と 寺 \otimes は 0 亨 で \mathcal{O} た。 て \mathcal{O} 削 あ この な 末寺とな 勢 1 家出 0 そ る。 11 た た。 寺 0) t 身 越 ため、 ま で 衰 \mathcal{O} ええ、 。 た、 前 臥 ることが 臥が 调 雲 \mathcal{O} 雲り 童 永 遠 金 間 重き 平 龍 鐘 < 龍雪 寺 0

カュ 胡 5 銅 لح 伝 鐘 来 1 寺 う が た \mathcal{O} 所 銅 は 有 \mathcal{O} 西 L 香 域 て 炉 カュ 1 が 5 た きた あ ŧ \mathcal{O} たとい 銅 \mathcal{O} لح 内 1 うことで う 胡二 意 銅さ 味 \mathcal{O} で、 香 あ 炉 遠く シ う 0) が 口 あ る。 ド

ほ 七 カュ に 藩 由 に 緒 差 書 出 に L は たこと、 御 先 祖 白 様 焼 0) 島 大香炉 津 家 を 系 御 义 先 を 祖 享 様 , カコ + 5 寄進さ

代雲山 来 で焼失してし 六〇二 れ た時、 明 治 和 初 指尚から ま そ 8 天正 で 0) 0) 先 0 廃 ま また住 + 鋒 + 仏 1 五. 毀 隊 五. 釈によ 年 に 年 申 より 間 L 職 住 伝 が えの 職 寺 五. り寺は毀され、 住 しむようになっ ŧ が 八 1 破 七 みである」 吸壊され、 ない 豊 荒 臣 秀吉 れ それ た。 た寺であ などが 廃寺となった。 が 往 カュ 薩 古の ?ら慶 摩 書 0 か 書留 たが、 大 長 れ 七 軍 7 は 年 لح 1 火災 十三 共 る

潮音寺由緒

その 城に 雲州 と伝 \mathcal{O} L \mathcal{O} た島 人物 市 潮 「えら 居 来 石 音寺は、 (舟) が当寺 鶴 住 祁 津家十代立 した立 丸城 れ が 和 残さ て 尚であ 以 麓 に 1 定にあ 久 る。 数 前 れ は、 久が同年に 年 は て その ると書か 養 1 逗 0 自分と た。 留 徳 る。 年 庵 L 月 寛正三年 た と 時、 夫 は 建立した寺で、一 れ 云 人の 7 わ 7) いからな 11 補 墓も龍雲寺 る。 陀 中 Щ 玉 明 龍雲寺は、 V) 潮音寺と寺号 兀 時 六二、 開 代 時 内 Щ 0) 期この 鎌王 は に 市 東 龍 建 来氏 を給 لح 市 雲 て 市 た。 来 寺 1 来 を 町 \mathcal{O} わ う 今も 滅 鶴 長 八 0 王 丸 た ぼ 里 世 位

巖 和 本 尊 尚 に ょ 面 0 て 観 次 音 菩 0) ようなことが 薩 座 像 0) 义 師 書か 厨 れてい 子 0) 中に た。 書 付 が あ り、 抱

鹿 雲 尊 頼 児 寺 0 W 観 天正十五 で 島 作 代 音 菩 5 滞 抱 せ 薩 在 巌 た 年に豊臣 Ł L 和 微 7 尚 塵に に V 本 た 秀吉 尊 打 京 5 を 都 軍の 砕 再 か 興 条 先鋒隊によって寺 して れ に た。 住 欲しいと んでいた大仏師 潮音寺三代 願 1 0 が 出 智厚 破壊 た。 0) 大蔵 和 そし Ż 尚 れ 京 が 龍 本

そ \mathcal{O} 潮 音寺 遺 骨 0 は 宿 所と 島津 な 又 郎 久でき 保まり ま (義弘) 中 納 言島 男 津 が 家 朝 久 鮮 (義 で 死去 弘三 した 一男、 時

> たと思 との ことが た市 であ 5 摩 唐 時 とに、 人町 0) ŧ 藩 り、 交流 来 ように、 宿 初 湊に わ が 度 曹 所となっ 代 日 れ 源 あ が Þ 藩 Ď, あ あ 本 あっ 院 る 主 内 中 0 (島 は 中 たことを物 玉 た。 た。 0 た 明 津 勿 玉 遺 この 語 潮 光久 論 \mathcal{O} 骨 \mathcal{O} 寺 を 人 音 を ように 琉 通 物 寺 夫 高 は、 記訳する は市 球 がこ 人 語 野 Þ 遺 山 0 中 骨 島 \mathcal{O} てい \mathcal{O} 来 国と \mathcal{O} 唐 寺 湊 津 遺 埋 宿 御 家 骨 通 る。 に 葬 所と 0 詞 逗 仮 \mathcal{O} が L 交易も た 屋 人 江 ŧ 中 留 L 々 戸 国 1 L \mathcal{O} 時 た。 7 船が \mathcal{O} か たというの 付 t 近にあ 最 盛 遺 5 宿 薩 適 出 骨 λ 入 所となっ 津 で 摩に下向 な 水 \mathcal{O} 場 賑 筋 宿 った。 Ļ 所 所とな わ は、 \mathcal{O} 宿 湊に であ って た。 場 中 由 L 町 は た 玉 緒 る さ 11

梅岩寺由緒

女中が た。 は 寿 梅 そ 福 岩 \mathcal{O} 尼 寺 庵 と言 後 は (梅岩林公) 龍 市 雲寺 0 来 た。 湊に \mathcal{O} 尼寺として あ 九 となっ 世 0 た。 岳 て 菩 丹 和 尚 七 後 代続い 提 が 局 を 開 0 弔うため 死 Щ たが Ĺ 後、 龍 断 局 雲寺 絶 に に . 召 し 庵を結 \mathcal{O} 寺も廃 仕 末寺とな び、 えて 壊 初 1 8 た L

来迎寺由緒

尚に 廃 来迎 仏 毀 ょ あっ 釈 ŋ 寺 に は 再 により 1興さ た。 大里 廃 1 れ に て後、 寺とな 0 あ 頃 ŋ \mathcal{O} 龍 創 市 る。 来 雲 建 氏 寺 か は \mathcal{O} \mathcal{O} 菩 末寺となっ 不 提 明 だ 寺 が、 写 龍雲 真 54 そして 寺 \sim \mathcal{O} ジ 八 代 明 雲 下 舟 段 治 掲 0 和

迎 寺 そ 0 0) 寺 由 来記 社 領 によると、 町 <u>シ</u>山 野 畠 開基 地 を \mathcal{O} 年 母 月 心 Þ 華 開 公 大 Ш 等 姉 \mathcal{O} は 菩 分 提 か を弔う 5 な た 8 来

久の母 局が・ 寺にあ 今は を結 に寄 他大きな 帰 ものと伝 五 来像を安置してい (約六十六於) 分 ったとい 書い Щ λ 進 **(**約 でい る。 野 心 するという島 だけ 華 五 えられる石 た書付 六十些)、 輪塔 . う。 -安公大姉 たが、 来 残さ 抑 で仏 など多 L 寺 が かし 龍 た。 あ れ 脇 引 雲寺 師 津立 ている」 塔 0 0 <u>\\</u> 数あ ながら たが、 来迎 位牌 定 摂 \mathcal{O} 光 \mathcal{O} 寺 久の 観 雲舟 絵3 0 寺 る。 • が 音 とい 花 作 Ò 光 確 あ 寄 尾 明 り、 で 冏 和 創 \sim か 進 勢 0 弥 寺 火と、 うことで 尚] なことは分 あ 建 僧 至 往 る。 時 ジ 陀 が 菩薩 が 古 再 \mathcal{O} 仏 遍 $\overset{\sim}{\smile}$ は 島 は 興 寺 \mathcal{O} 照 上段左側) こそかに 高 字が 0) \mathcal{O} 寺 津 ある。 ĺ 座 <u>\\ \</u> を寄 つから 冏 貴 は て 像 像 共に 弥 で、 久 開 敗 ない もら は 進 壊した後、 陀 0 山となった。 高 さ がある。 仏 高 本 寄 さっ れてい ľ 0 さ二尺二寸 尊 進 . 受け: 丹後 中に 阿 状 尺 弥 が たが 草 そ 局 持 丹 九 陀 龍 <u>\\</u> \mathcal{O} 5 後 寸 庵 \mathcal{O} 如 雲

塔群は 丹後局 て 鹿 現在も来迎寺跡にある。 児 0 島県 墓と言われる石塔と、 指 定文化財 に なっ この墓塔群は、 大きな五輪塔などの て おり、 県 小内で 「来迎寺 ŧ 有 数 市 墓塔 来氏 0 墓塔 群 \mathcal{O} 墓 群

荷 神 社 由

移され 稲 本 荷 残さ 神 た。 社 には東 れ ŧ て との 市 来 位 町 置 湯 は 田 玉 に 道三号 あ る。 湯 線 田 沿 地 11 で、 区 開 今で 田 \mathcal{O} ŧ 時 現 鳥 在 居 0 \mathcal{O} 場 石 柱 所

そ \mathcal{O} 由 緒 \mathcal{O} 主 な t 0) を挙げ ると次の ようである。

作 創 田 旧 建 記 村 など 0 で あ ほ は か、 ること。 な 大隅 1 が 0 言 知 串 行 地 良 伝 にも こえら は 十 あ 町 れ 0 八 7 た。 反 来たことがらとして、 あ ŋ, + 月三日 湯 田 村 0 大里村 祭日に は 後 伊 局 流

> 幣 に 島 知 稲 たことが分かる。 鏑 は たと言 を 行 荷 以 馬 上 す 勧 神 ŧ 移 地 でに、 l 請 \mathcal{O} は 社 行 され 寺 わ た 召 は わ し上げ 後に鹿 れる鎧 0) れてい 々 や稲 た。 市 で、 来郷 阿ぁ 吽ゎ 吽 た。 5 が 児 荷 に ħ 島 神 \mathcal{O} 局に 唐 た。 \mathcal{O} 領 社 丹 移され 猫 唐 \mathcal{O} あ 付 後局 猫 御 を 由 0 がは、 神体 いて下 新しく作り 緒 た に た。 が、 書 まつわる言い 呵 を見ると、 はここに置か 向 \mathcal{O} 年 藩 方はここへ 間 L 0 添え た人数は十三人であっ は 御 分 裁 江 た。 カュ 許 れ、 伝えが 戸 5 方に差し上げた。 残 中 島 な 期 津 Ĺ 鹿 V 残され 0 忠 児 が、 件は 天明年 久 島 その が は て 寄 鹿 時 御 間 児 進

参考文 献

市 来町 郷土 誌 九 八二 市 来 町

東 市 来 町 誌 Ŧī. 東 市 来 町

島 津 藩 主 略 記 九 七 八 島 津 修 久 著 黒 潮 舎 発

永 平 寺 風雲 録 $\overline{\overline{\bigcirc}}$ 中 嶋 繁 雄

臥

雲

禅

師

語

録

九

八八八

臥

雲禅

師

語

録

刊

行

会

新

出

資

料

によ

る禅

僧

0

遺

偈

0)

研

究

(下)

九

七三

禅 研 究 所 紀 要 号) 田 島 柏

前 略

薩 州 日 置 郡 市 来 万 年 Щ 金 鐘 寺 由

基之 去 丹 所 尚 候節 後 を 比 年 請 御 丘 · 号 并 局 尼 為 様 谷と申 開 曹 被 山 洞 御 遊 相 宗 菩提女中 所 知 御 相 有之候 不 建 成候、 申 立 候、 尼 時 嘉嘉 衆宗ニ而 外でも女中 成 尤尼之寺跡 録 致 三三 住 万 年三 職 年 虍 寺 当 数 丹 成 寺 と 代 後 為 地ゟ東之方引続 相 御 湊 申 続 局 村 之 様 由 後、 庵 被 申 室 游 伝 上を結 了 候、 堂 和 逝 開

寿 福 「庵と号、 御少数 代相 続之由申伝

頼 御 古ゟ之書付 局様 朝 公 御菩提所之 御 焼失為 顔影 安置 仕 儀 由 有之候処、 日申伝候、 且又 頼 元録年中由緒御 火災三付焼失之由 朝 公 御影御 安置有之候 糺 |申伝 方に付 候、 丹後 儀 尤 往 申

一永和三年丁二年 上候書留有之候、 御 再 興 有 之、 寺 号金 鐘 寺と相 改、 能「州[®] 総国 持二 寺

開 Щ 了堂和 尚

直

末相成申候

像有之、 高 サ 、弐尺、 作者不相 知 候、

和完古者、 日本曹洞 八幡一依 霊夢、 宗五 派 当 之惣 玉 下 領 向之由 能 州総持寺大源 霊夢ニ云、 和 尚 西 之法 嗣 者 金 生 産 剛

, 鐘ョ鳴ヶ大ニ世ニ響ント、

但行常、 デノ記、 火災二付焼失、

本尊十一面観 音 木仏座像、 高サー尺三寸、 作者不相 知

聖観音 往古七堂伽 藍 之 節 金 仏立 山門。安置有之候本尊之由申伝候 像、 高世九寸、 作 -者不相 知

往古室之間 本尊之由 旧 記: 相見得申候

虚空蔵 木仏座: 像、 高サ七寸、 作者不相 知

七堂伽藍之節、 後 之高寺之本尊 仏殿之本尊釈 相 成 候 由 旧 迦 記 ハ金剛四菩薩、 相 見得 候、 何 様 当寺毀破之節 成 訳 二而 候 哉 相 曹

知

不

申

名 州総 前 持 寺輪 相 知 持 寺 不 番 申 相 直 勤 末 申 一而御 候 座 其 候 外 為 二付 相 寬~ 勤 永六 由 十二九二 候 得 **气共、** 年_ 書 丑, 留 +~ຶ 焼 兀 失仕、 代 住 持 年 愚 間 門

高

麻 王宝 之玉 壱

右者宝暦十二年 -火災 二付 疵 相 付 申 候

往古者七 堂 伽 藍 寺 領七 百石之由申伝

濃州岩手

幢

寺

右者、 玉 成度旨、永平寺汽御 宝暦年中禅幢寺大檀那濃 永平寺印 『明合彼是難仕候故、 何 様でも可有之旨永平寺ゟ之書翰洋禅幢 当寺末寺二而 書 壱通 頼 正 候 文者 為有之由 処一遠国故本末之式疎略 永平寺預末一被成可然旨申遣候、 福昌寺汽格護 州竹中主膳様ゟ 依之当寺ゟも其通 写并福昌 越州永平寺 寺 たも 相 寺添書左之通 頼 願 成 出候 候訳 来候間、 預 ハハ、 を以、 (末 で被 右二 遠

如

濃州岩手

格護

仕申

· 候

幢 寺

右 者、 当山 薩州 預末可致旨 市 来金鐘寺末御座候処、 被仰越致承知候、 遠国故本末式疎 法系通者如古来属致 略 相 !成候 預 末

候上者、 諸般 直 末 同 前 指 揮 可 致 候 間 永平寺 仍為後証

印

書

如

件

| 暦十三歳 | 年

四月十八日

鉢印

薩 州

金 鐘 寺

候 間 其寺之文書可被 致 置 永平

寺

衣 覚

鉢ゟ之証

書

者当

寺

御文書箱二

付

置

也

仍

別

紙写差

* 十 月

福 昌

副 司 寮 印

市 来

金 鐘寺

越 加 前 賀 大野 郡

瑞川 洞雲寺

寺

開 Щ 当寺一 代竹窓和

尚

越

前

医王寺

右者、 由申伝候、 往古ゟ之書翰者為有之由候得共、 も相成申候哉、左候得者書付有之筈候処焼失為仕儀『而も候哉 代等も有之筈候得共、 当寺末寺二而前 々ゟ書翰之往来為有之由候処、 書翰を以右届等も無御座候、 宝曆十二年火災,時焼失仕候 本山直末っ 近年者 交

総持寺五院書状写壱通当寺格護『『次渡来申候写左之通

其国 鐘住持職之事、福昌寺平申之英威於官家無比類之条、 **戊** 虽付 二 而 不 分 明 一 市来金鐘寺年来輪次断 福昌寺江申越侯、 門派之儀□□当代之明鏡、 於当山向後可奉仰檀越者 絶之儀申越候処に、以御分別茲役被 仍而連印如 件、 末世之亀鑑御 也、 将 又 厳 金 重

[禄] [六年一五六三]

永録奚三月七 日

普 蔵院 春 播 判

伝法· 庵 祖元判

如 意庵

文郁

判

洞川 庵 宗周 判

判

妙 高 徐

津 理 太夫殿

御奉行 所

> 旧 記 有之候書付写左之通

為薩 光院、 隅 几 日太守大中良等庵主、 俵者維那寮指 置申候、 御 每月廿三日御霊供茶湯 霊供米八木八俵、 此 内四 御 俵 執 行 者 法 車

要候、 仍如件、

薩 摩 金 鐘寺

天正七四年八月十五 日

元珍判

此 外胡銅香爐一 個

倭物打敷一 所 置

総持五院免僧中 -懈怠候者、 堅 固 可可 '被仰付候

法光院

維那 寮

御先祖様御継図 壱巻

但箱有之候 由

旧記 *年、融峰代御使肥後仁右衛門殿を以 右者、往古ゟ当寺格護ニ゠ 相見得、 校割帳消除有之候、 校割帳『召載次渡来候処』、享保十二丁 差上 一候様被仰 渡 差上 候 由

福昌寺役寮消印有、

金鐘寺 殿桃源悟 公大姉御牌

右者、 同年肥後仁右衛門殿御 使三元 御 取揚 有之候 申 旧 記 相 見

得申候、 尤来迎寺年御安置有之候 由 校割帳 消 除 二而 福 昌 寺 役 寮

消印有、

白燒大香炉 三ケ

右 者 御先祖様 5 被遊 御寄進 御使国 分仲七左衛 門殿と校割

帳 相見得申候、

御 文書并総持寺普 蔵 院住番之請状、 其外之旧記 火災之節焼失之

由 申 伝 候、

往古当寺立左之通御寄進 為有之由、 旧 記 相 見得 申 候、

大里村之内 ÌЩ 畑 鍋 田、 Ш 上村之内木場 牛之江、 右四門三町

七反、

門前 屋 敷

Ш 本曲 座屋敷

吉村役人屋敷

鐙中間屋

瀬戸口 紺 屋

加治

1屋加治屋敷

都巡山山

屋敷

平

鑑

司

屋

敷 敷

屋

ケ 城

土器屋 塩屋壱間

寺之釜と申、 薩 摩 渡

之候

由

右者、 知行并門 前 屋 敷 塩屋、 天正 年 中 毁 破 之節被 沼上 候 由

旧

記相見得申 候、

当寺堺内山中 - 壱里半 ・回り之内名所

立ケ原東之堺 大谷 暗谷 唐 人 ケ峯 八方ヶ 辻

登

破レ石 木屋ヶ宇都 扇子 Щ あ め カン 谷 池 之原

北之堺 百 田 苦木平 小 屋 田

八幡山西之堺

右之通 往古 御寄付 之由旧 記『相見得、 当寺二格護 仕 来 御 文

書為有之由 候得共、 火災之節燒失仕候段申伝候

大蘇鉄 禁頓中 長七尋三尺、 三尋之枝弐ツ有之候 由

右者、 江 御 進上之由御 奉行三 |原左衛門殿御代之由

鶴之絵 幅

右往古三拾年余、 門中 ゟ 当 寺 輪 番 相 勤 候 由 Ш 辺 宝 福寺盈愚和

輪 番 之節 御用 二付 差上 候 由

> 斉大鼓壱 П Ш 辺宝 福寺並当分有之由

伊 ,集院抱雪老御地頭之時分、 当寺毀破之故大門壱 宇、 伊 集 院

窓院工御引移、 其 ,外寺物雪窓院¤被遣候由申伝候、

右四 ケ条旧記相見得申候、

Ш 辺 忠徳山 宝福·

寺

開 Щ 当 寺二 一代竹 窓 和 尚法嗣宇

補 陀 山 常楽寺

下

甑

島

開 山当 寺 兀 代 牯 牛

当所大里 村

栄泉寺

開 山当寺三 一代大中

当所川上

興

円

寺

開 山当寺三代大 中

右四 ケ寺当寺末寺『『御座候》

当寺末寺二而 候処で、 当分りと選り ,寺号左之通

清円 庵 湯田 村一有之候由、

松

原

庵

薩

摩渡瀬之下"有之候由

宿露庵 串 木野上別府"有之候 由

鶴 林 庵 塔頭之西:有之候由

致 重 院 同 .所"有之候由

道 典 庵 塔頭之西 "有之候由、

右六ケ 寺当分廃 壊 御 座 候、 往古者 末 寺 兀 拾 九 ケ 寺 為 有 之 由

記 相 見 得申 候

建口旧 久七两年八月一 日 忠 久 公 • 丹後御 局様御 下 向 之 節、 崎 野

被 遊 御 着 岸、 目 出 度 当 玉 御 着船 被 遊 候 二付、 薩 摩 渡 瀬

御名付 被遊候由

浜

二代 六代 三代 木崎 勤候 右竹窓 鍋 開 得候、 大里村之内工 七 五. 兀 候 御 候、 薩 がケ城当 代 代 代 代 Щ 下 摩 由 5 右四 渡 玉 今熊 和 日 辰巳之方百間余之所『北 御供 御霊之宮 鶴 瀬 大中 竹 仙 全 繁 竹 牯 1社当寺 1 古山 尚 了 堂 寺 岡 東江 竹 岳 超 岫 畝 牛 林 之内、 窓 ゟ 八 和 鎌倉神社御 和 和 和 和 和 和 木 和 和 午 王 幡 尚 尚 尚 尚 尚 尚 尚 一代 崎 尚 未之方百 鎮 尚 と申 守 大中和尚迄之間三拾年余 重 生 生 信 所 産 産 氏 勧請有之候 有之 越 和 間 被 前 余之処江有之候、 州 罷居候 候、 条水と申井戸有之候 加 初 賀 所之由 而 瑞 川 御 寺 二而、 腰 開 門中ゟ当寺輪 右六ヶ条旧 掛之石と申伝 Щ 重 信 と申 記 所 番 相 有 有 相 見 之 之 十三代 廿 四 廿三 十八代 十七代 十六代 十 五 十四四 右明室 十代 廿 廿二 廿 十九 被仰 右者、 廿 十五 留 五. 代 天:: 校校 代 代 年 明於 渡 代 代 代 代 代 七丁未 趣 此節 余毀破并火災有之、 和尚ゟ拾三代雲山和尚迄之間、 御 割 明室和 致 宗英和 慈容 為説 記録方御 実門 機運 光益 素禅 大勇 融峯 慈麟 慎翁 雲山 蔵天和 音 帳 門和 江 承 由 十二月 相 和 和 知 和 和 和 和 和 和 和 和 和 緒 糺 候、 尚 尚 尚 尚 尚 尚 尚 尚 尚 尚 尚 尚 尚 尚 尚 御 用 糺 其 掛 当寺事火災二世往古之書留 方点中伝等有之候 外申伝右之通御座候 長々敗壊ニモ無住 金鐘 天正十五年ゟ慶長七年迄 寺 実門 ハハ、 間 之 由 実否共 致 此 焼失、 段 申 申 出

近代 出候

以 之 様

郷 士 年 寄 中

前 寬 通 市来金 之 前 政二年成三 石 之石 売之伏候形に似 1鐘寺江 伏 月 虎之二字、 廿 **政**元○ 兀 日 年成三 たるにより、 斉宣 Ш 村 宗澹 月 公 廿 当 兀 書 所 方 日 温 伏虎と被名是版 被 泉ゟ不図当寺エ 仰 斉 宣 付 一公御 候 節 之書付、 入有之候 をユ 石面 被為 書 節 入 左 候 門 之

村 上 静 馬

月 + 日

兀

様

侍

医川

村宗澹江被仰

付、

彫刻等之儀

拙

者承之申付

自

無

麁

抹

様

可

被

致

為

後

証

如

此

候、

以

Ĺ

金 鐘 寺

寄雲恋 御 右 五 文 月 短 化。 尺 雨 五凸 ひかすふりそふ五月雨の比谷川の岩こす波やまさるらんな ひくとみ れと 行ゑ 定んたのみなや人の心ハしら雲の 展閏六月六 二枚 日 御 詠 宣 一公御 寄 斉 斉 進 宣 宣

薩 州 日 置 郡 市 来 龍 雲寺 末 寺 潮 音 寺 由 緒

右

御

短

尺

相

付

候寺社御奉

行

所書付

有

之

前 本 御 之比 者号 · 尊 逗 留 時、 養 諸 徳 面 玉 庵 観音菩 Щ 発 号 所 補 威 謂 光 大明 薩 陀 京 座 勢 大子 寺 像、 走 名 潮 向 鎌 义 軍 音 王 師 兵 と 給 之内 百五 由 奉 申王位 申 有書付、 + 伝 万 也 騎 就 誠 爱天正十五" 年 配 驚天動 月不相 所、 当寺 地 豈克 年 初 有

> 與之 型 打 友 日 砕 防 所眼前 令 成 人 力五 使 微塵 薩 之鹿 逆 也 潮音 徒 走矣、 児 主 島 盟 留 不 敬~ 智 滞 厚記 僊仙 洛 室謂 堂、 陽 予云、再興 不尊 条居 神 住之大 社、 《本尊以為幸聞最 僊師大蔵 観 音 菩薩之 京 奉 尊 哉、 像 再

前 永平 -龍雲現 住 抱 巖叟 誌 有 之、

春日之御 牒 御 書 用 載之以代 差上之、 作文 Ш 殊 野湘 伝 于 普賢 後孫矣、 雪有受取 両 尊 有 之、 其 後 寅 白 九 銀 月 十 致 日 拝 領 前 也 中 将 故 校 様 就

開 山 龍雲中興雲舟玄済 々 和 尚 禅 師

当 寺 中 興 発龍雲十 世 抱 岩 龍 孫 和 尚

福 昌 先 加大川 変大和 尚 尊 牌• 同 墓有 之

高二町二 反為 有之由 申 伝

一曹源院様 御遺骨 御一文一郎様於朝鮮国 御一又一郎様於朝鮮国 御 又赢門 御 逝 去 御遺 骨 為 被 遊 御 宿 事

野 御 登山時為 被 遊 御 宿 事、

御 下 向 之 節 為 被 遊 御 宿 事、 其 後 御 遺 骨

為 被 遊 事 度々 、有之候、

右由 書 調差上 緒 書 御 元 宿 候 禄四辛十 留 帳 本寺 龍 雲寺 月 御 用 御 被 文書箱 仰 渡、 之内 同 兀 . 有之、 年十二 右 月 留 + 帳 五. 以 日

書 写差上申 候、 外 由緒 等 無 御 座

開 Ш 龍 雲寺 中興 雲 舟 和 尚 中興 風 得 宗 公 座 元

中 興二 代 龍 山 岡 公 道 人 世 中 興 抱岩 和 尚

三 代 薄 . 3 3 3 8 8 厚 和 尚 兀 代 法 室 智 孫 和 尚

五. 代 六 八代当寺 世 牌 無 御 座 故 相 知 不 申 候

尚 代 北 峯 春 羊 和 尚

七

洞

九

代 代

吸 岳

観 瀬

智 和 和 出 代 潭 底 蒼 龍 和 尚

代高 翁茲 客 和 尚 十 二 代止雲空卯

十三代了源 来 暁 和 尚

+ 匹 代 翁

和

尚

十 五 代禅麟

右四 住持当寺、 於是 代法室智孫、 于此大川 太守公為大川 姓、児玉氏、 遷化負遺 和尚 体還当寺営葬送之事、 香花料雖 投福昌先師大川 被遊 御寄付 和尚之室而出 霊塔今猶 高禄而不受 家 厳

智孫所持之大刀 一腰伝『在児玉家、 衆言如是 然歳月深遠愚何

足 知之平、 頓首、

孝心徳用行年八十歳『明 右之通当寺 由 緒 世 代 如 和九區十二月七日死 此 御 座候、 去

潮 音寺現

天二明元 七色 年丁 *十二月 朔 日

> 褝 麟

薩 州 日 置郡 市 来龍雲寺末寺梅岩寺 由

本 尊 勝 軍 地 蔵菩薩 長 尺 五. 4

開 山 龍雲 九 世一 岳 和 尚

開 基 梅 岩林公大姉

再興 之僧令住 成比丘尼結庵室、 右者 (之而以為 丹 持、 後御 位牌等有之也、 局 岳和尚之開山 為 号寿福庵、 被 沼仕 女 尼寺七代相 寺宇殿壊 御 局 年号不 御 故 逝 :続也、 相 能雲 去之後為 知 + 断絶之後禅家 世 抱岩 御 菩提 和 尚

今有之、 右勝 軍 地蔵之儀 去卯年当所出火之 者 御 局 |様御信心之仏===御座 節 未 枚者焼失仕申候、 候、 由 其 来

等相 知不申候、 以 上

天明 七 年丁

梅岩

中 略

薩 州 日 置郡 市来龍雲寺 末 来 迎 寺 由 緒

立 久 八公御筆 御 寄進 狀 写

薩 摩 玉 市来院法 城山 龍 雲禅

堀切 八反并湯原畠地 町、 為 太岳誉公居士 奉寄進

也

来迎 寺 領三町、 同 Ш 野畠地、 為 心華安公大姉奉寄進所 也

Щ 林 曠 野方三里、 可為御 理 運 殊楠木自二 葉可被成格護候

右条々於後年違乱 之輩 者 幡 大菩薩 御 昭照 覧、 不 可 為島 津子

仍所定, 如 件

文明桑几月十五日

立久公御 書 判

久公 御筆御寄進 火状写

来迎寺三 町井山野畠地 等之

為 心 華安公大姉 立久所御 寄進 也

依 有 時 宜既中絶、 然処為中興 貴久奉返雲舟 済 和 尚、 以令寄

処 也

右於後年違乱

之

輩

者

幡

大菩

蕯

御 昭图

覧、

不

可島脱

津-

子

孫

者 也

天~ 入文十七年三月知 [一五四八] 仍証状如件、 朔 日

貴久 公御 書 判

外

由 于

記

古之開 基年 月 且 又 開 山 等 不 分 明、 于 今所 申 伝 者、 来迎 引

為其 光明 尺二寸、 遍 尊 照之有 仏 師 坐 定 像 光 長 兀 筃 寺、 尺 九 本 4 尊 五分、 皆 冏 脇 弥 陀安置故、 立観音· 勢至之立 来迎 寺之本尊 長二 亦

丹後御 局 御石塔 有、 弥 陀之尊 形、 石 之中 御骨有之、 併 御 法 名 不

相見得、 前代申伝 而 Ē

遠而法名等不 八文字民 十二月十八日死去、年号不相見、 2部太輔 相 知、 殿 石 其中謂 ¹塔之由 笑山忻公上座 申 伝 市 其 来家系図之中、実名等有之 外五輪之大石塔多、 有法名、 市来家之先 歳 月 祖 深

若狭守忠秀於宇治川 戦死、 忠久公御一腹之御連 技之由

大和 尚 為 開 山処也、 丹後御

局様御代之寺宇敗

壊

~~後

結

草

庵

以

勧

請龍雲中興

(雲舟

済

立久公之御母 堂 心華安公 大 姉 有 御 牌、 古者高御 寄 付 雖 有 之、

今者寺 地 山 野 御 免 而已、

右之通 存 相 以有之候 不申 筆壱 付 親 候、 由緒 丹後御局様 通 右 間、 御 以上、 御 腹籠 貴久公 書写差上 糺 方被 之御 御 仰渡 書付 候、 御 筆言而之候処、 筆壱通 趣 且又当寺 承 密貰受帰候由 知 仕、 本寺 本尊 相 龍 先年花尾之僧、 糺 阿 雲寺御文書箱 申 申伝候 弥 候 陀 処、 如 来御 慥成儀者 腹 之内 立 俗 籠之 久 縁 格 公

天明七. 年丁 * 十 月 廿

五

日

来

迎

中 略

薩 州 日 置 郡 市 来 金 鐘 寺 末 寺 栄泉寺 由

当寺 開 基之年 号 月 日 相 知 不 申

> 当寺 開 山 金鐘三世 大中 興 大 和 尚

世 代続 相 1知不申 候、

右者、 知 候、 開 依之委敷相 基之由緒 糺 年号 申 候 月 処、 日 相 細 糺 密 可 相 申 知 上旨被 不 申 候 仰 渡 此 趣 奉承 段

上 候、 以 Ĺ

天明 七 十二月三

栄 泉

薩州

日

置

郡

市

来

金

鐘

寺

末寺興

(円寺

由

緒

Щ 金 鐘 \equiv 一代 大中 興 和 尚 寺 地 石 地

開 右者、 此 **此節寺院** 由 H 緒 第 宝 物等 有 来候 `, 委 敷 相 糺 可

申

上旨

被仰 渡 奉 承 知 候、 依之当 一寺之儀 者 由 緒 宝 物 等 無 御 座 候、 此

段 首尾 申上! 一候、 以上、

天明七 ^T*十一月三日

> 興 円

旧 記 等 無之候 而 Ł 申 伝 候 次 第 申 上 候 様 被被 仰 渡 趣 承 知 仕、 左

之通申 Ŀ 薩

州

日

置

郡

市

来宗廟

稲荷大明

神

由

緒

忠久公於摂州 住 吉 被 遊 御 誕 生 候 節、 御 産 湯 を Ĭ, 火 を燈 シ候

野 3狐之霊 を崇被 遊 御 安置 候 由 申 伝 候、

丹後 御寄 伊 作田 付之知 之御局 村、 行拾 壱町 様 市 隅 町 来 州 八 鍋 串良之内浮 反、 ケ 城江 内 八 御 町 在城之節被遊 免御寄付為被 八 反 《湯田村、 五. 遊由申 反大里 御 安置 伝 村、 御 五. 料 反

御 **野安置者** 承~ 元三年 · と 申 伝候

白 狐 神 壱 体 疋 往 討 古者三社 死仕 候 訳を以、 二而 御 座 候 右二 処二、 狐 朝 を 御 鮮 崇 御 在 御 陣 . 之 節 帰 朝 狐二 節 五. 疋 社 相 現、

勧 請 之 由 申 伝

為 候 御 往 引 有 古 移 之 社 由 申 跡 地 伝 兀 地 五. 御 新 丁 田二相 辰巳ノ方 目 『之矢尓今社内』有之候、 成、 つ当り 本社地ニ 有之、 石之鳥: + 井 月三 天 柱壱本. 和 日 年 御 中 相 祭 当 残居 鏑 社 流 地 申 馬

参り 宮司 夫ゟ 御 相 成 家 為 引入為 神 頼 ハ 供 相 候 候 相 以 主 二而 有 之由 来有 二付、 節 勤 相 知 罷 候 勤 申 罷 下 候得 候得 居 候 由 Ш 無何心 右 候 之由 塚 得 家ゟ主取 人数 が田方 家村之儀 共、 共、 共 焼 拾三人、 御 外 神主塚 捨候 頼 然処一大里村 蔵役相 仕罷 候 ハ 何 者 由 跡断絶仕候、 様 申 田 居 其 勤 伝 此 子 申 内 為 候 候、 -候、 箱之内っ 孫壱人病 於節越度[·] 塚 罷 徳 田 重門 成 Щ • ŧ 元家之 稲 Щ 有 相 有之書付 九 人二而 荷 之被召 知 元 兵 宮 /衛と申 不 儀 役 申 有 由 目 緒 禿 候 Ш 焼 組 相 書之儀以 候 浩呉 者 頭二而、 勤 由 塚 家 病 申伝 田 村 候 候 見 之 儀 此 様 廻 前 難 大 候 儀 兀

御座 鹿児島 揚り 候 滋被 哉 候 5尔今 引 移候年 無 御 簡 座 相 候、 知 不申 御 [祭米真 候、 米 被 召 五. 斗 付 置 弐 升 候 五. 知 合為 行 之儀も 被 仰 其節 付 迄

爱 座 許 稲 一荷大明 児 島ェハ 神 御 鹿児 幣 勧 島江 請 為有之由 御 引移 り之 申 ~節、 伝 御 神 体 ハ 此 方江 被 成 御

江 呵 候、 云照 尤御 云 之唐猫舞 | 壱疋 作添 鹿 弐2 児 年号 疋 島 御 相 参、 座 知 候 不 冏 処二、 申 壱 候 疋 鹿児 二而 御 島並被引 座 候 処、 移 御 候 作 節 添 冏 二而 壱 疋 冏 云 此 御 座 方

朝 郷 伝 候 瀧 鮮 書 津 宮 本 当分: ·之大般若 有之候 虫 付 を 経 御 半 取 部、 物 被 往古 成 相 成 居 御 乱 世 申 帰 陣之 之 候 砌 豊 節 当 後 入之 社 節 御 奉 納 豊 之 州 由 山 申 田

御 鎧 壱 両領

就 右 御 者 用 所 忠 久 詰 公御 締 方 寄進 横目 之由 衆 申伝 相 付 有之候処二、 差 上 置 候 去 午 月 御 裁 許 方 ゟ

三日 御 自 九 正 石 被仰 祭年 分失墜 日 月 御 御 元 中一四 付、 祭 祭 日 を以 ŋ 御 ハ 御 祭り ハ 兀 度 納]度之御 相 湯 有来、 御 ハ 済 田 年 申 米 村 を以 祭相 在 中之御参銭 候 神領 中 出 相 済 を来、 被召揚候節 [米#氏 済 申 を以社・ 候、 其後五 子 中 + 二而 出 人 斗 月三 銭 ŧ 主 弐 を以 御 取 升 日 Ë 座 五. 御 相 立合被仰 候 相 済申 哉、 祭 済 ハ 申 候、 山 御 候、 付 1 祭米三 元 候故 二月 元家よ 九月

方。 湯 田 相 村 付 神 居 領 候、 八 町 字名尔今 八 反之内 相 夫 替 Þ 不 役 申 目 候 御 差 分 ケ _ 而 給 地 方 夫 Þ 勤

銘 神 稲 領 荷 委 大明 願 ク 申 相 神当 上 知 候 申 社地 候二付、 件 ハ、 御引移、 大明 別当 寺ゟ書付 大 跡 明 地 寺 御 前 被 住 新 差上 田 頼 金 相 候 寺 成 内 申 候 被 立 節 置 候 本 石之 社 地

右之通 右 者、 申伝 此 節 候間 御 記 書付 録 方を御 差上 申 糺 候、 方 被 仰 以 社 上 渡 趣 承 知 仕 相 糺 申 候 処

人 寄 主 取 有 Ш 甚 右 菛

天一 明七 七年未十二月 + 日

御 郷 士 年 寄 衆

朱書

「右者、 其後 天 相 明 重ミ候 七 年丁 儀者 +1朱書 月 御 記 相 録 記 方 置 ゟ 候 御 糺 方 付 相 ら 差

上

被

政小 閨 1六月 日

山 下 金 左 衛 菛

臼井仁平太聞書爰 '留置

申候卜 其比 筋甲大 岩下四郎 稲 \vdash 緒 何 三荷宮江 書付 굸 和 様 ·承居侯、 無之、 ル 田 袖ニテ候、 御 往古ョッ I源太兵 右衛門 . 裁 人 (廻勤之砌、 許方ハ為差上筈候、 天 衛殿 鎧 \vdash 明 云へ 七 ノト輪有之ス子当平生之ス子当ノ如無之候、 拝見有之候由、 領宝殿二有之 年 右鎧拝見之折、 ル両人、寺社方掛年 十月: 御 先年寺社方取次田中 用 有 忠久公御 カフト 拙 之、 者書役ニテ差越拝見 寄与 締 サ カ 方 寄進之由 頭 横 面 目 出会差上候 明 珍 諸 山 %作之由: [申伝、 右 下 - 才蔵 工 門殿 候、 被 由 由

間敷 遊也、 明珍初: 此節 有之間 少シモ 由 タチア 由 由 シ候ヲ一 欲 们之由、 ケ敷 也 右 時 御 頼 ケト 敷 1 又 鎧 朝 代久シキ故ニニ候也、 代宗介作之由、 \vdash 用二層御 別而為 筋 . 相 タミ無之ニ付い ハ只今取繕有之候へ 公御 篇聞候、 1 考候 申 云 和 人 時 取揚 勝由 田 代為 ル 新 其上 氏 コト \vdash 無之由 御御 拝見之節 有 一而 之、 モ、 有之由、 此介ノ字両説之由、 御宝物:相 取立有之御 咄 通咄有之候、 只今之通社内"被召置候"相損等 写承リ、 覚之侭 岩井吉右衛門吟味之次第書付人之ヨ 桐之御 ス子当ハタチアケトイエル作ニー候 被申候由 バ、 外二御家江一 書記 書 付 成可然之由、 ·寄進二而、 クサリ等 紋 也、 カフトサカツラ之儀候也 金 右 不 焼 御紋有之候二付 通有 付 致 介·助之間不分明之 ハ相損候得共、 大守様御召料 忠久公御寄進二而 披見 前 以書付申上候 代 之由 ハ若間違 玉 絵 金無之都 図 面 致 可 有 近 候 由 致 者 被 之

様ゟ御拝領之御道具ニョ可有之ト承り候事、

- 安 境 縄引之節 、永六丁酉年往還相直 ハ六尺三寸 候 縄ニ派候、 付、 致 縄 此 引候次第書 節 六尺 留候、 五. 寸二元候 元禄年 中 大
- 足、一六里塚ゟ滝之上七里塚迄本往還弐千三拾六間、里〆百廿四間不
- 七里塚、 不 上、 ゟ 薩 摩 渡 瀬 八 里 塚迄本 往 還弐千六拾 弐 間 里 × 九 拾 八 間
- 新道筋六里塚ゟ中原七里塚迄千九百四十八間半
- 一七里塚ゟ薩摩渡瀬八里塚迄千九百四拾八間半、
- 一六里塚ゟ八里塚迄新道之方二里之内四百廿三間近ク有之候、
- 一今平新道"直り口ゟ大里村松原堂之元迄古道弐千弐百七拾四間
- 新道之方百九十七間近シ、

後略】

3 吉利家文書

て西目廻 舟頭浜市之 吉太郎

壱艘

舟頭知覧

二月廿四日

右本国帰帆

右同断	一弐枚帆壱艘	同月日 舟頭同所之		右山川迄廻舟	○弐枚帆壱艘	三月迄入 舟頭桜島之	二月廿八日	右山川迄廻舟		同 日 入 舟頭桜島之	三月十四日		右本国へ行	一四枚帆壱艘	二月廿八日 舟頭天草之		右硫黄島行	○弐反帆壱艘	二月廿五日入 舟頭上町之	三月廿日		右山川之様帰帆	
	市太郎	之			伝 兵 衛	l之			音二二					作次郎	之			孝次郎	之			良右衛門	
一三枚帆壱艘	三月二日		右屋久島帰	一五枚帆壱艘	三月朔日		合艘数拾九	右帰帆	(帆壱艘	同月日 中		右帰帆	一弐枚帆壱艘	同月日		右五島行	一四枚帆壱艘	二月廿九日		右同断	一弐枚帆壱艘	同月日	
日高源蔵	舟頭七島平島			助五郎	舟頭長田村			喜 代 七		舟頭平戸			仲右衛門	舟頭内浦之		指宿 権左衛門	沖 舟頭 庄左衛門	舟主下町の			休左衛門	舟頭同所之	

一六百九拾石積金山丸	5.1 月日 右屋久島帰帆	一五枚帆一艘 三月十一日	右徳島廻り山河迄一拾八反帆壱艘三月八日	一弐枚帆壱艘一五枚帆壱艘	三月四日
船頭種子島之 岩城藤七郎		舟頭宮之浦之	舟頭種子島之	舟頭種子島之 部	舟頭長田村之 助
三月十三日	御用船之内右徳之島下り一拾三反帆壱艘	宝神丸三月十三日	問屋渡辺喜兵衛方 右本国帰帆 一弐枚帆壱艘	- 問屋同人 一八 反帆 壱艘 三月十二日	金山丸金山丸
	舟頭同所之州の観けさ	舟主種子島之	舟頭天草之	舟頭阿州之 郎	舟頭日州蚊□□□ 彦 太 郎

右帰帆一三枚帆壱艘	右本国帰帆 問屋安藤仲之丞一三枚帆壱艘三月十八日	右島帰帆 一三枚帆壱艘 三月十五日 三月十五日	本国帰帆 一 五枚帆壱艘 一 三枚帆壱艘	三月十四日右徳之島行一弐拾反帆壱艘
舟頭種子島之	(仲之丞) 岩右衛門 岩右衛門	舟頭種子島之	高砂浦之	舟頭種子島 孝右衛門
一弐拾三反帆大宝丸	四月十三日入一三枚帆壱艘同月十九日	一拾八反帆御舟美好丸同月日	右大島行一弐拾三反帆同月日	一 弐拾 三 反 帆 太神丸
か 大 郎 神舟頭同所之 三橋けさ次郎	舟頭上町 金 次 郎	舟頭西田喜左衛門	沖舟頭同所之 山川平太郎	舟主柏真之

舟頭宮之浦	一四枚帆		J
	同月日		同断
		清六	一同三枚帆
	同断	舟頭同所之	同月日
沖舟頭種子島之	一拾反帆		
舟主松村孫四郎	同月日		島帰帆
		清九郎	一三枚帆壱艘
部 行	沖永良部行	舟頭種子島之	三月廿四日
沖舟頭種子島之	一拾弐反帆		
	宝寿丸	新次郎	右永良部行
舟主下町	三月廿六日	舟頭加世田大湊浦之	一五枚帆
		舟主 川井田五郎	同月日
部 行	沖永良部行		
沖舟頭同所之	一拾反帆		右喜界島行
舟主下町田中十次郎	天神丸	西田嘉藤次	一拾六反帆
	同月日	舟頭	御舟大日丸
			同月日
問屋木村喜兵衛方	問屋木		
ነ _ት ፓ	本国帰帆	与兵衛	
	一七反帆	沖舟頭秋目之	
舟頭阿洲之	三月廿六日	榎元新五郎	右徳之島行
		種子島	一五枚帆壱艘
1]	硫黄島行		同月日
艘	一弐枚帆壱艘		

妲之米積舟被仰付事 藤右衛門 藤石衛門	川内表より内泊へ津廻之米積舟被仰付事一八 反帆壱艘 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	舟頭指宿田良舟主 下町 熊 太郎	一三枚帆壱艘三月廿七日
舟頭種子島之 吉	瀬戸内へ行一三枚帆壱艘閏三月一日	舟頭 波江野平左衛門	一拾一 反帆 一拾一 反帆
	〆四拾三艘 屋久島帰帆	石垣之 長左衛門 舟頭頴娃	内泊へ行帰 一弐反帆□艘 三月廿七日
舟頭宮之浦之	一五枚帆壱艘三月晦日	沖舟頭同所之	鶏卵積上方行
神舟頭下町之	本琉球行一弐拾三反帆	, · [[]] · · · · · · · · · · · · · · · ·	一五枚帆
舟主山川源助	興順丸三月廿九日	助五郎	同断一五枚帆壱艘
亀	問屋池田善五郎 在所帰帆 一弐枚帆壱艘	舟頭小瀬田之	同 月 日 同 断
舟頭天草之仲右衛門	同月日但上方行	舟頭同所之	一五枚帆壱艘

拾六
反
帆

徳之島行御用

波江 沖 舟 頭 野 (秋目之 兀 郎

左衛

門

閏月三日

一御舟□安丸拾六反帆 喜界島行

舟頭

二ノ方鉄二郎

閏月四日 弐枚帆壱艘

舟頭脇本浦之

新 Ŧī. 郎

入津いたし居候処帰帆

舟頭豊後

閏三月六日

一三枚帆壱艘

帰帆

問屋池田善五郎

幸

作

閏三月九日

弐枚帆壱艘

川内迄廻舟申出

舟頭上町之

休左衛門

同月十二日

口反帆

舟頭

同

所之

同月日

弐枚帆

同 断

伝

助

同月十三日

四枚帆壱艘

宝島行

長久丸 同月日

舟支配人

同月十日

舟頭

冏

州之

周

次

郎

磯

太

四枚帆壱艘

本国帰帆

問屋渡辺

閏三月十日

舟頭桜島之

伝

兵

衛

弐枚帆壱艘

山川迄廻舟

舟主 井ノ口多三

同月日

沖舟頭下町之

住栄丸弐拾三反帆

大島行

善 兀 郎

舟頭大坂之

仙 蔵

問屋渡辺喜兵衛方

在所帰帆

三右衛門

舟頭上町之

✓ 帰帆問屋水間閏三月十七日	問屋小川与兵衛方一四枚帆壱艘同月十六日	一四枚帆壱艘川内表へ行	一弐枚帆同月十五日同断	一四枚帆壱艘帰帆	一四枚帆壱艘同月十四日
舟頭佐多之	舟頭指宿 与 吉	自切積 永瀬佐次郎 舟頭下町之	舟頭上町之 郎	舟頭同所之	舟頭種子島之
一弐枚帆壱艘一同三枚帆壱艘	同月日一七反帆壱艘	一五枚帆壱艘 同月廿日 帰帆	一弐枚帆同月十九日出上方行	一四枚帆同月十九日硫黄島行	一三枚帆同月十八日
舟頭同所之	舟頭種子島之 善兵 衛	舟頭安房村 你 郎	舟頭種子島之	舟頭種子島之	舟頭上町之

一弐枚帆帰帆	月 丑 良	一五女巩壱瞍	同月日 舟頭種子島之 同断	一三枚帆声	同断	1 老艄 七 老		同月廿六日 舟頭舟行村之 帰帆	一五枚帆壳	帰帆 同月廿九日	一三枚帆壱艘 仙 次 郎	同月廿五日 舟頭種子島 喜界島	一愛宕丸	同断	一五枚帆 和 吉 閏三月廿八1	同月廿日 舟頭一湊村之	帰帆	帰帆 一弐枚帆	一五枚帆 三月廿八日	同月日	山川廻	西目廻舟 問屋平島 一栗野丸	一四枚帆 青 助 拾八反帆	
一弐枚帆四月五日			同断	一三枚帆壱艘	同月日		Ţ	帰帆	一五枚帆壱艘	同月廿九日		喜界島行	一愛宕丸	拾八反帆	閏三月廿八日		帰帆 問屋木村方	一弐枚帆	三月廿八日		山川廻舟	一栗野丸	拾八反帆	同
舟頭上町	上			周蔵	舟頭栗野村之				吉次郎	舟頭栗野村之		二ノ方彦七	舟頭					重右衛門	舟頭天草之			井頭喜三左衛門	舟頭	

〆三拾七艘

一弐枚帆壱艘

四月口日

舟頭上

町

次

郎

硫黄島行

六日

上方行

壱五枚帆

同日

壱三枚帆

西目廻り

舟頭下 町源

蔵

永田藤七

舟主下町

けさ次郎

舟頭秋目之

舟頭上町之

吉

太

郎

四月八日

一五枚帆

七島行

一町之

舟頭上

四月九日

弐枚帆

佐多行

蔵

同日

四枚帆壱艘

指宿

田

良浦之

市左衛門

舟主上町桑原

次郎左衛門

舟(マ 頭(ご

山川廻舟

四月十四日

舟頭今和泉之

庄

八

三枚帆壱艘

帰帆

〆八艘

四月十四日迄

惣〆

入船改

二月十七日

三月七日出

○四枚帆壱艘

正二月十七日

舟主

酒匂矢之助

舟頭屋久島長田村之

矢 助 十四日

三枚帆壱艘

舟頭種1 子島之

六

35

右デー丸御用硫黄島行□月廿五日出□月廿五日出□八十十二日出□八十十二日出□八十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	一弐枚帆壱艘二月廿日出二月廿日	一弐枚帆壱艘○五枚帆壱艘	三月一日出 一王杓杪壱舶	○五枚帆壱艘○五枚帆壱艘
舟頭上町之 水 郎	舟頭知覧松ヶ浦之	舟頭小根占之	舟頭同所之 仙 十 郎	屋久島長田村之 源 太 郎
右本琉球下り之内前浜積入⊕戦順丸 見月廿三日 三月廿九日出	一 右同断 ○ 四枚帆壱艘 二月廿二日	□三枚帆壱艘	右大島下りとして当所廻り⊖弐拾三反帆亀栄丸 三月十八日出	右山川改有之一弐枚帆壱艘二月廿一日
入 舟頭山川之 熊 太 郎	舟頭天草之作 次 郎	松ヶ浦之舟頭知覧	舟頭同所之	舟頭 桜島 之 郎

問量木寸喜毛斬片	右山川有之改	〇七反帆壱艘	
		孫二	丹豆阿小元
		_	

争镇河州之

二月廿六日出 二月廿三日

問屋木村喜兵衛方

郎

舟主 かせ田之 川井田善五郎

舟

頭

□寿丸

○五枚帆壱艘

右上方行帰

三月廿九日出

同月日

蔵

舟主 下町喜· 太郎

弐月廿三日

一四枚帆壱艘

右上方行帰

舟頭尾掛之 助

舟頭門浦 之

二月廿四日

三枚帆壱艘

右山河改有之

覧 利 助

知

舟主久田森右衛門 舟 頭

口 口 丸

一五枚帆壱艘

同月廿六日

市来江口浦之 吉

寅三月朔日

合拾六艘

三枚帆壱艘

右山河改有之

舟頭種子島之

郎

吉

同月日

同月□□日出

○五枚帆壱艘

舟頭 助太屋久島宮之浦之

太

郎

右山河改有之

舟頭種子島之

同月日

同

十八日出

○五枚帆壱艘

右同断

周 五. 郎

三月六日 右同断 三枚帆壱艘

舟頭松ヶ浦之 孫

兀

郎

屋平島

問

高砂浦之

舟頭播州

姫

路

同月□□日出

 Θ

五枚帆壱艘

三月八日

仲 兵 衛

○弐枚帆壱艘三月十二日 問屋渡辺喜兵衛方	○弐枚帆壱艘三月九日	台大坂行帰○弐拾反帆壱艘日月日	台山川改有之○弐枚帆壱艘三月八日	台回枚帆壱艘同月廿六日出	右同断
舟頭桜島之	舟頭天草之	舟頭山河之舟・井ノ口多美	舟頭種子島之	屋久島之平	問屋 安藤仲之丞
□三枚帆壱艘□二月十五日	右山川より入津一三枚帆壱艘	石山川より入津□月十八日出三月十三日	右同断一同弐枚帆壱艘同月日	右同断一弐枚帆壱艘同月日	右山川より津廻し閏三月十日出
舟頭上町之 半 太 郎	舟頭桜島之	問屋 安藤仲之丞 岩右衛門	舟頭同所之 五 郎	舟頭同所之 三	伝 兵 衛

	右同断	○五枚帆壱艘	同月廿六日出 舟頭同所之	同月日		右同断	○五枚帆壱艘	同月晦日出 舟頭宮浦之	同月日		右山川改有之	○五枚帆壱艘	同月廿六日出助	同月日 舟頭小瀬長田村之		右山川改有之	○三枚帆壱艘 清	同月廿四日出 舟頭種子島	三月十七日		右山川改有之	○三枚帆壱艘	同月廿四日出 舟頭種子島之	-
		伊太郎				BB	源助						50 五郎	田村之			六					清九郎(
□拾八反帆	□多め丸	三月廿一日		山川改有之	○三枚帆壱艘		同月日		硫黄島行帰	□弐枚帆壱艘	同月廿四日出 舟	同月日			上方行帰	D四枚帆壱艘	同月廿七日出 舟	同月日		問屋池田善五郎	山川改有之	□弐枚帆壱艘	同月廿七日出 舟	
二ノ方鉄次郎	久見崎舟頭				太吉	舟頭種子島之				孝次郎	舟頭上町			仲右衛門	舟頭指宿田野浦之	熊太郎	舟主下町					亀助		

作

庄

蔵

助

太

郎

小

三

新

太

郎

新

五. 郎

同月十日	回月六日出 四月六日出 四月六日出	一弐枚帆壱艘 同月日 同断 同勝 一弐枚帆壱艘	□三枚帆壱艘 同十五日出	国月十九日出 同月十九日出 同月十九日出 一川改有之	9.代女凡乞叟 閏三月七日
	舟頭秋目之	舟頭桜島之 五郎 伝 次 郎	舟頭種子島之 清 四 郎	舟頭同所之	舟頭種子島之
同月日	同月廿五日出一億五枚帆	一同五枚帆同月廿日出同月田	同月三日出〇五枚帆山川改有之	同月廿六日 日月廿六日 日月廿二日 日月十二日 山川無之	⇒即計展野工 拾六反帆
	舟頭同所之 一湊村之 和 吉	舟頭同所之 仙 次 郎	舟頭安房村	舟頭永田村之 中華 三方衛門	中田 写三 三 新月

同月十四日	山川改有之問屋池田方 重 吉一八反帆壱艘	閏三月十四日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	硫黄島行帰 半太郎 一三枚帆壱艘 舟頭上町之	同月日	名波より御用改有之直乗いたし	一飛舟壱艘 並 里	同月十三日 舟頭久高村之	○七反帆壱艘	同断問屋安藤仲之丞 一同弐枚帆 舟頭志布志 月日	硫黄島行帰 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
同断〇同五枚帆	同月	同断〇三枚帆	同月日	問屋平島平八方山川改有之	同月廿三日出	○四枚帆	同月十七日	小川乗通り一同弐枚帆同同月日	一弐枚帆壱艘同月日	同断問屋小川与兵衛方 ②四枚帆壱艘 同月十六日出
善次郎	舟頭栗野村之	周蔵	舟頭栗野村之	八方		沖舟頭山川児ケ水之	舟主指宿浜浦之十左衛門	舟頭同所之	舟頭種子島之助	·兵衛方

	同方	○弐枚帆	同月十九日出	同月日	同断	同月廿三日出	⊖弐枚帆	同月日	同断	○同三枚帆	同月廿五日出	同月日	同断	同月廿三日出	○三枚帆壱艘	同月日		同断	○五枚帆	同月日	
		利右衛門	舟頭同所之				孝次郎	舟頭種子島之		仙次郎	舟頭同所之				弥吉	舟頭同所之		-	周五郎	舟頭種子島之	
同月日			上方行帰	一五枚帆壱艘同月日		山川改有之	一弐枚帆	同月日	一弐枚帆同	閏月廿六日		同断同断	一弐枚帆壱艘	問屋木村喜兵衛方	山川改有之	○弐枚帆	同月日		乗通り	一五枚帆飛舟	同月十九日
	市兵衛	_	舟頭加世田之	舟主下町		蔵右衛門	舟頭同所之		伝 兵 衛	舟頭同所之		五郎	舟頭桜島之		重右衛門	舟頭天草之			西伴		

<u>~</u>
拾
七艘

- 一弐枚帆壱艘 四月一日	同断 問屋同断一八反帆	山川改有之問屋木村方一八反帆同月廿九日	一三枚帆	上方行帰 日月廿七日	○四枚帆壱艘四月十四日出
舟頭上町	舟頭阿州之 喜 市 郎	舟頭大坂之 蔵	舟頭指宿田良浦 熊 太 郎	舟頭上町之	舟頭指宿田良之舟主上町之
同月日 同断 問屋池田善五郎	一九反帆同月日	問屋安藤仲之丞 一九 反帆 四月十一日	山川改有之一同弐枚帆同同月日	十四日出〇三枚帆壱艘四月九日	○弐枚帆壱艘○弐枚帆壱艘
舟頭水成川之	舟頭備前之	柳川島諏訪 弥 三 郎	舟頭同所之 弥 次 郎	舟頭種子島之	舟頭上町 孝 次 郎

与 三 次

同

. 月日

五枚帆

断

舟頭 加 世田之

猪 之 助

○三枚帆 十四日出 同

月

日

山川改有之

問屋

生木村方

舟頭今和泉

八

船 頭 肥 前之

助

庄

一三枚帆 同月日

川改有之

問屋安藤仲之丞

同月日

九

反帆

同

島之 玫 舟頭大坂南芝 美

政

次

郎

問 屋同

人

同

. 月日

三枚帆

同

断問

屋

同

人

舟 頭 肥 前

岩右衛門

御舟秋葉丸

喜界島行帰

舟 頭 緒 方 藤

助

. 拾弐艘

四月十四日迄

惣〆九拾九艘

出入〆弐百六艘

【解説】

う船が停泊していたかがわかる。 出入りが主で、 これは市来川 細かい記事が少ない。それでも市来湊へどうい 改所(番所)の 個人の控えであろう。それで、船

遠くは琉球(現沖縄県)、または逆に阿州、 帰る船もいる。近くは種子島・屋久島・ まず、 旧二月の春ごろには、北風を利用して南に行く船が多い。 硫黄島から宝島・大島 つまり阿波(現徳島県)

らト 喜界島・徳之島・沖永良部島など三島村・ カラ・大島群島となる。 また、 北側は 屋久・種子のラインか Ш 内から天草・長崎・

五島 ・瀬戸内・上方(現大坂府・堺市)など。

船 の大きさは、「反帆・枚帆・石」で表わす。 反帆には、二反

帆(二隻)・六反帆(一)・七反帆(三)・八反帆(六)・九反帆(三)・

反帆(一)・十八反帆(七)・十九反帆(一)・二十反帆(二)・二十三 十反帆(四)・十二反帆(一)・十三反帆(一)・十六反帆(三)・十七

う。 ろう。 きな利 三反帆と て糸が 使 くまでといっても陸地が見える範囲 兀 千石船といわ 1 0 0 トメルし 後ろ側に は いうことであろう。 反帆(八)不明 (七)・八反帆(六)である。 きり た。 たの 枚帆 ほど、 次に 0 種 反 同じ ているの 子 帆 二枚帆ならどこにでも手軽 で、 益に しない。 縦横に細 0) 「枚帆」 反帆 屋 久 • 帆が 届 船 口 帆 船 指 \mathcal{O} 0) は、 0 け も含む。 幅 なが 航海で大量の で、 で 出て 宿 れるが実際は二十三反帆と言わ あ 0) 幕 硫黄島など、 であるが、 9, 0 船 反帆(一)で、 かく入ってい 浜崎太平次や阿久根の河 府は最大の 木 御 "る。 ば六十 特はどであ 五. の長さ六ぱ 1 L 用 枚帆(三十九)である。 るが、 船 材 反帆」 カゝ だい 体に直 材 木江戸行」 カュ これは入港して記録された船であ たい、 荷物 二枚帆(四十八隻)・三枚帆 実際は三十反帆ほどあったと噂され 普 鹿児島 ŧ 船を二十三反帆以上には許 0) 多 る。 ほど、 角、 通の着 船 L V (例えば、 れない 二反帆がそのまま二倍 千 帆 は E 0) ·石 船 ŋ, とあり、 作 船 から近いところ 0) は二十三反帆(八)・ なので、 物用の一 枚帆で、 広さが二十三反帆分あると れる舟であり、 0) が、 は千石 帆は木綿でか 黒糖 二枚帆が 南 二枚帆 れ、 屋 便利だっ 源兵衛などは、 反とは違うようだ。 0) 人 島 船 0 樽)を運べると大 米が 一本の帆 0 *5* 中 0 か 多い たの 運 心 5 同 5 積 なり 帆 四四 より 十八 屋 ľ が、 め 可 0) ょ 搬 な 十五 厚くし 根 問 で 0 用 で る L \mathcal{O} 高 さニ لح あ か 少 る 反 に 屋 あ で な カコ る。 遠 あ 使 ろ か は を 帆

> 柱では とい 硫黄 た。 う 江 戸 平 う木に湾 島 屋久島 木 は なかろう)」 「硫 なら少 黄」、 から 曲 す る肋 、量でも積み込めるであろう。 黒島や 「杉板?」 を運んでい 木。 П そこに 1永良部 を る。 御 板をはる)」 島 特に 用材 は 船材 屋 藩 久 島 0 特 用 御 は 十八 用 材 に 杉 船 0) が 反 底の 杉 材 豊 帆 板、 富 0) 平木」、 であ カワラ 方 多分 は

か。 に出 これ 御 掛 は 蔵外 け 武 士の たのであろう。 代自分米廻 給 与 \mathcal{O} 米を外 し」を阿 ねらい 代蔵 久根脇 は (げでぐら)で受取 「鰹節」 本 浜 0) などの 新 五. 郎 海 0 が 産物であろう て、 しているが 物 々交換

草 などへ行ってい 枚 帆 に なると、 活 動 海 域 は 広 まっ て、 宝島や上 方(大坂)や天

た。 従 行 1 の字にして追い風を受け、 つて前 ŧ き、 0) 枚帆 0) ぼ 風 で、 1 が 進する距離は極め までは一 (曲り上り)」といって、 ゆるくなっ 船 人 は 人で航 天 (気読 た時に帆を逆にし み、 海 て短く、 できる 前 風 に 読 進 み む。 (写真 が 本の帆に もし台風などの大風だと、 できな もし逆風だったら、 て、 $\dot{49}$ じぐざくに走らせる。 <u>~</u>° して、 7) ージ)。 斜めに走って 命 帆 取りであ は 「まぎ <u>ハ</u> 遭

わ カュ 兀 らない 枚 帆 Ŧī. 枚 帆 はどう V 、う構造 に なっ 7 1 る $\tilde{\mathcal{O}}$ カュ は、 は 0

り ら出水まで 枚帆で長崎に 大きさや荷物をど 広範囲 \vdash に などの 活動できたようだ。 何 か 行って帰 0 ように 品 れ ほど詰 物を売買し 縦 ったり、 帆 め ŧ る あ ているの か 0 売買に西目 た Ł は \mathcal{O} 0 か で、 きり もし 三枚帆以上は、 廻り」と野 しな n な \ \ \ \ ま L 引間半島 た、 カゝ し、 船 か 三 な か \mathcal{O}

改め所 それを記録 石 が 付 0 く船 基 準 したのであろう。 は は よくわ 金 Щ 丸六九十石 から な 1 船 が が 自 艘 「称いくらの船、 出てくるだけ である。 と言えば 船

伊波 なので、 島 \mathcal{O} 誤 廻り 反 か)下り」「大吉丸二十三反帆本 丸 帆 山 川迄」 枚 船名だけの場合も大きい 帆 と出る場合もあるが、どちらかというと大きい 石数を言わ と出てくる。 ない また、 で、 船なのではないだろうか。 船名だけで「観受 「若吉丸十八反帆 ·琉球行」「白山 丸 徳島 丸 十八反帆 弁天 (徳之島 丸 徳 船

行」 宮丸(一)・御用(六)・ 直乗り」 ろう。「御」 で徳之島 次に、 御 舟美好丸十八反帆 へ行くのであろう。 御 御 がつく舟 米 が 積 つく とすべて藩に 船 御 船は十九艘あるが、 舟(五)」 観受丸徳之島下 江戸御 五 関わ 枚帆御舟 他に 用 艘」 る 御 船 「飛船名波 屋 'n 「御用 試 物 久島行」 御 舟 であろ 用 船 船 (二隻)・ 御 ら御 ŧ 用材木江 は 藩 藩用で 用 \mathcal{O} 改 御 命 め 若 あ 令

何を試 に になるの す 舟 な \mathcal{O} は カュ 御 は 見当 試 舟 が つ であるが、 か な 舟 主 は 皆吉金六とだけで、

> 縄 \mathcal{O} 速 また、 那 1 覇 船 だが、 から 飛 船 御 名 だい 波 用 ゟ御 一改め」 たいは漕ぎ舟である。 用 改 0) め ために急い 直 1乗り」 できたのだろう。 0 名 波 飛 船 とある は ス 占。 カコ 5 K 沖

 \mathcal{O}

全体、 行き、 船 主 水夫を使 は 物を売る、 船を所有 į 目的地 他の 積荷を指示する人で、 物と交換する責任者 で荷物を仕入れ、 船 沖 で あ 主 船 \mathcal{O} 頭 る。 指 は 船 示 長 た で、 土 船 地

城下の 沖船 どと自 姫 が、 であろう。 他 えない。 11 0 商 路高 た きりし 人 国 沖 名 前 頭 0 1 船 武 商 上 分 沖 砂 0 頭 士 ない 町 0 船頭は薩摩半島と大隅半 浦 方は出身地を書いているので、 人には姓名があるので、 が 0) 主だった商人には姓と帯刀を許可している場合がある。 0) 目 あ 名前はだい (高砂 判 り、 下 場合もある。 \mathcal{O} 断 町 前 浦は兵庫にある)・ はできない 姓名の \mathcal{O} 0 船頭も多く、 海をよく たい書いてあるが、 あ たとえば、平戸礒 る者もある。 が、 知っ 姓名の 商 同等にしたからである。 島の南部 ている者 店との 指宿田之浦· ある船主がいくら 姓 だいたい 0 が 船 が や種子・ 津浦 ながり あるから 主 多 () は空白 久馬村など。 はわかるが、 舟行村· 屋久・ が だが、 強 武 が多 士と か かある。 鹿児 桜島 姓 0 尾掛 た は 名 だ は だ \mathcal{O} 言

糖 艘 沖 永良 0) 計 作 ŋ 部 始め 艘 島に行く船 が で、 共 同 生 で出 産 が は 兀 か 少 5 けて行 な 五. 1 艘 0) ある くの に、 が は + 何 当 反 が 時 帆 目 \mathcal{O} 的 一艘、 沖 なのであろう。 永 + 良 部 反 島 帆 で は

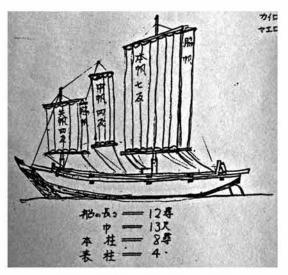
なも とは、 恐らく 段に また、 ジ、 ろう。 上が にあ る。 賀佐」「山惣」「大治郎」「大井卯」 くわけだが、 対応しなくてはならないだろう。これを担いで鹿児島城下まで行 町 当 名と屋号が上に書い 籠 藩庁などに卵を三十竿とか んだかわから 時 0 (バラという)が 鶏 · 名 前 それが船となると、 三十竿なら三千個になる。 . る時 孫太郎 る宗像大社 は、 0 最初に 卵 卵 を上方 幕 解散するため が 鴫卵荷立中」とこれが最初にあり、 あ 末には大坂に は 与論 が彫 期であ 高級 0 で 「土佐潟五 バラに籾殻を敷いているとはい たことだが、 ない 5 島 あ 持って行く る。 る。 の境内に 品 れ もまだ黒 なあり、 ている。 が、 なの 生卵 てあ の記念碑ではなかろうか。これ 時 で、 鶏 集めるのも大変である。 期 丁目筑前物 郊卵だけ 数万個 ば を る、 糖 「大坂鶏 年号は明治十二年第六月吉祥日 海 需要は多かったと思われる。 旧 が 市 つの籠に五十個入れたとして、 の多くの卵を運んでい 生 大きな石碑が 水で冷やしながら積 暦 来 産 三千個集めるとなると、 ないと商売にはなるまい。 の三 カゝ 0 上 は 5 問屋があったこと。 卵 町 産所」 行 などの店の名前かが、 一月十九 出 問 0 0 一発した 船 てい 屋中」とあり とか「泉又」「今治」「 主 ある。二十六名であ 一酒匂 日である な え、 「鶏卵積 11 Ш 段十三名ずつ、 丑之助· 時 大変な苦労 辺 んで行く . る。 期 郷か か パであ (写真 0) 卵専 5 み 組 で、 郷全体 合み 沖 わ 5 何 る。 上 なの 本 49 福 温 カュ 用 は 万 0) 船 方行 るこ 拠 で 竿 ょ 畄 個 で 度 頭 \mathcal{O} 地 伊 百] 竹 あ が 県 上 積

きは大坂鶏卵問屋へ持って行ったのであろうか。「問屋中」とは

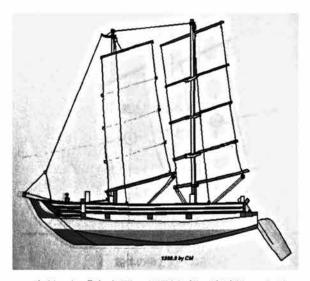
「問屋の組合仲間」というような意味である。

れたの 鴫 0) であろうか 卵 を Щ 中 から , 5 集め 高価 るには大変な努力が な食材であ 0 たのであろう。 Į, る。 これ は 珍 重 さ

用 や青物を加え、 して、 1 茶碗蒸しで、 けでよかった。 人が 者 ついでに、 に 皮をむい は 「茶碗虫」 口に入ら 鶏卵 現在のようでは たものをすまし汁の中に入れ、 茶碗に入れて蒸せば、 もっとも簡単な汁物である。 と間 ない ŧ 高級食材で、 食べ 違えた歌があるぐらいである。 物なの なかろうが、 お客をもてなすのに、 で、 これも簡単にできる。 茶碗蒸し」を知らな 卵 を溶い 青野菜を添えただ 段階 て、 高 級なのは ゆ 力 マボ で卵 貧 1 使



天草の「明治中期のかつお船」



南竹 力「串木野の小型和船(帆船)」より 船体の横から見た帆走図 P.46



大坂鶏卵問屋中の石碑(宗像大社境内にある) P.48

4山之口家文書(市来在番所文書)

① 請 取

請取

金子壱分弐朱

銭『〆三〆文

銭九百七拾弐文

小銭七拾弐文

右之通慥"相請取置候、尤当役他行"ल本受取之儀は、追而差遣可申

候、以上、

中六月四日 「万延元年(一八六〇)ヵ〕

在番所即〔註 印文 市来在番所 以下同

長里村

山之口林左衛門殿

小触

② 請 取

請取

銭四〆弐百三拾六文印

壱分銀壱切[®]

弐朱金壱切⑩

右は御方大も合出銭納前之内ゟ比志島榑飯代と〆相受取候、以上、大銭拾壱枚鄶

松元覚右エ門回

♥八月七日

山之口林左エ門殿

註1 大も合=大金を出し合い、一回限り資金を融通する会

註2 榑=樽の胴部分となる短冊状の板のこと

③ 覚

覚 三口番入目

一 銭弐 〆 三百三拾六文

内壱〆九百四拾六文三口番入目

[註 途中で切れている]

④ 覚

覚

金子壱分三朱

銭三〆弐〆五百文印

右之銭出銀上納として相納申候間、御受取可被下候、左候而御受

取書御遣可被下候、以上、

割印

印

山之口林左衛門

御在番所

*у*л ц

本文金子之儀相請取候、尤銘々名書送状ヲ以不被相納候而は、

割印

当座帳面首尾難致候間、右通印名書送状ヲ以可被申出候、此段申

*九月廿日 追而外諸出銭之儀、 渡侯、以上、

在番所印

山之口林左衛門殿 早々決算可被成候

銭弐〆八百六拾文 内一分銀一ツ 在番所印印 **(5**)

覚

一朱一ツ

一大銭 三ツ

割印 唐金銭十弐文

右高帳入目之内として相納可申候間、御受取被下度、左候而請取書

御遣□□□□以上、

[♥]十月□□□ 山之口林左衛門

御在番所

裏書】

「此表受取候、以上、

申十月廿日 在番所即

7

覚

三《五百文 在番所印

銭四十五亩末〔註 訂正印アリ〕

內一分銀壱切

朱銀三切

右は問屋米代と〆相納申候間、 御受取被下度奉存候、 以上、

覚

銭壱〆四百文印

但唐銅銭

内五百三拾文

但五拾壱人前 唐物請負銭

『参上仕、決算可仕候間、左様』 右之通相納申侯間、御受取可被下侯、銘々名書之儀は近日中、私直 八百六拾六文壱分出銀

引合申上候、以上、 山之口林左衛門

候、此旨乍略儀書中を以御

申十月廿八日

野崎市兵衛殿

裏書】

此表相受取候、以上、

在番所印

申十月廿八日

山之口林左衛門

#十一月廿五日 御在番所

【裏書】

「此表相受取候、

在番所即

申十一月廿五日

在番所印

覚

銭三人四貫文

大銭弐拾ツ

合銭六貫弐百四拾八文 在番所印 銭三人弐貫弐百四拾八文

内弐朱金三切

一朱銀弐切

金子弐歩

8

請 取 取

銭六〆文 在番所印

右は諸出銭之内と〆右之通相受取候、以上、

#十二月廿二日

9

請取

12)

請

取

銭弐貫文 在番所印

右当六月割大模合出銭と〆右之通相受取候、 以上、

在番所印

西七月十日

10 受 取

受取

銭七百九拾弐文

右は麻木請負□と〆相受取申候、 以上、

香二月七日 (文名:2年(二人六二) ヵ) **在番所**印 山之口林左衛門殿

請 請取 取

11)

銭壱〆文 在番所印

右諸出銭之内と〆慥『相受取候、以上、

在番所印

画三月六日

13 請 取

請取

銭壱〆五百六拾四文 在番所印 但高帳入目並小普請艮と〆入、

右之通相受取候、以上、

在番所印

^西十月八日

請 取

請取

14)

銭拾貫五百文

右去平年分諸出銭之内と〆受取候、

在番所印

西十二月廿二日

送 状

15

送状

銭拾貫八百文⑩在番所印

内大銭弐拾四枚印

小銭田田印〔註 訂正印アリ

八貫文印

右#年諸出銭と〆相 □ 申候間、 御受取り被下度

以上、

同

山之口林左衛門

□十二月廿二日 御在番所

在番所印

以上、

銭五拾文 同三拾文 同八拾文 送状

覚

17)

大迫

原口戸右衛門 重信正右衛門

銭七拾文 南郷六郎兵衛

原口 伴助

同九拾文 同八拾文 大迫 理兵衛

中村 口悦

同六拾文 同四拾文 赤崎 休兵衛

同五拾文 同九拾文 松元 松山喜三右衛門 喜平太

同四拾文 拾文 中村清右衛門 竹付源左衛門

同三拾文 同百四文 国分仁右衛門

原口仲左衛門 石神俊左衛門

銭四〆文在番所印 受取 16

受

取

右之通大模合銭之内と〆相受取候、 以上、

在番所印

(註 後欠)

一同 十文 一一銭八拾弐文 同八拾文 一同七拾文 同弐拾文 同八拾文 同三拾文 同三百三拾文 送状 三口番入目 ○大迫 ○南郷六郎兵衛 ○原口戸右衛門 ○重信正右衛門 中山 半次郎 重信正右衛門〔註 南郷孫左衛門跡 山之口六兵衛 吉松清左衛門 林七 □ 悦

訂正印アリ

2 臼井家文書「神社仏閣帳」 来迎寺墓塔群 P. 15 鹿児島県指定文化財

諸家文書

5海江田家文書

(解説)

家臣の領地であることを認める土地台帳のようなものである。 である(口絵 最も古いものと思われる。 いずれも太閤検地以前のもので、現在のところいちき串木野市に残る 海江田家(旧串木野郷)に残る坪付写二通・領知目録の三 文書は、 1ページ掲載)。坪付・領知目録はともに、戦国大名が 特に、 領知目録は花押があり正文(実物)

薩摩では文禄三年 (一五九四) に行われた。 社などの所領地や家臣団の知行地などすべて石高で表した(石高制)。 たものである。この太閤検地以降、明治の地租改正まで、各大名や寺 級地の年貢賦課の基準となる収穫高をすべて米に換算して石高を決め に面積を測量し、 太閤検地は、 豊臣秀吉が全国の土地の検地を行ない、田畠一筆ごと 耕地の品位を、上・中・下・下々の四級に分け、各

太閤検地後は、六 尺 三 寸= 一 間、一 間四方= 一 歩、三〇歩= 一 畝 太閤検地以前は、 (=今の一反のこと)、三六〇〇歩= 一町である。 六尺二一間、 一 間四方 = 一 歩、三六〇歩 = 一 段

1 坪? (す) 写 元亀元年(一五七〇)三月吉日

三〇〇歩=一段、三〇〇〇歩=一町となった。

【解説】

来院」と言われていたことがわかる。この文書の差出人である忠金 ている。市来は藩政時代市来郷と呼ばれていたが、この頃はまだ「市 太閤検地以前のものであるので、 この文書は、 島津義久が海江田伊豆守に与えた坪付の写しである。 土地は町や段(反)の広さで表され

> 集院忠棟)・経定 (村田経定)・昌宗 (平田昌宗)・意釣 (川上忠克)・

季久(喜入季久)は義久の家老である。

の知行である。 この坪付は、今の東市来町伊作田と大里の二ケ所で、 合計一町九反

坪付

薩州市来院之内

伊作田名

古城之門

七段 かミまかた

五段 長田

二段

下まかた

一段 樋之口

段 門の前

堀町 堀町 溝下

已上壱町七段

此内一反堀町

大里名

ケ所 中原西之屋敷

[中原西は中原集落であろう]

すほた

反

段

堀町

「すほたは不明

在四所 石はしり [石はしりは平ノ木場の石走]

55

已上弐段一

[伊集院忠棟]

経定[村田経定]

意的 (川上忠克)

昌宗[平田昌宗]

季[喜入季久]

都合一町九反

此内畠一町六反

海江田伊豆守殿

元亀元年族三月吉日

② 坪付写 天正八年(一五八〇)三月吉日

(解説)

この文書も島津義久が海江田七郎次郎に与えた浮免坪付の写しであ

る。浮免は郷士に給与された土地である。

坪付

薩州市来院之内

一 一 段 一 段 内 浮免

宇都十郎太郎先

松原 □ [□は潟カ] 佐野与次郎先

壱^同 反

已上

懸命之地

天正八年三月吉日

忠棟 [伊集院忠棟]

光氣和光彩

経定[村田経定]

海江田七郎次郎殿

③ 領知目録 天正二十年(一五九二)雪月六日

解説

この文書(口絵 1ページ) は領知目録で、花押があり正文である。

海田右近允は海江田右近允のことと推測される。

領知は、薩摩川内市百次の内にあり、田畠合計一町七反八畝を与え

られている。

墨印

薩州百次之内領知目録

稲富丹後先

田崎名

原野園之門

同所

木佐の木

白石

五畝 二段 三段

火うちかた

壱段四畝 とゝろき

已上七段五畝

畠方五段三畝

かと対 浮免

五 反 八反之内 なめり田 [なめり田はぬかるみ田の意力]百次之内 講代坊先

三十二十二段五畝 此内八畝

余

天正廿年 雪 月六日 町田田畠合壱町七段八セ

海田右近允殿

④ 系図前書

クサカへ〔以下欠〕

ケリ、 事モ、 タチ □ 国アサコノコウリアウヒカイヲフチ大明神可進故ニ、草カ シ出シ日本ニ帰リケル、大シンステニ遠海カ島ニ有ナケキ哀ム事限 御供申□承久三年六月一日下着ス、岩切ハ草カへ氏、土持タンへ氏、 欽明天皇ノケウニテマシマス第五番之皇子ノ御末ユリ若大神ノ御時 サカへ氏・タンへ氏・ハタ氏ト申ハ、宮作之初ヨリヲコリ始 サル程ニユリ若大シンハ帝王ノせンシヲ蒙鬼満国向鬼神ヲホロホス 海江田三郎同此氏□用ル、幕ノ紋ハ藤之丸、アイシルシハ左トモエ ヘ・タンへ・ハタノ氏アウヒカイヲ不可食、欽明天皇ノ御朝臣忠久 ヨリ出来、 ホシケルモ、大日本国ノ諸仏ノ御計イニテ多クノ鬼神共責メ随 去程ニ我朝ニ帰ラントスレハ、内者別府大シンヲ捨而船ヲヽ 大小ノ神祇モ憐ニ思シ食シ、日比ナカリシ飛石二出来、 我朝ノ伊勢天照大神ノ御守ニ依テ鬼満国ノ鬼共夕あク責メホ クサカヘノ始二タンへ氏、三ハタノ氏カルカユエニ、 大神 ク

スルヘキ物也、
のかり、現ののような、願り、日本国ノ大小ノ神祇我力朝二飛石ト成テ我といって、現の大田の大明神ヲ拝ムヘキ者ハ弓矢ノ名理ニ叶イ子孫磐昌のシ侯、是ハ我フチ大明神ヲレ、クサカヘノ宮我フチ大明神トアコメ大神子孫ヲ可守ヨシヲ仰ラレ、クサカヘノ宮我フチ大明神トアコメ大神子孫ヲ可守ヨシヲ仰ラレ、クサカヘノ宮我フチ大明神トアコメ大神子孫ヲ可守ヨシヲ仰ラレ、クサカヘノ宮我フチ大明神トアコメナカノ氏ハサテノの大明神ノヲシエノ侭ニ、草カヘ・タンヘ・ハタノ氏トカラレタマウ、如此神ノヲシエノ侭ニ、草カヘ・タンへ・ハタノ氏トカラレタマウ、如此神ノヲシエノ侭ニ、草カヘ・タンへ・ハタノ氏トカラレタマウ、如此神ノヲシエノ侭ニ、草カヘ・タンへ・カン保、是ハ我フチ大明神ヲ拝ムヘキ者ハ弓矢ノ名理ニ叶イ子孫磐昌スルヘキ物也、

息 訳

た。

「島津初代忠久」に伴って承久三年六月一日に〔薩摩に〕下着したはアウヒカイ〔アワビ貝ヵ〕を食べない。欽明天皇の朝臣であった氏はアウヒカイ〔アワビ貝ヵ〕を食べない。欽明天皇の朝臣であったのピカイをゆり若大明神にお供えしたので、クサカベ・タンベ・ハタ飲明天皇の第五皇子の末ゆり若大明神の時、たじまの国あさこ郡のアクサカベ氏・タンベ氏・ハタ氏は宮作りの始めから起こり始まる。

いている。幕の紋は藤の丸、合印は左ともえである。 岩切は草かべ氏、土持はタンベ氏、海江田三郎も同じく此の氏を用

ってしまった。大神は遠い海の島にあって嘆き哀しむこと限りなかっろうとすると、仲間のものは別府大神を捨てて船を動かして日本に帰本国の諸仏のお計らいで多くの鬼神共を責め随えた。そして我国に帰我国の伊勢天照大神の御守りによって多くの鬼共を責め滅ぼし、大日ゆり若大神は帝王の宣旨を受けて鬼満国に向け鬼神を滅ぼしに行き、

明神の氏子である。 に神の教えの侭に草かべ・タンベ・ハタの氏と号した。是は我フチ大 その石の上に乗り、飛び石となって日本に届けてくれるようにと念じ と仰せられて、くさかべの宮は我フチ大明神と崇められた。このよう もとから落ちて少しも動かず、所の人に我は是大神の子孫を守るべし 島国ケイノ浦に着かれた。アサコノ郡に着いたとき此の二つの石がた たところ、なんと奇特があって後の石が先に移り、そうして程なく但 た。大小の神祇も憐れに思われたのか、飛び石が二つ現れた。大神は を拝む者は弓矢をよくし、子孫も繁盛するものである。 故に草かべ・タンベ・ハタの氏は、 我フチ大明神

6長谷場純孝、 郷党若者への激励文

解説

決意がいる。私の真意を了解してもらえば幸甚の至りである。 は我が国に集中している。 とを耳にした。黙過できない。 のために、戦っている。この時期、 日清戦争を始め、十余万の軍人が氷風凛々の戦地で東洋永遠の平和 知識を世界に求め、 我が国の飛揚すると同時に、世界の目 郷里の若者が暖衣飽食しているこ 道義を実際に踏み行う

【封筒表】

共励斎の若者を奮起させるための檄である。

宛書

薩摩日置郡串木野□≒□

谷山猪之助殿

一銭切手三枚か。スタンプが切手上と、

「日置」の「日」にスタンプーつ」

【封筒裏】

[差出人の部分] 東京芝兼房町

[「よ・工」と横線十三本ほどの落書きあり]

伊藤方

長谷場純孝

原 文

明治廿又八年は実に 我大帝国の最も光

輝ある新年にして

多艱有望の間に

の下に迎候御互ひに 此の新年を旅窓

此の最光輝ある新

年は永く子孫の

紀念に残るべき

光明著大なる

善良なる成蹟を

風紀の田野に播種

此の労を執り此の責 培養せざるべからず

任を全するは吾人

と諸子の要務也

(読み下し文)

明治二十八年は実に 我が大帝国のもっとも光

多艱有望の間に、 輝ある新年にして

この新年を旅窓

の下に迎え候。お互いに

この最も光輝ある新

記念に残るべき

年は長く子孫の

光明著大なる

善良なる成蹟を

培養せざるべからず。 風紀の田野に播種

任を全するは、吾人 この労を執り、この責

と諸子の要務なり。

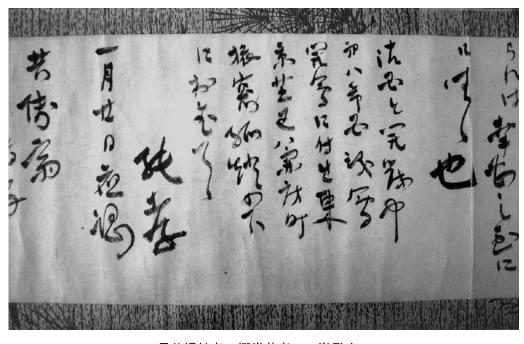
我聖

我が聖

おれり。 徒 に大言壮	居れり徒に大言壮	倍智と勇と義	倍智と勇と義
記憶に深く留め	記臆に深く留め	事を成就せんがため、	事を成就せんがため
幼児耳にして、今猶	幼児耳にして今猶	この志を継ぎ、この	此の志を継き此の
と、予、先輩の言を	と予先輩の言を	諸子はこの間にあり、	諸子は此の間に在り
なりとは、古人の至言なり	也とは古人の至言也	実行せるの時なり。	実行せるの時也
士の潔しとせざる所	士の潔とせざるる所	曝しつつ決意を	暴らしつゝ決意を
婦女児の称賛は傑	婦女児の称賛は傑	現に血を流し、骨を	現に血を流し骨を
夫の意に介せざる所、	夫の意に介せざる所	忠と勇とを尽しつつ	忠と勇とを尽しつゝ
愚人の毀誉は丈	愚人の毀誉は丈	の敵地に入りて、義と	の敵地に入りて義と
至って看易きの事なり。	至て看易きの事也	人・軍属は氷風凛々	人軍属は氷風凛々
無益の結果を来すは、	無益の結果を来すハ	我が同胞十余万の軍	我同胞拾余万の軍
事ありては、却って有害	事ありては却て有害	の事にご座候。	の事に御座候
可惜光の陰を徒消する如き	可惜光の陰を徒消する如き	全うすべきはもちろん	全ふすべきは勿論
暖衣日々悠々として	暖衣日々悠々として	各国に尽すの義を	各国に尽すの義を
なかるべからず。飲食	なかるべからす飲食	聖意を奉体し、	聖意を奉体し
するの決心と大覚悟	するの決心と大覚悟	当り、吾人はこの	当り吾人は此の
とすれば、苦節を全う	とすれば苦節を全	光を争うこの時に	光を争ふ此の時に
この志操を堅持する	此の志操を堅持する	聖意曜々、日月と	聖意昭々日月と
からず。	からず	詔せられたり。	詔せられたり
操を堅持せざるべ	操を堅持せざるべ	森厳なる宣戦を	森厳なる戦宣を
基を固うするの志	基を固ふするの志	保持するため、もっとも	保持せんがため最も
和を保持するの振	和を保維するの振	洋永遠の平和とを	洋永遠の和平とを
し、東洋永遠の平	し東洋永遠の平	社会の義と東	社会の道義と東
帝国の光輝を発揚	帝国の光輝を発揚	礼なる清国に対して、	霊なる清国に對して
とを研磨して、倍	とを研磨して倍	天子(天皇)は彼の頑陋不がんろうぶ〔註1〕	天子は彼の頑陋不

とも拡張せざる可かてるは勿論にて、随っては勿論にて、随って	とも擴張せざる可かするは勿論にて随て国民の見識と胆識	するの間を得ず、只、南船北馬、郷に在て南船北馬、郷に在て	新子と親敷緩談 南船北馬郷に在て 南船北馬郷に在て
至る時は、各般の事、境壌を密接するに集中し、況や敵国と	至る時は各般の事境壌を密接するに集中し況や敵国と	然れ共予はご承知のればなり。	然れ共予は御承知の人に非るを信し居た
の視線は我が帝国に揚すると同時に、社会あり。我が国光の飛	の視線は我帝国に揚すると同時に社会在り我が国光の飛	如 斯薄志弱行の何となれば諸子は信ぜざる所のものなり。	如斯薄志弱行の 何となれば諸子は 信ぜざる所のもの也
時期は正にこの時に考慮すべきの大深く青年諸子の最も	時機は正に此の時に考慮すべきの大深く青年諸子の最も	聞せり。予はこの言をたるものの如し、と近日伝傾かんとする風を生じ	聞せり予は此の言をたるものゝ如しと近日伝傾かんとする風を生し
境遇如何に趣くやは後には日本帝国の今回大戦争結局の	境遇如何に趣くやハ会回大戦争結局の	言、或は放恣の域に諸子は、ただ飲酒放する同郷の青年	言或は放恣の域に 諸子は只飲酒放
する事なかれ。を諒して、軽々に看過無限の情を含みたる	する事なかれを諒して軽々に看過無限の情を含ミたる	間说、伐が最も言愛必要の事にご座候。区別を弁知すべきは、	聞说我最現愛必要の事に御座候区別を弁知すべきハ
顧み、この書中に、予が敢えて一書を致し候、黙過するを得ず。	顧ミ此の書中に予が をひに予が素行に をひに予が素行に	公論と大言壮語との数るは真正なる。 直言を放ちて一時の快を	語を放て一時の快を 対るは真正なる で国者の欣へき事に は非るべし直言

	註4序~で心にとめま行する	訴えて判決せよ。 て、自ら自らの良心に	訴て判決せよ て自ら自らの良心に
まれかれてい	生110のことでを行わる	又	で 史籍に 眼を 注
	誰º秩序整然としていて、おごそかなさま	あり。諸子深く古今	在り諸子深く古今
	註1頑固で知恵のない	諸子が業 成るの後に	諸子が業成るの後に
		体の快を拾うが如きは	躰の快を拾ふが如きは
諸子	諸子	もし、酔を買い、肉	若し酔を買ひ肉
共立夜学舎	共立夜学舎 共立	あり。	在り
諸子	諸子	を固定ならしむるに	を固定ならしむるに
共励斎	共励斎 共励	邦宗の万世の隆昌	邦宗の万世の隆昌
		諸子が深く諒して、	諸子が深く諒して
一月二十日夜認む。	一月廿日夜認 一月	ただ予が一片の愚衷を	只予が一片の愚衷を
純孝	純孝	正に希望するは、	正に希望するは
において	におひてにおいてにおいて	を越えたり。誠に真実	を越へたり誠真実
旅窓、孤灯の下	旅窓孤燈の下旅窓	予は正に四十の坂	予は正に四十の坂
京芝区兼房町	京芝区兼房町京芝区兼房町	所なり。	所也
開会に付き、東	開會に付き東開会に付き東	断じて予の服せざる	断して予の服せざる
第八帝国議会	第八帝国議會第八帝国議會	一時の快を執る如きは	一時の快を執る如きは
清国と開戦中	清国と開戦中清国	時俗の流れに付随して、	時俗の流に附随して
		単に蛙鳴蝉噪	単に蛙鳴蝉噪
ご座候。	御座候也・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	意に在りと信ず。	意に在りと信す
られば、幸甚の至りに	られば幸甚之至にられば幸甚之至に	際に踏み行なうの決	際に踏ミ行ふの決
外に真意を諒せ	外に真意を諒せ外に	求め、道義を実	求め道義を実
片言辞絮々文	片言辞絮々文 片言	在りて知識を世界に	在て智識を世界に
古老婆、杞憂の一	古老婆杞憂の一 古老	第一の責任は、この間に	第一の責任は此の間に



長谷場純孝、郷党若者

7 冨永家文書 水神祓

【解説】

冨永家文書とダンナドン信仰

信者たちは救いを求めてきた。 る。代々、秘伝として口伝で伝えられてきており、その秘密の中に、 ている。現在でも「隠し」の性格が非常に強い。それは、大日如来を 本尊とする秘密の教えである真言密教の性格を濃くしているからであ 格を持ち、「カクレガン(隠れ神)」ともいわれている。浄土真宗系の 「隠れ念仏」とは異なり、真言密教や民俗信仰など諸信仰を取り入れ ダンナドンというのは、檀那寺のことで、「隠れ菩提寺」としての性

格が強い。代々、口伝であったはずが文書として残されていることか 説である明治維新前後の発生説を覆す史料として注目される。 信仰が、天明年間にも存在していたことを証明してくれる。従来の通 星の御名」、「九陽の星の名」などの陰陽五行の教えを含む修験道の性 の文書が天明五年(一七八五)に記されていることから、ダンナドン の神マツリ」などの信仰用語は使用されているが、「光明真言」や「七 冨永家の「水神祓い」は、民俗信仰としての「水神マツリ」や 密教や民俗信仰を研究する上で貴重な史料となっている。

中屋敷之委佐右衛門

天明五乙卯秋吉日

水神祓二通并水神経全

壱切之事相

水神祓

汲上テ 神記等に敬白あいミん納乾たれたまへ 申ス の祓に万日の火なん・病難ヲのがる 只今の祈とふにこたへていわく 壱度の祓に百日の難をのがる うかばざりと言事ヲ つぶさにきこし召 の押開キ 桑の弓によもぎの矢ヲ持て 天地四方射払たまへバ もくらしんひさほんせいかふしやら~~~ 方"七りツけつかい 此内のこんごん類イの大地大川の底ゟ出る水ヲ "七厘ツけつかい 西方"七りツけつかい 北方"七りツけつかい いへる彼ひざの下ゟ出る水ヲ汲上ケて「東方ニ七厘ツけつかい」(サエヤ] 方ゟ出る水をこんごん水と申ス きんぜ中方ゟ出る水をごびやう水と ハかたにあびらうんけん ○蘭へ しやう鬼神の んそわはんバ○しどさるまたらまそわはどし□かんとさんぐらしやら ゟ出る水を鳳水と申ス 禁ぜ西方ゟ出る水をぢこく水と申ス <--<-に祓たまへハ かんのふ まし-<--て 玉のミす御宝殿 (計で) 如斯五方ゟ流出る水の本地を委敷尋たてまつに円満水神王ト 手を洗イ口をすゝき いほんしやらぐ~ぐ~ すいせんよく 大地大川之底"射おとされ 万ぐらをへるといへども 禁ぜ東方より出る水を仏水と申 -ばさらだや 万事の水のきよけれバ 汲て 惣而凡日本六拾州列の大小の おんぼんけん~~ ロしやらくくく 禁ぜ南方 禁せ北 諸の 南方 百度 中

> 註 1 蘭=蘭は欄に通じ「さえぎり」の

註 2 あびらうんけん=「オン・アビラウンケン」(胎蔵界大日如来に帰命奉る (一切を投げ打って胎蔵界大日如来に救いを頼み申し上げます))

註 3 禁ぜ、謹せい=謹請 つつしんでお受けすること

註 4 制限すること けつかい=「結界」密教で、魔の災いを祓うために、 道場の一定区域を

註 5 かんのふ=観音

註 7 註 6 ミす=御簾 あいミん=「哀愍」哀れみの心を抱いて情けをかけること

天明五年『十月十五日写

○謹せい東方□正大青龍王

謹せい南方『赤帝赤龍王 謹せい西方『白帝ノ白龍王

謹せい北方『黒帝黒龍王

謹せい中方『黄帝黄龍王

○きんせい東方ゟ流出る水ヲハ仏水ト申ス

謹せい南方より流出る水ヲ法水ト申ス

謹せい西方より流出る水ヲ僧水と申ス

謹せい中王ヨリ流出る水ヲ五形水と申ス[キック] 謹せい北方ゟ流出る水ヲこんがふ水と申ス

如」是五方ゟ流出る水をハ御ちふさ水と申ス 彼の御ちふさ

の大地となつて 其内ゟ流出る水ヲバ 北方江七厘結界 東方。七厘けつかい 中方江七り結界云り奉れハ 南方江七厘けつかい いばんしよふ~~ 其内にこんごんな□ 西方江七厘結

と申 ゆごせしめたまへ さいはい (^^(^)しょうやまつて申ス ひらき 仏神三宝諸神来りんよふがふ有て 七難ン即滅 七福即生し いをいたせバ さほしかのハツの御ミヽヲ振立テ こがねのおん眼ヲ の四方ヲいはらヘバ 諸の悪れいあくなんしゆそおん敵まをくに至る 内にわばんせいの鬼来ル共悪まをバ桑の木の弓 あしの矢ヲ以テ天地 ゆださらハたらまそわはんバしゆをかんと 三度さんがふヲしよふ! んよくむくしん不しやほんせい しやら ゲーゲーにして 我水神王 ~~~にしてはらいヲいたせば 三身の内のふじやうをのぞき 家の 皆大海の底に射おとしばんかふヲへるとも浮ブへから□はら かの時水を、撥上ケテ(手ヲ洗イロヲそヽぎ)御そはバんバし

完成したもの)・応身(世の人を導くために出現した仏)三身=法身(永遠の真理を供えたもの)・報身(菩薩が誓いを立て、

かまの瀬下モの瀬

東方水天ダラニキヲ 南方水天ダラニケヲ

西方水天ダラニケヲ

北方水天ダラニケヲ

中方水天ダラニケヲ

しにしによたいしびくそわか

水神マツリ

上ミの瀬 下モのせ 中の瀬ノ水神五王神 瀬の下タの五王神

きハめん――――に申分ケ可上ケ也に白米のしろぎをまつりくらぜ上ケ申ス 御水御くら迄相添まつると

> ダラニキヲ=陀羅尼経 密教の経文

註 10 もの。神前に供える しろぎ=粢(しとぎ)=うるち米を蒸して煎り、円形か楕円形にした

田之神マツリ

こづミのすがたをミれバ まつりはづしに御座る共 たのかミをまつりて見れバ 如来也 本にまざしこらにほがれハ候まし 請取りはつしハ候まし、九拾九の御田の神 いなこづミ中に如来のましまする

七星ノ御名

○とんぐ~~~星 ○こもん星 ○六そん星 ○もんぎよく星

○きんたい星 ○ふぎよく星 ○はぐん星

右七よくの星の御名如斯也

九ようの星の名

十一面ノくハンヲン ○大日如来 ○シャカ如来 のあミだ如来

○土用星

○ひこ星

○水用星

○こん用星

コクウザウ

○けいと星 もく用星

センジウクンノン

〇日やう星

○火用星

セイボサツ

フドウ

月やう星

右如斯也

七よふ・九やふの星の御ほぞんと申上ル也

夜ル道ヲ行時心持悪敷節此文をとなへ申也

シ、イツクスレハ百枚ナヲレズ

如斯となへ候得者キツね付事なし

水神マツリ如左ノ

三・九月ハ 六日・十二日・十八日・廿四日 二・八月ハ 朔日・七日・十三日・十九日・廿五日 子ノ年の人ハ 正・七月ハ 二日・八日・十四日・廿日・廿六日 丑ノ人ハ 六・十二月ハ 三日・九日・十五日・廿一日・廿七日 五・十一月ハ 四日・十日・十六日・廿二日・廿八日 四・十月ハ 五日・十一日・十七日・廿三日・廿九日 時ハ三ツ 月ハ九ツ 年ハ十ヲ かほどたつとき味を調へ早くまいれやうかのひめぎミ 日ハ七ツ かほどたつときあぢわひをかんどのびおく早々おんぶくせしめたま の白ぎをまつりくうぜあげ申ス 右之通ニ而候也、此日よく/ 右之通見合ル也 まくり返シ 屋内二物を入ルことなかれ 上の瀬・下の瀬・中の瀬の水神五王神 焼火せん日ヲ知る事 ともひきの方 左之通 其日子ノ日子ゟかぞへて十ヲめ 子ノ時なら者子ゟかぞへ三ツめ 左之通り 正月十五日ニ焼ハ三十日ニ死ス 二月七日 三年ニ死ス √見合肝要也 瀬の下の五王神に白め 大川をとをる時となへる事也 十月八を 十一月八を 十二月八を 瘧疾ノ符でいくのマラリア」

亥ノ人ハ 戌ノ人ハ 酉ノ人ハ 申ノ人ハ 未ノ人ハ 右此日よく――見合肝要也 三月三日 九月廿七日 十一月三日 八月十五 十二月二日 十月廿二日 日 半年ニ 三年ニ死ス 十四日ニ死ス 十八日ニ死ス 七日ニ死ス 年ニ死ス 死ス

天竺のあまとふ渡る舟人も 犬ほへる時ゆうとね也 こふかの水に恐れこそある

あづまやのねやのひさしにくる犬ハ あざをくびいてしたをくびら

犬亥子丑寅

地蔵日之事

正月八を 二月八を 三月八を 四月八を 五月八を 六月八を 七月八を 八月八を 九月八を

子馬辰卯辰申辰未辰酉巳々

ひよすでにやクイクせシハかハすまし 幸明しんごん 川たつうノコうぢハすがハら

はらはいタイヤ ヲンヲンナブギヤ○ビイロシヤノ○マカボダリ まにはんどて〇じんばら

一卯ノ人ハ

五月三日 七月七日

辰ノ人ハ

六月十八日

二年ニ死ス ざん時ニ死ス 一年ニ死ス

四月廿一日

ざん時ニ死ス

寅ノ人ハ

ハラバリタヤ ウン ハラバリタヤ ウン マカボダラ マニハンドマ ジンバラ

他の仏の浄土に生まれること)出来るといわれる。にことを告げて祈ること)すれば、西方安楽国に往生(現世を去って店ことを告げて祈ること)すれば、西方安楽国に往生(現世を去って恵や福楽、長寿を得る。百回唱え、土砂を死者の上にかけて祈禱(心仏恵や福楽、長寿を得る。百回唱え、土砂を死者の上にかけて祈禱(心仏恵・輪廻とも)の重罪から逃れられる。宿業や病気や障害を除き、知との真言を三回、七回、二十一回唱えれば、上まが、生死をくり返すここの真言を三回、七回、二十一回唱えれば、上まが、

書物

【解説1】

取り上げた。 売渡証が多数残されている。ここでは、江戸期から明治十四年までを一冨永家には江戸期からの『書物』と書かれた金銭借用証或いは土地

ので、この土地も門割で与えられた田であると思われる。すると決めている。自分の土地であれば名子らと相談する必要はないと相談し田を永代に売り渡しており、田上納も請け込みで買主が負担次に古いものは享和四年(一八〇四)の土地売渡証で、名頭が名子ら

多く、串木野地域は全体的に屋敷数が多かったと言える。と言われる。残された史料から、市来地域の大里村・川上村は門数が或いは屋敷とした。一般的には、屋敷は門よりも家部数が少なかった門割とは、薩摩藩独特の制度で、農民を三~五家部程度にまとめ一門

う農民にとっては厳しいものであった。どの上納は門・屋敷の連帯責任であり、石高の八割は藩に納めるとい門・屋敷をまとめる役を名頭といい、その下に名子がいた。年貢な

市の土地の等級は、中・下・下々が大部分を占めていた。 害でその門・屋敷がつぶれるのを防ぐためでもあった。いちき串木野平をなくすためと、災害などの時、一ケ所だけにまとまっていると被門割検地の時くじを引いて門ごとに割り当てた。これは門ごとの不公の等級に分けられた。 一門・屋敷の 耕作地は、村のあの等級に分けられた。 一門・屋敷の地味により上・中・下・下々

め、石高を引き下げてもらうというものであった。 ともに地味が劣ってきたり、賦役を担う十五~六十歳未満の男子、すともに地味が劣ってきたり、賦役を担う十五~六十歳未満の男子、すともに地味が劣ってきたり、賦役を担う十五~六十歳未満の男子、すともに地味が劣ってきたり、賦役を担う十五~六十歳未満の男子、すともに地味が劣ってきたり、賦役を担う十五~六十歳未満の男子、すとの最後の検地で、それ以降は行われなかった。しかし局地的な検、石高を引き下げてもらうというものであった。

おり、地域によっては門割制も緩やかであったのではないかと思われ文書を見ると、羽島村ではそれらを借金の質に入れ、また売買もして一門・屋敷に与えられた田畠は、売買など禁止されていたが、前出の

るのである。

と同じように税(籾高一石につき納米三斗九升八合)その他の年貢を とは、大山野や荒れ地などを自分の費用で開墾して、四年目から門高 てあり、自分たちで開墾した土地を売っていることがわかる。永作田 文政六年(一八二三)以後は、永作、永作地、永作田などと記載し

思われる。冨の字も「冨」又は「富」と一定していない。 永など、記載の仕方は色々であるが、いずれも冨永家の一族であると ここに取り上げた史料の買主は、新屋敷・万造寺・平身・冨永・富 納めるが、開墾した者が所有できた土地のことである。

〔参考文献〕 『串木野郷土史』 一九八四 串木野市教育委員会

『市来町郷土誌』一九八二 市来町

② 天明二年 [一七八二]

書物

銭三貫五百文印 位田敷銀

壱揚所書入置申候間、 候、右御物高之儀"候故、若御取揚"も相成候ハヽ私所持之畠みぞ下" 之儀者、御入用次第堅固"首尾可仕候、其内為質物但書之田指渡置申 右者、此節諸上納方"差支、右員数御借用仕所別条無御座侯、返済方 為後日口入相立、書物如此御座候、已上、 万壱相違之儀も御座候ハヽ、右畠さし渡可申

かり主平石村之

天明二年軍十月廿日

仁左衛門印

仲介人

口入万福之

新屋敷之与四右衛門殿

孝右衛門印

「かり主平石村之仁左衛門」

③ 享和四年〔一八〇四〕

書もの

うとら田壱場所

但畝 壱畝弐拾八歩 籾壱斗壱升

代銭拾三〆文印

田上納之儀も御方請込"而被召下候様"、出会之上"而相究置申候、先 別条無御座候、行々後年"至り候而も相違ヶ間敷事申上間敷候、尤右 右者、無拠差支≒対内名子中≒相談いたし、右場所永代≒此節売渡事

為後日書もの相調相渡申候、 、以上、

売主萩元名頭

享和四年子

五右衛門印

二月四日

与左衛門殿

口入中屋しき

与四郎印

67

④ 文化十一年 [一八一四]

万福渡大丸井手溝下

大山野畠壱場所

代銭四貫文

慥。相請取申候処別条無御座候、 右者、内々無拠入用之儀到来仕、御方¤右之地面永代売渡、代銭右之通 為後年証拠人相立書物如斯御座候、以

文化十一年成

上

売主平石之

仁右衛門印

十一月廿七日

証拠人右同村之

源左衛門印

平身之

与右衛門殿

⑤ 文政六年 [一八二三]

書物

萩元

畠永作地壱場所印

右者、此節無拠儀差支、右之畠永代売渡候処別条無御座候、左候而

之儀共曽而申間敷候、 右代銭ト〆銭弐拾貫文相受取申候処、是亦別条無御座候、 為□□証拠人相立書物相添置申候、 往々何事 仍為後年

以上、

売人萩元之

五右衛門印

松崎之

文政六年非十二月〔虫喰〕

新村之

証拠人萩元之

尾崎之籐右衛門印

平身之

与右衛門殿

6 天保六年 [一八三五]

別紙坪付之通永代売渡候儀、 別条無御座候間、 向年難渋ヶ間敷不申、

添書如斯御座候、以上、

但六ヶ敷儀共到来いたし候節者、 与三左工門受合三流候、

仲左衛門印

十二月

天保六年非

証拠人

長 与三左衛門印

万造寺之

如此御座侯、

勘右衛門印

休左衛門印

安右衛門回

右同

68

松ヶ平

坪付

下々田六間五合 四畝拾歩七町十二

赤籾壱表弐斗壱升

市 兵 衛

右之通坪付如斯御座候、以上、

天保三年長六月

長 仲左衛門様

四郎左衛門印

左エ門ゟ受取高売方『付一件』高、 無御替珍重之御事存申候、然者、一昨日長与三左衛門を以、松尾之万 御方立御頼申進越候処、宜筋"取計為給

門方メロ申越度候得共、与三左衛門「も今日者市来ミなと方メロ取引「「戸差越置 候へハ其儀不相調、筋之違ふ儀"候得共、右代料此もの共"御渡給度御 文受取"差越候処、拙者"も今日迄浜浦別荘¤滞在いたし居候、与三左衛 御請合申進候処、諸証文引替相渡給筋取究為被置由、右もの共只々証 由専ら面働『相成、御礼申進候、右代料ゟ高原之七郎方『寄替いたし度

相断"御座候、以上、 差遣可申、もし年内宜便ホ無之候ハヽ年明早々御返シ可申候、此旨早々 頼申進候、右証文之儀者、明日与三左衛門方≒無相違相渡、以宜便早々

但別紙受取書相添差遣申候、 以上、

*十二月廿九日

羽島平身之

与右衛門殿

公用

長 仲左衛門

受取

銭六拾貫文印

右者、其許松尾之万右衛門ゟ相受取候高代銭ト〆慥『相受取候、以上、

長 仲左衛門印

*十二月廿九日

羽島平身之

与右衛門殿

7 弘化二年〔一八四五〕

坪付証文

薗ノ山永作

下々田八間

六畝廿八歩

赤籾弐石弐斗

楠ばへ右同

下々田九 間間

壱畝六歩

籾壱斗八升

〆高

右之通、 坪付并別紙書物相添相渡申侯、 以上、

白浜屋敷之

万造寺屋敷之 与右衛門殿

弘化二年『正月廿四日

利右衛門

楠ばへ字

永作田五畝拾五歩 代銭八拾貫文印

敷儀到来仕候而も、御方エ少も難渋相掛間敷候、為後年口入相立書物相 売渡、代銭右之通慥 "相請取申候処別条無御座候、尤至後年何様成六ヶ 右者、去秋上納方[#]内々差支之訳到来仕、別紙坪付之通此節御方^{||}永代||

白浜屋敷之

認如斯御座候、以上、

売主 与四郎 印

口入 同

弘化二年『正月廿四日

甚兵衛印

右同

同

幸左衛門印

右同 火野坂屋敷之 庄兵衛印

坂口屋敷之 善兵衛印

万福屋敷之

証拠人名主 戸右衛門

有村屋敷之

万造寺屋敷之 与右衛門殿

> 右同 右同 万右衛門印

> > 薗ノ山字

書物

永作田八畝程

之永作御方点永代売渡、代銭右之通慥。相受取申候処別条無御座候、 右者、去秋年貢上納方等内々差支之訳到来仕、此節別紙坪付之通持合 代銭百五貫文印

尤至後年「何様成六ヶ敷儀到来仕候も御方」難渋相掛間敷候、 口入相立書物相認如斯御座候、 以上、

弘化二年『正月廿四日

同

売主

与四郎 印

白浜屋敷之

口入 甚兵衛印

同

右同 幸左衛門印

火野坂屋敷之

右同 庄兵衛印

坂口屋敷之

右同 善兵衛印

証拠人名主 万福屋敷之 戸右衛門

有村屋敷之

万造寺屋敷之 右同 右同 萬右衛門印

与右衛門殿

8 弘化五年(二月二十八日からは嘉永元年)〔一八四八〕

証文

金子拾三両

近々無間違御首尾合可致候間、質物等之儀者書入不申、仍而証文如 右者、鰹船方エ入用之儀ニヤ御借用いたし候儀別条無御座候間、御返済

此御座候、以上、

弘化五年

□四月八日

肝付仁兵衛

兼珍(花押)

与右衛門殿

⑨ 嘉永三年 [一八五〇]

金子壱両印 書物

銭『〆七貫五百文

者来亥三月限元利無相違御返済可仕候、尤其内為質物最早御方沒者質物 "も入置申候得共、外"何そ召入置候品々無御座候"∀、又木尻永作田壱 右者、当上納方差逼本行御借用申上候儀相違無御座候、御返済方之儀

相円メ右地面永代相渡可申候間、御方ゟ勝手次第作職可被成候、至其 場所書入置申候、万壱限月通御返済不相調候ハヽ、跡々ゟ之借入株々

時少シも難渋筋申上間敷候、 為其口入相立書物如斯御座候、以上、

嘉永三年

成十二月廿六日

冨永やしきの

太左工門印

口入

赤岩やしきの

仙左工門印

万造寺屋敷之 与左衛門様

⑩ 嘉永四年〔一八五一〕

書物

羽島崎

畠壱場所

代銭拾五貫文

取申候処別条無御座候、 右者、此節無拠入用儀到来仕、右地面御方『永代』売渡、代銭慥』相請 往々御支配可被成、為後年証拠人相立書物

如此御座候、以上、

嘉永四年亥

十二月廿九日

売主新村之 休左衛門印

証拠人同村之

伝左衛門印

万造寺之

与左衛門殿

⑪ 嘉永六年 [一八五三]

平山割合

71

永作田三畝七歩

代銭三拾八貫八百四拾四文

尤至後年何様成六ヶ敷儀到来仕候而も御方≒曽而御難渋相掛間敷候 之通慥"相請取申候処別条無御座候、 右者、上納方井内々差支之訳到来仕、此節御方北永代二売渡、代銭本行 往々御勝手次第御支配可被成候

仍而為後年証文如斯御座候、以上、

売主中屋敷之

仙左衛門

証拠人名主

嘉永六年

五月

火野坂之次郎右衛門

万造寺屋敷之

与左衛門殿

【裏書】

中やしきの千左エ門 」

(12) 元治元年〔一八六四〕

書物

田九畝拾八歩

永作

代銭百五拾六貫文

右者、年々上納方「守皆納不相済、諸所」借銀等有之、右之永作御方江

被成候、且私子孫"至候而も右地面"付六ヶ敷候儀申間敷候、 永代売渡、代銭右之通慥『相請取申候処別条無御座候、往々御支配可 為後日

証拠人相立書物如斯御座候、

以上、

売主白浜之

庄右衛門

証拠人

元治元年平十月廿五日

立石屋敷之 新

助

右同白浜屋敷之

与右衛門殿

万造寺屋敷之

平左衛門

13 元治元年〔一八六四〕

□事之内下々田=間壱畝

田弐拾歩

有畝壱畝拾歩

代銭弐拾貫文

処別条無御座候、往々御支配可被成候、私子孫"至候而も右地面"付 右者、当上納差支"付、右地面御方へ永代"売渡、代銭慥"相請取申候

難渋筋申間敷候、為後年書物如斯御座候、以上、

元治元年

子十二月廿五日

売主中屋敷之

証拠人宝満屋敷之 千左衛門印

勘右衛門印

与左衛門殿

作右衛門

⑪ 元治元年〔一八六四〕

代銭百弐拾貫文永作田八畝三歩

難渋筋申間敷候、為後日証拠人相立書物如斯御座候、以上、 銭右之通慥"御請取申候処別条無御座候、往々永年"至候而も右地面"は 右者、年々上納方 "H任差支、右永作地御方¤別紙坪付通永代"売渡、代

元治元年子

十二月廿九日

売主福永屋敷

庄兵衛

平身之

元治元年子十二月萩平

与左衛門殿

田 五間半 五歩八合

拾八歩

田 九七 間合 六歩三合

九歩六合

田 一間弐合 拾歩八合

田一間弐合

田 九 弐 間 間

証拠人立石屋敷 名主 新助

田二四間間

八歩

拾七歩五合

田三間弐合 廿五歩六合

合田八畝三歩三合 畝取

福永之庄兵衛永作

⑤ 慶応二年〔一八六六〕

証文

八郎ヶ山

一永作田七畝

田二間弐合

壱畝拾壱歩弐合 九歩九合

田 十三間 半 壱畝弐歩五合

田五間半間 壱歩

壱畝七歩五合

田一間間

田 十四間合 四歩

五一間半 七歩五合

三一間間

三歩

田四間四合 五歩六合

田二間半

合壱反弐畝印 同 五畝

代銭百八拾貫八百文印

而何様之六ヶ敷儀到来いたし申候共、御方様『者少も難渋掛上申間敷 右者、私永作田右員数御方≒永代売渡申候儀別条無御座候、尤後年至

慶応二年寅正月 売主平原之 候、為後日依而証文如斯御座候、以上、

庄助印

証拠人松尾之

仲左衛門印

与左衛門殿

万造寺之

16 明治元年 [一八六八]

書物

中屋敷名子屋敷余地

畠七間半 壱畝弐拾弐歩五合@

代銭百弐拾弐貫五百文印

至而も右地面『行ケ敷儀申間敷候、 右之通慥"相請取申候処別条無御座候、 右者、年々上納方皆上納不相調、右之地面此節御方へ永代売渡、代銭 為後年之証拠人相立書物如斯之御 往々御支配可被成候、私子孫

座侯、以上、

明治元年辰十二月廿三日

中屋敷之

売主 八郎印

新村之

名主 庄右衛門印

有村之

証拠人 与四右衛門印

万造寺之

与左衛門殿

其外同役中

17 明治五年〔一八七二〕

永作壱畝廿歩

代銭弐百貫文也

而者難渋筋申間敷、証拠人相立為後日書物如此御座候、以上、 右之通代銭慥"相請取申候処別条無御座候、孫子"至候而も右之地面"∀ 右者、此節内々無拠入用到来仕申候処、右之地面御方দ永代売渡申候処、

売主松尾之

明治五年申十月十一日

太次右衛門印

口入光瀬之

岩右衛門印

冨永屋敷之

与左衛門殿

18 明治七年 [一八七四]

後平大山野

畑七畝余り

万福尻南面

一同壱反弐畝余り

石揚并大丸

同九畝余り

合畑弐反八畝余り

代銭三百八拾弐〆七百六拾四文

慥 "相請取候儀別条無御座候、往々御支配可被成候、私之子孫 "至候 而も右地面『報談申間敷候、 右者、此節内々無拠差支 『特御方』右地面永代』売渡候処、代銭右之通 証拠人相立為後日書物如斯御座候、以

売主新村之

松右衛門印

明治七年成

上

証拠人平原之

庄助 印

与左衛門殿

平身之

正月廿九日

19 明治七年〔一八七四〕

書物

岩下字

永作弐拾歩回

代銭百〆文印

右者、此節無拠差支 "計御方様"永代"売渡、代銭慥"相請取申

候間、後年 三至而も少も難渋申間敷候、為後日依而証文如斯御座候、

以上、

明治七年成二月四日

野元 幸之助邱

蓑も岩右衛門印

平身之

与左衛門様

20 明治十年〔一八七七〕

証文

西之原三ヶ所

永作六畝拾五歩 代銭九百貫六百文回

右者、此節差支まかせ御方エ永代売渡シ、右代銭慥ニ相請取申候処別

条無御座候、依而為後年売切証文如斯御座候也

売主

岩下直左衛門印

口入

明治十年世旧十月廿八日

岩下戸右衛門印

中屋敷之

太次右衛門殿

② 明治十一年〔一八七八〕

田六間三合五夕

壱畝拾八分八合七夕七才

差引壱畝拾四分八合三夕七才正 内四歩四尺畝

右之通相違無之候也、

立会

建石左衛門岩下徳右衛門

冨永伝左衛門

俣木与四右衛門

中島新右衛門

馬場戸右衛門

十一年四月十日

富永与左衛門殿

十一年四月十日 与左衛門殿

③(明治)十一年四月二十日〔一八七八〕

記

銭壱万五千百三〆九百六拾五文印 (ま)

一金三百九十七円四十銭回 [朱]

一銅銭七拾四枚印[朱]

銭三/本行

右下山入札地料トシテ正。受取候也、

十一年旧四月廿日 戸長事務所印(朱)

羽島村

冨永之

赤岩方

二間三合

拾四歩九合五夕

差引三合五夕過

内拾四歩六夕返畝

② 明治十一年 [一八七八]

与左衛門方

24) 明治十一年〔一八七八〕

右之通:相及候事、

羽島村同掛中

猪鼻之

五郎左衛門印

[虫喰]

一中田□□六間 壱反三畝弐拾六歩

真籾九表四斗

内田四畝 即 籾九斗弐升 上納米三斗七升壱合即

高。《九斗五升八合三夕弐才卿

三斗八升七合印

代銭千三百五拾三〆四百五拾弐文印

私子孫"至候而も右地面"守難渋筋申間敷候、為永年証拠人相立書もの 代"売渡、代銭右之通慥"相請取申候処実正也、往々御支配可被成、 如斯御座候也、 右者、年々上納御年頁[#]内々差支之訳出来仕、此節御方¹¹右之地面永

売主

猪鼻之

証拠人

善助印

明治十一年。四月廿九日

立石之

辰右衛門印

冨永之

与左衛門様

25) 五月廿一日〔明治十一年ヵ〕

此内ヨリ拙下山入札田売事之段、子共太次右衛門『及依頼置候処、 御

> 差遣候ハヽ可然哉「御座候間、何卒其通汲取可給、此段申上候、以上、 方取入之段今日承り置候処、下山之甚助参り買入度段申出候間、右江

平身之

宮地寿郎太

与左衛門殿

当用

五月廿一日

26) 明治十一年〔一八七八〕

受取

旧銭三百三拾四〆八百文

但円札八円八拾銭ト

銅銭拾壱文

右者、拙者落札之其許下山田地拾八番地所惣代価と〆正"落手候也、

明治十一年寅五月廿四日

宮地寿郎太

羽島冨永之

与左衛門殿

右之通差越候間御受取有之度、 此段申遣候也

届方御頼

羽島

宮地寿郎太

冨永之

与左衛門殿 急用

寅五月廿八日

27) 明治十二年〔一八七九〕

証文印

一田壱畝拾五歩

代価三百八貫文印 田代

大山野壱場所

代価四拾〆百九拾文印島代

請取愈候義実正也愈、因而古年『至候而も右地面『ヤ而者曽而難渋筋申 右者、今般差支之為右地面御方へ永代卿売渡、代価本行之通「証」 相

間敷、為後証確証如斯御座候也

明治十二年『二月十二日

売主

松尾太次右衛門回

富永与左衛門殿

<u>(28)</u> 明治十二年〔一八七九〕

畑拾壱歩五合印

代銭百弐拾九貫七百九文印

右者、此節無拠相続之訳屋敷通丈永代売渡、右代銭正"相請取申候処別

条無御座候、先者至後年候而も六ヶ敷儀無之様、為後日之証文如斯御

座候、以上、

明治十二年『六月

売主

室薗善右衛門印

証拠人

中屋太次右衛門印

富永与吉殿

29 明治十二年〔一八七九〕

証文

原田

下々田

当畝三畝印

代価千百七拾貫文印

依而永年"至而右地面"平而者曽而難渋申間敷候、為後証確証如斯御座候 右者、内々差支 "4右地面御方様**永代 "売渡、代価正 "相請取候儀実正也、

也

明治十二年寅旧十二月廿八日

売主

栫 正左衛門印

証拠人

有村助右衛門印

羽島村惣代

正也、

往々御支配可被成、私子孫『至候而も右地面『六ヶ敷儀申間敷、

依而為永年書物如斯御座候也

明治十三年辰旧正月廿九日

中谷太次右衛門印

冨永与左衛門様

30 明治十二年〔一八七九〕

書物

下々田井六間壱反壱畝八歩印

尾崎早兵衛印

籾七俵三升

尾崎万右工門印

代銭四百五拾九貫弐百文邸

内下々田弐畝印

実正也、往々御支配可被成、私子孫"至候而も右地面"や六ヶ敷儀申間敷 右者、内々無拠差支 〒御方様エ右之高永代売渡、代銭慥 ロ相請取申候儀

依而為永年之書物如斯御座候也、

明治十二年明十二月廿九日

地主 尾崎万右工門印

証拠人

富永与左衛門殿

尾崎勘左工門印

31) 明治十三年 [一八八〇]

下田四間式畝廿歩 宮之次郎右衛門

下田壱畝拾歩 籾三斗五合

代金拾三円五拾銭

銭">五百拾三文

内々無拠差支 "一个御方様」右高永代 "売渡、代金慥"相受取申候儀実

富永与左衛門様

万造寺正五郎印

証拠人

正次郎印

売主

右同

幸右衛門印

<u>32</u>) 明治十三年 [一八八〇]

地所売渡証

田四畝拾五歩

代価千四百貫文印

右地所御方゙永代売渡前証之正¨相受取候儀実正也、然ル上者、後年¨

売主

至リ候共難渋一切申間敷候、

為後日保証人相立売渡地所、

依而如件

明治十三年原旧二月

松尾太次右工門印

保証人

立 石 庄 助印

万造寺与左工門殿

33 明治十三年 [一八八〇]

永代証文

⑩高弐畝 万福堂之前

代銭金札拾四円

証書如是御座候也、 無御座、子々孫々「至而も少シも難事申掛間敷候、為其口入前立為後年 右者、此節無拠差支御方様≒永代売渡、右之代銭正≒相請取申候儀別条

明治十三年卯旧二月十日

売主

万福仁介印

口入証拠人

同 武右衛門印

万造寺与左衛門殿

[上書]

万福仁介」

上

34) 明治十三年 [一八八〇]

書物

中田井六間壱反三畝弐拾六歩

猪鼻之五郎左衛門

内田壱畝

籾弐斗三升

代銭弐百貫文印

孫''至侯而も右地面''''難渋筋申間敷侯、 為永年証拠人相立書物如斯御座 売渡、代銭右之通慥"相受取申候儀実正也愈、 右者、年々上納御年貢 #内々差支之訳出来仕、此節御方≒右之地面永代 往々御支配可被成、私子

候也、

明治十三年辰旧三月十四日

売主 松崎栄右衛門印

証拠人 松尾 庄助印

富永与左衛門殿

<u>35</u> 明治十三年 [一八八〇]

田地永代売渡証書

字口ノ町

田反別壱反弐畝廿五歩

此代価

金九拾五円也。

之候ラバ吾等罷出急度埒明、其許殿へ毫モ御迷惑相懸申間敷候、 地≒親族ハ基ヨリ其他ヨリ聊苦情申者一切無之候、若シ故障申者有 許殿へ永代"売渡、代金慥"相請取申処確実也 (壁) 、然ル上者、此田 右之田地我等代々持来候得共、今般金子要用「守前書ノ代価」相定、其 為

後日田地売渡証書一札如此候也

明治十三稔長十二月廿八日

売主

永田金太郎 [集]

保証

塰泊万右エ門 印先

註 この文書は罫紙を使用 万造寺与右衛門殿

③ 明治十三年 [一八八〇]

田地永代売渡証書

字愛木

田反別壱畝廿三歩(味)

此代価四百六拾九貫九百三拾弐文 (壁)田反別壱畝廿三歩 (卸)

右之田地我等代々持来候得共、今般金子要用『詩前書ノ代価』相定、其

之候ラバ、吾等罷出急度埒明、其許殿へ毫モ御迷惑相懸申間敷候、地『対親族ハ基ヨリ其他ヨリ聊苦情申者一切無之候、若シ故障申者有許殿へ永代『売渡、代金慥』相受取申処確実也(即)、然ル上者、此田右之田地我等代々持来候得共一今般金子要用『『前書ノ代価』相定「其

明治十三年長旧十二月廿九日為後日田地売渡証書一札如此候也

売主

坂口善左衛門(駅

保証人

白浜吉太郎

冨永与左衛門様

③ 明治十四年 [一八八一]

地所永代売渡証書

字平田

田弐畝歩印

代価六百五拾貫印

価正 "相請取候儀実正卽也、因而永年"至候而も右地所"は而者、曽而右者、今般要用差支"は書面之地所前記代価を以、御方は永代売渡卽代

難渋筋申間敷、為後日保証人連印証如斯御座候也

明治十四年『旧二月九日

売主

樋渡善兵衛印

保証人

富永与左衛門殿

福薗傳兵衛印

③ 明治十四年〔一八八一〕

地所売渡証

字平身宇都良

田六畝拾弐歩但旧竿

代価五拾四円四拾銭⑪

者後年至り候而も難渋一切申間敷候、為後日保証人相立売渡地所依而右地所御方"永代売渡、前証之金円正"相受取⑩候儀実正也⑩、然ル上

如件、

明治十四年『旧三月十七日

売主

富永善左衛門印

保証人

富永新右衛門印

富永与左衛門様

③明治十四年〔一八八一〕

地所永代売渡証。

畑四歩五合 印集

代価八拾弐貫五百文 (1)朱】

(*) 如斯御座候也、 【*) 如斯御座候也、 取候儀実証也、因而以来古年"至り候而も難渋申間敷、為後証ノ確証取候儀実証也、因而以来古年"至り候而も難渋申間敷、為後証ノ確証 むけん (*) 売渡、代価本行之通正"(*) 相請

羽島村

売主

明治十四年『旧三月廿九日

室薗善右衛門(第

保証人

中谷太次右衛門(紫

富永与左衛門殿

【解説2】

書物について

ぜ「位田敷銀」がいるのかがわからない。田を質に出している。上納に銀貨で払う必要はないと思われるが、な天明二年では「位田敷銀」が出ている。銭三貫五百文を上納のために天明二年から明治十四年まで年代にどういう違いがあるかを見ると、

は、中世に主に使われた「坪付」という用語が出てくる。年も売るのは同じだが、自分が開墾した畠を売っている。天保六年で享和四年では名頭が名子と相談をして、田を売っている。文化十一

これを転売したのを平身之与右衛門が世話をしたお礼の手紙もある、この書物は複雑で、三年前の下々田を長仲左衛門が買っているが、

大学しい取引きである。当人の長仲左衛門は浜浦(今の浜町辺りか)の別荘珍しい取引きである。当人の長仲左衛門は浜浦(今の浜町辺りか)の別荘珍しい取引きである。当人の長仲左衛門は浜浦(今の浜町辺りか)の別荘珍しい取引きである。当人の長仲左衛門は浜浦(今の浜町辺りか)の別荘のには十三両ものけた外れに高額な金額を肝付仁兵衛兼珍が借りている。には十三両ものけた外れに高額な金額を肝付仁兵衛兼珍が借りている。には十三両ものけた外れに高額な金額を肝付仁兵衛兼珍が借りている。には十三両ものけた外れに高額な金額を肝付仁兵衛兼珍が借りている。には十三両ものけた外れに高額な金額を肝付仁兵衛兼珍が借りている。には十三両ものけた外れに高額な金額を肝付仁兵衛兼珍が借りている。高級は大学である。当人の長仲左衛門は浜浦(今の浜町辺りか)の別荘珍しい取引きである。当人の長仲左衛門は浜浦(今の浜町辺りか)の別荘珍しい取引きである。当人の長仲左衛門は浜浦(今の浜町辺りか)の別荘のよりにはいる。

年後の安政六年までは七貫五百文であるが、二年後には八貫文、その年後の安政六年までは七貫五百文であるのは十三年ごろから名前が「富永之与左衛門」が十二年ごろから「富明治二十年代まで、貫文と円銭が混ざって使われている。 明治十一年ごろから名前が「富永之与左衛門」が十二年ごろから「富っとを新政府が命令を出すが、鹿児島は西南の役まで旧藩と同じよることを新政府が命令を出すが、鹿児島は西南の役まで旧藩と同じよることを新政府が命令を出すが、鹿児島は西南の役まで旧藩と同じよることを新政府が命令を出すが、東児島は西南の役まで旧藩と同じよることを新政府が命令を出すが、東児島は西南の役後にやっと「之」抜きでを名乗ることはできなかったので、西南の役後にやっと「之」抜きでを名乗ることはできなかったので、西南の役後にやっと「之」抜きでを名乗ることはできなかったので、西南の役後にやっと「之」抜きである。

する時代に変わってきた。 長事務所」もある。これまでは個人間の売買であったが、役所が管轄る掛(係)であろう。「羽島村惣代」は戸長役所のトップであろうか。「戸島村同係中」というのは、羽島村の戸長役所の土地関係売買を処理す行政の方も変わってきて、明治十一年ごろから「立会同掛」とか「羽

所売渡書」となる。 明治十三年になると、「書物」から「永代証文」「田地永代売渡書」「地

また、天明二年「仲介人・口入」「口入」が文化十一年「証拠人」と

とする地所売渡しに変わることになる。 入ってからの変化が大きい。この次、 それが長く続き、 明治十三年から「保証 明治十六年頃から地券状を中心 人」に変わる。 明治に

財産は土地が中心であったことを示している。武士は石高が大切であ ったので、 この 「書物」のほとんどが、地所売渡しに関わるもので、 土地を増やすことが大事であったからであろう。 般人の

40感謝状 (郵便局電信施設等寄付

(解説3)

村湊町の郵便局へ持っていった。湊町は、 局は市来の湊町や川内にあった。児玉郵便所は市来が近いので、 あったので郵便局が必要であった。郵便局と郵便所の違いは貯金や現 所ではなかろうか。手紙を出す人は少なかったであろう。郵便所の役 も大して気になることではなかったのであろう。貯金を下ろすのも申 を預金者は手元にある預け書を持って交換する、というシステムであ に送る。そこから確かに受け入れた、という証書が送ってくる。 金の出し入れがすぐできる、電報が打てる等であったと思われる。 目は手紙を集めて上級の郵便局へ渡すのではなかろうか。上級の郵便 区には児玉仲之進家が郵便所である。多分串木野村全体で唯一の郵便 明治十六年から十九年までの「入来定穀日記」では、 書類と印鑑を出せば、すぐ下ろせた。 十日ぐらいかかる。多分、現金と証書を馬関(下関) 貯金は現金を入れるのはすぐできるが、実際に証書ができるの 児玉郵便所から市来郵便局へ回り、 貯金をする人口が少ないので、十日かかって貯金が済んで どうしてもすぐ現金が必要な場合には鹿児島本局へ行 商人が多く、連絡が頻繁に 馬関から返ってくるシス 串木 の郵便局 野村 市来 た

報の場合、 市来郵便局か、 川内郵便局かで打てば、 多分、 鹿児島

> 電信分局へ行く。 同分局では電信為替もできた。

げる電報は夜中の三時頃配達があった。その電信持夫に十二銭払 便局へ送られるものと推定できる。 されている。そこで、東京から鹿児島電信局へ来て、 きて、葬式の法事をするという。出船は止め、 ために、 すぐ船で出発しようとしているときに、 に」といって、すでに死亡した、という電報を見せている。 穀家へ配達があったものと思われる。そこで、急いで船で東京 いる。多分、鹿児島電信局から市来郵便局へ行って、 つもりで、 明治十七年十月二十一日に定穀の弟の助次郎が重体であることを告 鹿児島の電信分局へ行って、 自分宛に電報はないか尋ねると、「成規にはないので、内々 明日出発するという電報を打つ 我が家から馬に乗って急報が 我が家へ帰ることが記 それから市来郵 市来から麓の定 そこで、 へ行く

ので、 庶民が手紙を多く出すようになったためであろう。 かなり郵便局もあちこちにできている。郵便局が増えるの 羽島の冨永松太郎の羽島郵便局であるが、 時代が大正五年な

さて、

く人へ直接荷物を頼んでいる。これも東京へ行って直接・間接に配っ 誰かに頼んで配っている。その頃は小包配達は少ないので、 ている。着物や腐らない物 家族からの手紙を預かっている。定穀が持って行って、直接あるい 明治十九年では、定穀が東京へ行くというので、 (タバコ・お茶類) である。 集落の東京にい 東京へ行 は

杯」一組(二個)与えている。 利になったことであろう。ここでは冨永松太郎が「電信施設用品 「労力費(作業員の人件費)」を百円寄付したので、 羽島に電信施設ができると、 木杯は漆塗りであろう 川内まで行く必要がなくなるので、 感謝のために 木 لح 便

して現在では百五十万円ほどであろうか 百円というのは、この時代の校長の給料が四十円ほどなので、 類 推

に行われた時代になっていたのではなかろうか。 多分、この頃には、 郵便配達も地元の人で、 貯金の出し入れも即時 それに電報まで、 即

大洋漁業の捕鯨船にも乗り組んでいるので、船からの無線もあったか 座にできるようになって、便利さが増したことと思われる。 羽島の人々は遠洋漁業のマグロ船に乗って、九州内ばかりではなく、

業者などからも出ていたのかもしれない。 もしれない。電報の必要性が高まってきたので、電信施設の要求も漁

献している。 冨永家はその後も永く、現在まで続く羽島郵便局長として地域に貢

富永松太郎

力貴上少テ金壹百圓寄附便易電信施設用物品勞應兒島縣日置郡羽島郵 局電信施設用物品勞兒島縣日置 郡羽島 郵

壹組下賜候事 候段奇特"付為其賞木杯

大正五年三月十五日

感謝状 (郵便局電信施設等寄付)

8坂口家文書

1 物

書物

銭拾貫文印 但利米之儀者銭拾〆文言

壱ケ年米弐斗四升ツヽ

申上間敷候、 右質物引、源銭を以、 儀者御方様御入用次第元利堅固"首尾方可仕候、其内為質物私集り田 永作三畝書入置申候間、万一返済方難成節ハ借主:無損、 右者当上納方差迫り御方≒慥≒御借用仕候処別条無御座候、 為後日書物如此御座候、以上、 元利堅固"差方埓明可申候、 至其時而少も難渋 口入前より 返済方之

坂口之

文化五年長十二月廿九日 かり主 八兵衛印

名頭之

口入 牧右衛門印

竹之下門之

休太郎様

坂口之

右同 平右衛門印

【裏書】

坂口之 八兵衛

此表九百返候 巳十二月廿二日

2 書 物

書物

分四〆文印 □利□

御座候、 十日月並掛銭半口書入置申候、 口入前ゟ右為質物ヲ以、 之儀者御方御入用次第元利堅固『首尾可仕事候、 其内為質⑩物と〆私 右者此節內々無拠差支「日御方」御借用仕申儀別条無御座候、尤御返済 、以上、 元利堅固 '御首尾可仕申候、 其ため書物如斯 万一かり主ご返済難成御座候節者、

か り 主 坂口之

長左工門印

天保十五年長十二月廿九日

口入之

休左工門印

坂口之

孝左衛門殿

【裏書】

坂口之長左エ門

此うし□⑩取入申候

書 物

3

書物

銭弐拾貫文印

下平田永作壱ケ所書入置申候、万一御返済方成かたく候節者、借主無 之儀者御方御入次第"元利堅固"首尾方仕申候はヽ為其質物私山神之 右者此節無拠差支、御方様方並造世借用仕処別条無御座候、 たん少もなん次申間敷候、為後日仍而書物如此御座候、以上、『『』 □口入前より右質物引請現銭を以元利堅固"首尾方仕可申候、 其時い 御返済方

慶応二年寅十二月廿九日

坂口之

借主 小左工門回

右同

松田屋敷之 口入 吉兵衛印

紋兵衛様

【裏書】

「大六の之小左衛門」

4 物

書物

銭百貫文印

方之儀者御方様御入用次第"元利堅固"首尾方仕可申候、 返済方成かたく候節者、借主"此程口入前よりり右質物引受現銭を以 物して私壱ケ年『四〆宛廿五日銭拾六〆文掛一口書入置申候、『『思』 右者此節無拠差支、御方様点慥。御借用仕候処別条無御座候、 、万一御 其内質 御返済

元利堅固"首尾方仕可申候、其時"いたん少もなん次申間敷候、為後

日仍而書物如此御座候、以上、

明治六年西六月五日

坂口之

借主 小左工門回

白木原之

与左衛門様

東ノ薗屋敷之

口入

喜兵衛印

【解説】

生福あたりでは普通のことのようである。にできる。また、貸す方も一般の人が多く、名頭もいるようだ。ここう自分用の田がある。永作田は藩による門割の田ではないので、質物文化五年(一八〇八)頃から名子が金を貸しているし、永作田三畝とい

りで、人的交流も多かった。

りで、人的交流も多かった。

りで、人的交流も多かった。

りで、人的交流も多かった。

りで、人的交流も多かった。

の地域とは違った現象ではないか、と思われる。他に、金山・塩田・漁業(特に鰹節作り)など蓄合)をやり、永作田を持っていた。多分、他の地域とは違った現象ではないか、と思われる。他に、金山・塩田・漁業(特に鰹節作り)など蓄かを得ているので、他の地域より融通できる金を持っていた、と思えないか、と思われる。他に、金山・塩田・漁業(特に製造した)を関いるので、他の地域より融通できる金を持っていた、と思えないか、と思われる。他に、金山・塩田・漁業(特に関係)を関いて、人的交流も多かった。

9西薗家文書

地所売買ニヤ地券状御書換願の形式

薩摩国日置郡上名村

五千弐百七拾番 薩摩国日置郡上名村

持主

字西連ヶ段

田反別 壱畝拾三歩 西園休八

此地価金三円八拾弐銭 同国郡村

此地租金九銭六り 買受人

西園万右衛門

同国郡村

五千弐百七拾六番

字 仝

田反別壱畝四歩

此地価金三円七拾三銭

此地租金九銭三り

合反別弐畝拾七歩

此地租金拾八銭九り

下度、依而双方連印を以、此段奉願候也、

右之通今般代金七円六拾五銭を以売買契約相整候間、

券状御書換被成

薩摩国日置郡上名村

売渡人

西園休八印

明治十五年一月

全国郡村

買受人

西園万右衛門印

前書之通相違無之候也

右戸長

有馬応介印

鹿児島県令 渡辺千秋殿

(割印)

契

書面土地売買之儀確認候事

租第二七四号

角印

明治十五年三月十六日

鹿児島県令渡辺千秋印

[割印]

県印

解説

であろう。 明治十四年末~翌一月までには、田畑の地券状は発行されていたの 地券状通りの地価で売買している。

受ける。 土地売買はまず戸長の奥書が必要で、次に県に出して県令の許可を 地券が配られた時期からこの形式であったのであろう。

10入来家文書

解説

か、ちょっと長く「拠無く上納に差支え」というのが多い。 借金証書や貸金帳には、 借りた理由は、たったひと言「拠無く」と

ながら年が越せないので貸してくれ。借り貰い(返さない)だろうが仕 中には質屋に入れている「蚊帳を出すために」「焼酎造用の米を借る」 明(開墾)用鍬を作る」「戊辰の役の出兵のため」「家建の釘・板・米代」。 疱瘡=種痘・天然痘植付のため(×にメスで切る)」「上納代不足」「仕 る、珍しい貸金帳である。 方がない」「家を買うが学校から月給を貰って返す」などの事情が分か 「鰤網六抱」「馬の鞍輪が壊れ、修繕用に」「飯の米がなく、毎度赤面 ところが、入来定穀氏の貸金帳では、かなり具体的である。「子供の

放していく様子を伺える資料ともなっている。 それとともに、明治十一年以後、土地を所有した農民が、土地を手

のだろう。それでつながらない部分もある。 「明治十七年度の日記」の裏にあるもので、 罫紙が足らずに使った

貸金帳の一部(文化十二~明治十六年)断簡 ページごとに番号をつけ、年代順に掲載した。

① 文化十二年 [一八一五]

文化十二年三月八日弐貫文 同廿二日参貫文 伊左エ門殿ゟ子供衆両 人両度疱瘡仕付言は借用也

銭五貫文 但証書アリ、

文化十四世三月朔日伊佐エ門殿ゟ枦実代配分差支候由『守借用也、

② 文政二年 [一八一九]

文政二年『四月廿五日かり 覚書アリ

元銭五拾五貫文

内元銭拾貫文長八月廿九日龍右エ門ゟ預置 かり主吉武龍右エ門殿

右同児玉与次右エ門殿

かし呉候様与次右エ門*!龍右エ門"ゟ承り候"や、差出也、返金二三ケ 右者部一山被申受候由"ल、上納 艮 と〆右之員数被差支候由"ल、 無據

③ 文政七年〔一八二四〕

月中『元利無相違首尾合之筈也

文政七申九月晦日かり

銭壱貫文

かり主小原名子

権左エ門

掛り合

夫之善存し、 右者新助子供疱瘡相煩候由語、 故相渡候、返済之儀者来月十五日限り一日も無相違相返筈也、 右之善相頼かし呉候様、 頻リニ承り候 い細

名前相直ス、 但此元銭壱貫文新助ゟ返済ニ五月限り、 権左エ門又借り致候故

④ 文政十年 [一八二七]

文政十年前四月廿九日

銭弐貫文

荒川宝来之 善兵衛

> 右之筈也 返済之儀者当秋仕明戻り迄かし呉候様承り、其節者元利無相違首尾 右者仕明鍬壱挺作り方『☆差支へ候由』で、 無拠借用申出候言相渡候、

5 慶応四年 [一八六八]

田代勇介殿

此株者戌年ヨリ 卯年比迄借用一株 "取円メ、委細ハ古利取納帳"記

シアリ、

一元銭六百六拾八貫四百六拾五文

慶応四長五月廿三日当用差支之由「テかり、

同拾八貫文

同慶応四長八月三日千竃寿太夫殿出兵雇料金子壱部銀三両代り差遣

ス

同三拾貫文

同拾五貫文

⑥ 明治五年 [一八七二]

明治五草三月十七日かり 証文あり

銭四百貫文

藤之脇之

右者内々差支、田代勇介殿ゟ相談之趣有之、右之通り借用、 但一・六月入利 П 三左工門

犬 返

済入用次第、質物者宇都通り永作田□入有之候

明治五年中三月十九日差落し普請釘代之由

銭百貫文

同三拾貫文 同五拾貫文 同百五拾三〆七百文 同五拾貫文 同八拾六貫文 同百貫文 同五拾貫文 同百貫文 銭百貫文 同五拾貫文 同五拾貫文 同五拾貫文 明治五申三月廿七日銅銭二十八上渡 同六月七日直渡 同五月廿九日直"渡 明治五章五月九日板代之由直渡 同七月六日石埜之□左エ門方板代誓芹ヶ埜うら木代ノ由 同六月廿日釘代山之神カヂ≒相払之由 同六月十二日砂官・大工日雇旁之由直渡 同六月十八日瓦代崎埜≒持越由ニニ下人≒渡ス 同六月四日大工日雇并一釘代之由直渡 同五月晦日瓦代之由 同五月廿四日宮地善太夫殿『木代之由』『銅銭三〆百廿四文下人』相渡 同四月晦日、 同四月廿三日釘代之由愛介殿『相渡 当人江相渡 明治五申五月十三日 明治五世五月晦日かり 来月限り 明治五世四月十九日かり 明治五單三月廿九日 ⑦ [⑥に続くカ] 銭四拾貫文 同拾六貫文 銭三拾弐貫文 銭三百貫文 拾五行 同六拾貫文 同八拾五〆弐百文 同八月十五日浜浦江払之由 右者質屋流蚊屋部借被致置候処蚊之時分。相成、 右之通り相渡、尤、返済十月限り、元利首尾合之筈也 右者差落し普請用相談『母差遣候也 ス、尤、返済十二月限也 右者家普請 "ஈ入用之由、児玉四郎兵衛殿ゟ相談 "嗎今夕同道 "ஈ被参 合銭千百拾四〆九百文 塩田抵当証文アリ 右同人 長 久保作左エ門殿 入来愛介殿 宝伝殿 入来助二殿 かし呉候様相談に付遣

右者五月飯米と〆かし呉候様相談ニー、 米壱斗相渡、 尤代銭師走限り

首尾合之筈也

⑧ 明治十三年 [一八八〇]

明治十三年辰十二月ョリ

明治十三年長十二月廿九日旧十一月廿八日 証書アリ

[頭註]「十四年旧正月廿八日限り、来ル旧八月比迄申述言、 時々催促

候事、

金拾円也

此抵当 但 |割利

長島庄吉始り模合

かり主 石井勘右エ門

保証人 石河山佐平次

右書略ス

右者無據差支言付、 かし呉候様相談言で、 本人『直渡し』貸付候事、

明治十三年長十二月廿六日旧十一月廿五日 証書アリ

[頭註] 「十四年^E旧四月限り、 当四月不漁」。好返金出来兼申述相成候

時々催促候事、

金

但米壱〆(馬斗九)代、 来十四年旧四月迄高直払

借 主 勘場新左衛門

此抵当家屋敷

右書略ス

保証人 小瀬伝吉

右者飯料差支言付、 かし呉候様相談点が、 新左工門工貸渡候事

⑨ 明治十四年〔一八八一〕

従是明治十四年

明治十四年已月十二日旧明治十三年長十二月十三日 公証第百三十三

号証書アリ

〔頭註〕 「十四年『旧十一月限り」

但米三俵(=ガト記人)代十四年十一月迄高直払

此抵当浜浦之内

八千九百九十九番字夷ノ下

宅地拾六歩

浜浦二百三拾三番戸

借主

勘場久太郎

九千壱番字夷ノ下

宅地拾六歩

右同 全浦弐百三拾弐番戸

白石久之助

右書略ス

ヲ同道参り相談言が、 右者勘場組中飯料用差支之由「おかし呉候様、拙者船頭勘場新左エ門 下人金汽為負、 右組中

「相届け相渡候事

明治十四。一月十三日旧十三年十二月十四日 公証第(重三十五号) 証書アリ

[頭註] 「十四年『旧十一月限り」

金

但米六俵(津)代十四年十一月迄高直払

此抵当浜浦之内

浜浦三百五拾壱番戸

九千百五番字潟

九千百三番字潟

宅地拾六歩

吉峯半左エ門

同三百五拾四番戸

鍬形庄左エ門

宅地拾歩

其外

右書略ス

中潟組中

首尾之筈也

右者飯料用相談『おし付候事、

尤返済之儀者木挽賃分取得之節返済

右者組中飯料米差支之由『言 相談点 貸付候事、

10 明治十四年〔一八八一〕

宮之原正兵衛殿

右同 栗山経吉

右同 栗山多吉

但二割利付ヲ以て可受取候事 かり主 金三円九拾銭

十四年『一月廿二日旧十三年』十二月廿三日

米 (売べ代 無証文)

右者焼酎造用米相談、

かし付候事、

児玉正次郎殿

赤面之至なれ共、年取用無之『ヤ、是非』と被申事『ヤ、貸付候、返済之 右者飯料米差支≒かし呉侯様、本人被参相談、尤重々借用いたし、

儀者、何共取究メス候得共、是も例之借用通り後年迄返済之期長引

キ申さんと相察候に付い 此『委しく記シ置候也

\bigcirc 明治十四年〔一八八一〕

十四年已一月廿五日旧十三年長十二月廿五日粟弐〆代升云 後年迄返済之期長引キ申さんと相察候『守此者委しく記シ置候也

五銭ツ、無証文

金三円五拾銭

埜下下人之

清右工門

、頭註〕「十四年『旧一月限り返済出来兼申述相成侯』『時々催促可致

十四年『一月廿五日旧十三年『十二月廿六日米壱〆代升』や十銭ツヽ無

証書

一金三円九拾銭也

明治十四年已月十四日旧十三年長十二月十五日

無証書

[頭註]「入用次第

金廿三円四拾銭

但二割利付 米六〆代 升『十一銭ツト

かり主 宮之原正兵衛殿

右同

右同 栗山多吉 栗山経吉

右者焼酎造用米と〆相談相成候『尋貸付候、尤返済之儀者焼酎売立次

時々返金之積り、証書之儀者焼酎方≒米貸人数中≒受取ル筈之究

り也

十四年『一月十五日旧十三年『十二月十六日米五〆代 升『ヤ++銭ツヽ無

証文

(頭註)「入用次第

金拾九円五拾銭

但月金一円二代二銭利付

かり主 宮之原正兵衛

右同 栗山経吉

右同 栗山多吉

右書前同断、

十四年『一月廿日旧十三年『十二月廿一日米三〆代 無証書

〔頭註〕「『三月限り返済」

金拾弐円六拾三銭

註 返済の○がある〕

但米三〆代払入之節、 直取究ル筈也

十四年℡旧四月丗日貸付□之通 かり主

□□目ノ利付ハ返済

右者飲用焼酎造米差支之由ニー 相談相成候『行かし渡、 返済之儀者十

竹田勇蔵殿

四年旧三月限り首尾合之筈也、

十四年『一月廿一日旧十三年十二月廿二日米弐〆代 升『行十銭ツヽ無

証文

金七円八拾銭也

かり主

但月一円二十二銭利付

(12) 明治十四年〔一八八一〕

但月一円一一一銭利付 島平石河山 市郎兵衛

右者飯料用差支候后代 かし呉候様本人参り相談『依り、 かし付候、 返

済之儀者十四年『旧正月限り返金首尾之筈也

十四年『一月廿七日旧十三年』十二月廿八日 無証書

金拾円也

か り 主 千竃 貞どの

但二割利付

付、拙者でも不如意なからも右池田氏は相渡、尤、返済方之儀者家普請 ナラン、何れ催促ハ池田・田代之両氏エ可致事、 残木、売払い之上カ、又は田代勇介殿被引受賦ナルカ、 会社"おひて、池田正義殿ゟ右之趣ヲ以て拙者"取替置呉候様被申候" 右者島平千竃本家普請被致候処、諸費等大工賃銭等差支相成候由ニー 後日相究ル

13 明治十四年〔一八八一〕

皆首尾之筈也 証書改メサセ相受取候、尤、 返済之儀者来ル旧六月廿九日限り、 元利

〔頭註〕「十四年十二月廿五日」

十四年『二月廿四日旧正月廿六日、 公証第廿四号証書アリ、

金拾弐円八拾三銭三厘

羽島村百五拾壱番

但月一円一十二銭利付

此抵当

かり主 川口正兵衛

同村同居

保証人 川口半助

薩摩国薩摩郡羽島村四千七百八拾六番字愛木

宅地壱畝歩

地価三円七拾九銭

同村同番ノ内

建物居屋壱棟図面之通り

三四茅 間敷フ キ

り、 此株ハ明治十二。旧八月晦日、 且又、証書等も無之候にけ、 川口半助借用いたし居候処、 拙者羽島並差越、右抵当書入公証相受 利金相滞

戸

取、 ル旧十二月限り皆首尾之筈也 金『引直し、弟ノ川口庄兵衛ヲ借主『相立(臺サトルロセ)候事、返済之儀者来 七半助借重"相定べき筈"候得共、抵当物無之 ニヤ、 利金滞りヲ元

14) 明治十四年 [一八八一]

〔頭註〕 「入用次第

十四年『二月廿四日旧正月廿六日 預証書アリ

但月一円一一銭八り利

金弐百三円也

羽島村弐百四拾弐番戸

かり主 保証人 平石小四郎 川口庄助

借用、其米代鈖弐百三拾四×弐百四拾文、又、明治十二年⁹正月十四 八日四拾円、 此株者明治十一寅十二月七日五拾円、 日米弐表代鈖弐百四拾九〆六百文、同日粟壱〆代銭四拾五〆文、同 同年ノ秋松尾之源右エ門ゟ上納いたスベき米ヲ右庄助 同年十二月廿五日拾円、 同月廿

ヲ差引、右金額"相及候"で、証書改メサセ候、尤抵当書入ルヽ筈之処、 年閏三月廿日米拾弐表代銭千四百九拾六貫四百文、同卯七月一日粟三 所有物は都『他方ノ抵当と相成居侯』で、無致方、預書相受取侯也、尤、 三日節弐連代壱円九拾銭、同『十二月浜浦森次郎ゟ受取之節十三本代 本代廿四〆也、 べ代銭百三拾五〆文ノ合金百五拾六円八拾四銭八りノ利金相滞り且 十三年長三月七日節六本代、 証書『無之様有之候』付、 一株"者返金出来兼候"が 同。四月廿三日粟代払過弐貫文、同。十月鰹魚節壱連 利金ヲ元ニ引直し、 同長六月廿五日節弐連代、同長十月十 時々相受取筈"相究メ候也 同十二年『正月服口壱

15 明治十四年〔一八八一〕

居候点、 月廿五日即旧正月廿七日、 来ル旧六月限り、元利金首尾合之筈也 メ直し相受取居候得共、抵当物無之候「『マ々利金ヲ元」直し、 元利元金"引直し、 右抵当書入之証書受取候、 明治十三長十二月四日旧十一月三日証書認 尤、 返金の儀者 十四年二

(頭註) 「十四年六月限り」

十四年『二月廿六日旧正月廿八日 公証第廿五号証書アリ

金廿円八拾八銭九厘

かり主

但月一円二十二銭利付

羽島村八拾三番戸

浦島太之助

此抵当

薩摩郡羽島村四千八百七拾三番 同村百八拾弐番 保証人

字浜田

同

浦島善太郎

浦島太助

宅地廿歩

此地価金弐円五拾参銭

同番ノ内

建物居屋壱棟図面之通 ŋ

> 奥横茅 行三間 キ 二間半

証書三付、 べ六百九拾六六百文ト駄賃銭七貫弐百文之利金相滞り居、 此株ハ明治十一寅四月四日、 拙者羽島泣差越、 利金ヲ元金。引直し、右金額通り、 米六俵代*!同年七月朔日粟三〆代金合! 且又、

16 明治十四年〔一八八一〕

.頭註]「十四年三月限

十四年『三月五日旧二月六日米壱俵代 升『行十銭ツヽ 証書アリ

金三円九拾銭

参相談、尤、休右エ門殿印判無之由≒、与八郎殿ヲかり主相立候得右者中尾休右エ門殿出水行留主中、飯料差支≒、□川添与十郎殿被

首尾合之筈也、

十四年『三月五日旧二月六日米五〆代 升』 | 拾銭ツヽ 無証書

一金拾九円五拾銭

十四年『三月五日旧二月六日米五〆代 升』や拾銭ツヽ 無証書

一金拾九円五拾銭

十四年『三月十五日旧二月十六日米三〆代 升』付拾銭ツヽ無証書

一同拾壱円七拾銭

三行

合金五拾円七拾銭也

但月一円三十二銭利子

かり主 宮之原正兵衛殿

右同 栗山経吉

右同 栗山多吉

右者焼酎用米相談:"付下人共駄賃!""一差遺候、返金之儀者入用次第受取

候事、

① 明治十四年〔一八八一〕

十四年『三月廿日旧二月廿一日下名村田方二期税取替払

一金壱円拾九銭壱り

十四年□三月廿日旧二月廿一日上名□□□

一同六円拾壱銭弐り

二行

合金七円三拾銭四り

但二割ノ利付

かり主 田代勇介殿

(頭註)「十四年旧六月限」

明治十四『二月廿五日旧正月廿七日 証書アリ

一金拾七円七拾銭三り

〔註 返済の○がある〕

但月円三十二銭利付

鰤網六抱 返納 (紫蓍) 比抵当十四年 (以下読めず)

薩摩郡羽島村二百三拾三番

但一抱一拾八尋宛

かり主 平石半七

同村

右書略ス

保証人 平石小四郎

此株者慶応三ロ六月十八日、米四〆代内百貫文ト鰹魚節三連之代拾五

貫文金不足本立利金相滞り

⑱ 明治十四年〔一八八一〕

〔頭註〕「十四年旧十二月廿五限り」

十四年『三月廿五日旧二月廿六日公証第三十四号証書アリ、

一金八拾四円廿壱銭壱り

但月壱円三十一銭六り利付『正月ゟ

此抵当

かり主 安藤勘助

薩摩郡羽島村九千三百六番 保証人 岩下平太

字丸山山神平

田反別三畝廿八歩

地価金拾八円七拾八銭 外"

同九千三百三拾六番 金壱円七拾八銭

是者十三年長年利不足

田反別弐畝拾七歩

字 仝

地価拾円九拾銭

同九千三百四拾壱番

字 仝

田反別壱畝拾五歩

地価六円四拾壱銭

同九千三百三拾三番

字仝

田反別壱畝八歩 地価五円四拾弐銭

同九千四百廿六番

字流レ合

田反別壱畝廿三歩 地価金七円五拾四銭

同九千三百七拾四番

字ウナキロ

田反別七畝拾八歩 地価金三拾弐円四拾九銭

同九千六百四拾三番

字垣内

田反別弐畝廿歩 地価金拾弐円七拾弐銭

合田反別貮反壱畝九歩

合地価九拾四円三拾五銭

月ゟ起算し、一・五月入『『可受取、外』利子不足も下候様相頼申候処、右之抵当入替相成タリ、尤利子金之儀者去旧正掛念』相思ひ候『は、児玉小源太殿土川』差越候序"公証書受取り来り被此株者明治十一賞四月、両度前記之金額借用相成居候処、利金相滞り、

⑨ 明治十四年 [一八八一]

五日限り元利皆首尾之筈也、有之候得共、是は近々返済ノ積り、尤、返金之儀者来ル旧十二月廿

〔頭註〕 「十四年旧六月限り」

「十四年旧五月廿二日返済証書返ス」

十四年『三月丗日旧三月朔日 米弐表代、升『ヤ十銭ツィ

一金七円八拾銭

利子四拾六銭八り 但三月ゟ五月迄三ヶ月分

但月一円二十二銭利付

十四年『五月一日旧四月四日米八表代 升』や十銭ツィ

金三拾壱円廿銭

利子壱円廿四銭八り 但四月ゟ五月迄二ヶ月分

但月一円二十二銭利付

合金三拾九円也 証書アリ

註 返済の○がある〕

利子壱円七拾壱銭六り 羽島浦二百四十二番戸

元子〆四拾円七拾壱銭六り

川口庄助

さし引右七拾壱銭六り先日節之連≒□□□候≒程ヲ以て不足金は取切り、 此所"金四拾円十四年"旧五月廿二日入受取書遣ス也

分者船仕出し方言は、 右両度"借用之米弐表之分者鰹舟用諸道具仕繕方、細工人飯料八表之 飯料差支之由言言、 本人参り、 頻り『相談相成候』

先年ゟノ借金も有之、迚も涯々返金出来兼候ナランと相考へ候得

共

20 明治十四年〔一八八一〕

借金も返済無覚束相考へ候にけ、 当人も外『鰹魚船仕出呉候人無之候へば、 かし付候、 猶々疲弊いたし、先年ゟ之 尤返済者来ル旧六月迄之

鰹魚釣得候時元利皆首尾之筈也

十四年『四月八日旧三月十日 無証書

一米四升

代金四拾銭也

児玉正次郎殿

右者飯料用差支、 便者二女之竹どの、 代金調達出来兼候付、 近日中払入べき段相談相成候

かし付候、

金三円也 但二割利

十四年。四月廿六日旧三月廿八日 無証書

〔頭註〕 「十四年旧六月限り」

註

返済の○がある〕

浜ヶ城下人之

利子廿弐銭

旧六月廿七日晚 当人持参入

三左衛門

参り候点、 右者馬鞍輪相損シ、仕替方で入用之由で、 かし付候、尤返金之儀者来ル旧六月限り也 先日ゟ相談、 今日取二

十四年『三月廿九日旧二月丗日 四月廿日付ノ公証第四百拾壱号 証書

アリ

金廿五円也

但月一円二十二銭利付、 十四年旧二月ゟ起算スベシ、

此抵当

田尻儀右エ門

21) 明治十四年〔一八八一〕

〔頭註〕 「十四年旧十月限り」

上名村五千九百九番字下甫并

田反別五畝拾四歩

地価金三拾五円四拾八銭

右書略ス

之儀者、十四年旧十月限り也 の事ニ・頓と相込り候に、 右者此以前日高愛吉殿『借金有之候処、今晩限り、是非共返済可致と 是非其金ヲ御かし被下度との相談頻りナルニャ、 平仁右衛門ゟ今晩者返金可相成由承り申候 かし付候、返済

〔頭註〕 「十四年旧六月限り」

十四年『五月十六日旧四月十九日 無証書

粟壱〆

代金

街道下人之

以て返済之筈也 渡ス、返済之儀者来ル旧六月同人妻着物掛銭受取入之筈『ヤ、此金ヲ 右者飯料用差支之由『高、 先日ゟ相談相成居、今日本人取『参り候』付

十四年『五月十七日旧四月廿日 無証書

米五升

代金四拾八銭

但壱升≒九銭六りツヽ

児玉正次郎殿

<u>22</u> 明治十四年〔一八八一〕

〔頭註〕 「十四年旧五月限り申述

十四年『五月廿日旧二月廿一日米壱〆代 升』や拾銭ツヽ 無証書

金三円九拾銭

但月一円三付弐銭利

かり主 松山龍右エ門殿

右者飯料用差支之由『言、 かし呉候様相談相成候語 かし付候、 返済

之儀者来ル旧四月限り、元利首尾之筈也

十四年『四月五日旧三月七日 無証書

金拾五円也

註 返済の○がある〕

但月一円『付二銭ツヽノ利

利子壱円此利子年二割。当ルヲ以テ取切 かり主

井之平休太

元子〆拾六円也

丙旧七月二日

右者宮之城ゟ板下し方『ヤヤ、金子差支之由『゠ゕし呉候様頻り』

尤返済之儀何共期限不取究候得共、遠からん内返 相談相成候『ヤ、拙者』も当分不繰合候『ヤ妻ふみ所持之金右員数当人¤

(以下読めず)

明治十四年〔一八八一〕

右者飯料用差支、金子之都合出来兼候『ヤ、毎度赤面なから、 かし呉

候様、おその殿ゟ相談≒∀、是も例之借り貰ひか□□不首尾カと存候

得共、無致方儀『や、かし付候事、

〔頭註〕 「十四年旧六月限り」

十四年『旧五月朔日新五月廿八日』当ル証書アリ、

金拾円也 利子八拾銭

註 返済の印の○がある〕

但二割利付

十四年『旧七月五日入証書返ス

有馬武兵衛殿

右者留池普請『舟、夫賃金料方差支之旨、先日ゟかし呉候様相談相成信』》

居、今朝、幸治殿取"被参侯"时、 債利子金銀行ゟ相届キ次第元利首尾之筈也

同人紅相渡、

返金之儀ハ来旧六月公

十四年『六月四日旧五月八日 無証書

金三円五拾銭

註 返済の印の○がある〕

右金額旧五月廿九日返済首尾

有馬智殿

24) 明治十四年〔一八八一〕

校方ゟ月給相渡ル迄之間取替置呉候様、 右者明日、児玉実詮鹿行「台、八代家買入度候得共、金子無之、依言学 ハ前記月給相渡候節之究也 相談言付入 かし付仕候、 返金

〔頭註〕 「十四年旧八月限り」

明治十四年『六月十四日旧五月十八日相談状アリ 米壱〆代

一金三円九拾銭

二割利

勝目徹蔵殿

右者昨年之大風"居家吹傾け有之候"は、今般修繕被致ル"は、 飯料

ヲ以て、今朝取 "被遣候"は、差遣也、尤返済者十四年旧九月限りト、取 拙者共父子談合いたし候上、書状を以て可差遣旨申越候処、湊町畩市 用米差支之儀を以て、長男殿先日被参、尊父様は相談、頻りなるにや、 一被遣候節之相談状、此紙間內一差入置候也、

巳旧五月廿五日

米拾弐〆

代金四拾四円四拾銭

利

但二割利

川口庄助

内一金壱円五拾九銭

堅魚節三連□□十日ゟ六月廿五日

25 明治十三~十四年

〔頭註〕 「会社株金留

十三年辰七月十七日旧六月十一日

金百円

同九月四日旧七月廿日

一同三拾円

同九月五日旧八月一日

一同五拾円

同十月二日旧八月廿八日

同拾円

同十月廿九日旧九月廿六日

同百八拾円

同十一月二日旧九月廿日

一同五拾円

同十一月七日旧十月五日

同六円三十銭 共励斎預金

同十一月十九日旧十月十七日

同五円三拾銭 共励斎預金

同十一月十九日旧十月十七日

同四拾円

同十二月五日旧十一月四日

同拾円

十行

合金四百八拾壱円六拾銭

但辰旧十二月ゟ

十四年『旧二月晦日

一金三拾円也

十四年『五月十日旧四月十三日

十四年『五月廿八日旧四月丗日

十四年『旧五月八日新六月四日』当ル

明治十六年〔一八八三〕

字垣内頭畑反別弐畝廿歩此地価金四円五拾九銭 此地租金

薩摩国日置郡下名村

合祀以前の菅原神社

右全国郡上名村

買受人 入来定穀

此地租金四銭三厘

右之通り今般代金壱円五拾銭ヲ以テ売買之契約相整候間、

此地価金壱円七拾弐銭

畑反別壱畝歩

持主

山下静助

同廿五円也

薩摩国日置郡下名村

壱万八千六百三番地ノ内イ号

換被成下度、依テ絵図面相添、此段奉願候也、

十四年『旧三月五日 一金八拾円也 一同廿円也 金六円也

拾壱銭五厘

券状御書

明治十六年五月廿八日

七甲

鹿児島県令 渡辺千秋殿

99

五月四日 木甲 五甲

買受人 入来定穀

売渡人 右同国郡上名村 山下静助

薩摩国日置郡下名村

11 竹之下家文書

1

書物

しを浜壱まい

代銭拾四貫四百文印

だい御んなをし可被成候、 右者御方様へ総てうりわたす事別条無御座候、御方帳めんかつてし 小年いたり候てもなんじ申ましく候、「後」

後日之ため書物かくことく御座候、以上、

文政十二年#十二月廿二日

うり主

宮之下

三左衛門印

正二人

上之原之

甚右工門印

右同人

平江之

嘉右工門印

宮之下之

浜山と塩屋壱

2 書 物

書物

真米壱俵甸但四斗入甸

右者此節無拠入用。海御借用仕候儀、 後日証文如斯御座侯、以上、 ル十月限首尾合仕可申上候、 其内為質物弐反帆壱艘書入置申候間、 別条無御座侯、御返済方之儀、 為 来

借主浜之

与四右エ門印

明治六年四十二月

口入

作 左

衛門印

右仝

次 郎印

解説

焚き小屋)が一つしかない小さな塩田である。 り主宮之下三左衛門は、「後年」を「小年」、「証人」を「正二人」と誤 って書いている。この塩田は浜山(正方形、高さ一片ほど)に塩屋(塩 塩浜」という。文政二年(一八一九、明治元年より五十年前)の売 「しお浜」とは「塩田」のこと。河口の砂場で、波が直接来るので

俵と籾一俵が交換できる、有用なものである。 塩は、自宅で味噌・醤油・梅干・料理用に必要だし、売れば、塩一

四右エ門に再度貸し、時期のときに自分用に、たまには新鮮な魚(鯛 カジキ)が手に入ることもあることを狙ったのではないだろうか。 か。貸し手の自分だけの楽しみは、イカを釣ることで、船は貸主の与 五片、高さ二・五片ほど、船の幅は二片ほど、長さ六 片ほどであろう 米一俵の質物が、二反帆の船とは相当古い船であろう。帆の幅は一・

12 萩原家文書

【解説】

萩原家の史料のうち調査済みのものは、明治以降のものである。各郷を治める郷士年寄・組頭・横目のうち重要な役職である。萩原家は、江戸時代市来郷の郷士年寄職を勤めていた。郷士年寄は

① 雑集 (明治十一年十一月)

解説

県大書記官であった渡辺千秋の祝辞を記録したものである。西洋医学の病院を設立した二人の医師の履歴と、病院設立時に鹿児島この史料は萩原兼貞が、明治維新前後に西洋医学を学び、鹿児島で

じられ、

蘭医ボードイン並びに蘭医マンスヘルに内科・外科・眼科・神宮良民に内科・外科・眼科を学んだ。慶応元年には長崎に

外科を学んだ後、

文久二年

(一八六二)、西洋医学を学ぶため上京を命、代々漢医であった。父上村恕庵に内科・

児玉剛造の実家上村家は、

した。

ロ中科・産科・小児科を学んだ。明治八年依願免職し、新屋敷で開業口中科・産科・小児科を学んだ。明治八年依願免職し、新屋敷で開業と、西洋医院設立に当りウイリアム・ウイリスのもと、内科・外科・産科を学ぶ。慶応二年に鹿児島へ帰り、武村で開業した。明治になる

代鹿児島県知事となった人物である。 鹿児島大書記官渡辺千秋は、明治十三年から同二十三年まで、第三

(表紙)

明治十一年寅十一月

雑集

萩原兼貞

足立盛至履歴

種痘掛ヲ被命、
未二月、佐倉佐藤舜海方≒入門、万延元年庚申正月、旧幕府西洋医学所
安政二年乙卯五月、江戸坪井芳洲方≒入門、蘭学業医術修行、同六年己

九月、 リヰス(ウイリアム・ウイリス)氏 四年戊辰七月、本営附属出軍被命、 慶応元年乙丑五月、鹿児島表洋学所創立『ヤ下国被命訓導師ヲ勤 四番大隊『附属被命上京ス、同年十一月、陸軍省二等軍医副『被任、 所学頭助被命、 差引役被命、明治二年『二月創者『附属帰国被命、同年三月、 文久三年癸亥九月、 一番大隊『附属ス、同六年癸酉三月、解隊ノ節更『近衛三番大隊』編入 柏崎大病院頭取添役拝命、 同年四月、 松山藩小林小太郎。随テ英学修行 西洋医学所創立『廿二等教授ヲ被命、 同年十一月、 越後新潟"於テ病院ヲ設置ス、 一附属ス、 同四年辛未四月、 越後村上表病院設置三付 旧藩洋学 英医ウ 同年 同

月、満期『神帰県ス、ングハンス氏』附属シ、三年ノ条約ヲ以テ該県『寄留ス、同九年丙子四ス、同年五月、依願職務被免、同月、愛知県名古屋病院創立『神米医ヨス、同年五月、依願職務被免、同月、愛知県名古屋病院創立

児玉剛造履歴

ヒ、又従高科大和介外科ヲ学フ、文久二年三月、西洋医学稽古被命上京、神宮良民『従ヒ内科・眼科ヲ学実家代々漢医ヲ業トス、故『亡父上村恕庵』従ヒ内科・外科ヲ学フ、

ヒ化学ヲ学フ、同二年十月帰藩、於鹿児島武村開業、氏『従ヒ内科・外科・眼科・産科ヲ学ヒ、且舎密教師ハートマン氏』従慶応元年四月、長崎『遊学生被命、病院教師ボートイン氏**マンスヘル

明治二年八月、西洋医院被召建授読被命、

官外診主務被命、同八年七月、依願免職、於同村新屋鋪開業、小児科ヲ学フ、同三年九月、処方外診掛被命、同四年九月、三等副教同年十月上京、医院雇入英国教師ウリヰス氏"従ヒ内科・口中科・産科・

(渡辺千秋祝辞)

千秋大"斯挙ヲ嘉シ、其開院スル"当リ臨テ以テ祝スルナリ、
テ患者ノ苦痛ヲ救ヒ天年ヲ保タシメントス、亦営民ノ幸福ト云ベシ、立盛至・児玉剛造等是"見ルアリ、相共"資金ヲ出シ新"病院ヲ設立シ以下士族渋谷国安・喜入誉名・園田彦左衛門・井上九助・最上斉二・足シク、遂"天年ヲ保ツ能ワサル"至ル、最モ 愍 ム可キニアラスヤ、我県外ノ人ノ患苦ハ疾病ヨリ急ナルハナシ、而テ其疾病アル"当リ医療"乏

鹿児島県大書記官

明治十一年寅 十一月一日

渡辺千秋

② 湯田温泉 : 於御見舞清留帳

解説

人物と持って来た品々を記録したものである。町湯田にある湯田温泉(湯之元温泉)に湯治に行った時、見舞に来た日)から 五 月三十日(旧四 月十三日)までの二十日程、日置市東市来この史料は、萩原弥四郎が明治三十四年 五 月十二日(旧三 月二十五

星原仲左衛門が署名押印をしている。内容は、へ宛てて、実兄の孫兵衛以下親類の弓削吉太郎、口入れの西十郎兵衛・その時の文書が弓削家に残っている。それを見ると、養父萩原善兵衛萩原弥四郎は、明治九年に弓削家から萩原家へ婿養子に入っている。

実家の弓削家は、江戸時代横目役を勤めていた。あってもお互いに申し分はしないように後日の為取り替わす」とある。衛の三弟で、萩原家へ永代婿養子に遣わしたので、以後如何なる事が「矢四郎(この文書では弥の字が「矢」となっている)は弓削孫兵

子弟の教育に尽力した。
北海道開拓・西南の役に西郷派として参加した。その後郷里にあってに当たる。また、兄の孫兵衛は文武両道に秀で、薩英戦争・戊辰の役・曹洞宗本山永平寺(福井県)六十世住職を勤めた臥雲禅師は大叔父

う。その翌年、弥四郎は帰家し湯田温泉(湯之元温泉)へ湯治に行っ四郎は時の皇太子妃の実家を担当するほどの優秀な医者だったのだろ見九日、養父善兵衛が九条公爵のお召しにより皇太子妃殿下(大正天月九日、養父善兵衛が九条公爵のお召しにより皇太子妃殿下(大正天の爵であった九条家の医者だったという。萩原家には、明治三十三年五公爵であり、東京で医者をしていた。萩原家の方に聞いたところ当時弥四郎は、東京で医者をしていた。萩原家の方に聞いたところ当時

十歳で死去している。 れども先祖日の都合により旧三 月二 日を御命日とす)に、脳溢血で八系図」によると、善兵衛は明治三十四年 四 月十八日(旧二 月三十日なたのである。これは養父善兵衛の死去に伴う帰家であった。「萩原家家

弥四郎湯治の見舞人数は延べ八十六人で、毎日何人かずつ訪れている。
 売ないのりなど海のものや、漬物・金かん漬け・栗・ふだんす・もやし・ざぜん豆・切大根・豆腐・竹ノ子・鶏・卵・酒・焼酎など食料品が主でぜん豆・切大根・豆腐・竹ノ子・鶏・卵・酒・焼酎など食料品が主でが、これは何に使ったのであろうかよくわからない。また、まき六本が、これは何に使ったのであろうかよくわからない。また、まき六本もある。湯治では自炊をするのが普通だったので、焚き物も必要だっもある。湯治では自炊をするのが普通だったので、焼き物も必要だった。

時代は 伝わる記録によると、 となっていく。ちなみに に松崎吉次郎が芋焼酎の醸造に成功し、 とある。 ていた。(中略)明治四十二年松崎吉次郎が、豊富に生産されていた甘藷 若松誠平・若松盛廣・濱田傳一氏等の祖先は、販売用のものを製造し 市販用いも焼酎の製造が始まった」とある。 を利用して芋焼酎の醸造に成功したので、各醸造所も芋焼酎を始めた. 「湊の酒屋」という屋号で初代若松弥右衛門から始まり 酒・焼酎については『市来町郷土誌』(一九八二)によると、「藩政 (焼酎は) つまり明治四十二年以前は米焼酎であったが、明治四十二年 無税で、 市来の地酒の歴史は古く、享保四年(一七一九) 「旧日置郡内では、明治三十三年ごろ伊作で 多く自家用として醸造したものであるが、 それ以降市来では芋焼酎が主 また、「現在若松正喬家に (中略)

> 時代である。 のは前述のように明治三十四年なので、市来では焼酎はまだ米焼酎のでは二番目に早い鑑札であった。弥四郎が湯之元温泉へ湯治に行った営業免許鑑札を受けた」とある。これは市来では初めて、鹿児島県内十三年十月二十一日付大日本帝国政府発行第一三八七六号の酒造製造

弓削孫兵衛へ葉書が届いた。そして、六月六日午後三時に船に乗ったと、鹿児島の上村平角よりそして、六月六日午後三時に船に乗ったと、鹿児島の上村平角よりに六月五日(旧四月十九日)の午前十時に上京のため鹿児島へ行く。「明治参拾四年==2元十元日記 萩原氏」によると、弥四郎は家族と共

表紙)

湯田温泉 "於御見舞清留帳"明治参拾四年旧三月二十五日

萩原氏



三月廿七日	一竹ノ子壱束	三月廿七日 スワ	一二羽鳥壱疋	三月廿六日	一二羽鳥壱羽	一のさ魚壱疋	右同	一玉子拾八戸	右同	一小鯛六疋	三月廿六日	一粟壱升	一玉子拾八戸	三月廿五日	一金かん漬丼壱ツ		三月廿五	一もそ竹壱本	三月廿五日 記	ーヲコシ壱重		萩原氏会計御中	鹿児島県日置郡東来村湯田温泉『於『御見舞記付帳	明治参拾四歳五月
	堀之内様○	スワノハル	永田秋弘○			弓削弥兵へ		萩原弥七		弓削吉蔵〇			黒川十次郎〇			上村平角〇				永山おわ口〇			出温泉『於『御見舞	
		〔スワノハル=諏訪原〕				[のさ=フカ]												〔もそ竹=孟宗竹〕		[□は不明字、以下同]			記付帳	
一おこし壱重	三月二十七日	一かた菓子三重	三月廿七日	一豆腐三切	一ほた餅三重	三月二十七日	一玉子拾三戸	三月二十七日	一御菓子 弐重	丸ぼろ	一玉子	三月二十七日	一イカ壱盃	三月二十七日	一ごちの魚弐疋	三月廿七日	一おまんちう壱折	一おやス五銭手ご壱	一小鯛五ツ	三月二十七日	一こかい二ツ	三月廿七日	一竹ノ子壱束	一玉子拾弐戸
		上村平角〇			永田□二○		吉松様〇	麓	上村おえだ〇	上ノ川			福宿善太郎		中山弥之助			ツ 大久保九之丞			前迫森右衛門〇		池田様〇	湯ノ元
																		「おやス=大豆も			(こかい			

三月廿九日	一切大根壱升五合	一玉子三十二	三月廿九日	一えびがね七	三月廿九日	一ふだんす一包	三月廿九日	一な□	一ざせん豆一重	一菓子三重	三月廿九日	一玉子	一□ビス	三月廿九日	一小たい拾六疋	三月廿八日	一イカ壱盃	三月二十八日	一小肴四疋	三月二十八日	一竹ノ子壱束	三月廿八日	一竹ノ子壱〇	三月廿七日
	田崎甚蔵			弓削孫兵衛		本湯田けさヂョ				萩原為兵衛			土橋様〇		上村御清〇		土橋金二		勝目健		国分政弥○		奥薗三次	
				〔えびがね=伊勢海老〕		[ふだんす=ふだんそう]																		
同日	一玉子二十三戸	同日	一コデ魚三疋	四月一日	一ほぼ魚二疋	一エヒカネ二疋	四月二十一日	一竹ノ子大壱束	一竹ノ子大壱束	三月丗日	一ほた餅壱重	三月十九日	一玉子二十五戸	三月参拾	一玉子二十戸	三月三十日	ーツケモノ	一竹ノ子壱束	三月参十日	一モシ大根	一のり壱升	三月廿九日	一グヽリ大根三把	_ の り
	松山様〇		馬車会社			小橋口吉蔵		スマ〇	寺山マツ〇		堀之内様〇	スワノ原	小橋口畩亀		木場正右衛門○			湯田熊二〇	久保		平田十右衛門		本田森左エ	
			[コデ魚=小鯛魚]		〔ほぼ=ホウボウ〕																		[グヽリ大根=干し大根ヵ]	

四月二日一玉子二拾戸	四月二日	一粟壱升	四月二日	一鳥壱羽	四月二日	一餅壱重	一えび五疋	四月二日	一焼酎壱升	一肴三疋	四月二日	一こだい四疋	四月二日	一鳥壱羽	四月一日	一カタロワシ壱重	一まき六本	同日	一玉子拾二戸	一酒樽壱丁	同日	一竹ノ子三東	一玉子十六戸
福宿善太郎		武田様	串木野	木場八太郎			田崎畩吉			上村千代〇		上村良助〇		萩原佐へ			弓削孫兵工			下茂休左エ〇		おえだ	へさこびら
																							[へさこびら=平迫平]
四月五日	一生そは切だめ壱ツ	四月五日	一酒壱丁	一アチ魚拾疋	四月五日	一ツケアケ丼壱ツ	四月四日	一餅ニツ	一玉子二十五戸	四月四日	一竹ノ子壱束	一今□小四包	四月二日		一コチノ魚二疋	四月二日	一小だい七疋		四月二日	一玉子二十戸	四月二日	一玉子十五	一漬もの二本
アサ畑孫右衛門〇			寺山寅助〇	宿左衛門〇		山口えた			土橋甚右衛門			奥 武兵工		平兵衛〇	そのかシラ		浅谷時弘〇			萩原九左衛門			国分栄之助〇
				[アチ=アジ]																			

一イカニ盃	一堯對壱升	同日一竹ノ子壱包	同日をい八疋	四月六日	一玉子拾五戸	四月六日	一肴 三疋	小たい・アチ	四月六日	一菓子壱袋	四月六日		一コデ四疋	四月六日	一カイ壱升	四月五日		一菓子弐重	四月五日	一菓子重壱ツ
西志津夫	岩重政□○	南与三郎	西長寿		大迫チカ〇		中嶋四郎太〇			大重 〇	下	そのカシラ藤兵衛〇			原田十右衛門		有村三右衛門	前追森右衛門		杉木様
一玉子拾ヲ一焼酎壱升	一肴四疋一竹ノ子壱束	[44]	一えび七疋四月十二日		一竹ノ子壱束	四月十一日	一菓子	一菓子壱重	一玉子二十戸	四月八日	一鳥壱羽	四月九日	一小だい四疋	四月八日	一玉子拾五戸	四月八日	一サト壱重	四月八日	一玉子二十戸	四月六日
久留新左衛門弓削孫兵衛	石 申三 子 三郎		下茂照太郎〇		野崎覚之進〇		南郷兼右衛門〇		西中間森左衛門		西 長泰		西 喜太郎		萩原善平〇		中島金之助〇		高須平八〇	
〔拾ヲ=十個のこと〕																	[サト=砂糖]			

一仝八厘	一仝壱銭	一仝八厘	一仝八厘	一仝壱銭	一金八厘	一仝八厘	一仝八厘	一全壱銭	一金壱銭	萩原善兵	「明治廿二年	(表紙)		持って来ている。	後ろに初七日	典の相場が分かる。	の香典帳である。	この史料は、明	【解説】	③ 萩原善兵衛		一肴五疋	四月十三日	一玉子拾五戸
石神弥五右衛門	大迫源之助	西 森太郎	宇都善之丞	石神善八郎	小橋口三五	中島七兵衛	中島権兵衛	宇都彦兵衛	永井十蔵	萩原善兵衛妻テイ不幸『世悲問帳』	二年 旧正月廿四日			。その他大根・薪などもある。	後ろに初七日の見舞品もある。餅・ダンゴ・オコシなど多くの人が	් ති	。香典額は、八 厘の人が多い。当時の大里における香	明治二十二年二月二十三日、萩原善兵衛妻テイ不幸の時		萩原善兵衛妻テイ不幸二々悲問帳		上村お清	神ノ川	福田
一仝八厘	一仝八厘	一仝八厘	一仝壱銭六厘	一仝八厘	一仝八厘	一仝拾銭		一仝拾銭	一仝拾銭	一仝八厘	一仝八厘	一仝八厘	一仝八厘	一金八厘	一仝八厘	一仝壱銭	一仝八厘	一仝八厘	一仝拾銭	一仝弐銭	一仝弐銭	一仝壱銭六り	一仝弐銭	一仝八厘
星原善一	大迫善次郎	木場善右衛門	崎野武左衛門	出森三五郎	崎野伊助	湊町平川市□衛門		木場正右衛門	木場甚右衛門	崎野正兵工	田崎善□	高崎庄兵衛	中島直十	高崎正之進	本鍋田て□	石神重□	宇都平蔵	福宿甚右衛門	西 十郎兵衛	石神十郎左衛門	西 太郎右衛門	大迫嘉兵衛	田中□蔵	星原市兵衛

一 仝 八 厘	一仝四銭	一仝三銭弐厘	一仝壱銭六厘	一仝弐銭	一仝八厘	一仝八厘	一仝弐銭四厘	一仝八厘	一仝八厘	一仝六銭	一仝五厘	一金八厘	一仝五厘	一仝壱銭	一仝八厘	一仝八厘	一仝八厘	一仝八厘	一仝八厘	一仝八厘	一仝壱銭
星原七右衛門出森吉左衛門	永井敬蔵小橋口新左衛門	田崎森右衛門	萩原嘉左衛門萩原九左衛門	萩原栄輔	小橋口次兵衛	小橋口清吉	出木場善右衛門	石神藤兵衛	石神十助	中山矢之助	濵田孫右衛門	前迫有右衛門	濵田善兵衛	高須太郎兵衛	竹之内善左衛門	濵田嘉三次	鮫島藤蔵	崎野□右衛門	西中間伊右衛門	石神善左衛門	中島四郎八
一同弐銭四り	一同壱銭六り	一金拾銭	一 仝	一仝八厘	一仝八厘	一仝八厘	一仝壱銭六厘	一仝五銭	一仝壱銭	一仝弐銭四厘	一仝拾銭	一仝壱銭	一仝壱銭六り	一仝壱銭六厘	一仝八厘	一仝八厘	一仝三銭	一金壱銭六厘	一仝八厘	一仝八厘	一仝八厘
佐保井有右衛門本田森左衛門	原田十右衛門西中間正兵衛	野田正左衛門	下茂休左衛門田崎甚臟	宮園甚左衛門	田渕藤左衛門	田渕亀太郎	木場藤左衛門	神脇八兵衛	土橋吉兵衛	木場アクリ	中島四郎太	宇都甚蔵	有村休左衛門	原田新□衛門	田崎市左衛門	大園伊右衛門	萩原仲太郎	堀□郎□衛門	田中籐助	出森助右衛門	出森善次郎
一同壱銭六り	一同壱銭六り	一金八厘	一同八厘	一同八厘	一同弐銭	一同壱銭六り	一同壱銭六り	一同八厘	一同八厘	一同八厘	_ ~	一同八厘	一同拾五銭	一同弐拾銭	一同拾銭	一同五銭	一同四銭	一同壱銭六り	一同壱銭六り	一同壱銭六り	一同三銭
川畑平兵衛	重信喜之助宇都伝左衛門	永井半蔵	永井十太 有馬嘉兵衛	石神雄一	石神郁助	西 郷兵衛	宇都善兵衛	高崎雄助	中島助八	中島市兵衛	マ	中島市兵衛	萩原善右衛門	萩原為兵衛	萩原雄左衛門	奥山畩一	萩原佐一	前迫森右衛門	本田喜兵衛	黒川十次郎	萩原仲之丞

一同二十銭	一同十銭	一同五銭	一同二十銭	一同十銭	一同十銭	一同十一銭	一同四銭	一同六銭四り	一同五銭	一同二十銭	一同拾銭	一同五銭	一金十銭		一回「ママ」	一同拾銭	一同五銭弐り	一同拾銭	一同八厘	一同八厘	一同五銭	一同八銭	一同弐銭	一同壱銭六り
南郷兼知	有村伝左工門	星原仲左衛門	永田秋成	上村良助	上村千代	浅谷時廣	児玉マサ	大久保仲蔵	野崎喜右工門	梶原村右エ門	和田応助	和田軍吉	中原勇太郎			宇都伝次郎	右同富永善兵衛	池之原久留次郎左衛門	大迫弥右衛門	高崎十五郎	久保市太郎	寺山西原為左衛門	弓削吉蔵	川畑仲蔵
一仝壱銭六リ	一仝拾銭	一同一銭六り	一金弐銭四り	十金廿四銭	一仝八銭	一仝三銭弐り	一全八り	一全八り	一仝四銭	一仝一銭六り	一全八り	一全八り	一仝弐銭	一仝弐銭	一全壱銭六り	一仝三銭弐り	一金五銭	一仝五厘	一金拾銭	〆金五円拾三銭七厘	一同(ママ)	一同二十銭	一同一銭六り	一同六十銭
江口塩入之庄吉	永山井仙	本鍋田四右衛門	住吉太郎へ		島平庄五郎	島平池ノ上善左衛門	川崎孫右衛門	藤田有助	口仁タノケサ	上村宇右衛門	中島時徳	重信□次郎	久留チョ松	中尾助右衛門	全仲	上薗善兵衛	石神十郎	中島仲□	土橋幸之丞	七厘		永山箭之助	和田豊栄	上村八郎右工門
							一ダンゴ二重						一餅三重	正月廿九日 一·			一仝八銭	一金八銭	一全廿四銭	一全廿四銭	一仝壱銭六厘	一金拾銭	一金拾銭	一ヲコシート重
原田十右衛門	仝 森右衛門	前迫有左衛門	小橋口清吉	小橋口次兵衛	高崎十五	高崎勇介		萩原佐市	萩原雄左衛門	萩原善右衛門	中島四郎太	萩原為兵衛		七日			野元謙助	門前 新左衛門	□□松崎□ノヤス	飯牟礼ミサ	長里村吉村ヤナ	高崎半兵衛	石神重雄	本瀧之かメン

小橋口三吉	大薗伊右衛門	濵田嘉三次	田崎甚蔵	田崎市左衛門	西中間伊右衛門	田渕亀太郎	田崎森右衛門	仝 為左衛門	木場甚右衛門	本田喜蔵	本鍋田四右衛門	小橋口新左衛門	西 太郎右衛門	石神十郎左衛門	西 十郎兵衛	ーダンゴ	串木の 吉武スガ	星原仲左衛門	下茂休左衛門	一タンコ	弓削孫兵衛	一餅重箱一ツ	土橋幸之丞	一餅二豆腐
仝 正之進	高崎正兵衛	ーダンコ	星原喜市	濵田善次郎	大迫嘉兵衛	大迫善次郎	柳園休四郎	有馬嘉兵衛	西 郷兵衛	宇都喜ノ丞	ーダンコ	中島助八	仝 栄助	仝 九左衛門	萩原吉左衛門	宇都宮輔	宇都彦兵衛	大迫弥右衛門	永井半蔵	永井十蔵	ーダンコ	本田森左衛門	大薗ケサ千代	小橋口紋兵衛
永田秋成	上村千代	上村庄助	上村市太郎	ーダンコニタ重	上村八郎右衛門	ーダンコニタ重	中島七兵衛	大迫弥之助	仝 四郎八	中島助左衛門	高浜太郎兵衛	ーダンコ	堀 新左衛門	田中善右衛門	福宿甚右衛門	木崎正右衛門	出森せン□	柳園吉左衛門	出森与兵衛	星原七右衛門	ーダンコ	石神弥五右衛門	中島誠□	本鍋田マツ

		一同 弐本 西 十郎兵衛	仝 次郎左衛門
		一同 三本 弓削孫兵衛	崎野籘左衛門
		一同 四本 萩原佐一	仝 武左衛門
		一大根四本 西 太郎右衛門	崎野正兵衛
		南郷兼五郎	石神市助
		一ヲコシート重	石神十助
		上薗之金左衛門	石神〇
		川崎孫右衛門	萩原喜八郎
		西瀬戸新助	ダンコ
萩原雄左衛門	一大根拾本	重信与次郎	萩原仲太郎
L	ノートフ糸弓F	宇都善兵衛	萩原太郎左衛門
上村市太郎	(一) 一) 一	一ダンゴ	石神喜左衛門
	(一弐斗俵壱表	藤田有助	石神雄市
	· /	原口善左衛門	石神郁助
永井弥八郎	(一薪弐束	吉村休左衛門	タンコ二重
	~ 一 双 乬 長	原田新左衛門	川畑平兵衛
	/ 一金布壱反	仝 いせ	川畑仲蔵
弓削孫兵衛	一一薪弐束	木場あくい	重信喜之助
2	/ 一弐斗俵壱表	出木場善右衛門	弓削吉蔵
		仝 伝左衛門	ダンコート重
有村伝左衛門	一大根弐本	宇都時次郎	永井敬蔵
		ーダン子	永井矢八郎
	一帯竹壱本	仝 善右衛門	餅二タ重
萩原為兵衛	一薪 弐束	仝 喜兵衛	中原スミ
		仝 直右衛門	永田矢之助

④ 萩原善兵衛妻テイ不幸ニ付悲問帳 結文

記

児玉マサ

野田正右衛門

和田応介 大久保仲蔵

野元ナヲ

有村伝左衛門

梶原村右衛門

旧一月廿三日

萩原善兵衛様

解説

⑤ 萩原善兵衛妻テイ不幸! は諸取払帳

東京への書状郵便切手代二銭もある。これは東京の弥四郎へ養母の死 た時の葬式に入用の諸品の代金並びに納米を記したものである。他に これは、明治二十二年二月二十三日、萩原善兵衛妻テイが亡くなっ

(表紙)

を知らせるために送ったものであろう。

明治廿二年 || 旧正月廿四日

萩原善兵衛妻テイ不幸三時諸取払帳

金七拾弐銭

但白木綿三反代

金五拾三銭七厘

但四部板壱間并諸品代

但昆着并水昆着代

但昆着四切

但豆腐三拾切代

金壱銭

但飯がい其他

納米壱石五斗

白米壱石弐斗八升搗立本

落米四升弐合五夕

粉米壱升壱合

白米三斗

全四斗 全弐斗

合白米九斗 飯用口高

金拾壱銭六厘 但香爐光扇子代

右三行湊より買入品代 算用書三通相添

金弐銭

但東京行書状郵便切手代

金拾参銭三厘 但打綿八拾目代

金壱銭六厘

但

金拾弐銭四厘

[昆着=コンニャク]

金

鉱山関係

13 池田鉱山事務所日誌「入来家文書」

解説

門)の長男として出生、大正六年(一九一七)に六十五歳で没した。入来定穀は嘉永六年(一八五三)に串木野麓の郷士入来定制(伊右衛

明治十年(一八七七)の西南の役では分隊長として従軍し、各地を転いない。

宮之原・重は定穀の娘婿で、この「池田鉱山」の共同経営者でもある。さを見込まれて入来家の金山経営全般に関わった人物である。また、れる。長次郎は羽島の人で、元々戸長役場に勤めていたが、その優秀この「日誌」を記載した人物は、定穀の使用人の藤崎長次郎と思わ

ように、明治二十八年七月からである。指している。入来定穀らがここの金山経営に着手したのは日誌にあるにある鉱山のことと思われ、「日誌」に今和泉とあるのは、池田鉱山を「池田鉱山」は薩摩半島南部、池田湖北岸の山地に所在する河内山

ったとみえ、その後池田鉱山と串木野を往復するときは必ず宿泊して携え、馬車で鹿児島へ行き、吉田時計屋へ宿泊する。ここは定宿であ長次郎は七月十二日に羽島を出立し、鶴嘴・ゲンノウなどの道具を

れる。七月十四日、長次郎は宮之原重と馬車で池田へ向かい午後六時れる。七月十四日、長次郎は宮之原重と馬車で池田へ向かい午後六時れる。七月十四日、長次郎は宮之原重と馬車で池田へ向かい午後六時れる。

と連絡を取りながら行っている。の日雇い銭を決めたりと、こまごましたことなどを入来・宮之原両家の日雇い銭を決めたりと、こまごましたことなどを入来・宮之原両家流に影響がない場所を選び、地主との借地料の交渉をしたり、採鉱人山監督署へ出したり、水車場の設置場所についても周辺の水田への水山監督署へ出したり、水車場の設置場所についても周辺の水田への水

上模様であったと書かれている。十二月十五日にゴキカケを試みるといる。その後は、西坑・東坑と二手に分かれて採鉱し、堅い鉱脈のと絶し落胆したが、正兵衛の勧めもあり開坑祝をしたことが記載されて七月十八日には、手掛けていた部分の鉱脈が試掘の結果、すぐに断

にことがわかる。 「日誌」は十二月十六日で終わっている。「入来定穀日記」明治三十 「日誌」は十二月十六日で終わっている。「入来定穀日記」明治三十 たことがわかる。

(表紙)

明治廿八年 七月

記記

池田鉱山事務所 」



七月十二日

吉田時計屋へ宿ス、当日入来氏御出坂、宮之原氏仝処へ滞在、チ、鳥井原源助馬車ヨリ金弐拾五銭ヲ出シ、午后五時比鹿児島へ着、仝氏所へ立寄リ入来氏へまいり、鶴嘴及ゲンノウ・一尺・セット等持本日、長次郎ハ羽島ヨリ出立、宮之原氏ノ角石鉱山坑内実測図ヲ携へ、本日、長次郎ハ羽島ヨリ出立、宮之原氏ノ角石鉱山坑内実測図ヲ携へ、

Ξ

七月十四日

山用金弐拾円宮之原氏より御渡相成り、坂田ヨリ水銀壱斤壱円三拾銭証書三百円及借用証書ヲ受取り、宮之原氏へ渡シタリ、本日今和泉鉱日滞在、宮之原氏ヨリ金弐百六円ヲ受取り銀行へ払込ミ、抵当品公債本日、今和泉へ行クベキノ処、第百四十七銀行へ返金ノ都合有之、仝

ニテ買ヒタリ

七月十四日

テ十六銭ヲ出シ、池田迄午后六時比仝所へ着、中馬正兵衛殿へ宿ス、運賃迄)喜入町迄来タリ、分車ニテ弐拾五銭ヲ出タシ今和泉岩元迄馬ニ界紙百枚七銭ニテ買入、馬車ニテ三拾銭ヲ出シ(之ハ荷物即チ鶴嘴其他本日、吉田ノ宿料宮之原氏ト割合ニテ五拾五銭ヲ払ヒ、鉱山事務用半

七月十五日

無シ、午后五時帰ル、正兵衛殿全道手籠雇方へ畑ヶ凹ナル所其外諸所へ行キシモ、可然人物ニ相談セザレバー人ニテ返答シ難シト云フニ、詮方ナク地主ヲ返シ、ノ為メ山ニ登リ、地所借方ニ付借地料ノ相談ヲナシタルモ、兄トヤラ本日、中馬正兵衛殿及採掘表面ノ地主三人ニテ午前八時ヨリ実地取調

七月十六日

七月十七日

出方、后六時ニ帰ル、本日は少シ雨天ノ処手籠モ来タラス、正兵衛殿外人夫万吉ヲ雇ヒ土持

七月十八日

本日モ手籠来タラス、万吉・正兵衛三人ニテ土持出方ノ処、鉱脈土盤

ツヽニテ払ヘリ、衛ノ勧メニ依リ開坑祝ヲナセリ、本日万吉ノ日雇賃二日分一日十五銭迄ニテ断絶セショリ、正兵衛モ共落胆、午后六時ニ帰リ、本夜ハ正兵

七月十九日

金次郎へ渡ス、来年ヨリ借地料毎一ヶ年三円五十銭ト約定セリ、帰リニ藤下孫市ノ水車へ寄タリ、本日借地料五円及日雇賃十五銭前村ヲ残置タイ場へ手籠雇方へ行キ、仁四郎ヲ明日ヨリ来タル約定ナシ、本日ハ正兵衛・金次郎三人ニテ土持出方、后四時ヨリ正兵衛・金次郎

七月廿日

冶屋へ行、外ハ六時ニ帰ル、三尺位、正兵衛殿ハ普請用留木材買入方及仝用斧注文ノ為五時ヨリ鍛寸位ヲ発見セリ、本日向フヘノ鉱脈ハ上方六七寸、下寸以下ニテ高サ本日、正兵衛及手籠仁四郎三人ニテ採鉱ノ処、足之土盤ノ下ニ鉱脈六

七月廿一日

ラレタリ、日ハ木持主居合ハス)、斧一丁正味二百六十目ヲ三拾九銭ニテ買入来ターハ木持主居合ハス)、斧一丁正味二百六十目ヲ三拾九銭ニテ買入来タ衛山登リ、手籠来タラス、一人ニテ採鉱方、帰リニ留木ノ相談ヲナシ(昨本日ハ風邪ニテ正兵衛方へ休ミ、昼ヨリ宮ノ原氏試掘図調製方、正兵

七月廿二日 旧六月一日

寄方ノ為宮之原へ郵便ヲ出シ、鉱業模様ヲ通知セリ、金二銭切手代、本一銭五リニテ、本日ヨリ伐方着手、合計九十銭払ヘリ、本日ハ吹子取昼ヨリ材木売 イ 主来タリ、大六本・小二十本買入、大一本十銭、小一本日ハ手籠モ来タラス、人夫四郎ヲ雇ヒ、正兵衛ト三人ニテ採掘ノ処、本日ハ手籠モ来タラス、人夫四郎ヲ雇ヒ、正兵衛ト三人ニテ採掘ノ処、

〔註1 吹子=水抜き用の道具〕

七月廿三日

旧六月二日

タルニ付本日迄ニテ暇ヲ遣ス、終リ六時ニ帰、仁四郎へ金拾五銭貸ス、仝人ハ正兵衛ノ金四銭ヲ盗ミ本日、正兵衛・仁四郎ト三人ニテ松木ヲ切リ、普請ニ着手、后五時比

七月廿四日 旧六月三日

本日、未明ヨリ暴風ノ為メ終日休ミ、

七月廿五日 旧六月四日

調製方、本日ハ正兵衛差支ニテ採鉱方休ミ、内ニテ宮之原氏鉄砲腹ノ試掘願書

七月廿六日 旧六月五日

留ノ奥ノ方採鉱方、鉱脈ノ模様ハ少シ小ブリトナリタリ、本日ハ手籠雇ノ為メ大谷へ行キタルモ都合悪ク為ニ正兵衛ト両人一番

七月廿七日 旧六月六日

取寄ノ為鹿児島平石隆三郎方へ書状ヲ送ル、
宮之原氏試掘願書ヲ書留十二銭ニテ送ル、本日ハ二ノ宮殿便ヨリ吹子宮之原氏試掘願書ヲ書留十二銭ニテ送ル、本日ハ二ノ宮殿便ヨリ吹子ノ為掘切薗へ行カレ昼前ニ帰リ、午后五時比大谷へ鶴嘴修繕方、本日本日ハ朝ヨリ大雨ニテ山登リ出来ス、但正兵衛ハ手籠雇方及留木周旋

七月廿八日 旧六月七日

ト掘方、鉱脈昨日仝断、本日金拾五銭四郎日雇賃トシテ払ヘリ、郎殿ノ長男ヲ雇ヒ明日ヨリ就業ノ賦リ、十時比ヨリ山登リ、正兵衛殿本日ハ正兵衛一人七時ゟ山登リ、長次郎ハ手籠雇方ヘタヒ場へ行キハ

七月廿九日 旧六月八日

本壱本八厘ニテ買入、伐方、本壱本八厘ニテ買入、伐方、本日、正兵衛及手籠西牟田八郎太等三人ニテ掘方并ニ普請用矢木十四

七月丗日 旧六月九日

本日、正兵衛・八郎太三人ニテ普請ヲナシタリ、本日鶴嘴二丁共破損、

四時比ゟ正兵衛ハ鍛冶屋へ行キ修繕方□先かけ料十六銭払ヘリ、

七月世一日 旧六月十日

十目、
ののでは、一尺短クナリタルヨリ正兵衛殿一尺ヲ買入タリ、量目弐百八様向ノ方上下少ク中大クシテ全体ハ大ナルモ少キ時ゟ「カヽリ」方少々本日モ正兵エ・八郎太三人ニテ掘方及留木ヲナシタリ、尤モ鉱石ノ模

八月一日 旧六月十一日

「カヽリ」方宜シク本日入来氏ゟ風ノ報来タル、返事セリ、ビ鉱石置場木屋ノ見積ヲナサシタリ、鉱石ハ少シク小クナリタルモ本日、正兵エ・八郎太三人ニテ掘方、本日手籠ノ親父八郎左衛門ヲ呼

八月二日 旧六月十二日

方、本日宮之原氏ゟ来書、本日、正兵衛ハ粟肥荷負方ニテ休ミ、八郎太ト二人ニテ鉱石置場普請本日、正兵衛ハ粟肥荷負方ニテ休ミ、八郎太ト二人ニテ鉱石置場普請

手籠八郎太相談ニテ金五拾銭貸ス、

炭一俵掘方道具修繕方へ買入タリ、八郎太ゟ代金四銭五厘、

八月三日 清 旧六月十三日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ掘方、鉱石切口上下共四五寸位、模

八月四日 清 旧六月十四日

様ハ上、

本十八銭、小十六本十六銭ニテ買入伐採方、后午三時ゟ選鉱方、本日、正兵衛ハ粟植ニテ登山セス、八郎太ト両人ニテ留木用松木大三

八月五日 清天 旧六月十五日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ山登リ普請方、鉱脈ハ前々日仝断

八月六日 清天 旧六月十六日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ採掘方鉱石ノ切口極ク小ク一寸ゟ三

八月七日 清天 旧六月十七日

八月八日 清天 旧六月十八日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ掘方、鉱脈異常ナシ、

八月九日 旧六月十九日

鉱脈ノ様ヲ通知セリ、本日ハ正兵衛差支ニテ山休、内ニテ帳簿記載及宮之原氏へ吹子着受及本日ハ正兵衛差支ニテ山休、内ニテ帳簿記載及宮之原氏へ吹子着受及

八月十日 清天 旧六月廿日

迄成就セす、連レ来タリ、掘方人夫二人ヲ雇、鉱石置塲屋造リニ着手シタルモ本日連レ来タリ、掘方人夫二人ヲ雇、鉱石置塲屋造リニ着手シタルモ本日本日ハ正兵衛ト同道山ニ行キタルモ八郎来ラス、依テ迎ニ行キ仝人ヲ

八月十一日 清天 旧六月廿一日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ掘方、馬一疋ヲ雇ヒ二十銭ニテ鉱石

底ニテ中止ノトキナリキ、屋根造りへ金六十五銭、土ヲユリタル処水銀絞り米粒位ノ絞金ヲ得タリ、仝人来ノ事業水車払ヲ大谷藤下製錬場へ送リ、午后三時ゟ試験搗臼へ着、尤モ試験ハ先ニ

八月十二日 清天 旧六月廿二日

来タル、炭六俵三十銭ニテ買フ、験ハ終日午后八時、藤下モ帰ル、后六時ニハ山ヨリ帰リガケ正兵衛モ本日、正兵エ・八郎太、二人ニテ掘方、但留木材弐本買入タル由、試

八月十三日 清天 旧六月廿三日

へ待居リシナラン、リ金一匁五分位、其鉱石ノ模様ト符号セザルニ驚ケリ、本日八郎太山正兵衛大豆取リニテ山休ミ、試験モ午后十一時迄ニテ相済、其結果絞

八月十四日 清天 旧六月廿四日

ヲ通知セリ、本日ハ正兵エ腹痛ニテ山登出来ス、掘方休ミ、宮之原氏へ試験ノ成積

八月十五日 清 旧六月廿五日

本日モ正兵衛病気にて休業内、

八月十六日 清 旧六月廿六日

本日モ仝断、

八月十七日 旧六月廿七日

本日モ仝断、

八月十八日 清 旧六月廿八日

行キ、我ガ山へモ見舞、大谷鉱山水車見物トシテ仝所へモ行ク、行キタル面立タル人物不居故、西牟田八郎右衛門発見ノ山、銀鉱見ニ本日モ正兵衛病気ニテ休ミ、午前八時ゟ水車場直ヲ見合ノ為メ谷場へ

八月十九日 朝雨 旧六月廿九日

中ノ馬車賃弐拾弐銭、午后六時鹿児島へ着、吉田へ宿ス、今和泉ハ休本日モ正兵衛病気ニテ山ハ休ミ、長次郎午前八時ヨリ串木野へ帰ル途

八月廿日 旧七月一日

木野へ着、入来へ行、今和泉ハ休ミ、本日、鹿児島ヲ出立、宿料弐拾銭、馬車賃弐拾五銭払ヒ、午后四時串

八月廿一日 旧七月二日

時ゟ羽島へ行ク、今和泉山ハ休ミ、本日、長次郎入来氏ゟ宮之原へ行キ、鉱山事件種々談合ノ末、午后一

八月廿二日 旧七月三日

本日、長次郎羽島、和泉山休ミ、

八月廿三日 風雨 旧七月四日

全上,

八月廿四日 旧七月五日

八月廿五日 旧七月六日

ヲ談セリ、今和泉ハ正兵ヱ・八郎太掘方ノ由、本日、長次郎ハ午后二時比羽島ヨリ宮之原氏へ行キ、今和泉行ノコト

八月廿六日 旧七月七日

来加七郎殿来客ニテ談合出来ス、宮之原ハ帰ラレタリ、正兵衛・八郎之原氏全道ニテ今和泉鉱山事件談合ノ為メ、入来氏へ行キタルモ、入ヨリ宮之原へ帰リテ、松山正之進殿ノ金銀分析方、午后六時比ヨリ宮本日、長次郎ハ宮之原氏角石試掘願書差出方へ、市来湊へ行キ、仝所

太ハ掘方之由

八月廿七日 旧七月八日

注文ノ為メ、島平鍛治へ行、全談合ノ為メ宮之原へ行ク、六時比入来本日、長次郎ハ入来氏ニテ仕事、午后四時比ヨリ今和泉鉱山用諸道具

氏方へ帰ル、正兵衛・八郎太ハ掘方セシ由、

八月廿八日 旧七月九日

本日、長次郎ハ入来氏へ仕事、正兵衛・八郎太ハ仝上、

八月廿九日 旧七月十日

本日ハ今和泉行キヲ旧七月ノ十六日比ト定メ、午后一時ヨリ立石畩次

郎雇旁羽島へ帰ル、

今和泉ハ仝上、

八月世日 旧七月十一日

本日、長次郎ハ羽島へ、入来氏へ行ク、時午后一時全所ニテ小仕事、

今和泉ハ仝上、

八月丗一日 旧七月十二日

本日、長次郎ハ入来氏ノ用事ニテ市来行、及臼井・金丸ノ地面事件ニ

テ村役場辺へ往来、

今和泉仝上、

九月一日 旧七月十三日

本日、長次郎ハ入来ノ用事及午后一時比ヨリ金物即チ鉱山用ノ道具取

リへ島平へ行キ、持帰ル途中日高為雄氏へ預ケ置ク、

本日ハ今和泉掘方休ミ、

九月二日 旧七月十四日

平鍛治へ金弐円四拾七銭払ヘリ、本日、長次郎ノ今和泉鉱山用金四拾円ヲ受取リ、羽島へ帰ル途中、島

今和泉山休ミ、

九月三日 旧七月十五日

本日、長次郎ハ羽島、今和泉ハ正兵衛・八郎太両人ニテ掘方セシトノ

丰

九月四日 旧七月十六日

本日仝上、 仝上、

九月五日 旧七月十七日

本日仝上、 仝上、

九月六日 旧七月十八日

本日仝上、 仝上、

九月七日 旧七月十九日

本日仝上、 仝上、

九月八日 旧七月廿日

本日、長次郎ハ羽島ヨリ今和泉へ、畩次郎及伝次郎同道ニテ行ク賦リ本日、長次郎ハ羽島ヨリ今和泉へ、畩次郎及伝次郎同道ニテ行ク賦リニテ、諸荷物ヲ持セ仝二人ハ明日早朝串木野濱ニテ出会フ賦リニテ、北田鉱山採掘願修正云々ノ通知来タル居タルニ拠リ、鉱山監督署ヨリリ、尤モ本日正兵衛方へハ掘方見合トテ、長次郎名義ニテ宮之原ヨリ御引合タル由、

今和泉ハ矢張正兵衛・八郎太ニテ掘方ノ由

九月九日 旧七月廿一日

其文面大略字山尻字ハ蔵薗嘉兵衛ト重複ナキモノ、前平外四字ハ中馬本日、長次郎ハ入来氏・宮之原氏談合ノ上、池田山ノ届書ヲ造リタリ、

正兵衛外二名ハ廃業届出タルモノト、

今和泉掘方ハ仝上、

九月十日 旧七月廿二日

昼ヨリ入来氏戸切川水車搗臼搗、ニテ送ル、尤モ右鉱山監督署ヨリノ通達ヲ元山主中馬正兵衛へ通知旁、連印至急御送付スベキ旨添書、昨日調製之届書ヲ市来郵便局ヨリ書留本日、長次郎ハ今和泉山事件ニ付、中馬正兵衛へ連印及蔵薗嘉兵衛へ

タル故ナリ、

九月十一日 旧七月廿三日

本日、長次郎ハ児玉詮」実氏ノ地所相続手続方、

今和泉山ハ仝断、

九月十弐日 旧七月廿四日

本日仝断、今和泉モ仝上、

九月十三日 旧七月廿五日

全上、 本日ゟ休ミ、

九月十四日 旧七月廿六日

本日迄ニテ児玉氏方相済タリ、今和泉山ハ仝上但中馬正兵衛へ届書至

急送ルベキ旨引合ヲナセリ、

九月十五日 旧七月廿七日

至急ヲ要スル義ニテ、早速宮之原親旦那へ其段談シ、今和泉へ差越すニ付、待向へノ為隈之城界迄御出張、共ニ留守ナル処ナルモ、何分事知ヲ受ケタルニ、折悪ク本日ハ入来・宮之原両旦那共、待従ノ御来村タルニ、今和泉蔵薗嘉兵衛ゟ連署拒絶ノ旨ヲ以テ、中馬正兵衛殿ゟ通本日ハ加藤清殿試掘願書調製方へ雇ハ行クベキノ処、入来氏へ立寄リ

へ行キ、其段談合致シ、明日同道スベキ約東ニテ吉田へ宿ス、原氏へ出会、談合ノ末十二時ゟ出麑、午后六時着、早様道上岩右衛門賦リニテ行ク途中、お常様へ面会委細ヲ談シ、直ニ大原へ行クニ宮之

九月十六日 旧七月廿八日

捏料金壱円藤下孫市へ払フタリ、 世科金壱円藤下孫市へ払フタリ、 を所ニテ馳走ニ預リ、夜中中馬正兵衛方へ行ク、本日先ニ試検用ノ水車の場が入れまり、流行予防ノ為通行止メナルヨリ、大谷鉱山藤下孫市に、全所ヨリタヌキ門迄人力車ニテ午后四時比採掘場へ行、直ニ池田本日、長次郎・道上岩右衛門同道ニテ、今和泉行途中馬車ニテ喜入町

九月十七日 旧七月廿九日

居タルモ、終日晴レサルト思ヒ、明日ヲ約シテ中馬方へ帰ル、立会ヲ請求スルモ、馬耳東風ニテ一向聞入レス、無故立会ヲ否ナムノ立会ヲ請求スルモ、馬耳東風ニテ一向聞入レス、無故立会ヲ否ナムノを 大明中馬正兵衛・道上岩右衛門同道、蔵薗嘉平方へ行キ、実地を日、未明中馬正兵衛・道上岩右衛門同道、蔵薗嘉平方へ行キ、実地

九月十九日 旧八月一日

九月廿日 旧八月二日

モ不在、入来氏へ行ク、本日、鹿児島ヨリ馬車ニテ串木野へ午后五時ニ着、宮之原氏へ行キシ

九月廿壱日 旧八月三日

今和泉ノ事情談合、修正図へ添付ノ届書認メ方、本日ハ入来氏ニテ池田鉱山修正図ヲ調製、后四時比ヨリ宮之原へ行キ

九月廿二日 旧八月四日

十二時ヨリ加藤清殿ノ試掘願ヲ頼マレ、仝所ニテ図調製方、本日、今和泉池田鉱山ノ修正図ヲ市来湊郵便局ヨリ八銭書留ニテ出ス、

九月廿三日 旧八月五日

行クノ通知ヲナセリ、昼ヨリ羽島へ帰リ、途中立石畩次郎方へ立寄リ、明後日ヨリ今和泉へ本日、長次郎ハ明後日今和泉へ行ク賦リニテ、入来氏ノ荷車解キ方、

九月廿四日 旧八月六日

テ約シ、宮之原へ行、鉱業用材届書調製方、仝所へ宿ス、本日、羽島へ滞在后五時比ヨリ畩次郎・伝次郎翌串木野町ニテ出会ト

九月廿五日 旧八月七日

次郎モ来タリ、同道出麑、本日ハ大雨ニテ、宮之原氏ヨリ入来氏行キ、町へ来タル処畩次郎・伝

九月廿六日 旧八月八日

本日、 リシ処、当日御岳参トテ、 車進マス、谷山坂ニテ馬車ヲ投シ、他ノ馬車へ乗り替、 ル モ 午前九時畩次郎·伝次郎同道、 喜入方 通 フ 谷山辺ノ人出多ク、為メニ谷山通ノ馬車駅山 馬車 ナク 鹿児島へ出立途中、 詮方ナクゲ ゲノン迄来タ 大雨ニテ馬 宿

駅山=タクサンの意力

九月廿七日 旧八月九日

郡頴娃村牧之内谷場へ着、本夜西牟田八郎左衛門殿へ一泊ス、本日モ三人ゲノンヨリ出立、喜入迄馬車、仝所歩行、午后五時比頴娃

九月廿八日 旧八月十日

タルモ、何トやう不承諾ノ面付ナリキ、午后六時谷場へ帰ル、末、正兵衛賃銭ノ事ニ至リ弐十三銭払ウト云ヒタルニ承諾セシ旨答へ場表面ノ畑持主へ相談シテ、明日ゟ掘方へ着手すべき等、種々談合ノ三人山へ行キ、后四時比中馬正兵衛方へ行キ宿料等ヲ払ヒ、東ノ方掘本日、明家ヲ借受ケ諸道具運ヒ家ヲ片付ケ、后一時ゟ畩次郎・伝次郎

九月廿九日 旧八月十一日

本日、西牟田八郎左衛門(之ハ手籠八郎太ノ代)・畩次郎・伝次郎同道ニ本日、西牟田八郎左衛門(之ハ手籠八郎太ノ代)・畩次郎・伝次郎同道ニシ、谷場へ帰ル、

九月世日 旧八月十三日

明日ゟ火薬ヲ買フコトニナセリ、金弐円西牟田八郎左衛門日雇見当ニリタリ、十二時掘方ヲ始メタリ、西ノ方ノ坑内ハ建堅ク相成タルヨリ、ヶ年弐円ニテ借ルコトニニ究メ、明日約定証ト共ニ金ヲ払フコトトナ東ノ方坑場、地主ラ来タリ、借地ノ相談数時終ニ当年四円、以后毎一本日、西牟田八郎左衛門・畩次郎・伝次郎・正兵衛、五人連山へ登リ、

テ借ス、

十月一日 旧八月十四日

ハ大風ノ為損破セシニ由ル)、当ニテ貸ス、四十七銭ハ留木用材代へ払ヒ、本日鉱石場ノ木屋ヲ造ル(之ニ付約定出来ス、夜ニ入リ正兵衛方へ泊ス、本日金四円正兵衛日雇見四時半ヨリ前村権左衛門方へ約定証相談ノ為ニ行キタルモ、地番不明四時半ヨリ前村権左衛門方へ約定証相談ノ為ニ行キタルモ、地番不明四時、正兵衛・八郎左衛門ハ西ノ山、畩次郎・伝次郎ハ東ノ坑、共ニ本日、正兵衛・八郎左衛門ハ西ノ山、畩次郎・伝次郎ハ東ノ坑、共ニ

十月二日 旧八月十四日

前日ノ木屋造リ賃及仝材木・茅代迄五十銭ヲ払、ヲ払フ、畩次郎・伝次郎・正兵衛・八郎太共ニ掘方、午后五時ニ帰ル、本日、午前七時正兵衛ト前村孫左衛門方へ行キ約定ヲ交換シ、金四円

十月三日 旧八月十五日

寸位模様、西ヨリ宜敷、本日入来・宮之原両且那へ宛テ右通知ス、ク為ニ掘方困難、火薬ヲ用フ、東坑ハ本日ツルニ立会破リシ処、厚八ル、正兵衛ハ西坑、畩次郎ハ東坑、本坑脈ノ模様ハ西坑ツル小ク建堅本日、午前七時半畩次郎・伝次郎・八郎太山登リ、正兵衛十時ニ来タ

吹子ヲ山へ運ブ賃七銭、

炭二俵西牟田八郎左衛門ヨリ買入、

十月四日 旧八月十六日

本日、正兵衛・八郎太ハ西、畩次郎・伝次郎ハ東、共ニ建堅ク火薬ヲ

用フ、本日ハ山ノ神ノ当日故三時迄ニ帰ル、

本日モ炭ー俵買入レタリ、

十月五日 旧八月十七日

本日、長次郎火薬不底ニテ畑ノ凹へ求方へ行キ、火薬三十二匁十二銭

ニテ買ヒ来タリ、正兵衛・八郎太西二発、畩次郎・伝次郎ハ東、之モ

二発、后五時ニ帰ル、

一月六日 旧八月十八日

リ帰ル、
ヲ持来タリ、百二十匁四十五銭ニテ買ヒ、長次郎不快ニテ、二時比ヲ東抗ハ畩次郎・伝次郎、西坑ハ正兵衛・八郎太、本日畑ノ窪ノ人火薬

十月七日 旧八月十九日

模様東西共昨日仝断、長次郎ハ不快ニテ休ミ内、東坑ハ畩次郎・伝次郎、西坑ハ正兵衛・八郎太共ニ火薬弐発、鉱脈ノ

十月八日 旧八月廿日

ノ為メ諸所へ行ク、但十二時迄ト四時ゟ八坑ノ見ニユク、来ラス、依テ東坑計リ、畩次郎・八郎太ト稼キ方、長次郎ハ近区見物本日、伝次郎病気ニテ畩次郎・八郎太ト三人山登致し候処、正兵衛モ

十月九日 旧八月廿一日

坑鉱石置場地引方、鉱石ノ模様ハ異状ナシ、本日、午后八時ゟ畩次郎・伝次郎・八郎太・正兵衛掘方、長次郎ハ東

十月十日 旧八月廿二日

リ掘方、伝次郎ハ午前ハ鉱石場地引、昼ヨリ畩次郎ト東坑掘方、場見賦リ方へ行キ、午前十時飯山ヨリ帰リ、畩次郎・長次郎ハ山へ登本日、正兵衛・八郎太西坑掘方、畩次郎・八郎左衛門・長次郎ハ水車

十月十一日 旧八月廿三日 清天

正兵衛・八郎太西坑、畩次郎・伝次郎東坑、模様異形ナ

十月十二日 旧八月廿四日 清天

十月十三日 旧八月廿五日 清天

本日モ仝断、

十月十四日 旧八月廿六日 雨天

本日、畩次郎・伝次郎ハ東坑普請方、下ノ四留方、正兵衛・八郎太ハ

西坑、留木八銭ノモノ四本、矢木六リノモノ五十本、仲之丞殿ゟ買ヒ

入タリ、

午后二時ゟ大雨、

西坑ハ極ク小ク、鉱脈四寸ゟ一寸迄建堅ク、

十月十五日 清天 旧八月廿七日

東坑畩次郎・伝次郎普請方、

西坑正兵衛・八郎太、

鉱脈異形ナシ、

本日山ヨリ帰リタル処、宮之原氏ゟ書状到来、重利様御死去ノ報ヨリ、

十月十六日 清天 旧八月廿八日

本日、正兵衛来タラス、畩次郎・伝次郎・八郎太ト三人東坑、但八郎

太・伝次郎ハ鉱石ヲ備置場ヨリ直シ方、

長次郎、宮之原氏へ返事スベキナレトモ、郵銭払底、誰方正兵衛方へ

行キ金借用スベキノ処、正兵衛留守にて詮方ナク先払にて出タリ、

十月十七日 清天 旧八月廿九日

東坑畩次郎・伝次郎、西坑正兵衛・八郎太、

本日、東坑ノ鉱石青赤ノガ石模様ノ処ヲ、ゴキ掘セシ処、金分多見エ

タリ、

〔註3 ゴキ掘=磨り潰した鉱石を漆塗りの器に入れて、金が入っているか確認すること〕

十月十八日 旧九月一日

西坑ハ正兵衛ト二人、東坑畩次郎・伝次郎・八郎太角力見物ニテ来ラ

ス、

本日一尺二本買入タリ代九十八銭未払

十月十九日 同月二日

正兵衛・八郎太西坑、畩次郎・伝次郎東坑、

長次郎ハ水車材木直段聞合ノ為、牧ノ内市郎木引ノ内へ行ク、

十月廿日 同月三日

東坑畩次郎・伝次郎、正兵衛ハ稲刈リニテ欠、八郎太モ種子植ニテ来

ラス、長次郎山登リ、

十月廿壱日 旧九月四日

東坑畩次郎・伝次郎、西坑正兵衛・八郎太、模様異形ナシ、但西坑建

小ク□小クナル方、

十月廿二日 旧九月五日

本日、大雨ニテ岡上リ出来ス、為メニ休業、

十月廿三日 旧九月六日

本日、八郎太・畩次郎・伝次郎・正兵衛山登リ、

十月廿四日 旧九月七日

長次郎ハ金四円受取方及相談方ニ付串木野へ帰ル途次、

鹿児島へ泊ス、

本日、山ハ仝断、

長次郎ハ鹿児島ゟ串木野へ帰ル、

十月廿五日 旧九月八日

本日モ山ハ仝断、

長次郎串木野ニテ、芹ケ野ヘシキ□□ゲンノウ買ヒ、昼ヨリ宮之原氏

へ参、羽島へ帰ル、

十月廿六日 旧九月九日

本日ハ山休ミ、

長次郎ハ羽島滞在、

十月廿七日 旧九月十日

本日、 正兵衛・八郎太・畩次郎・伝次郎山登リ、

長次郎ハ羽島ゟ出立、宮之原氏へ行、山ノ談合ヲナシ、 鹿児島

奥田氏へ行クモ仝人御不在、其旨宮之原へ通知、

十月廿八日 旧九月十一日

本日、 山ハ仝断、

長次郎鹿児島ニテ買物ヲナシ池田行、 午后廿時牧ノ内へ着ス、

十月廿九日 旧九月十二日 雨

本日、 両口山登リハ仝断

長次郎ハ内、但不快、

旧九月十三日

本日、正兵エ・八郎太・畩次郎・伝太郎山登リ、

長次郎ハ不快内、

十月丗一日 旧九月十四日

本日モ仝断、東坑二発

長次郎モ山登リ、西坑走元ゟ掘ル様、 正兵衛相談セリ、

十一月一日 旧九月十五日

本日仝断、東坑弐発、

模様異状ナシ、

十一月二日 旧九月十六日 雨

本日、 山祭ニテ休業

十一月三日 旧九月十七日

本日、

東坑伝次郎・畩次郎、 西坑ハ八郎太ト土持出方、 正兵衛ハ池田学校天

長節祭リニテ来タラス、

十一月四日 旧九月十八日

本日ハ正兵衛・八郎太・畩次郎・伝次郎等ト五人山登リ、

炭十四俵買入タリ、 山ハ異状ナシ、

十一月五日 旧九月十九日

昨日全断

十一月六日 旧九月廿日

本日、 正兵衛・八郎太・伝次郎・畩次郎ト五人山登リ、

本夜十時比、入来・宮之原両旦那御出アリ、

十一月七日 旧九月廿一日

本日、 入来・宮之原両旦那ト山登リ、 十二時ニ帰リ、

水車場見積リへ行クベキノ処、奥田氏モ御出アリテ、二時比ヨリ共ニ

水車場見賦リへ行ク、仝夜三人共御泊アリ、

山掘方ハ八郎太・正兵衛・伝・畩次郎ノ四人、

十一月八日 旧九月廿二日

山掘方ハ正兵衛・八郎太・畩次郎・伝次郎ノ四人、

奥田直之助氏・入来・宮之原両旦那ト四人連レ、 **頴娃麓阿野甚五郎氏**

ヲ訪ヒ談数刻、 牧ノ内ヨリ奥田氏別レ、 三人同道、 滝ノ下水車場ヲ見

テ帰ル、

十一月九日 旧九月廿三日

本日、 両旦那及中馬正兵衛同道、 御出麑、

山ハ畩次郎・伝次郎ト三人ナリ、

十一月十日 旧九月廿四日

本日、 転次郎・伝次郎ト三人山登リ、 東坑掘方

十一月十一日 旧九月廿五日

本日も仝断、但長次郎ハ水車場ノ相談ニ行ク、

十一月十二日 旧九月廿六日

伝次郎・畩次郎ト三人山登リ、

十一月十三日 旧九月廿七日

溝ハ何分夏季ニ至レバ水勢ノ少キ為メ、水論興ルトテ相談六ケ敷、下本日、畩次郎・伝次郎山登リ、長次郎水車場ノ相談ニ至リタルモ、上

ノ滝ノ下へ造ルコトニ決ス、

十一月十四日 旧九月廿八日

本日、畩次郎・伝次郎ト三人山登リ、鉱脈少シ大トナル、上下共一尺

十一月十五日 旧九月廿九日

本日ハ畩次郎・伝次郎山登リ、長次郎ハ水車場ノ相談ニ行キタル地主不

1、夕方迄待居タルモ面会セス、空ク帰エレリ、

十一月十六日 旧九月三十日

場ノ見積リ方へ来タ居タルニ依リ、仝人等ト面会共競争セサル様打合本日、地主方へ相談ニ行キタル処、藤下孫市・川畑休太郎等も各水車

セ、各水車場ヲ見賦リ、地主へ相談スベキトテ、三人同道地主方へ行

キタル処、相談一決セス、

十一月十七日 旧十月一日

本日、入来氏へ水車場相談ノ結果ヲ報ズルタメ、池田郵便差出所へ

モ、昼ヨリ山登リ、畩次郎・伝次郎モ山行、

本日鉱石ヲカケタル処上模様ナリ、

十一月十八日——旧十月二日

本申、伝次郎・畩次郎ト三人山登り、上下井ニ鉱石ヲかけタル処、

模様ナリ、

月付間違

十一月十八日 旧十月二日

本日モ三人山登リ、但畩次郎ト両人ハ昼ヨリ水車相談旁家地見賦リノ

伊勢へ行キタルモ、地主不在、畩次郎鉱石持出方、

十一月十九日 旧十月三日

本日、伝次郎・畩次郎山登リ、

来・宮之原氏へ通知セリ、アニ相談決セス後日ヲ俟て帰リ、其段入分壱畝歩位ヲ買入ルト云ヒ、双ニ相談決セス後日ヲ俟て帰リ、其段入治、三枚凡テ買入ルベキ旨申談、当方ハ不用ノ地ハ買収セス、依テ当治、円七十八銭五リニテ、略相済ミタルモ、反別受渡方ノ儀ニ付、地長次郎水車地相談ノ為メ、伊勢地へ行キ、地主へ面会、代金は壱畝歩

十一月廿日 旧十月四日

本日ハ畩次郎・伝次郎ト三人山登リ、鉱脈異状ナシ、

十一月廿一日 旧十月五日

本日モ仝断、

本日ハ東坑鉱石置場家根造来タル、

十一月廿二日 旧十月六日

本日、畩次郎・伝次郎ト三人山登リ、家造来ラズ、

十一月廿三日 旧十月七日

リタリ、木屋造本日迄ニテ済ミタリ、由言ヒ聞キタルニ付、午後四時正兵衛方へ行キ、税金其他書状ヲ受取ニ三日前帰リ、明日ゟ帰村致スベキ旨伝へ聞キ、税金預リ来タリタル本日、畩次郎・伝次郎ト山登リ、午后三時岩右衛門来タリ、正兵衛ハ

十一月廿四日 旧十月八日

本日、畩次郎・伝次郎ハ東坑、正兵衛モ来リ、後ノ岡探鉱へ着手セリ、

十一月廿五日 旧十月九日

鉱方、本日、転次郎・伝次郎東坑、八郎太モ本日ゟ山之後ノ岡ヲ正兵衛ト探本日、転次郎・伝次郎東坑、八郎太モ本日ゟ山之後ノ岡ヲ正兵衛ト探

十一月廿六日 旧十月十日

本日、畩次郎・伝次郎ハ東坑、

八郎太・正兵衛ハ後ノ山探鉱、鉱脈露頭ノ後五間位下リ探鉱セシ処二

寸位ノツルニ会、尚其レヨリ又五間下リ探鉱セシモ、本日迄ハツルニ

本日、宮之原氏・入来氏ゟ水車場云々書状来タル、

十一月廿七日 旧十月十一日

本日雨降り、正兵衛来タラス、八郎太モ休ミ、

転次郎・伝次郎山登り、

長次郎内、

十一月廿八日 旧十月十二日

下へ着手、東坑畩次郎・伝次郎、正兵衛・八郎太ハ後ノ岡探鉱方、但頂上ヨリ直

十一月廿九日 旧十月十三日

両氏へ書状ヲ送ル、昨日ト仝断、後ノ探鉱鉱脈少シク銀分ヲ含有セリ、本日入来・宮之原

本夜家主柴太殿へ水車場相談ヲ頼、

十一月丗日 旧十月十四日

長次郎ハ柴太殿同道飯山ノ柴右衛門方へ行キ、水車場ノ相談ヲナセシ東坑畩次郎・伝次郎、八郎太・正兵衛探鉱、昨日仝断、

モ、一度ニテハ相済マサル様見受ケ、其レヨリ柴太殿ハ溝支配人与之長次郎ハ柴太殿同道飯山ノ柴右衛門方へ行キ、水車場ノ相談ヲナセシ

助方へ相談ニ行キ、長次郎ハ帰リ内、算面方

十二月一日 旧十月十五日

本日ハ正兵衛服痛ニテ来タラス、為メニ八郎太モ休ミ、

転次郎・伝次郎ト三人山登リ、

高吉柴太殿溝相談へ又々御出被下、本日ハ帰リ来タラレス、

尤モ本日午后四時比、畩次郎ハ足ヲ怪我セリ、

十二月二日 旧十月十六日

本日、旧十月十六日ニテ山休ミ、

ル由、御返答被下タリ、繕シ、地主ト田地へ障害ヲ与ヘサル限リハ、水ヲ呉レルトノ相済ミタ配人与之助ゟ木下地主ヲ衆合サセ、種々談合ノ末、当方ゟ井手丈ハ修配五時、柴太殿帰ラレ、相談相済ミタル様御話相成リタリ、尤モ溝支

十二月三日 旧十月十七日

本日大雨、畩次郎・伝次郎山登リ、

表次郎ハ竜薗柴兵衛も奥田氏へ書状差出方へ麓へ行キ、帰リニ八兵衛長次郎ハ竜薗柴兵衛も奥田氏へ書状差出方へ麓へ行キ、帰リニ八兵衛長次郎ハ竜薗柴兵衛も奥田氏へ書状差出方へ麓へ行キ、帰リニ八兵衛長次郎ハ竜薗柴兵衛も奥田氏へ書状差出方へ麓へ行キ、帰リニ八兵衛長次郎ハ竜薗柴兵衛も奥田氏へ書状差出方へ麓へ行キ、帰リニ八兵衛

十二月四日 旧十月十八日

本日、畩次郎・伝次郎山登リ、

長次郎ハ八兵衛同道、飯山新右衛門方へ行キ、一ケ年借地料籾三斗五

迄ノ報告及水車場相談ノ事ヲ認メタリ、論ナキト事モ有之、正午時帰リ、明日出書スル賦リニテ七月ゟ十一月ルトノ文面、又地主ハ鉱業従事スルノ間ハ借地料ヲ収メセサルノ外異ルカ又ハ鉱業ヲ廃止シタルトキハ八兵衛ゟ右地所ハ現形ニ復シ返戻ス升ニテ地主ゟ八兵衛借受ケノ処ニ約定証交換、尤も水車ヲ他へ移転ス

十二月五日 旧十月十九日

本日ハ畩次郎・伝次郎ト三人山登リ、

鉱脈ノ模様足元ノ方一尺五寸位上ハ異状ナシ、

十二月六日 旧十月廿日

尺位、本日ハ畩次郎・伝次郎山登リ、鉱脈非常ニ太ク相成リタリ、ツル巾弐

十二月七日 旧十月廿一日

候ニ付、歯金ノ注文ヲナセリ、段旦那方へ通知セリ、本日ハ藤下孫市来タリ、鹿児島へ行クベキ様申段旦那方へ通知セリ、本日ハ藤下孫市来タリ、鹿児島へ行クベキ様申本日モ伝次郎・畩次郎ト三人山登リ、模様ハ宜敷ゴキ掛甚た宜敷、此

十二月八日 旧十月廿二日

本日ハ畩次郎・伝次郎ト三人山登リ、鉱脈ハ従前異動ナシ、

奥田直之助様御出一泊アリタリ、

十二月九日 旧十月廿三日

本日、畩次郎・伝次郎ハ山登リ、

ゟ同伴知覧へ行キ、河島氏ノ銀水車ヲ見物シ、鮫島敬助方同泊ス、直之助様ト同道、黒半田及我山、其他諸処鉱山ヲ見物シテ、 十一時

十二月十日 旧十月廿四日

本日、正兵衛モ来タリ、畩次郎・伝次郎ハ東坑、

正兵衛ハ東後ノ岡探鉱、

リ、午后三時帰着、両旦那へ通知ス、長次郎ハ知覧金庫へ税金ヲ納メ、十時知覧ヲ出テ、奥田氏ハ御出鹿ア

十二月十一日 旧十月廿五日

本日、畩次郎・伝次郎ハ山登リ、

長次郎ハ病気ニテ内、

十二月十二日 旧十月廿六日

〔頭註〕 「雪」

本日モ畩次郎・伝次郎山登リ掘方、

長次郎ハ病気ニテ在床、

十二月十三日 旧十月廿七日 雪

本日モ転次郎・伝次郎掘方

長次郎ハ内、

本日、水車場ノ苦情興ル、

十二月十四日 旧十月廿八日

雪

長次郎ハ内、

十二月十五日 旧十月廿九日

本日モ畩次郎・伝次郎山登リ、

時ゟ山へ行キ、ゴキガケヲ試ミタルニ上模様ナリ、

長次郎ハ水車取締規則取調ノ為メ、村役場へ行キタルモ、

日曜ニテ十

十二月十六日 旧十一月一日

本日モ畩次郎・伝次郎ト三人山登り、

午后四時ョリ正兵衛方へ穂祭

十二月十七日 旧十一月二日

長次郎ハ八兵衛ト水車場所相談ニ行クベキ賦リニテ内ニ居リタル処 水車場八兵衛都合悪シク為メニ通ヒ、

十二月十八日 旧十一月三日

用道路用ヲ合セテ、一ヶ年地料五拾銭ニテ借リ受ケ、約定証交換ヲナ 長次郎ハ八兵衛ト水車場相談ニ行キ、飯山浅助地所ヲ壱畝歩外ニ溝通

セリ、本日通知セリ、

十二月十九日 旧十一月四

本日、入来・宮之原氏へ宛テ、 水車場事件ノ報告ヲナセリ、本日鷹取

へ大角力アリ見物へ行ク、

十二月廿日 旧十一月五日

鉱脈登リ小リタリ、一尺四寸位、

十二月廿一日

旧十一月六日

走元ノ鉱脈四寸位、天上ハー尺六七寸位、

十二月廿二日 旧十一月七日

転次郎・伝次郎山登リ、正兵衛来タリ、共東坑、長次郎内、

十二月廿三日 旧十一月八日 清

掘切薗嘉

左衛門来タリ、奥田氏 ノ為メニ嘉左衛門山へ鉱石見ニ行キ、 本日宮之原・入来両旦那水車取締規則及其他 本夜奥田

、件ニ付書状到来ス、

氏へ採鉱ノ事ヲ通知ス、

十二月廿四日 旧十一月九日 清

正兵衛・八郎太ハ後ノ岡探鉱 但頂上露頭ヨリ後ノ方四間位ヲ掘リタ

ル処、午后四時比脈ニ当リ、模様少シク異ラレリ、

長次郎も山登り、

十二月廿五日 旧十一月十日

本日ハ大雨ニテ、後ノ探鉱出来ス、正兵衛・ 八郎太・畩次郎・ 伝次郎

共東坑、但正兵衛ハ東坑ノ中央ヨリ下リ方、

十二月廿六日 旧十一月十一日

正兵衛・八郎太ハ後ノ探鉱下リ方

十二月廿七日 旧十一月十二日

本日ハ大雨ニテ畩次郎・伝次郎・正兵衛・八郎太共ニ東坑、 正兵衛

八郎太ハ下リ方、

十二月廿八日 旧十一月十三日

本日、 正兵衛・畩次郎・八郎太山登リ、

喜入迄至ル、長次郎出鹿児、

十二月廿九日 旧十一月十四日

本日正次郎・畩次郎・八郎太・伝次郎ハ山登り、

長次郎ハ鹿児島ゟ串木野行、

十二月三十日 旧十一月十五日

本日モ山ハ仝断、

長次郎ハ串木野ゟ羽島へ行、

十二月丗一日 旧十一月十六日

本日、山ハ惣而休ミ、

長次郎ハ羽島滞在

普請費	全上	四拾七銭	日	仝	運搬費	全上	三拾五銭		八月 六日	1/
雇人給料	全上	六円八十六銭	日	十月	消耗品費	全上	四銭五厘		一 六日	同
運搬費	採掘	三拾銭		同	普請費	全上	四十銭		八月 四日	1/
役員旅費	全上	壱円	廿七日	同	備品費	全上	弐拾二銭四厘		世一日	同
全上	全上	八銭	廿二日	同	修繕費	全上	拾六銭		世日	同
雑費	全上	三銭	日	同	普請費	全上	拾壱銭弐リ		1 廿九日	同
全上	全上	弐拾五銭	日	同	全上	全上	拾五銭		田 廿三日	同
全上	全上	弐拾銭	廿日	同	雇人料	全 ^三 上	拾五銭		时 廿八日	同
全上	全上	拾弐銭	十九日	同	消耗品費	採掘	四銭		H 廿五日	同
役員旅費	事務	四拾弐銭	日	同	雑費	事務	弐銭		同廿二日	冒
損料	製錬	壱円	十七日	同	普請費	全上	九拾銭		同 廿二日	冒
全上	全上	弐拾銭	日	同	備品費	全上	三拾九銭		廿一日	同
役員旅費	全上	五拾六銭	十六日	同	雇人料	採掘	拾五銭		日十九日	1
雑費	事務	八銭	十日	九月十	地料	同	五円		中九日	同
備品費	採掘	四拾円 弐円四拾七銭五リ	一日	九月	雇人料	同	三拾銭		同	冒
全上	全上	弐拾五銭	日	仝	備品費	同	三銭		一十八日	同
全上	全上	弐拾銭	廿日	同	運搬費	採掘	十六銭]HJ	同
役員旅費	全上	弐拾弐銭	十九日	同	全上	同	五拾五銭		同 十四日	同
雑費	事務	弐銭	十四日	同,	全上	同	五拾五銭		问	冒
消耗品費	採掘	三十銭	十二日	同	役員旅費	同	弐拾五銭]HJ	同
運搬費	製錬	弐十銭	日	同	消耗品費	事務	七銭]HJ	同
普請費	採掘	六十五銭	十一日	同	水銀料	製錬	壱円三十銭		七月十二日	1
雑費	事務	弐銭	九日	同				弐拾円	七月十二日	1
雇人料	採掘	壱円	七日	同	種目	種 別	払金	本金	月 日	
雑費	事務	二拾五銭	六日	八月	(36ページ)		明治廿八年七月ヨリ鉱業雑費支出惣額	治廿八年	明	

十月丗	十月丗	同	同	同	同	同	同	同	同	同廿	同	同廿	同廿	十月廿四日	同廿	十月廿三日	同	同	同	同	同	同	同	同
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	廿八日	日	廿七日 金弐拾円	廿五日 金拾円	四日	廿四日	三日			六日	五日	日	三日	日	日
七拾銭	壱円	九拾銭	七拾九銭	壱円三拾六銭	五銭	弐拾五銭	三円五十銭	弐拾五銭	弐拾銭	壱円弐銭六リ	弐拾五銭	壱銭	六拾三銭	弐拾五銭	弐拾銭	弐拾五銭	弐拾円	壱円	四拾五銭	拾弐銭	七銭	弐銭	五十銭	円
仝 上	全上	仝 上	仝 上	全 上	全上	採掘	採掘	全上	事務	採掘	全 上	事務	採掘	全 上	仝 上	全上	事務	全 上	全上	全上	採掘	事務	全上	全 上
消耗品費	雇人旅費	消耗品費	雇人給料	普請費	備品費	運搬費	消耗品費	全上	役員旅費	備品費	役員旅費	雑費	備品費	仝上	仝上	役員旅費	役員給料	雇人給料	全上	消耗品費	運搬費	雑費	普請費	借地料
			産	二卦	生	同	同日	同	同	仝	仝	仝	+	同	同	<u>+</u>	同	仝	仝	仝	仝	+	同	同
			残金 八拾弐銭七厘	『計 百弐拾六円七	【朱書】	日	1 六円七拾一銭	日	日	日	日	上3	十一月丗日	廿六日	日	一月廿四日	日	廿日	十七日	五日 三拾円	日	一月二日		
弐円五拾銭	三拾六円四拾銭四厘	八拾六円九拾八銭四厘	厘 内	百弐拾六円七拾一銭五厘 百弐拾		九円十二銭九リ	同日 六円七拾一銭五リ 六円七拾一銭五リ 採掘	四銭	六円六拾銭	九拾九銭	三円六拾銭	三円弐拾五銭	拾五円八拾六銭	拾円壱銭五リ	弐拾銭	壱円拾銭	八銭	弐銭	弐銭	1 1	四拾弐銭五リ	四拾七銭弐リ	拾六銭	九十八銭
				百弐拾五円八拾八銭八厘		事務	リ 採掘	事務	仝	仝	仝	仝	仝	採掘	全上	採掘	採掘	全上	全上		事務	全上	全上	仝 上
製錬	事務	採掘		八銭八厘		役員給料	備品費	雑費	雇人給料	消耗品費	全上	全上	全上	雇人給料	備品費	普請費	備品費	全上	全上		雑費	備品費	普請費	備品費

ij	\pm
3	一月十日
	参拾九円

十二月十日 十二月四日 十九日 E 弐銭 弐拾三銭 参拾九円 全上

三拾九円

三拾九円弐拾七銭

百六拾五円七拾一 銭五厘 百六拾五円拾五銭八厘 現払

三拾六円六拾七銭四リ

弐円五拾銭

四拾壱円七拾弐銭

鉱業雑費支出内訳事務扱費

金 種 目 付

七月十三日 七銭 消耗品費 半界紙百枚代

弐拾五銭 役員旅費 串木野ヨリ鹿児島迄馬車賃十二日

十四日 五拾五銭 五拾五銭 全上 全上 鹿児島吉田宿料 二日分 鹿児島市ヨリ今和泉迄

同 同 同

朱書

『小計 三拾九円

弐拾七銭

五拾五銭七リ 百二拾五円九拾八銭四リ

弐拾七円七拾七銭 事務給料 弐拾七円

拾三円九拾五銭

同 廿二日 弐銭

八月 六日 雑費 雑費

弐拾五銭

吹子取寄方及採掘ノ模様通知郵便料

鶏一羽十銭、素麺十五銭かの

馬車・人力車賃

旧六月十六日ニテ山ノ神祭

全上 吹子到着及鉱脈ノ通知

同

九

宮之原氏へ

日

十九日 弐拾弐銭 全上 役員旅費

十四日

弐拾銭 全 上

鹿児島宿料

喜入ゟ鹿児島迄馬車賃 試掘ノ結果宮之原氏へ通知郵便

弐拾五銭 全上

八月廿 九月十

同

廿

雑費

鹿児島ヨリ串木野迄馬車賃

串木野ゟ中馬正兵ヱへ出願

日 日 日

役員旅費 串木野ゟ鹿児島迄車賃 区域事件ニ付引合書留料

全上 鹿児島ノ宿料

同 同

日

弐拾銭

四十弐銭

十六日

五拾六銭

全上 全上 ケノンヨリ鹿児島ヨリ馬車 鹿児島ヨリタヌキ川迄馬車及車

弐拾銭 拾弐銭 鹿児島吉田宿料

全上

同

二十月

十九日 十七日

弐拾五銭 全上 鹿児島ゟ串木野迄馬車

同 同

日 日

三銭

雑費

修正図用紙代

全上 役員旅費 鹿児島及ケノン宿料四十銭 修正図差出方書留料

廿七日

壱円

十二月

八銭

串木野ゟ喜入迄馬車六十銭

鉱脈ノ模様及旦那□□引□

同

六日

弐拾円

役員給料

長次郎月給七・八ノ二ケ月分

九月二日払

131

同 廿三月 弐拾五銭 役員旅費 喜入ヨリ鹿児島迄馬車賃

同 廿四日 弐拾銭 全上 鹿児島宿料

弐拾五銭 全上 鹿児島ゟ串木野迄馬車

同

同

廿七日 壱銭 雑費 鹿児島ゟ奥田氏ノ都合、

充宮之原

廿七日 弐拾五銭 役員旅費 串木野ゟ鹿児島迄馬車 氏郵便はかき

廿八日 弐拾銭 役員旅費 鹿児島宿料

四拾弐銭五厘 弐拾五銭 全 上 雑費 山ノ神祭入費 鹿児島ゟ喜入迄馬車

+

月二日 十七日

仝

同 同 同

弐銭 全上 水車地相談料ニ付入来・宮之原両

氏へ引合

全上 全 上

全上 全上廿四日ト廿九日トノ郵便賃

九円十二銭九厘 役員給料 長次郎給料見当

同 同

日 日

四銭

廿

弐銭

十一月世日

朱書

計 三拾六円四拾銭四厘

七銭 消耗品費

内

壱円三銭五厘 雑費

六円拾七銭 旅費

弐拾九円拾弐銭九厘 給料

十二月四日 弐銭 雑費 十一月迄受払決済報告、

十日 弐拾三銭

同

同

十九日

弐銭

雑費

水車場事件報

旅費 知覧税金納メノ宿料奥田氏割合

及水車事件

【朱書】

弐拾七銭

内 弐拾三銭 旅費

四銭

通計

内 七銭 消耗品費

三拾六円六十七銭四厘

惣払

同 壱円七銭五リ 雑費

同 六円四拾銭 旅費

二拾九円拾二銭九厘

同

外 弐拾七円七拾七銭 未払

内 弐拾七円 七拾七銭 給料 長次郎給料払不足

同

旅費 十二月廿八日ゟ廿九日迄喜入ゟ串 木野迄ノ馬車及鹿児島宿料

鉱業内訳支出製錬方

日 金 員 種 目 付

記

七月十三日 月 壱円三十銭

八月十一日 弐十銭

運搬費

試験用鉱石山ヨリ大谷迄運搬

水銀壱斤坂田ヨリ買入

壱円 損料

試験用水車損料

藤下孫市へ払

二駄分

一駄二付十銭

九月十七日

(朱書)

弐円五拾銭』

計

鉱業雑費支出内訳採掘方

金員 種 目 付

月

日

記

七月十四日 拾六銭 運搬費 鶴嘴其外諸道具岩元ヨリ池田迄

	道 拼 星	三书五金	E	Ē	吹子運搬費鹿児島ゟ岩元迄船賃
火薬及金勿、 串木野及電児島 6	重般費	弐合五 浅		司	炭一表代
火薬十斤代	消耗品費	三円五拾銭	日一	同	六本十六銭ヲ買入代
二リ、四分鋼七合五勺代六銭四リ					留木用松木大三本二十四銭、小十
八分上ホ□鋼八斤七五代九十六銭	備品費	壱円二銭六リ	同廿八日	同廿	百目代八銭ツヽ
百目ニ付九銭ツヽ					一尺一丁正量二百八十目代
ゲンノ一丁七百目代	備品費	六拾三銭	同廿四日	同廿	鶴嘴二丁 先掛ケ代
西牟田八郎太日雇見当	雇人料	壱円	七日	同	壱本ニ付八厘ツヽ
仝上、百二十匁買入代	全上	四拾五銭	六日	同	留木用矢木十四本代
火台三拾二匁買入代	消耗品費	拾弐銭	五日	同	手籠仁四郎日雇見当トシテ貸ス
迄運ヒ馬賃					之ハ廿二日雇
吹子諸道具正兵衛方ゟ山	運搬費	七銭	三日	同	夫四郎雇賃一日分
西坑鉱石置場屋根引賃	普請費	五拾銭	日	同	炭一俵代、之ハ諸金場修繕用
採掘借地主藤村孫右衛門払ヒ	借地料	四円	一日	同	本十銭ツヽ、小一銭五リツヽ
ツヽ、仝十本八リツヽ					留木用材大六本代、小廿本代、大一
留木六本四銭ツヽ、矢木三十本五リ	普請費	四拾七銭	日	仝	百目ニ付十五銭ツヽ 普請用
中馬正兵衛日雇賃見当	雇人給料	六円八拾六銭	一 日	十月	八斤一丁、正味二百六十目代
仝上、串木野ゟ池田迄運搬	運搬費	三拾銭	九月廿七日	九月	金次郎人夫へ雇賃 二日分
清治へ払					当年一ケ年分ノ賦リ
トウ二丁・正味弐〆七百五拾目代、鶴田					採掘場地主金次郎へ払
鶴嘴二丁・一尺二丁・マエカキ一丁・石	ザ 備品費	弐円四拾七銭五リ 備品費	二 日	九月	一日金拾五銭ツヽ
炭六俵代、一俵五銭ツヽ	消耗品費	三拾銭	十二日	同	人夫万吉雇賃二日分
鉱石置場屋根造賃人夫四人其道具迄	普請費	六拾五銭	十 一 日	同	生竹壱本買入代
西牟田八郎太日雇賃見当ニテ貸ス	雇人料	壱円	日	同	手籠ブリ用
二十銭、岩元ゟ池田迄駄賃十五銭					運ヒ方駄賃

同

四銭

消耗品費

同

廿二日

九拾銭

普請費

同

廿 廿八 五日

拾五銭

雇人料

同 同

廿一日

三拾九銭

備品費

拾五銭

雇人料

同

十九日

五円

借地料

仝

十八日

三銭

備品費

同

三拾銭

雇人料

八月

四 日

四十銭

普請費

同 同

世日

弐拾弐銭四厘

備品費

世

日

拾六銭

修繕費

七月廿九日

拾壱銭弐リ

普請費

同

世三日

拾五銭

全 上

同 同

三拾五銭

六 日 日

消耗品費

同廿五日		同	同廿四	同廿		十一月二日	同		同		同		十月丗日		同			同		同廿九日		廿九日
		日	日	日			日		日,		日				日,			日,				
拾円壱銭五厘		弐拾銭	壱円拾銭	八銭		四拾七銭弐リ	十六銭		九拾八銭		七拾銭		壱円		九拾銭			七拾九銭		壱円三拾六銭		五銭
雇人給料		備品費	普請費	全上		備品費	普請費		備品費		消耗品費		雇人旅費		消耗品費			雇人給料		普請費		備品費
正兵衛分七月星十四半、八月星十六、	壱個ニ付四銭ツヽ	手籠五個代	東坑鉱石置場木屋造請負	手籠二個代	石垣ニテ買入一尺造用	鉄地金一〆二百六十目代	留木四本代 一本四銭	池田鍛冶へ払	一尺二本九百八十目代	衛へ払	火薬十月十四日買入、中馬正兵	馬車及二泊分宿料	九月廿五畩次郎串木野ゟ喜入迄	西牟田八郎左衛門へ払	炭二十俵代壱俵四五(銭 脱力)	弐円七十九銭ヲ前借弐円差引残	月十、〆星三十一、九銭ツヽ、	八郎太分七月三、八月十八、九	留木二十二本代八十八銭	矢木八拾本代四十八銭	但鍛冶屋水入用	石油館一個代
				,		十月十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十				F	ī		同	同		同	同			全世		
· ·	÷ 7	- т		, t						E	1		日	日		日	日			日		
七月耳銭丘重壱円指三銭	・ 田舎に浅田舎き屋		11日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	担合工日二合代表工指三円三指二円三指七	介三月代合 1銭代重	し合う コーしゃ				プ円七十一 参王リ	7月17一隻工		六円六十銭	九拾九銭		三円六拾銭	三円弐拾五銭			拾五円八拾六銭 仝上		
	归	<u>.</u>	至王			E E				が			雇人給	消耗品		全 上	全 上			全上		

九月十一、十月星二十六《六十七半、

拾六円八十七銭五リ、内六円八十六

銭十月一日払、残差引本行

分 26 ツヽ

十九、十一月仝三十〆星六十一

全上 正兵衛方十一月星十三25ツ、

全上 八郎太分十月星二十七、十一月星十

三〆星四十、9ツヽ

消耗品費 炭二十二表代、一表 4.5ット

雇人給料 伝次郎方九月星二、十月仝二十

八、十一月仝三十〆星六十11

備品費 吹子及付属品、鶴嘴二丁、一尺二

ツト一丁代、是ハ入来氏ゟ現品ニ 丁、ゲンノ一丁、前カキ一丁、セ

テ受ケタル分

備品費

五厘 借地料 雇人料

普請費

七円四銭五厘 運搬費 消耗品費

拾六銭 壱円

修繕費

旅費

十二月十日 三拾九円 朱書 税金 廿八年廿九年第一期鉱区税

拾三円弐拾七銭弐厘 備品費

『通計 百弐拾五円九拾八銭四厘

払高

四拾九円七拾弐銭五リ 雇人料

五円六拾五銭弐厘

九円

壱円拾三銭

普請費 借地料

七円四銭五厘 消耗品費 運搬費

修繕費

拾六銭

壱円

三拾九円

税金 旅費

給料未払

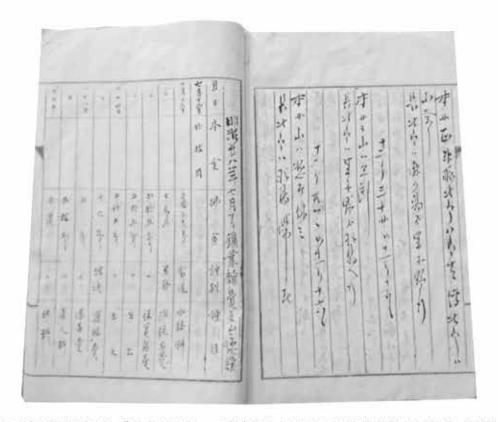
外

拾三円九拾五銭

太・正兵衛分』

	採掘用備付品台帳	付品台帳			
買入月日	品名	量目其外	個数	代金	破損月日
七月十六日	鶴觜	三百五十目	丁	一丁 二十四銭五リ	仝日修 八銭
田	全上	三百五十目	丁	一丁 二十四銭五リ 仝日仝断	仝日仝断
田	セット	四百五十目 一丁 三十一銭五リ	丁	三十一銭五リ	
田	前カキ 二百目	1]百目	丁	一丁 十四銭	
田	Ŕ	一 尺 三百十目	丁	一丁二十一銭七リ	一尺ニソグ

十月	同	十月	十月	同	十月	同	同	同	同	九月	八月	七月	同	同	同	同	同
廿四日		71	74	日	十月十八日	日	日	日	日	二日	六日	七月十八日	十八日	当 一日	廿一日		
十月廿四日 ゲンノウ	スカシノト	尺	破裂りに	戸	7	前カキ	グナノウ	セット	Ŕ	鶴嘴	吹子	ブリ	手が	戸	斧	ゲンノ	灵
七百目		丰	大小四丁	五百二十目	四百六十目	ニ / 七百五拾目	N				共 大口三、メイタニ、ユサシー、諸道具金床一、小筒二、バンゴツヽー、			弐百八十目	二百六十目	五百目	二百九十目
工	丁	=======================================	大小四丁	一丁	一丁	工 一	丁	丁	一	三	ユサシー、	一個	個	丁	丁	丁	丁
六十三銭	1	代四十七銭ニリ	宁	五十二銭	四十六銭	代弐円四十七銭五リ前四行共合セテ					五円	 銭	二銭	弐拾弐銭四厘	三拾九銭	三十五銭	二十銭三リ
	全上	テ造ル	ノ残リハ諸具修理 千草ニテ造ル千草	II II	磨滅		セットに造ル		十八日損二丁共		ハニ 造替エタリ	全上	毀損	一尺ニソグ			ハレツノミニそク
						1.0											



池田鉱山事務所日誌「入来家文書」 明治廿八年七月ヨリ鉱業雑費支出惣額 P129



市来神社

14 荒川鉱山と岩谷鉱山

解説

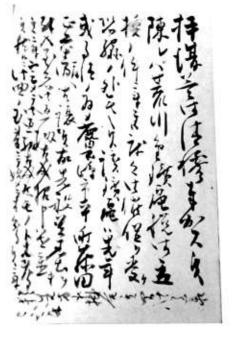
有馬栄之進の金銀鉱山経営

れが文書綴りのなかで、たびたび出てくるので混乱する。ところが、中馬・松元は、高江村(現薩摩川内市)の家村幸助へ。というが、中馬・松元は、高江村(現薩摩川内市)の家村幸助へ。ところが、中馬・松元は、高江村(現薩摩川内市)の家村幸助へ。

後に最風の方に精錬所を大々的に造る願いを出している。それでも金後に最風の方に精錬所を大々的に造る願いを出している。それでも金ので、鉱石分析をする。精錬場所の新設願・図を出せ、というので簡の図を出すと正式に何分の一で等高線などを入れて出す、というので簡の図を出すと正式に何分の一で等高線などを入れて出す、というので簡の図を出すと正式に何分の一で等高線などを入れて出す、というので簡単な図を出すと正式に何分の一で等高線などを入れて出す、というので簡単な図を出すと正式に何分の一で等高線などを入れて出す、というので簡単な図を出すと正式に何分の一で等高線などを入れて出す、というので簡単な図を出すと正式に何分の一で等高線などを入れて出す、というので簡単な図を出すと正式に何分の一で等高線などを入れて出す、というので簡単な図を出すと正式に何分の一で等高線などを入れて出す、というので簡単な図を出すと正式に何分の一で等高線などを入れて出す、というので簡単な図を出すと正式に何分の一で等高線などを入れて出す、というので簡単な図を出すという最風よりちょっと北に精錬場を設けていた。

匁七分・銀八十二匁五分である。本気であるのか、使っているのはたった二人である。一年に金二十五銀アマルガムを作っているので、ずいぶん苦労したであろう。だが、

四、鉱山経営は失敗に終わったのであろう。 明治三十八年十 月二十三日に出した報告には「休業願」である。 は



掲載番号®家村春書簡(葉書)P. 153

加斯山関係文書綴目第

11			10	9		∞		7		6	5	4	ω	2	Н	是番	整理
1			0					7									
	3	2 (1 (2	1	2	1	2 (1 (番	枝
	35	34)	22	36					41)	40	37)	38	39			番号	掲載
鉱業施業案産出方延期願 控	鉱夫扶助規則	鉱夫雇傭及労役規則	鉱夫雇傭及労役規則及扶助規 則認可願	明治 39 年鉱業施業案	金銀鉱採掘権無償譲渡証書	金銀鉱採掘権移転登録申請書	金銀鉱採掘権無償譲渡証書	金銀鉱採掘権移転登録申請書	金銀鉱採掘権無償譲渡証書	金銀鉱採掘権移転登録申請書	鉱業施業案/儀二付御届 控	委任状 控	承認書 控	明治 38 年度分鉱業明細表 / 儀二付御届 控	鉱業簿/複本及鉱業明細表/ 儀二付御届 控	마	₩
有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進		中馬清人・松元彦熊		中馬清人・松元彦熊	吉武良太郎ほか2名	吉武良太郎ほか4名	有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進	н	
福岡鉱山監督署長 工藤英一	福岡鉱山監督署長 工藤英一	福岡鉱山監督署長 工藤英一	福岡鉱山監督署長 工藤英一	福岡鉱山監督署長 工藤英一		農商務大臣		農商務大臣	中馬清八・松元彦熊	農商務大臣	福岡鉱山監督署長 工藤英一		奥田栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	福岡鉱山監督署長(工藤英一)	>e 171	
明治 38	明治 38	明治 38	明治 38	明治 38	明治 38	明治 38	明治 38	明治 38		明治 38	明治 38	明治 38	明治 38	明治 39	明治 39	+ 7	并 D
1905	1905	1905	1905	1905	1905	1905	1905	1905		1905	1905	1905	1905	1906	1906		# #
11	11	11	7	12							12	12	12	1	5	7	11
30	13	13	30	28							29	30		31	16	Ι	

机川鉱山関係文書綴目銀

24	23			22	21	20	19	18	17		н	1	14	ш	12	₩	翙
4	ယ				ı	0	9	∞	7		16	15	4	13	2	番号	整理
		3	2	1						2	<u> </u>					維	対
24)	27)				26	8		32	30			31)	29	83		番号	掲載
強 類 質	御願控	鉱夫扶助規則 控	鉱夫雇傭及労役規則 控	鉱夫雇傭及労役規則及扶助規 則認可願 控	福鉱達第 643 号 1	約定書 控	電報	報告書類送付添状 控	福鉱達第 1128 号 1	鉱業事務所届 控	鉱業ニ関スル定期届書類提出 方ノ儀ニ付御届 控	明治 38 年度鉱業休業願 控	福鉱達第 1344 号	御届 控	鉱夫雇傭及労役規則 控	文 書 名	
有馬栄之進	有馬栄之進				福岡鉱山監督署長 工藤英一	有馬栄之進		有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進	福岡鉱山監督署	有馬栄之進			*
福岡鉱山監督署長 工藤英一	福岡鉱山監督署長 工藤英一				有馬栄之進	勝田正市	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	福岡鉱山監督署長 工藤英一	福岡鉱山監督署長 工藤英一	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一			닭
明治 38	明治 38			明治 38	明治 38	明治 38		明治 38	明治 38	明治 38	明治 38	明治 38	明治 38	明治 38		1	中
1905	1905			1905	1905	1905		1905	1905	1905	1905	1905	1905	1905			#
8	9			7	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10		٦	ш
31	30			30	27	8	21	22	16	22	22	22	14	23		Ι	

荒川鉱山関係文書綴目録

	37				36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	番号	整理
2	1	4	3	2	1													対
		13	12	(1)	10	(i)	3	2				23			15	25)	番号	掲載
福鉱指第 1879 号	明治 38 年鉱業施業案	新設製錬場并付近之図	製錬場新設順図	仕様設計書	精錬場新設順	福鉱達第27号1 金銀鉱採掘特許順	鉱石分析報告	鉱石分析報告	鉱区及事務所々在地届 控	明治 38 年鉱業施業案 控	御届下書 控	上申書 控	御届	鉱業簿	金銀産出額報告書 控	御届 控	又書名)
福岡鉱山監督署長 小杉轍三郎	有馬栄之進		有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進	坂元淳	坂元淳	有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進			有馬栄之進	聿	
	福岡鉱山監督署長 小杉轍三郎				福岡鉱山監督署長 小杉轍三郎	福岡鉱山監督署長 工藤英一	有馬栄之進	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	福岡鉱山監督署長 工藤英一	福岡鉱山監督署長 工藤英一	福岡鉱山監督署長 工藤英一	福岡鉱山監督署長 工藤英一			福岡鉱山監督署長 工藤英一	知	
明治 37	明治 37				明治 37	明治 35	明治 36	明治 36	明治 38	明治 37	明治 38	明治 38	明治 38		明治 37	明治 38	年号	1
1904	1904				1904	1902	1903	1903	1905	1904	1905	1905	1905		1904	1905	西曆	1
12	10				8	6	8	8	7	10	7	7	7		11	8	Я	ן נ
9	30				23	2	27	27	10	30	31	30	31		22	31	П]

荒川鉱山関係文書綴目録

54	53	52	51		50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	番号	金柱
				2	1													維	×
8	43					19	(17)	21)	42		14)				20	8	16	番号	<u>1</u>
坑内実測図 雛型	製錬場新設願図	福鉱指第 3117 号	福鉱発第 435 号	金銀鉱試掘地図 控	金銀鉱試掘地図 控	家村春書簡(葉書)	試掘日程通知	福鉱達第30号返書添狀 控	金銀鉱試掘地図控	福鉱発第 1588 号	福鉱発第 1466 号	御届控	明治37年鉱業明細表 控	御届 控	福鉱発 300 号返書 控	福鉱発 300 号	福鉱発第 1522 号	入当	₩
	有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進			有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進		有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長	福岡鉱山監督署長	##	· ·
																小杉轍三郎	小杉轍三郎	ш	#
		福岡鉱山監督署長	福岡鉱山監督署			家村春	福岡鉱山監督署長	福岡鉱山監督署長		福岡鉱山監督署	福岡鉱山監督署長	福岡鉱山監督署長		福岡鉱山監督署長	福岡鉱山監督署長	有馬栄之進		۶Ŀ	計
		小杉轍三郎					小杉轍三郎	工藤英一			小杉轍三郎	小杉轍三郎		小杉轍三郎	小杉轍三郎			771	믺
明治 37		明治 36	明治 38			明治 38	明治 38	明治 38		明治 37	明治 37	明治 38	明治 38	明治 37	明治 38	明治 38	明治 37	7	中山
1904		1903	1905			1905	1905	1905		1904	1904	1905	1905	1904	1905	1905	1904		其類
6		11	5			3 <i>为</i>	1	5		12	11	2	2		4	3	12	Ę	0
30		28	4				27	21		13	15	51	10		2	24	10	П	

芯川鉱川関係文書綴月氮

1 福鉱達第二七号一

(整理番号35)

福鉱達第二七号一

日置郡串木野村地内

金銀鉱採掘特許願

願人 有馬栄之進

右、 六月世日迄ニ差出スヘシ、 出願ニ対シ鉱物標品、 若シ失期スルトキハ本願ヲ却下スヘシ、 又ハ其存在証明書二通、 来ル明治三十五年

明治三十五年六月二日

福岡鉱山監督署長工藤英一印

、鉱物標品ハ方一寸以上三寸以下ノモノヲ箱詰トシ、

鉱物流動体ナルトキハ三勺以上一合以下同様封装 明記シテ、差出スヘシ、

箱ノ内外ニ探取地名・出願年月日及願人ノ氏名ヲ

割印 印

意 注

証明書又ハ標品箱ニハ此世五年第二七号番号ヲ朱

ニテ差出スヘシ、

書スヘシ、

2 鉱石分析報告

口号

右報告候也

(整理番号33)

依頼ノ鉱石ロ号定量分析ヲ施シタル所、其結果左之如シ、

百分中 含金量 · · · · ·

()

含銀量

製錬場新設願

4

製錬場新設願

控

(整理番号 60-1)

扣

三通

鉱物ノ種類 金銀鉱搗鉱機製錬ノ粉鉱并ニハダ土

製錬場ノ位置

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村大字下名小字最風一三三〇九番自己

所有原野弐畝廿壱歩

仝県仝国仝郡仝村仝大字仝小字一三三○一番自己所有田弐反九畝廿

鹿児島市山之口町百拾三番戸

明治三十六年八月廿七日 日置裏門通

坂元分析所主

冶金科卒業生 工手学校採鉱 坂元 淳 印

有馬栄之進殿

(整理番号34)

鉱石分析報告

3

依頼ノ鉱石ハ号定量分析ヲ施シタル所、 報告 其結果左之如シ、

百分中 含金量 0.0011

ハ 号

含銀量 0.00

右報告候也、

鹿児島市山之口町百拾三番戸

明治三十六年八月廿七日

日置屋敷裏門通

坂元分析所主

冶金科卒業生 工手学校採鉱 坂元 <u>淳</u>

有馬栄之進殿

八歩

仝県仝国仝郡仝村仝字小字上最風一三三一○番自己所有田五畝廿壱

并ニハダ土製錬シ金銀ヲ採取センガ為メ製錬場新設致度候間 右ハ特許第七三八〇号鉱区ヨリ採掘シタル金銀鉱石搗鉱機製錬 御許可

明治三十六年十一月十一日

相成度別紙図面并二設計書相添へ、此段相願候也!

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村下名

百丗番戸士族

鉱業人 有馬栄之進印

福岡鉱山監督署長小杉轍三郎殿

(5) 製錬場新設願 控

扣

(整理番号 60 - 2)

製錬場新設願図

願人有馬栄之進

図略

6 福鉱達第二七三号一

福鉱達第二七三号一

(朱印)

(整理番号 64)

特許第七三八〇号金銀鉱区付属

製錬場新設願

有馬栄之進

右出願ニ対シ別紙図面添付ノ処、 二三葉、 来ル拾弐月五日迄ニ差出スヘシ、若シ失期スルトキハ本願却 左記ノ通り不完全ニ付修正ノ上、更

下スベシ、

図面ハ実測ノ上精細ニ調整シ、且縮尺ヲ明示スヘシ、

製錬場付近三百間以内ノ地勢ヲ明細ニ図示スヘシ、

製錬場区域ハ各隅共標杭ヲ設置シ各号其方位間数ヲ明示スヘシ、

肩書ニハ製錬場区域坪数ヲ明記シ、且其内訳ニハ各建物并ニ土灰捨

場並ニ残地ノ坪数ヲ細記スベシ、

土灰捨場堤防ノ延長、 厚サ高サ肩書スベシ、

製錬場隣地所有者ノ氏名ヲ図上ニ表示スヘシ、

特第七三八〇号鉱区採鉱場ヨリ鉱石運搬ノ道路并ニ里程ヲ表示スベ

図面ニハ測量者ノ氏名住所捺印ヲ要ス、

明治三十六年十一月廿日

福岡鉱山監督署長小杉轍三郎印

割印

印

7 福鉱発第三一九号

鹿児島県日置郡串木野村上名

福鉱発第三一九号

特許第七三八〇号金銀鉱区

鉱業人 有馬栄之進

印即 シ認可ヲ受クヘキ規定ナルニ拘ハラス、近来此手続ヲ履行セス、私カ 第十四条ニョリ予メ使用ノ目的ヲ記シタル設計書及図面ヲ当署ニ差出 鉱業用ノタメ撰鉱焼鉱又ハ製錬ヲ為サントスル場合ニハ鉱業警察規則 二撰鉱焼鉱又ハ製錬ヲ為シ居ル者有之ヤニ及聞候処、 右ハ仝則第廿二

シ其鉱区ニ於テ、此等ノ手続ヲ要スル場合又ハ手続ヲ為サヽルモノハ、 条ニョリ罰金ニ処セラルヘキモノニ付心得違ノ廉無之様注意スヘク若 左記項目ニ適合スル様認可願設計書及図面各三通来ル四月丗日迄ニ差

追テ金鉱製錬ニ於テ水車ヲ用ヒ搗鉱製錬ヲ為ス場合モ仝様出願ノ手続 分セラル、コトアルヘシ 出スヘシ、若シ等閑ニ付シ居ルトキハ鉱業警察規則違反ノ廉ヲ以テ処

ヲ要スル義ト心得ヘシ、

明治三十七年三月廿二日

福岡鉱山監督署長小杉轍三郎印

願書ニハ左記ノ各項明記スルヲ要ス、

主属鉱山特許番号および鉱種

設計書ニハ左記ノ各項目明記スルヲ要ス、 新設地ノ位置鉱区トノ関係及使用ノ目的

撰鉱場ニ付キテハ

(1)撰鉱ノ方法

(2)撰鉱ノ順序

(3)撰鉱ニ使用スル器具器械ノ種類及数量

(4)撰鉱ノ工程

5撰鉱ニ使用スル原動力

6)捨石置場

(7)撰鉱廃水ニ対スル処置

(8)ケ月撰鉱取扱見込高

(9)一ヶ月製鉱見込高

焼鉱場ニ付テハ

(1)焼鉱ノ方法

(2)焼鉱ノ順序

(3)焼鉱竈ノ容積及数量

(4)薪炭消費見込高 (炭化焙焼ヲ為ストキハ食塩消費高記入ヲ要ス)

(5)鉱煙ニ対スル処置

製錬場ニ付キテハ

(1)製錬ノ方法

②製錬ノ順序

③製錬ニ使用スル器械器具ノ種類数量

(4)製錬ノ工程

(5) 亜鉛、 石炭、 水銀、 硫酸、 青酸加里、 及アルカリ等ノ消費

高

(6)一ヶ月製錬取扱見込高

搗鉱及青化製錬ヲ全時ニ併用スルトキハ 格別ニ其取扱製鉱高ヲ記入スルヲ要ス

8鉱滓ニ対スル処置

(7)一ヶ月製錬高

义 |面ハ左記各項ニ基キ調整スルヲ要ス、

工場図平面図

(1)縮尺六百分ノ一乃至千二百分ノ一

(2)工場内建設物位置ノ図示

(3工場付近三百間以内ノ地形并ニ建設物関係

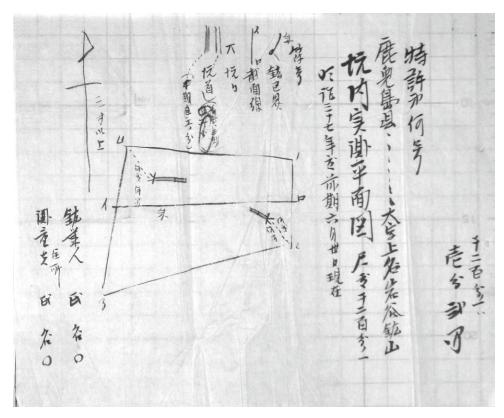
工事図平面図及断面図

(1)縮尺十分ノ一乃至五十分ノ一

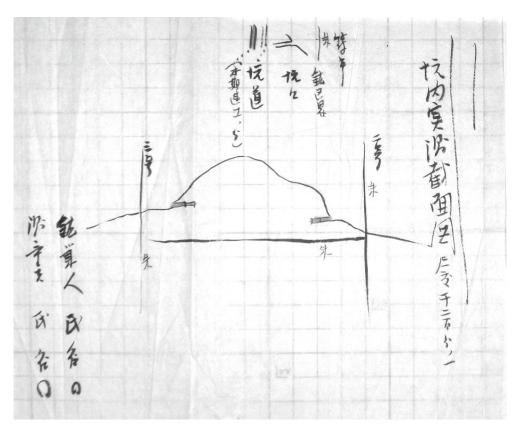
(2)撰鉱、焼鉱、 製錬ニ使用スル機械器具 (沈殿池、 鉱滓堆積場

搗鉱碓、 溶解槽等ノ類) ノ構造ヲ精細ニ図示スルヲ要ス、

滓ハ、左記項目ヲ順守シ、 追テ搗鉱又ハ青化法ニヨリ、 出願又ハ操業ヲナスヲ要ス 金銀鉱ヲ製錬スルトキ生スル鉱尾又ハ残



⑧坑内実測図 雛形 平面図 (整理番号 54) P. 147



⑧坑内実測図 雛形 截面図 (整理番号 54) P. 147

搗鉱製錬ニョリ生シタル鉱尾ハ沈殿池ニ導ヒキ付辺河川ニ

流出セシメサルコト、

右沈殿池ハ付辺河川 ノ洪水点以上ニ達スル堤防ヲ築キテ囲続シ氾

濫ヲ予防スルコト、

青化製錬ニョリ生シタル鉱滓ハ流出ヲ防クニ足ルヘキ堅牢ナル堤

防ヲ築キ堆積スルコト、

8 坑内実測図 雛型

(整理番号54)

千二百分ノーハ

壱分弐間

特許第何号

鹿児島県・・・・大字上名岩谷鉱山

坑内実測平面図 尺度千二百分ノー

明治三十七年度前期六月廿日現在

 \boxtimes 146 ペ ージ 上段)

鉱業人 氏 名

 \bigcirc

住所

氏 名 \bigcirc

測量者

坑内実測截面図 尺度千二百分ノー

図 146 ペ ージ 下段)

鉱業人 氏 名 0

測量者 氏 名 0

> 9 製錬場設置願書却下願

> > (整理番号65)

控

扣

製錬場設置願書却下願控

特第七三八〇号 岩谷鉱山金銀鉱区

製錬場位置 鹿児島県薩摩国日置郡串木野村大字上名 小字喧嘩田 | 三四〇八番民有田七畝拾弐歩 一三四〇一番民有田壱畝拾壱歩

置キ候処、 明治丗七年七月廿三日 将来採堀スル時ニ至り、更ニ設置願出可申候間、一応却下相成度候也 明治参拾七年三月十四日付ヲ以テ、右ケ所ニ於テ製錬場設置願提出致 本鉱区目下探鉱中ニ有之、未ダ製錬スル見込無之候ニ付、

鹿児島県日置郡串木野村上名百丗番戸

鉱業人 有馬栄之進

福岡鉱山監督署長小杉轍三郎殿

10 製錬場新設願

(整理番号36-1)

製錬場新設願

鉱物ノ種類 金銀鉱搗鉱機、 製錬ノ粉鉱并ニハダ土

製錬場ノ位置

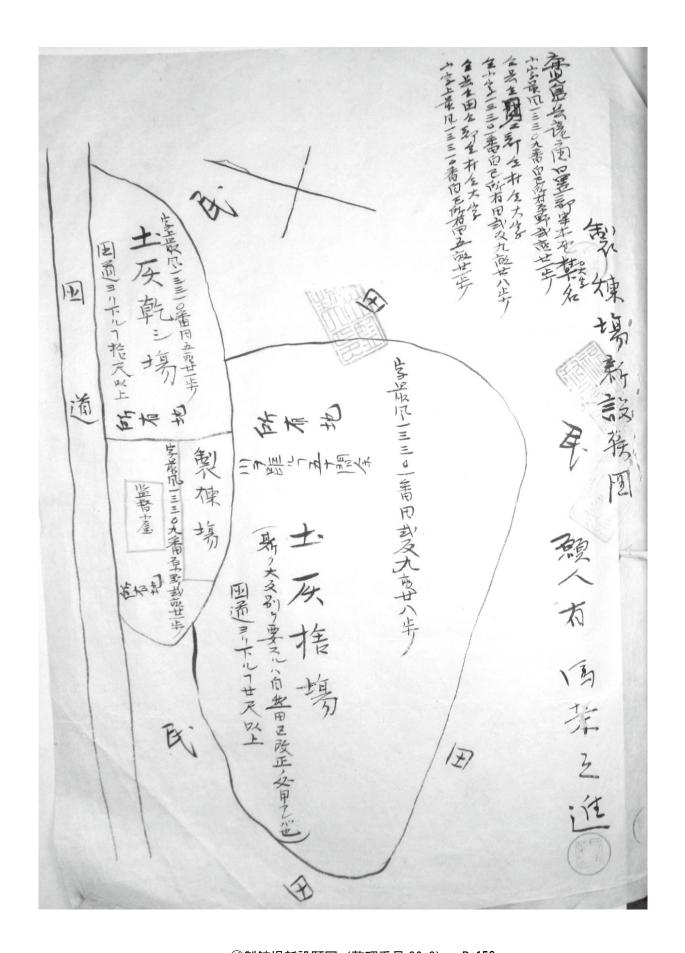
鹿児島県薩摩国日置郡串木野村大字下名最風一三三〇九番自己所有

平野二畝廿壱歩

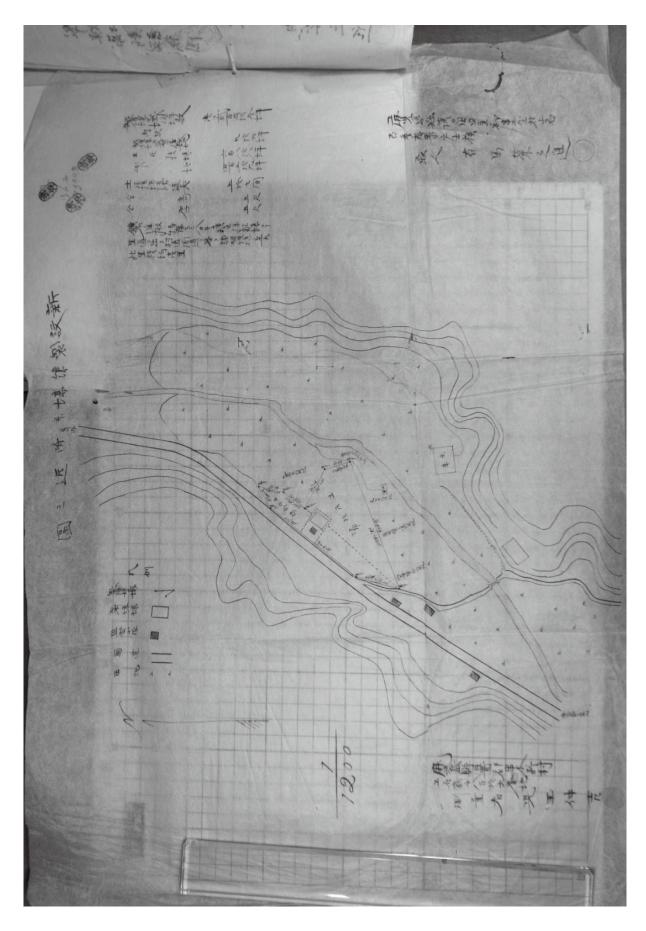
仝県仝国仝郡仝村仝大字仝小字一三三○一番自己所有田弐反九畝廿

八歩

仝県仝国仝郡仝村仝大字小字上名最風一三三一○番自己所有



⑫製錬場新設願図(整理番号 36-3) P. 150



③新設製錬場并付近之図(整理番号 36-4) P. 150

田五畝廿壱歩

并ニハダ土製錬シ、金銀ヲ採取セシガ為メ製錬場新設致度候間 右ハ特許第七三八〇号鉱区ヨリ採掘シタル金銀鉱石搗鉱機製錬 粉鉱

明治三十六年十一月十一日

可相成度、別紙図面并二設計書相添へ、此段相願候也

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村上名

百丗番戸士族

鉱業人 有馬栄之進印

福岡鉱山監督署長小杉轍三郎殿

(朱印)

福鉱指第二七三号

印割

ノ趣鉱業警察規則第十四条ニ拠り認可ス、

明治三十七年八月廿三日

福岡鉱山監督署長小杉轍三郎 印

11) 仕様設計書

割印

(整理番号36-2)

(EII)

印

仕様設計書

壱樽壱回ノ装入料 ハ約百貫目

壱ケ月約弐回ノ装入ヲナス、故壱樽弐百貫目拾個ニ於テ壱ケ月平均

弐千貫目ノ工程トス、

原液ノ強度ハ四十乃至五十「ハーセント」ノ青酸加里ニ於テハ千分

ノ 五、 実際ニ於テ千分ノ二内外トス、 八十乃至九十五「ハーセント」ノモノニ於テハ千分ノ二・五

原液ノ用量ハ原料ノ弐分ノー

洗滌液ノ量ハ原液用量ノ壱割ニ相当スル清水ヲ、壱回宛参回注キ、 シ、遺棄スルコトナシ、 都合参割ノ水ニテ洗滌スルモノトシ、其稀液ハ直ニ原液調整用ニ供

捨鉱場ハ地平線以下拾尺堀下ケ地上五尺ノ堤防ヲ築キ鉱砂ノ流失ヲ 防クモノトシ、若シ充満スルトキハ、 別ニ新設スベキコト、

石灰ノ使用料ハ原料ノ百分ノー

附記採鉱高ハ製錬高ニ比シ、不足セル如シト雖モ弐回迄ハ製錬ニ付スル算定也 特許第七三八〇号ノ一日平均採鉱高ハ五拾貫目、仝上最低含有高ハ、 金百分中〇・〇〇〇一二

鉱業人 有馬栄之進印

右ニ依リ別紙図ノ通新設スルモノナリ、

12 製錬場新設願図

即割

(割印) 印

(整理番号36-3)

製錬場新設願図

 \boxtimes 148 ページ)

13 新設製錬場并付近之図

印影

 \boxtimes 149 ページ)

14) 福鉱発第一四六六号

(整理番号44)

[端書] 「丗七年 十二月中分ハ駄馬運搬ノ都合出来兼製錬ニ従事不致

福鉱発第一四六六号

特許七三八〇号

要有之候条、乍手数別表相当欄内へ夫々記入ノ上、本月廿三日迄ニ無 右鉱区ニ於ケル本年一月ヨリ十月ニ至ル製出ノ金銀産額至急取調ノ必

相違報告相成度用紙相添、此段及照会候也

明治丗七年十一月十五日 但整理上都合有之製産品ナキ場合ニモ、其旨必ス一報相成度候也 福岡鉱山監督署小杉轍三郎印

十月迄ノ産出額ハ、月別ニテ記入報告相成度候也、 テハ十一月分ハ翌月、即チ十二月五日迄ニ報告相成度、尚ホ一月ヨリ 追テ、以降ハ毎月取調、前月分ヲ翌月五日迄ニ必ス報告ヲ煩シ度、 就

金銀産出額報告書

控

(整理番号26)

[端書]「扣壱通出」

十月中

鉱石 一日一駄半宛

〆四拾五駄 五分鉱石

アマル丸 廿弐匁五分

ホ四五 焼切三 す金六匁七分五り 純金 三匁四り

二月分

銀 三匁四分

有馬栄之進

我用中

一日弐駄

〆六十駄

一月分

六分鉱

アマル丸 三十六匁

焼切二八す金 拾匁

四欠

銀 五匁四分

金壱匁

ギン壱匁 四円九十八銭

拾弐銭八り

四月

六月 ナシ

五月

七月

す金五十匁

ホ 一 五 純金七匁五分

主用中

一鉱石 一日一駄宛 ど三十駄五分鉱

アマル丸 拾五匁 三月分

焼切三 す金 四匁五分

純金 弐匁壱分 弐匁弐部

ホ四五

三月ハ二月トナル

151

九月 銀弐十壱匁五分

す金六十五匁

ホ 一 四 純金九匁壱分

右之通り 計銀八十弐匁五分計金二十五匁七分四リ

世七年十一月廿二日報告

十月

銀五十匁

十二月ナシ

ギン二十三匁五分 十一月分 金三匁九分 三十匁

鉱山監督署御中

福鉱発第一五二二号

16

、整理番号38)

福鉱発第一五二二号

四七号ニ由リ、其性質ノ如何ニ関セズ、発生ノ都度即時届出ヲ要シ 候処、自今届出方、左記之通リ改定候条、右二基キ届出相成度、此 従来鉱業上ノ変災ニ関シテハ、明治三十六年八月十日福鉱発第一三

尚福鉱発第一三四七号示達中、本文ニ抵触スル部分ハ之ヲ取消シタ

ルモノトス、

段及通達候也、

鉱業上重大ナル変災(瓦斯爆発、火災、出水、 ノ如シ)ト認ムベキ

事項

一変災ニ由リ死亡者ヲ生ジタル場合

以上二項ハ従来ノ手続ニ由リ届出ヲナスベシ、

三軽微ナル変災ニシテ単ニ負傷者ヲ出シタルニ止マル場合(軽微ナル 落盤等ニ由ル場合ヲモ含ム)ニハ別表ニ因リ、毎月五日及廿日ノ両

度ニ取纒メ報告ヲナスベシ、

17) 試掘日程通知

[葉書宛書]

鹿児島県日置郡串木野村

有馬栄之進殿

〔葉書本文〕

福鉱第 号

鹿児島県日置郡串木野村大字

金銀鉱試掘所地 有馬栄之進

右願地実地調査ノ儀ニ付曩ニ通知ニ及置候処、二月二日鉱山監督官補

重永宇衛門臨検候条、 当日現場へ立会スヘシ

但シ現場へ立会前日午后二時ニ串木野村大字下名二町セイ方へ出頭 シ、出張員ノ指揮ヲ受クヘシ、若シ仝所へ出頭セサルニ於テハ、立

但負傷者トハ五日以上療養ノ為メ休業ヲ要スルモノヲ届出ベキ事

前示達ノ通リ、

明治三十七年十二月十日福岡鉱山監督署長小杉轍三郎印

別表

鉱業就業者負傷報告

何県何郡特許第何号鉱山

		負傷年月日
	年齢	負傷者氏名
		業務
		変災種類
		負傷場所
		負傷ノ程度
		負傷ノ原因

(整理番号48)

会セサルモノト看做スヘシ、

明治三十八年一月廿七日

福岡鉱山監督署長小杉轍三郎印

18 福鉱発三〇〇号

(整理番号39)

〔葉書宛書

薩摩国日置郡串木野村上名

有馬栄之進殿

〔葉書本文〕

印 福鉱発第三〇〇号

拾円以下ノ罰金ニ処セラルヘシ、 若シ等閑ニ付スルニ於テハ鉱業条例第八十条第二項ニ由リ五円以上五 処、于今差出サヽルハ不都合ニ候条来ル四月三日迄ニ必ス差出スヘシ、 鸞第三六九八号鉱区ニ対スル明治三十七年前期坑内実測図ハ鉱業条例 施行細則、第四十四条ニ由リ、昨本年八月末日迄ニ差出スヘキ規定之

明治三十八年三月廿四日

福岡鉱山監督署長 小杉轍三郎印

19 家村春書簡 (葉書) (写真13ページ下段) (整理番号49)

〔葉書宛書〕

日置郡串木野村

上名

有馬栄之進殿

·葉書本文]

薩摩郡高江村 家村春

置キ候ニ付、 御催促ヲ受ケ恐縮ノ外無之候、 テ始メテ相分り候ニ付、猶先方平掛合候間、 拝復、益御清穆奉賀侯、陳レバ荒川金鉱区税御立換ノ件ニ付テハ度々 ノ町藤田正兵衛へ相譲候故、先般貴墨ヲ封入至急御返納相成候様申遣 定メテ御返納相成候モノト相考候、然ルニ此回ノ封書ニ 該鉱区ハ先年或事情ノ為メ鹿児島市平 御了承被下度、

20 福鉱発第三〇〇号返書 控

、整理番号40

四月二日米ノ津ヨリ書留

扣

ヲモ督促可致候間、 鉱区之義ハ数年前私共ニ於テハ鹿児島県日置郡串木野村下名中馬清八 福鉱発第三〇〇号ヲ以テ御下命之趣了承仕候、然ルニ特第三六九八号 ニ付テハ、更ニ私共ヨリ坑内実測図提出方ノ義ハ勿論、 ニ売渡シタル由ニテ度々名義書替ヲ請求致シ候得共、于今其義無之候 ナル者ニ売渡シ、中馬清八ナル者ハ仝県薩摩郡高江村家村幸助ナル者 甚タ恐縮ノ至リニ候得共、 何分一時御猶予被成下 名義書替手続

此段奉願候也

明治廿八年四月二日

鉱業人総代 鹿児島県日置郡串木野村上名百丗番戸 有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 小杉轍三郎殿

福鉱達第三〇号返書添状 控

(整理番号47

本五月一日付 扣

153

図相添へ、此段及進達候也、

明治丗八年五月廿一日

鹿児島県日置郡串木野村

上名百丗番戸

願人 有馬栄之進

外弐名

福岡鉱山監督署長工藤英一殿

之候ニ付、多分書損ト存シ、平田前ト記入宜候間、御了知相成度候、追而示達書てハ平前田トアルモ実際公簿参照仕候処、平田前ニ相違無

② 鉱夫雇傭及労役規則及扶助規則認可願 (整理番号10-1)

割印

前ページ脱

鉱夫雇傭及労役規則及扶助規則認可願

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村上名并ニ下名ノ内

印即

小字岩谷外六字内

特許証第七三八〇号

岩谷鉱山

雇傭及労役規則及扶助規則共、鉱業法施行細則ニ基キ、

別紙之通り

右者、薩摩国日置郡串木野村上級ニ於テ、拙者鉱山ニ傭役スル鉱夫ノ

相定メ施行致度候間、御認可相成度、此段相願候也

明治丗八年七月丗日

右鉱業権者

有馬栄之進印

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

②3 上申書 控

(整理番号29)

上申書

扣

御猶予相成度、此段及上申候也、特第三六九八号鉱区ニ係ル鉱夫使役規則及ヒ救恤規則中新鉱業条令ニ特第三六九八号鉱区ニ係ル鉱夫使役規則及ヒ救恤規則中新鉱業条令ニ特第三六九八号鉱区ニ係ル鉱夫使役規則及ヒ救恤規則中新鉱業条令ニ特第三六九八号鉱区ニ係ル鉱夫使役規則及ヒ救恤規則中新鉱業条令ニ特第三六九八号鉱区ニ係ル鉱夫使役規則及ヒ救恤規則中新鉱業条令ニ

明治丗八年七月丗日 鹿児島県日置郡串木野村上名

百丗番戸

鉱業人総代 有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

②御願 控

御願

(整理番号24)

致シ居候テ、今ニ何タル沙汰無之候間、甚タ恐縮至極ノ至リニ候得共、メ、本月末日迄ニ延期転出申候処、一切ノ書類ハ前記藤田正兵衛所持リ転々シテ買受ケ居ル鹿児島市平ノ町藤田正兵衛ナル者上京不在ノ為救恤規則改定ノ儀、并ニ鉱業簿復本進達方ノ儀ニ付、該鉱区ヲ私共ヨ本年七月丗日付ヲ以テ、特許三六九八号鉱区ニ係ル鉱夫使役規則及ヒ

何卒鉱内実地図ノ儀モ併セテ、更ニ来九月末日迄ニ御延期被成下候段

奉願上候也

[頭註] 「実際差出ノ日ハ九月四日」

明治世八年八月世一日

鹿児島県日置郡串木野村上名百丗番戸鉱業権者

有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

25 御届 控

御届

(整理番号25)

特第七三八〇号鉱区ニ係ル坑内実測図ノ義、 筈ノ処、 当月間ハ降雨ノ支障ニヨリ事業中止致居候ニ付、 本月末日迄ニ差出スベキ 此段及御届

〔頭註〕 「実際進達ノ日ハ九月四日.

明治世八年八月世

日

候也、

鹿児島県日置郡串木野村上名百丗番戸

鉱業権者

有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

福鉱達 第六四三号一

26)

(整理番号21)

朱印

差出 本○達書ハ修正書類○ ノ際必ス添付スベシ 図 面

【朱印】

福鉱達第六四三号一

特第七三八〇号 鉱区

鉱業権者

印

有馬栄之進

不完全ニ付別紙朱書訂正ノ趣旨ニ基キ修正シ、 右鉱区ニ対シ、鉱夫雇傭及労役規則并ニ鉱夫扶助規則許可申請 正副弐通来拾月拾弐日 ノ処、

追テ別紙訂正規則ハ修正、 規則提出ノ際必ス添付ス可シ、

若シ失期スルトキハ本件却下ス可シ、

迄ニ無相違提出ス可シ、

明治三十八年九月廿七日

福岡鉱山監督署長 工藤英一」 印

割印 次ページ脱〕

囙

27) 御願 控

(整理番号23)

〔端書〕「壱通_

買受人藤田正兵衛ナル者旅行不在ノ為、 本年八月世日付ヲ以テ、特第三六九八号ニ係ル諸届書類之義ハ、固鉱区「リ脱カ」 御願 本月末日迄二御延期相成候様

二来十月末日迄二御延期被成下度、 此段奉願候也

奉願置候処、于今帰宅無之由ニテ、甚ダ恐縮ノ至リニ候得共、

何卒更

明治世八年九月世日提出

鹿児島県日置郡串木野村上名百丗番戸

有馬栄之進

28 約定書 控

(整理番号 20)

扣

約定証

小字戸切川外七字串木野村大字上名

一金銀鉱試掘地内

付シ、算計相立チ候鉱石ヲ発見相成候節者、懸賞ト〆必ス金壱百円ヲ右ハ拙者許可鉱区ニ候処、今般貴殿ニ於テゆ五寸以上ニ〆充分製錬ニ

支払可申候、因テ為後日証如件、

明治丗八年十月八日 但拙者ニ於テ発見候分ハ此限ニアラズ、

有馬栄之進

勝田正市殿

② 福鉱達第一三四四号

〔葉書宛書〕

(整理番号14

「鹿児島県日置郡串木野村大字上名

有馬栄之進殿

外二名

_

等 福鉱達一三 「葉書本文」

福鉱達一三四四号

] 告無之、処理上大ニ差支候条、本書到達次第報告可有之、此段及照会j〕 特許第三六九八、七三八○号鉱区ニ対スル四月以後金銀産出額未タ報

候也、

へキ筈ニ付、尓後毎月遅滞ナク提出可有之為念申添置候、追テ本文報告ハ翌月五日迄ニ前月分(産出額ナキトキハ其旨)ヲ報告ス

明治丗八年十月十四日 福岡鉱山監督署印

30 福鉱達第一一二八号一

(整理番号17)

朱印】

福鉱達第一一二八号一

特第三六九八号

鉱業権者 有馬栄之進

聴許スベキ限リニ非ラザルヲ以テ、速ニ夫々手続ヲ完了スベシ、若シ右鉱区ニ対シ、本年九月三十日付ヲ以テ諸願届提出方延期願之件ハ、

[黒印]

失期スルトキハ処罰セラル、コトアルベキニ付、此旨注意ス、

「明治三十八年十月十六日

福岡鉱山監督署長 工藤英一」印

③ 明治三十八年度鉱業休業願 控

(整理番号15)

[端書]「同案弐通通達扣」

【頭註朱書】

『七三八〇号鉱区休業願、同案弐通、仝様ニ〆朱書ノ通リ』

明治参八年度鉱業休業願

朱書

『参拾六年九月五日 明治弐拾九年参月弐拾四日 鹿児島県薩摩国日置郡串木野村大字荒川地内 特許第七三八〇号』 特許第三六九八号

朱書

『上名及下名地内』

朱書

○『降雨ノ支障且ハ』

準備中二付本年度中鉱業休業致度候間、 可被成下度、 右鉱区ニ対スル明治丗八年度鉱業ノ儀○ハ事業拡張ノ為メ、目下其設計 此段奉願候也、 何分明治丗八年度中休業御許

【頭註朱書】

『七三八〇号ノ分ハ明治丗八年度中休業ノ文字ヲ除キタリ』

明治世八年拾月弐拾弐日

鹿児島県日置郡串木野村上名百丗番戸

共同採掘権者代表者 特第三六九八号 有馬栄之進

特第七三八〇号 採掘権者

有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

32 報告書類送付添状 控

(整理番号18)

扣

本十月十六日付福鉱達第一、一二八号一ヲ以テ御達」示ノ旨趣ニ依リ、 上及進達候也、 ナルニ付、出来次第送付可致候得共、差当リ出来上リ居ル分丈送付スト 直ニ藤田正兵衛宅へ通知仕候処、仝人宅ヨリ諸願届書類ハ目下調整中 ノコトヲ以テ、即別冊鉱夫使役規則仝扶助規則送付越シ候間、奈印之

明治参拾八年十月廿二日

特第三六九八号

共同採掘権者代表者 有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

33 御届 控

御届

特許七三八〇号 明治参拾六年九月五日付

岩谷鉱山

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村上名及下名地内

金銀鉱

内ニ提出可致筈ノ処、 可キ事項無之候ニ付、 右鉱区ニ対スル本年四月以後、 何卒宜敷様御取計被成下度、 別封ヲ以テ休業願出候通ニ有之、別ニ届ケ出ツ 金銀産出額報告書ノ儀ハ、規定ノ期間 此段及御届候也

明治参拾八年拾月弐拾参日

鹿児島県日置郡串木野村上名百参拾番戸 特七三八〇号 有馬栄之進

(整理番号13)

採掘権者

第六条

鉱夫ハ惣テ賃銭ノ前借相成ラサルコト、

一毎月末日壱回

二大祭日

三鉱山祭(旧暦拾六日三

第七条

約定賃金ハ各鉱夫ノ等級ニ応シ、左ノ期日ニ必ス通貨ヲ以

テ支払ヲ為スコト、

福岡鉱山監督署長 工藤英一 殿

34) 鉱夫雇傭及労役規則

(整理番号10-2)

割印

(EII)

鉱夫雇傭及労役規則

鉱夫ハ身体強壮ニ〆業務ニ堪ユル者ニ限リ使用ス、

但男子ニアリテハ拾五年以上、五拾年以下

女子ニアリテハ拾八年以上、五拾年以下トシ、 其婦女

并ニ幼者ニアリテハ、特ニ安易ノ業務ニ使用スルモノ

第弐条 鉱夫ハ官令ヲ遵守スルハ勿論、当鉱山ノ規則厳守シ、 鉱業

人及役員ノ指揮ヲ受ケ、各業務ニ勉励スルモノトス、

第参条

生年月日姓名及其雇入ノ年月日、 及解雇期間等ヲ鉱夫名簿 鉱夫雇入ノトキハ、其鉱夫ノ現籍履歴ノ要領、業務種類

二詳記シ置クモノトス、但解雇ノトキハ其年月日ヲ記入ス

ルモノトス、

第四条 鉱夫ハ毎日午前七時ニ出勤シ、午後五時ヲ以テ退散時間ト

定ム、且ツ其間壱時間ノ休憩を与フ、

但製錬夫ニ限リ弐拾四時間中拾弐時間ヲ以テ、甲乙交替

ヲ為シ、其交替人ノ来ルヲ待ツテ始メテ交替ヲ為サシ

第五条 使役鉱夫ノ為メ、左ノ休業日ヲ定ム、

第八条 鉱夫ハ第一衛生上ニ注意シ、飲料水ハ勿論納屋ノ内外不潔

但支払日ハ毎月壱回ニ〆月末日トス、

ナカラシムベシ、

第九条 解雇ノ鉱夫証明ヲ請求スルコトアルトキハ、鉱業人及代理

人ハ其請求ニ応シ、証明ヲ与ヘルモノトス、

第拾条 受持ノ採鉱場ハ鉱業障害トナラサル様注意シ、採鉱ヲ為ス

ベシ、

第拾壱条 左ノ項目ニ該当スル鉱夫ハ、何時タリトモ解雇スルモノト ス、

鉱業人及役員ノ指揮ニ従ハス、粗暴ノ所為アルモノ、

酒癖乱心怠惰ノ不行跡アルモノ、

雇役中軽罪以上ノ罪ヲ犯シ居ルコトヲ発見シタルトキ、

第拾弐条 左ノ項目ニ該当スル行為ヲナシタル鉱夫ハ、其害ノ軽重ニ

ヨリ使役ヲ差留ムルカ、又ハ損害金ト〆賃金ノ内ヨリ差引

クコトアルベシ、

坑道或ハ諸器械等ニ、 障害ヲ為シ、其他鉱業上妨害ヲ

為シタルモノ、

第拾参条 シ、壱名以上ノ同盟請願ハ、事実ノ如何ヲ問ハス採用セサ 鉱夫鉱主ニ向ヒ請願スルコトアルトキハ、必ス壱名タルベ

ルモノトス、

第拾四条 鉱夫中業務勉励品行方正ノ者ニハ、時々相当ノ賞ヲ与フル

第拾五条 業務ノ種類並ニ等級貨銭ヲ定ムルコト左表ノ如シ、

	鉱土	鉱夫貨銭等級表	表			
職工名	壱等	弐等	参等	四 等	五等	六等
鉱夫頭	八拾銭	七拾銭	六拾銭			
坑夫	至五拾銭	至三拾九銭	至弐拾九銭	至弐拾六銭	至弐拾四銭	弐拾銭
手子 [註1] 弐拾五銭	弐拾五銭	弐拾弐銭	至弐拾銭	至拾七銭	至拾五銭	拾弐銭
選鉱夫	至五拾銭	至参拾九銭	至弐拾九銭	至弐拾六銭	至弐拾四銭	弐拾銭
	但製	但製煉夫ハ選鉱夫ト仝シ	夫ト仝シ			

[註1 手子=未成年で主に鉱石・道具などを運ぶ人]

朱印

福鉱指第六四三号

願之趣鉱業法第七十五条ニ依リ許可ス

印即

明治三十八年十一月十三日

福岡鉱山監督署長 工藤英一印

③ 鉱夫扶助規則

(整理番号10-3)

印

割印

鉱夫扶助規則

第壱条 鉱夫、左ノ数条ニ該ルモノハ其軽重ニ応シ相当ニ扶助スル

モノトス、

第弐条 鉱夫、自己ノ重大ナル過失ニアラスシテ、就業上負傷又ハ

疾病ニ罹リタルトキハ、診察費及治療費ノ実費ヲ給ス、

第参条 前条ノ場合ニ於テ、鉱夫療養ノ為メ休業中ハ其日数ニ相当

スル賃金額ノ三分一以上ヲ給ス、

受ケタル賃金百日分以上ニ相当スル金額ヲ支給スルモノト料ト〆金拾円以上ノ額ヲ支給シ、其遺族ニ対シテハ死者ノ第四条 第弐条ノ負傷又ハ疾病ニョリ鉱夫死亡シタルトキハ、葬祭

ス、

ルモノトス、タルトキハ、其賃金ノ百日分以上ニ相当スル金額ヲ支給ス第五条 第弐条ノ負傷又ハ疾病ニヨリ鉱夫不具、若クハ廃疾トナリ

ノ就業平均額ニヨリテ之ヲ定ム、但稼キ高ニヨリテ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ、

前丗日間

_

(朱印)

| 福鉱指第六四三号

願之趣鉱業法施行細則第六十六条ニ依リ許可ス、

明治三十八年十一月十三日

福岡鉱山監督署長 工藤英一印

印制

36 明治三十九年鉱業施業案

(整理番号9)

明治三十九年鉱業施業案

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村上名并ニ下名ノ内小字岩谷外六字

岩谷鉱山 金銀鉱

特許第七三八〇号 一鉱区坪数拾壱萬五千九百弐拾五坪

鉱業人 有馬栄之進

鉱床に関スル事項

従来ヨリ旧坑石ヲ製煉スル者故、 別ニ記載スル記事ナシ、

主鉱物ハ金銀ニシテ副鉱物ハナシ、但母岩ハ輝石安山岩

一探鉱及ビ開坑ニ関スル事項

三採鉱ニ関スル事項

目的トスル鉱床ノ位置、 名称及其採掘ノ順序方法

第一項ニ記セシ如シ

粗鉱量並其最低品位及平均品位

粗鉱量ハ六万貫目、最低品位百万分ノ一、平均品位百万分ノ

坑水及捨石ノ量、其品質及処置

坑水ナシ捨石ハ一定ノ場所ヲ選シ堆積ス、

通気・排水及運搬ノ方法 ナシ

使用人員及原動力

水尾所盤石等=原因スル操業上危険ノ有無及其予防方法

四選鉱ニ関スル事項

選鉱ノ順序方法

坑石ノ堆積シ在ル場所ニ選砂場ヲ設ケ、選坑夫ヲシテ之ヲ粗鉱 ト分タシメ、鉱車及(ダツ [註2])ニテ搬出セシム、其順序ハ搬出

シタル粗鉱ヲ、男女ノ坑夫ヲシテ、之ヲ尚一番鉱ヨリ三番鉱ノ

三種ニ選鉱シテ製煉場に送致ス、

[註2 ダツ=竹で編んだ背負い籠のこと]

精鉱ノ種類、 其量・品位・粗鉱量

精鉱ノ種類ハ、金銀ニシテ其量ハ参万貫目、 品位ハ拾萬分ノ一

ヲ金トシ、拾万分ノニヲ銀トス、

粗鉱量ナシ

廃水及鉱滓ノ量・其品質及処置ナシ

使用人員及原動力

選鉱夫 延人員六百人 実人数弐人

雑夫 延人員参百人 実人員壱人

九百人 実人員参人

計

原動力ナシ

五製煉ニ関スル事項

製煉ノ順序方法

選鉱シタル坑石ヲ、馬或ハ車ニテ製煉場へ運搬シ、壱寸立方以

内ニ破砕シ、旧式普通水車ニテ搗鉱シ、水銀ヲ挿入シテ混汞金

銀ヲ製シ、乾鐺略内ニ於テ、水銀ヲ蒸発セシメ、残留シタル貴

金属ハ、 鋼砂ヲ混シ焼製シテ市場ニ送ル、

搗鉱ノ臼内ヨリ流出シタル鉱尾ハ、青化製煉法ニ依リ金銀ヲ精

製ス、

精鉱量並製産物ノ種類及其量

精鉱量ハ参万貫目、製産物ハ金銀ニシテ、 其量ハ金参百匁銀六

煙廃水及鉱滓ノ量其品質及処置

煙ナシ、廃水ノ法ハ水車場ヨリ流出スル水及鉱尾ハ、沈澱池ニ

沈澱セシメ、上部ノ清澄ナル水分ハ、付近ノ川ニ流出セシム、

鉱滓ノ量は、凡ソ弐万貫ニシテ、其処置ハ青化小屋ノ付近ニ堆

積ス、品質ハ百万分ノ一、

使用人員及原動力

搗鉱夫 延人員三百人 実人員一名

雑夫 延人員三百人 実人員一名

六百人 弐名

原動力、 水力ヲ以テ水車ヲ運転セシム、

右之通、 施業致度候間、 認可相成度御座候

右鉱業人 有馬栄之進

明治三十八年十二月二十八日

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

鉱業施業案ノ儀ニ特御届

<u>37</u>)

鉱業施業案ノ儀ニ付御届

控

(整理番号5)

特許第三六九八号

鹿児島県日置郡串木野村荒川地内

右鉱区ニ対スル鉱業施業案ノ儀、 曩キニ差出方本月末日迄延期出願

仕置候処、 該鉱区ハ明治世八年十二月廿六日付ヲ以テ、

外壱名へ採掘権移転登録申請申仕候間、 登録済ノ上ハ自然藤田正兵

衛外壱名ヨリ提出可致候ニ付、別ニ拙者ヨリ提出不仕候間此段御届申

追而本鉱区ニ対スル明治丗八年度ハ鉱業休業願出置候『ヤマ 本年度

ニ於ケル施業ハ無之モノニ候也、

スベキモノニ候ハヾ更ニ期日ヲ指定シ、提出方御下命被成下度願上 尚ホ本鉱区ハ前記ノ事実ナルモ、右鉱業施業案ヲ、拙者ヨリも提出

候也、

明治世八年十二月廿九日

鹿児島県日置郡串木野村上名

百参拾番戸

採掘権者代表者有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

38 委任状 控

委任状

拙者儀、鹿児島県日置郡串木野村上名 番戸奥田栄之進へ、 左之権限

之事ヲ代理為致候事

鹿児島県日置郡串木野村大字上名及下名地内

金銀鉱区特許第七三八〇号 岩谷鉱山及全県全郡仝村大字上名地内

金銀鉱区福試第一〇九五八号試堀許可地ノ売却ニ右弐鉱区売却ニ関

スル一切ノ件、

代理之委任状仍テ如件

明治廿八年十二月廿日

鹿児島県日置郡串木野村

上名百参拾番戸

有馬栄之准

(整理番号4)

<u>39</u> 承認書 控

(整理番号3)

試掘地全様

承認書

鹿児島県日置郡串木野村大字上名及下名ノ内

小字岩谷外六字

金銀鉱区拾壱萬五千九百弐拾五坪

違議申間敷候、仍テ為後日別紙委任状相添へ承諾書一札如件、 之候、就テハ明治参拾九年五月丗一日迄ニ本承認書之通御履行無之時 貴殿ノ御協議ニ応ジ、壱万五千円也ニ而売却之儀、 右者、特許第七三八〇号ヲ以テ、拙者ニ許可稼行中ニ有之候処、今回 ハ、全然無効ニ可帰候得共、該期限中ハ他ヨリ如何様ノ相談有之候共、 承認致候儀相違無

但談判交渉中、期限切迫致シ成立ノ見込充分ナルトキハ、延期之儀 御相談ニ応シ候事、

明治世八年十二月 鹿児島県日置郡串木野村

右名義人有馬栄之進

上名百参拾番戸

奥田栄之進殿

40 金銀鉱採掘権移転登録申請書

(整理番号6-1)

金銀鉱採掘権移転登録申請書

鉱区所在地 鹿児島県薩摩国日置郡串木野村

大字荒川小字芝ノ元後外弐字地内

登録番号 特許第参六九八号(明治弐拾九年参月弐拾四日附)

名及ヒ住所 申請人ノ氏 百参拾番戸 鹿児島県薩摩国日置郡串木野村上名 有馬栄之進外弐名

登録原因 明治参拾 年 日付ノ無償譲渡証

及其ノ日付 ニ依り採掘権ノ譲り受ケ

登録目的 採掘権ノ移転登録

年 月 日 明治参拾八年 月~ 日二

鉱 種 金銀鉱

鉱区ノ面積

参萬九千六百五拾九坪

附属書類 採掘権者有馬栄之進外弐名ノ採掘権無償譲渡証書壱通

(別紙)

右、 採掘権ノ移転登録申請致候間、 登録相成度双方連署ヲ以テ此段

相願候也、

明治参拾八年 月~ 日二

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村

上名百四拾壱番戸

印割

割印

(EII)

印氰

(割印)

(割印) 印

採掘権譲渡人 吉武良太郎印

全県全国全郡全村全百参拾番戸

有馬栄之進印

仝

全県全国全郡仝村下名千参百八拾六番戸

中尾彦次郎印

仝県仝国仝郡仝村仝九百参拾弐番戸

採掘権譲受人 中馬清八印

仝県仝国仝郡仝村仝九百参拾弐番戸弐号

松元彦熊印

金銀鉱採掘権無償譲渡証書

農商務大臣

印氰

印即

(EI)

割印

(整理番号6-2)

(EJJ)

金銀鉱採掘権無償譲渡証書

明治弐拾九年参月弐拾四日特許第参六九八号

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村

大字荒川小字芝ノ元後外弐字地内

金銀鉱採掘特許地参万九千六百五拾九坪

殿へ譲渡致候儀確実也、然ル上ハ後日決テ苦情申間敷候、 前記鉱区ニ対スル採掘権一切ヲ、今般双方合意ノ上、 無代償ニテ貴 依テ別紙

明治 年 月 日採掘権移転登録申請書へ捺印相渡候也、

鹿児島県日置郡串木野村上名百四拾壱番戸

譲渡人 吉武良太郎印

全県全郡全村全百参拾番戸

有馬栄之進印

仝県仝郡仝村下名千参百八拾六番戸

中尾彦次郎印

中馬清八殿

松元彦熊殿

42 金銀鉱試掘地図 控

、整理番号46)

扣 鹿児島県薩摩国日置郡串木野村大字上名 金銀鉱試掘地図 天度六千分ノ

小字戸切川ノ内 民地山林田

浅井田平ノ内 民地山林田

山林田

浅井田平ノ内 IJ 鹿児島県日置郡串木野村下名

堂ノ平ノ内 IJ 山林 百三十番戸士族

平田前ノ内 IJ 山林

有馬栄之進

平田迫ノ内 IJ 山林 同県薩摩郡下東郷村中後

平田段ノ内 IJ

山林

七百十一番地平民

吉村幸次郎

堂徳田ノ内 IJ 山林田

IJ 田

中須ノ内

坪数八万四千四百拾坪

三千六百七番地平民 同県日置郡串木野村上名

佐藤平角

有馬栄之進

測量者

製錬場新設願図

43

(地図略)

製錬場新設願図

有馬栄之進印

(整理番号53)

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村大字上名 小字最風一三三〇九番自己所有平野二畝廿一歩

全県全国全郡全村全大字

仝小字一三三〇一番自己所有田弐反九畝廿八歩

割印 印 仝県仝国仝郡仝村仝大字

小字上名最風一三三一〇番自己所有田五畝廿一

歩

44) 鉱業特許証取得準備注意書

、整理番号55

意

鉱業特許証下付相成候ニ付テハ、 ノ準備ヲ整頓シ、 且犯則ニ陥ラサルコトヲ勉ムヘシ、 速ニ左記ノ願書届出ヲ差出シテ企業

一、鉱業施業案

消ヲ受クルコトアルヘシ、 認可ヲ受クヘキモノ、 右鉱業条例第二十六条ニ基キ、特許ノ日ヨリニヶ月以内ニ差出 違犯者ハ同条例第二十八条ニ拠リ特許ノ取 ે. •ે.

但採掘権ヲ譲受ケタル場合ニ、前鉱業人ノ認可ヲ受ケタル施業 案ヲ襲用セントスル者ハ、本文期限内ニ其旨願出ツヘシ、

鉱夫使役則並二救恤規則認可願

ノトス、 同条例第八十五条ニ拠リ拾円以上百円以下ノ罰金ニ処セラルヽモ 右鉱業条例六十四条第七十二条ニ基キ願出ツヘキモノ、違犯者

但採掘権ヲ受ケタル場合ニ前鉱業人ノ認可ヲ受ケタル規則ヲ襲 用セントスル者ハ其旨願出ツヘシ、

三、 共同鉱業人総代届

六条ニ拠リ壱円以上壱円九拾五銭以下ノ科料ニ処セラルヽモノト 右鉱業条例第六条ニ基キ届出ツヘキモノ、 違犯者ハ同条例第八十

四 鉱業代理 人届

右鉱業条例施行細則三十六条ニ基キ届出ツヘキモノ、 違犯者ハ細

但鉱業人自ラ鉱業ヲ管理スルトキハ届出テニ及ハス、

則五十四条ニ拠リ弐円以上弐拾円以下ノ罰金ニ処セラルヽモノト

五

鉱山係員認可

以上弐拾円以下ノ罰金ニ処セラルヽモノトス、 定シ認可ヲ受クベキモノ、違犯者ハ同規則第二十二条ニ拠リ弐円 右炭坑ニ於テハ鉱業警察規則第八条ニ基キ鉱業人ハ鉱業係員ヲ選

六、 汽鑵、 煙突、選鉱場、及製錬場新設認可願

リ弐円以上弐拾円以下ノ罰金ニ処セラル、モノトス、 面ヲ差出シ認可ヲ受クヘキモノ、違犯者ハ同規則第二十二 右鉱業警察規則第十四条ニ基キ使用ノ目的ヲ記シタル設計書糺図

福岡鉱山監督署

15 臼井家文書

解説

営に携わった。臼井家もそのような串木野郷士である。 野に加えて羽島・荒川と金山に恵まれていたため、多くの者が金山経 串木野郷では、 江戸時代には芹場・芹ケ野、明治時代になると芹ケ

しかし、 手続きをかいまみることができる。更に、試掘のための資金調達に関 の絵図が一致するのかが分からず残念であるが、それでも当時の申請 ている。 臼井家文書を見る限り、臼井家は本格的な鉱山経営は行っていない。 絵図と申請文書が別々に保管されていたので、申請文書とど 明治・大正・昭和と長く金山試掘申請に関する文書が残され

する文書も残されており、大変興味深い。 串木野郷では金山にかかわったという話は絶えない。 つまりこのよ

うな文書が串木野郷には多く残されていたはずである。

便を図るため、 今回は臼井家文書一部を年代順に収載した。しかし、 臼井家文書の一覧をあげておくこととする。 今後の利用の

1开豕人青月欧

				2											_	是	整理
4	3	2	1		10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		쒀	枝
9	(4)		21)		23	19	18		17)		8	13		Θ		番号	掲載
契約書	昭和4年鉱業明細表	昭和4年鉱業明細表	金銀鉱試掘鉱区増区順	鉱山関係資料(封筒 2)	鉱業明細表	契約証(雛形)	売渡証 (雛形)	売渡二因ル試掘移転ノ登録申請 (雛形)	契約証(雛形)	鉱床説明書 (雛形)			鉱山明細表届 (雛形)	鉱床説明書 (雛形)	鉱山関係資料(封筒1)	≻	₩
臼井猪之助	臼井常泰										福岡鉱務署長	福岡鉱山監督局長		臼井猪助		#	
	福岡鉱山監督局長										臼井猪之助	臼井常泰		福岡鉱山監督署長		グ ピ ガリ	
大正6	昭和 5										大正8	昭和3		明治 43		7	Ĥ D
1917	1930										1919	1928		1910			#
12	1										9	10		7		Ĺ	II
10	10										16	16		17		Π	

1开豕人青日짫

5				4					ω									号番	整理
	3	2	1		4	3	2	1		12	11	10	9	8	7	6	5	番	対
						16)	(15)	(12)		10	9	6	(5)	4	3	2	(11)	番号	掲載
長谷場純孝書簡	鉱区関係地図	金銀鉱採掘鉱区図	金銀鉱採掘鉱区図	鉱山関係資料(封筒 4)	臼井常泰戸籍謄本	無尽給付済掛金契約書	借地下共二抵当地譲渡証	金円借用証	鉱山関係資料(封筒3)	試掘決定通知	試掘決定通知	試掘決定通知	試掘決定通知	試掘決定通知	試掘決定通知	試掘決定通知	試掘決定通知	× 当 3	#
長谷場純孝								臼井常泰		福岡鉱務署長	福岡鉱務署長	福岡鉱務署長	福岡鉱務署長	福岡鉱山監督署長	福岡鉱山監督署長	福岡鉱山監督署長	福岡鉱務署長	山	
共励斎・共立夜学校諸士			※口絵2ページ掲載							臼井常泰	臼井常泰	臼井猪之助	臼井猪之助	臼井猪之助	谷山和伊	臼井猪之助	臼井常泰	9E FI	
						昭和 13	昭和 9	大正 15		大正 11	大正8	大正6	大正4	大正2	明治 44	明治 43	大正 13	中方	À D
						1938	1934	1926		1922	1919	1917	1915	1913	1911	1910	1924	四首	Ħ Ħ
						ω	6	51		1	11	7	6	3	1	10	7	Д	0
						24	17	31		7	17	27	22	31	12	24	2	П]

1 鉱床説明書(雛形)

(整理番号1 - 1)

鉱床説明書 (雛形)

位置 鹿児島県日置郡串木野村上名地内ニアリテ、島津家鉱区ト

隣続ス

二、 地質 石英岩ニシテ母岩ハ安山岩ナリ

鉱床 正則ニシテー条アリ、字上大松ニ露頭出現ス

走向二十度 傾斜三十度

四 鉱種 金銀鉱ニシテ含金平均十万分の五、銀平均十万分ノ十七ナ

IJ

右之通説明候也、

鹿児島県日置郡串木野村上名

三七八番戸 出願人 谷山五助

仝村仝 一七〇番戸

仝代表者 臼井猪助

明治四十三年

七月十七日

福岡鉱山監督署長

野田勇殿

2 試掘決定通知

福鉱四三年第一三号

明治四十三年六月二十日出願

(整理番号2-6)

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉱採掘願

出願人 代表者 臼井猪之助

法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス 右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スへキモノト決定候条鉱業

明治四十三年十月廿四日

福岡鉱山監督署長 野田 勇 印

一、本文通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ登録税納付書ヲ差出 一、本文通知書及図面ハ登録税納付ノ際納付書ニ添付セラルヘシ サルヘシ

一、前文期間内ニ登録税納付書ヲ差出ササルトキハ鉱業法施行細 則第三十九条第九号ニ依リ本出願ハ却下セラルヘシ

|、本文通知ヲ受ケタルトキハ鉱業法施行細則第二十九条ノニニ

依リ出願地ノ増減ヲ出願スルコトヲ得サルヘシ

注意

、本文通知ヲ受ケタル後出願人変更ヲ為スモ別ニ其通知ヲ更新 セサルヘシ

、登録税ノ納付ニ関シテハ別紙記載ノ事項殊ニ注意セラルヘシ

註 表割印二ケ所・裏割印一ケ所アリ

3 試掘決定通知

(整理番号2‐7)

福鉱四三年第八〇号

明治四十三年十一月廿五日出願

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉱試掘願

出願人 谷山 和伊

167

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉱業

法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス

明治四十四年一月十二日

福岡鉱山監督署長 野田 勇

印

註

②の「注意」と同文により省略

[頭註] 「甲 第弐七五号」

(朱印)

明治四拾四年弐月拾日受付

鹿児島県試掘登録第四六〇号

明治四拾四年弐月拾参日登録

順位 級第壱番

(朱印)

『右登録済』 印 註 印文=福岡鉱山監督署之印]

註 表割印三ケ所アリ・裏割印二ケ所アリ

4 試掘決定通知

福鉱二年第一三号

金銀鉱試掘願

ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉱業

(整理番号2-8)

大正二年二月十四日出願

鹿児島県日置郡串木野村

出願人 代表者 臼井猪之助

右出願

法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス、

大正二年三月三十一日

福岡鉱山監督署長 野田 勇 印

註 ②の「注意」と同文により省略

、頭註〕 「甲第五一○号」

(朱印)

大正弐年四月弐拾八日受付

鹿児島県試掘登録第五九六号

大正弐年四月弐拾八日登録

順位事項区第壱番-

(朱印)

『右登録済』 印 註 印文=福岡鉱山監督署之印〕

註 表割印三ケ所・裏割印二ケ所アリ

試掘決定通知

(整理番号2‐9)

福鉱四年第三三八号

大正四年五月一日出願

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉱試掘願

出願人 臼井猪之助

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉱業

法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス、

大正四年六月廿二日

福岡鉱務署長 野田 勇 印

註 ②の「注意」とほぼ同文により省略

〔頭註〕 「甲第一二二八号」

(朱印)

— 月 日受付

鹿児島県試掘登録第七五九号

大正四年六月弐拾弐日登録

順位 区第壱番

朱印

『右登録済』 印 註 印文=福岡鉱務署之印

註 表割印三ケ所・裏割印二ケ所アリ

6 試掘決定通知

福鉱六年第二六四六号

(整理番号2‐10)

鹿児島県日置郡串木野村

業法施行細則第三十六条一項ニ依リ此旨通知ス

大正六年七月二十三日出願

金銀鉱試掘願

出願人 臼井猪之助

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉱

大正六年七月二十七日

契約書

註

表割印二ケ所・裏割印二ケ所アリ

【三銭 収入印紙】

契約書

試掘登録第一○九七号事業経営スルニ付、便宜上中島庄太郎ヲ甲トシ 臼井猪之助ヲ乙トシ左ノ条件ヲ締結ス、 今般鹿児島県日置郡串木野村字上名地内金銀鉱区面積弐拾弐万壱千坪

第壱条 前記鉱区ニ関スル探鉱費ハ勿論鉱区ニ関スル一切ノ費用ハ

甲ノ負担トシ、事業経営上ニ付テハ甲者ニー切任カス事、

第弐条 甲ハ加入金トシテ金壱万弐千円ヲ大正七年壱月末日迄ニ支

払フ事、

福岡鉱務署長 野田 勇 印

註 ②の「注意」とほぼ同文により省略

(頭註) 「甲第弐五六五号」

(朱印)

|月

日 受付

鹿児島県試掘登録第壱〇九七号

大正六年八月弐拾七日登録

順位

区第壱番

(朱印)

『右登録済』 囙 註 印文=福岡鉱務署之印

(整理番号2-4)

前記鉱区ノ甲乙各自ノ持分ヲ左記ニ掲ク、

十分ノ七

甲者

十分ノ三

第四条 効トス、 本契約ハ大正七年二月末日迄ニ加入金ヲ授受セザル時ハ無

右契約証書弐通ヲ作成シ各自記名捺印シ、壱通宛所持スルモノ也

大正六年十二月十日

鹿児島県日置郡串木野村上名百七拾番戸

乙者 臼井猪之助印

高知県土佐郡塩江村三千八百拾番地

甲者 中島庄太郎 [拇印]

薩摩郡永野村永野四一五〇

立会人 小牟田幸蔵印

[割印三ケ所アリ]

8 試掘権登録通知

(整理番号1-4)

〔葉書宛書〕

鹿児島県日置郡串木野村上名一七〇

臼井猪之助殿

[葉書本文]

鹿児島県試掘登録第一〇九七号(大正六年八月廿七日登録ノモノ)

右鉱区ハ、大正八年八月廿七日鉱業権満期ニ付鉱業法施行細則第五

掘鉱区ニアリテハ鉱業簿複本ノ添付ヲ要ス)右登録ノ日ヨリ三十日 十一条ニ依リ、鉱業明細表甲号表三通、乙号表及丙号表各二通ヲ(採

以内ニ差出スヘシ、

違背スルトキハ罰金ニ処セラルヘシ、

但記載スヘキ事項ナキトキハ其旨届出ツヘシ、

右注意ス、

大正八年九月十六日

福岡鉱務署長 三井米松

、頭註〕 「大正六年八月廿七日登録ノモノ

大正八年八月廿七日ニテ満期.

9 試掘決定通知

(整理番号2‐11)

福鉱八年第二、一五五号

大正八年八月廿七日出願

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉱試掘願

出願人 臼井常泰

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉱業

法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス

大正八年十一月十七日

福岡鉱務署長 三井米松 囙

註 ②の「注意」とほぼ同文により省略」

(朱印)

卢 日受付

鹿児島県試掘登録第壱五七六号

順位 大正八年拾弐月拾六日登録 区域壱番

〔頭註〕「甲第四〇八八号」

(朱印)

註 表割印四ケ所アリ

『右登録済』 印註 印文=福岡鉱務署之印

10 試掘決定通知

福鉱十年第二、〇七一号

(整理番号2-12)

鹿児島県日置郡串木野村

大正十年十二月十九日出願

金銀鉱試掘願

出願人 臼井常泰

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉱業

法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス

大正十一年一月七日

福岡鉱務署長 三井米松 印

〔頭註〕 「甲第弐七九号」

(朱印)

日受付

鹿児島県試掘登録第壱八五六号

大正拾壱年弐月六日登録

順位 区第壱番

朱印

『右登録済』 印 註 印文=福岡鉱務署之印〕

註 表割印四ケ所アリ

11) 試掘決定通知

(整理番号2-5)

福鉱十三年第一八〇号

鹿児島県試掘権登録第二〇六九号鉱種名金銀鉱

鉱業権者 臼井常泰

右鉱区操業ニ際シテハ左記事項ヲ遵守スヘシ

大正十三年七月二日

福岡鉱務署長 西田 稔

一、坑内水及選鉱廃水ハ之ヲ沈殿池ニ導キ清澄除毒ノ上放流スルコト 記 印

土砂廃石ハ一定ノ場所ニ堆積シ散乱流出セサル様相当ノ設備ヲナ

〔註 上部割印一ケ所アリ〕

スコト

(12) 金円借用証

(整理番号3-1)

【収入印紙 三銭・五拾銭・拾銭 貼付アリ】

金円借用証

金壱千弐百五拾円也 (EJ)

利息月壱分弐厘

弁済期 大正拾五年九月弐拾五日限り

日置郡串木野村上名

(朱印)

字城ノ元弐千七百六拾弐番 一宅地百八拾坪

区順位第 壱番』

全所字同弐千七百六拾壱番 一宅地百参拾六坪

一宅地百五拾坪

全所字同全番ノ壱

区順位第 九番』

登録済

第参参○壱号

右抵当権設定之上前記之金円借用仕、正ニ相請取り候儀実正

大正拾五年五月参拾壱日

也回依テ為後日保証人連署之上、借用証

一札如件、

日置郡串木野村上名百七拾番戸

借主

臼井常泰

(EII)

同所 全番戸

保証人 臼井能武 印

鹿児島市和泉屋町四番地

当時全市下竜尾町九番地

保証人 西薗茂太郎

印

鹿児島市下竜尾町 百五拾四番地ノ弐

松次郎

殿

『登記第参六六四号

『登記第六四四四号

"登記第参○七四号

区順位第弐拾七番.

(葉書宛書)

13

試掘権登録通知

(整理番号1-3)

日置郡串木野村上名一七〇

臼井常泰殿

鹿児島県試掘権登録第二、二七五号

〔葉書本文〕

右鉱区ハ、昭和三年十月十一日鉱業権満期ニ付鉱業法施行細則第五 十一条ニ依リ、鉱業明細表甲号表三通、乙号表及丙号表各二通ヲ(採

掘鉱区ニ在リテハ鉱業簿複本ノ添付ヲ要ス)右登録ノ日ヨリ三十日

以内ニ差出スヘシ、

違背スルトキハ罰金ニ処セラルヘシ、

右注意ス、

但記載スベキ事項ナキトキハ其旨届出ツヘシ、

昭和三年十月十六日

福岡鉱山監督局長 田島勝太郎

【朱印】

(朱印)

載記料金 拾六銭

司法代書人 長谷川曽□

印

昭和弐年七月廿九日受付

印

172

14) 昭和四年鉱業明細表

鹿児島県日置郡串木野村上名一七〇番戸	鉱業権者
弐四〇五号	掘登録番号
拾七万七千坪	鉱区面積
金銀	鉱種
鹿児島県日置郡串木野村上名地内	鉱山位置
昭和四年鉱業明細表	昭和四

特ニ記載スベキ事項無之候間御届申上候也、

福岡鉱山監督局長 昭和五年壱月拾日

田島勝太郎殿

15) 借地卜共二抵当地譲渡証

【収入印紙 三銭 貼付】

借地卜共二抵当地譲渡証

金壱千弐百五拾円也 貸金元本

利息月一分五厘

弁済期大正拾五年九月二拾五日

抵当物件

(整理番号3 - 2)

登記済

印

(整理番号2-3)

日置郡串木野村上名

字城ノ元弐千七百六拾弐番

宅地百八拾坪

全所字仝仝番ノ壱

宅地百参拾六坪

宅地百五拾坪

全所字仝弐千七百六拾壱番

但昭和二年七月二拾九日交付第参参○壱号貸地済

右借地並ニ抵当地ヲ、今般貴殿ニ譲渡致侯儀実正也、 ハ貴殿ニ於テ勝手ニ御取立相成候共、 借家者 臼井常泰 臼井能武 西薗茂太郎 何等異議無之、 然ル上 為後日

昭和九年六月拾七日

本証一札如件、

鹿児島市下龍尾町百五拾四番地ノ弐

譲渡人 林 松次郎

同市山下町百七拾二番地拾号

土師甚九郎右衛門殿

(朱印)

昭和九年六月拾八日受付

第参八壱〇号

__

白石小二代書人 (EI)

「昭和拾三年三月拾四日

一八〇

抵当権抹消

昭和拾参年三月参拾日 弁済

3

臼井常泰

無尽給付済掛金契約書 (整理番号3-

第二万千六百—四号

16

無尽給付済掛金契約証書

本職ハ後記当事者ノ嘱託ニ因リ、 ル陳述ヲ録取スルコト左ノ如シ、 其法律行為ニ関シ聴取シタ

第壱条 債務者臼井能武ハ債権者富国無尽株式会社ノ無尽契 還スルコトヲ約シ、右給付金ヲ受領シタリ、 也ノ払渡ヲ受ケ、該約款ニ依リ給付済掛金九拾六円也ヲ返 約約款ニ基キ、昭和拾参年参月—九日其給付定額金壱百円

第弐条 前条給付済掛金ハ之ヲ参拾弐回ニ分割シ、昭和拾参 年弐月ヨリ昭和拾五年九月マテ、毎月弐拾四日マテニ、金

参円也宛掛戻スヘキモノトス、

第参条 左記ノ場合ニ於テハ債権者ハ前条ニ定メタル支払方 ルモノトス、 法ヲ変更シ、残金額全部ニ対シ一時ニ弁済ノ請求ヲナシ得

壱、弐回以上掛戻金ノ支払ヲ為ササルトキ又ハ本契約ノ条項

ヲ履行セサルトキ、

弐、債務者又ハ保証人中第三者ヨリ財産差押仮処分、 破産

若クハ競売ノ申立ヲ受ケタルトキ

参、住所ヲ秘シ移転シタルトキ

債権者力債務者及保証人ニ於テ債権侵害ノ行為アリト

認メタルトキ、

五、債権者ヨリ保証人ノ変更又ハ増員ヲ要求シタル場合、 指定ノ期間内ニ其要求ニ応セサルトキ

第四条 合ニ当ル損害金ヲ支払フヘキモノトス、 前条ノ場合一時完済ノ請求ヲ受ケタル時ハ、其翌日ヨリ現 入金ノ日迄払込ムヘキ金額ニ対シ百円ニ付壱日金四銭ノ割 給付済掛戻金ノ払込期日ニ於テ、其支払ヲ怠リ又ハ

第五条 第六条 ニ之ヲ支払フヘキモノトス 士手数料・報酬其他一切ノ費用ハ、債務者ニ於テ負担シ直 反ノ為メ債権者ニ於テ特ニ要シタル旅費・訴訟費用・弁護 契約債務者又ハ保証人ハ之ニ対シ何等ノ異議ナキモノトス トキハ、債権者ニ於テ随意ニ何等ノ手続ヲ要セスシテ、本 又ハ保証人力債権者ノ営業ニ係ル無尽ニ加入ノ掛込金アル 本契約ノ為要シタル公正証書作成ノ費用及本契約違 債務者カ期限ノ利益ヲ失ヒタル場合ニ於テ、債務者

第七条 スヘキモノトス、 日当金弐円及全宿泊料金四円ノ割合ニテ、其都度之ヲ負担 執行及競売ノ際出向キタルトキハ、壱名分ノ旅費実費並ニ 債務者及保証人力本契約不履行ノ為メ債権者力強制

第八条 スルモノトス、 保証人ハ各自債務者ト連帯シテ本契約履行ノ責ニ任

第九条 債務者及保証人ハ債務不履行ノ時ハ直ニ強制執行ヲ

受クルモ異議ナキモノトス、

鹿児島県鹿児島市加治屋町参番地

債権者 富国無尽株式会社

右会社代表取締役 同県同市同町百壱番地

右法定代理人 奥山

明治拾壱年拾月弐拾六日生

同市高麗町四番地

会社員

右代理人 山本 親憲

明治弐拾五年五月生

右山本親憲ハ本職ニ於テ氏名ヲ知リ且ツ面識アリ、

代理人タルコトヲ証スル委任状ヲ以テ、其代理権限ヲ証明シ 右山本親憲ハ債権者富国無尽株式会社代表取締役奥山猛彦ノ

且登記簿抄本ヲ提出シテ、委任者ノ法定代理権ヲ証明シタリ、 右委任状ハ認証ヲ受ケサル私署証書ナルニ依リ適法ノ印鑑証

鹿児島県日置郡串木野町上名弐

明書ヲ提出シテ其ノ委任状ノ真正ナルコトヲ証明シタリ、

債務者

千七百六拾壱番地臼井能武事

臼井能武

明治拾六年参月生

同所同番地臼井常幸事

保証人 明治参拾八年拾弐月生 臼井常幸

同町上名千九百七拾番地

保証人

池田 猛

明治弐拾五年四月生

同県鹿児島市薬師町六拾壱番地

会社員

右参名代理人 有馬純剛

明治参拾年四月生

右ハ本職其氏名ヲ知リ且面識アリ、

依リ、印鑑証明書ヲ以テ其ノ真正ナルコトヲ証明シタリ、 右代理人ハ委任者ヨリ交付セラレタル委任状ヲ以テ、代理ノ 権限ヲ証明シ、其ノ委任状ハ認証ヲ受ケタル私署証書ナルニ

嘱託代理人 山本親憲

EI)

右列席者ニ読聞カセタル処、之ヲ承認シ左ニ署名捺印シタリ、

嘱託代理人

有馬純剛

昭和拾参年参月弐拾四日本職役場ニ於テ、 此ノ証書ヲ作成ス、

鹿児島地方裁判所所属

鹿児島県鹿児島市山下町

弐百九番地

公証人 西村甫太郎 印

成ス、

右正本也

同日同処ニ於テ嘱託人富国無尽株式会社

ノ請求ニ依リ之ヲ作

鹿児島地方裁判所所属

鹿児島県鹿児島市山下町

弐百九番地

公証人 西村甫太郎

印

175

17) 契約証 (雛形)

(整理番号1‐6)

契約証 (雛形)

号鉱区ヲ、左ノ条件ヲ以テ貴殿へ譲渡ノ契約ヲ締結ス 今般拙者(拙者共)名義ニ係ル鹿児島県何郡何村地内試掘登録第何

- 一、譲渡代金ヲ金五十円トシ金員授受同時ニ鉱業権ヲ貴殿若シクハ貴 殿指定ノ人へ移転ノ登録ヲナスモノトス、
- 前項金員授受ノ期限ヲ来ル本年拾二月末日迄トシ、仝期日以内ニ 御支払ヒ無之時ハ此契約ヲ無効トス、
- 一、本契約期限内ハ決シテ他ニ売却譲渡等ノ契約ヲナサドル事ヲ確約

右為後日如件、

鹿児島県日置郡串木野村下名番戸

何 某 (EII)

鹿児島県

何 某 印

田中 郎殿

18 売渡証 (雛形)

(整理番号1-8)

売渡証 (雛形用紙美濃紙

鹿児島県試掘登録第

鹿児島県何郡何村地内

金銀鉱試掘鉱区

右鉱業権ハ今般貴殿へ代金何万円ヲ以テ売渡候儀実正也、 依テ鉱業権

> 大正何年何月何日 移転ノ登録ヲ可致売渡証 一札如件

鹿児島県何郡何村上名何番戸 売渡人 何 某 (EII)

(整理番号1‐9)

契約証(雛形

19

契約証 (雛形)

今般何某ヲ(外一名)甲トシ、何某ヲ乙トシテ、左契約ヲ締結ス、 甲ハ自己所有ニ係ル鹿児島県試掘登録第何号鉱区ヲ、予定代金五 切トシ、其レ以上ハ何程アルモ、乙ノ所得トシ、甲ハ決シテ異議 シテ、代金交付ノ際ハ、甲ハ金壱千弐百円ヲ先収シ、之ヲ以テ取 千貮百円ヲ下ラザル範囲ニ於テ処決スル事ヲ相互承認スルモノニ ナキモノトス、 却契約締結スルニ当リ、代金減額ノ交渉ヲ受ケタル場合ハ、金壱 千円ヲ以テ売却方ヲ乙ニ依頼シ、乙ノ尽力ニ依リ、田中一郎ニ売

右弐通ヲ作製シ各自壱通宛保留ス、

県 郡 村

大正年月日

甲者 何 番 某

(EII)

県 郡 村 番戸

乙者 何 某

印

20 鉱業明細表 (雛形)

(整理番号1-10)

	ス要	ヲ	通	Ξ.		
鉱業権者	掘登録番号	鉱区面積	鉱種		鉱山位置	大正
鹿児島県日置郡串木野村上名一七〇番戸	七五九	弐拾弐万千坪	金銀		鹿児島県日置郡串木野村大字上名	大正四年鉱業明細表

大正五年一月廿四日

付記

特ニ記載スベキ事項ナシ、

臼井常泰

(EII)

註

福岡鉱務署長

野田 勇 殿

21) 金銀鉱試掘鉱区増区願

(整理番号2-1)

金銀鉱試掘鉱区増区願

鹿児島県試掘権登録第

鹿児島県日置郡串木野村大字上名地内

金銀鉱試掘鉱区

面積弐拾参万四千坪

増区

鹿児島県日置郡串木野村大字上名地内

面積五万七千九百四拾参坪

合計弐拾九萬壱千九百四拾参坪

右試掘鉱区変更許可相成度図面添、 此段相願候也、

大正 年 月 日

鹿児島県日置郡串木野村上名百七拾番戸

試掘権者 臼井常泰

福岡鉱務署長 三井米松殿

臼井常泰 谷山常清弟吉兵衛五男。明治二十三年臼井家の養子となる。 大正八年猪之助より常泰に改名。妻臼井能武。長男は常幸。



川口番所跡の看板

16長家文書

長を務めている(明治四十五年就任)。 た礼状である。大正四年当時、西郷菊次郎は島津家山ケ野金山鉱業館 この文書は西郷隆盛の子息菊次郎が、串木野村長入来次郎助に宛て

許可がおり、 書簡の内容は、芹ケ野鉱山のトロッコ軌道敷設の鹿児島県知事の その出願時の配慮へのお礼である。

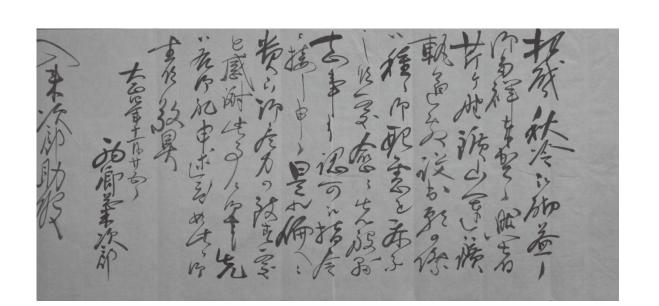
である。 山の責任者として、串木野村長入来次郎助に礼状を出したのだろう。 芹ケ野鉱山は山ケ野鉱山の管轄となっていた。そのため、芹ケ野鉱 道が敷設されていた。この書簡にある軌道は、このうち東側の軌道 山ケ野鉱山の支山とされていた。その体制を引きついだ明治時代も、 往時芹ケ野には現在の国道三号線をはさんで両山側にトロッコ軌 江戸時代、 薩摩藩内の金山の中心は山ケ野鉱山で、芹ケ野鉱山は

西郷菊次郎書簡

述度、 際ハ種々御配慮を忝ふし候処、愈々先般県知事より認可の指令『接し申 拝啓秋冷の砌益々御多祥奉賀侯、 是れ偏へ"貴下御尽力の致す処と感謝此事"御座候、 如此"御座候、 敬具 然者芹ケ野鉱山運鉱軌道敷設出願の 先ハ右御礼申

大正四年十一月廿五日

入来次郎助殿



17市来神社関係 神社・祠堂関係

市来神社所蔵棟札

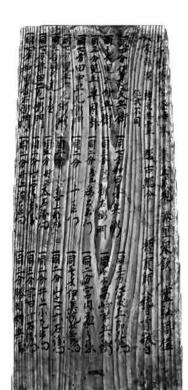
事情から両神社の氏子協議のうえ、両神社を合祀し、 市来神社とする。 新しく社を建て、昭和十六年十二月十一日遷座祭を執行し、神社名を 不便であり、また神社の尊厳も保たれない状況であった。このような は墓地に接しているので拡張する余地もなく、祭祀の執行や参拝者に 社を維持するのも困難な状態であった。菅原神社は境内が狭く、 ので神社に入るお金が少なく、祭祀をするのも不十分であり、また神 成二年に改築されている。 と改名した。合祀事情の報告文書によると、熊野神社は氏子が少ない じく村社の熊野権現神社を昭和十六年に合祀し、社名を「市来神社」 市来神社は、天神町にあった村社の菅原神社と、 事解男命、 なお祭神は熊野神社祭神を上位に記すとして、伊弉諾 速玉男命、 菅原道真の神名がある。現在の社殿は平 土橋町にあった同どばしちょう 熊野神社の地に 前

多く山形をなしている。 築者または工匠の名などを記して棟木に打付ける札のことで、頭部は棟札とは、棟上げや再建・修理の時、工事の由緒、建築の年月、建

分二枚がある。 市来神社の棟札は、熊野神社分五 枚、菅原神社分十一枚、市来神社



熊野神社棟札 貞享五年(表) P. 180



熊野神社棟札 貞享五年(裏) P. 181

熊野神社棟札

りむくせっち

我等今敬礼 良愍衆生者力	三所権	伽陵頻伽聲力	聖主天中天ヵ	(表)	①寛文十一年
大口主帝釋天王	右意趣者	打打打	皇『こて		
決定成就、仍棟札如件、	諸人快楽、諸災退散、一々如意、	固、心中満願、殊者當所安全、	現世安穏、後生善處、道心堅	護持信]王宮所中助力者	

施主敬白

池田新右衞門

神主

名主 石神友右衛門 于時寬文十一年章

□□吉辰

(裏

大工 濱田彦兵衞

前田長左衞門

木原六右衛門

小触与右衛門

②貞享五年

(179ページ下段右側)

△扶桑西海路薩摩國日置郡市来院湊邑従岩堂大權現靈社創建以来、 一歸而欲營建之、勧邑中人屋士衆並商家・濱村・農舎、 則凢二百五六十箇各同帰捨施而白銀一百一十四錢有餘、 不知經幾星霜、 然未見其鳥井、 **豊應爲欽宇、茲兒玉・山之口・久保三氏** 仍命石工遂落成石鳥井一基

貞享五龍集戊辰晚秋吉祥日以足償初志欽所祈

以生死煩悩爲團林、無盡未來、際済抜度脱圓成阿耨多羅三藐三菩提心等、 福壽海伏、冀任運發無上道當行、 國君身宮安泰、天長地久、 國界安寧、 大丈夫事起三心発五□修一切助菩提法、 風調雨順、五穀淳熟、 四民康樂、檀度士庶無難無災無魔無障心身勇猛、 賀詞、 以諸佛爲師範、 以諸尊爲護法神、 武運長久、子孫繁榮、尊卑和睦、 以菩薩爲黨侶、 以六道衆生爲眷属

註 阿耨多羅言 志をいう。(佐和隆研編『密教事典』)] 三藐三菩提心=仏の悟りの知恵のことで、この上なく優れ、みゃくさんぼだいしん 正しく円満である意で、このような悟りを得ようとする菩薩の

(裏 (17ページ下段左側)

鳥井創營 石楹峙岺 巖堂威現 湊里衆欽 靈社周備 人家尚深 神光無盡 輝古輝今

檀度師人稽首敬白

位次不同

銀四分 伊集院久兵衞 同七分 和田喜平衞 同壱分 同三分 江夏五郎左衞門 高﨑半兵衞

同壱分 児玉仲兵衞

同三分

児玉草因斉

同三分

池田

新右衞門

同二分

蔵元 諸右衛門

同二分

宮内蔵之亟

同壱分

伊集院少右衞門

千右衞門

同一

二分

野呂 太右衞門尉

喜三右工門

同二分

同七分

児玉六左衞門

同

七分

田中早左衞門

同二分 山之口六右衞門

同二分 井上小左衞門尉

同三分 前田千右衞門尉

井上治右衞門尉

同三分

勝目利兵衞

維眨享保第五庚子十一月十日、 伏□家□無難、 人ニ息災、 永仰 灵感二世安楽、 氏子中並湊町濱衆力ヲ以、

始建之、

獅子者濱田宇兵衞

庄屋 大迫甚右衞門 功才

(裏

濱役人 野崎文四郎

竹之下久左衞門

神 主 主取

池田和泉

石切

川越源次兵衞

謹記焉

大窪喜右衞門 年行司有三新右衛門

大久保四郎 中原藤左衞門 井之上治左衞門 福田仁之允

中馬弥五右衞門

江夏久五郎

平之弥兵衞

181

③享保五年

同七分 同七分 同三分

和田善右衛門

同

一分

前田二左衞門

同二分 同二分

山之口清兵衞

同氏覚之亟

〜 仁 ヵ し

奉建立熊野三所権現社二王並獅子

建之、

久保之長右衞門 小触

飯山之清右衞門

松下之藤左衞門

新助

迫屋敷吉兵衞

抑日本最上神祇之 | 霊カ | 場、 神明降化之濫觴下界勧請

神道妙檀 之根、神武之早創、 我國之住躅也、 □則奉安代之芺宝、

天照大神之詔命、修天児屋根之尊之大業、誠是神國第一

奉再興熊野三所大權現宝殿舞殿一字幕中元年軍實四月十五日

之灵場、本朝双□場⋾受、薩刕日置郡市来郷湊村権現社

宝殿舞殿住或以氏子衆力奉再興、三刕之太守源左中將繼豊公 |御子孫繁茂 | 家内ヵ | 安全、殊"ハ當村繁榮、五穀豊饒、

神變妙檀

如意満足故也

⑤明和六年

(表)

御地頭福山平太夫

噯 南郷喜兵衞

主取

加豆大

六兵衞

久保源兵衞

久保笑右衞門

濱田九兵衞

但九兵衞□□□

瓦且又銭拾貫文

同 同

同

臼井七兵衞 萩原善左衞門 高崎甚右衞門

同

唐仁町新助

同 同

江夏休五郎

大久保喜三兵衞

小触新門仁右衞門

宮主 池田仙吉

飯山之藤右衞門

永山伊右衞門 同 同

同

松下門藤左衞門 吉左衞門

地久、御願成就、國家

右意趣者、奉為天長

離、吉祥不退、維時明和 安全、且氏子中諸難遠

奉再興熊野三所三社權現宮一宇

六四九月吉祥日 宮之原甚五太夫

> 大久保喜右衞門 堅助

同 同 松下町 唐仁町 休右衞門

前之門 長兵衞 治右衞門

同

大工 高崎 喜藤次 庄左衞門

氏子者、或其外依 進令再興者也、 右宮者、敷地衆又者、 (裏

久保門 善右衞門 八十右衞門

上之原門本右衛門

出口門 貴嶋 彌左衞門

⑥ 寛文九年

(表)

天神宮

封

安世安國莫懈護法護人、 不忘防怨敵、 於他方

三刕太守大隅守

御代

封

上

棟

集瑞祥于此界、

東實<u>圓</u>熟、

人民怡悦者也、

(裏

皇都鎮護 神宇大成

惟徳昭 Z 惟功浩々 殊冀

皆令満足、 子孫繁昌、

内外安穏、 七難即滅、

息災延命、

七福即生、

諸願成就

殊者信心大施主

天長地久、

御願圓満、

仍如件、

寛文九四歲八月吉祥日

噔,

伊集院久兵衞

衆力 部當

児玉忠兵衞

衆中

町濱

普 譜力 見舞

和田七右衞門

同 傳兵衞 九郎左衞門

年行司

同

司 才兵衞 茂左衞門

大工 岩下市郎左衞門

神主 池田新右衞門

(読み下し文)

惟功浩々〔註二〕、殊には瑞祥を此の界に集め、菓実円熟し、 世を安んじ国を懈ことなく法を護り、人を護り、 怨敵を防ぐことを忘れず、他方に於ては、 人民怡悦〔註2〕を冀う者也、 皇都鎮護、 神宇大成、 惟徳昭々、

仍って件の如し、 天長地久、御願円満、 殊には信心の大施主の七難即滅、 七福即生、内外安穏、 息災延命、子孫繁昌、 諸願成就、 皆満足せしむ、

註 1 惟徳昭々惟功浩々=功徳が昭らかで広大であること。 註 2 怡悦=よろこぶこと。

⑦延宝五年

天神宮

_ 封 封

> 九刕刀兵不起、 百代穀稼、 無難

十方刹土一座道場六戸圓通普門廣大

宓目

三刕太守大隅守殿

御代 役人

児玉六左衞門

年行事

七休新 左三 高部 門郎門

伊集院久兵衞

正右衞門

旦越所来悉成僧徒修行有慶

上

棟

(裏)

延寶五二歲

八月吉辰

神之垂跡具一切功徳慈眼視衆生、以是奉造立社一宇者也、此依 夜西都、月梅飛千里松老九刕家々圓通大士之化身、処々天満天 王城鎮守、 彼神祇者、 人力當所中無^{病無惱}福壽共增延、 神通自在、善應無方、不離安楽、 則詠詩歌以惜春北野花護覇國提封、則提弓釼呂群事 子孫名利洋資倍而所願如意者也 宮遊化恒、沙界為

[註1 吕=以]

神主 池田新右衞門

川東筑右衞門

安世安國莫懈護法護人、不忘防怨敵、 於他方

鎮守宮 集瑞祥于此界、 皇都鎮護神宇大成惟徳昭々惟功浩々殊冀 東實圓熟力、 人民怡悦者也

上棟

8元禄 禄四年

庄屋 久保弥兵衛

施主旦越當所湊在郷真俗男女永康寧カ民屋斉昌泰矣

久保次左衞門

同氏源兵衞

大工

于時元禄三華 居三月吉祥日 小觸太郎兵衞

(註 三 = 四 四は死に繋がるため、三と表記している〕

封

奉造替天満天神寶殿并舞殿一宇 迎陵頻伽聲 元禄十三辰天

我等今敬礼 八月吉祥日

封

(裏)

Ť

註2

水災金

意蓮火災報口

法佛風災應身

天長地久、御願圓満、殊大檀主源朝臣 奉為意趣者、金輪聖王玉體安穏、

御子孫繁茂、分國安全、五穀成熟、 万民豊楽、別氏子繁榮、一切所願、

如意成就、皆令満足故也、

綱貴公并吉貴公御息災延命、

當地頭 高橋七郎右衞門尉殿

祈願所大日寺住持 法印盛禅

神主

池田新右衞門

仍意旨如件、

噯

高崎半兵衞

濱役人

衆力銀有銭百八十目也

依之二月廿五日御神楽爲用

桧枝取十七丁寄進

山元勘右

港村決衆氏子

山之口六右衞門

普譜主取

和田善右衞門

右同

野崎市之亟

右同

中原五左衞門

児玉覺之亟

主取大工

主取鍛治

星原小左衞門林五右衞門

[註1 一 梵字(バーンク)・註2 一 梵字(バン)=金剛界大日如来]

⑩享保元六

天満宮 再興記

天満宮特離此風災也、 聲聞雷、 過於冠嶽山東北之際矣、若其始起則激浪湧天、重雲落海、電光無方射、浪衝雲閃閃於大虚之間、 正 徳、兼秋九月四日、鎮西路薩州日置郡市来郷湊村怪風一道起於浦西稲荷崎之西南海上五里餘程、大仇于北野君之神祠直 忽為疾風。飛石摧林、有若轉倒乾坤者、若夫及之于一閭之人家則一宇以非所可全而一閭依然故閭、民皆言、此日 代於一閭之災也、 謹以其所見聞之霊験試閭民之言、 則非苟所可疑怪也、 此故茲歲丙申春、 須叟如有物上天、 衆議起工 如有

力経營外殿· 至再興神祠

長廊者

一閭崇敬之老少也、

民之感如此、

則家家感而捨財、

戸戸喜而盡力、期月而廟社論興輝古照今焉、一身起願造内殿者中原五左衞門也

則神之應亦可観也、豈可不記、

故不辞不文謹誌

衆庶鳩

享保元時十一月十五日

主取年行司 五左衛門

同

正兵衛

七郎右衛門

太次右衛門

濱役

與頭

和田與次兵衛

衆中觸

主取大工 久保源兵衛

池田内蔵之助

宮内喜左衛門 竹之下休左衛門 同 同

主取浦横目

九兵衛

木挽松下之 同 仁之亟 次右衛門

鍛治中宿之 六左衛門

〔解説

天満宮再興記

若し、この竜巻が一閭 物が上空にあるようで、 ように大きく起こり、 のところに起こり、 正徳乙未秋九月四日、 北 野君 重い雲が海に落ちるように海とつながり、雷光が走り、 (一つの里) 声は雷鳴を聞くようであった。忽疾風となり飛ばされた石で林の木は摧かれ、天地がひっくり返ったようであった。 鎮西路薩州日置郡市来郷湊村に怪風一 の神祠 (菅原神社) に大きな損害を与え、直ちに冠嶽山東北の際を通り過ぎた。その始めは激しい浪が天までとどく すなわちここでは湊村) の人家に及んでいたら、一軒の家も無事ではすまなかっただろう。ところが湊村は 道 (竜巻と思われる)が、 浪は雲を衝いて閃々と大空にきらめいた。 浦西稲荷崎 (現別府稲荷付近力) 須叟(しばらくは) の西南海上五里余程

ずはなかったのに、村の災害の身代りとなって下さったのであろうと。謹んで、村民が見聞きした霊験に基づいて村民の言っていることを考え ると、いやしくもその不思議さを疑ってはいけないのである。 何の被害もなくもとのままであった。 湊村の人々は皆言うことであった。この日、 菅原神社は特にこの風災からは離れていて、被害を受けるは

る。だから記録に留めなければならない。 て造った。また長廓は神社を崇敬する老若の者たちで造った。村民の感謝の念はこのようであるので、また神様もそれに応えて下さるはずであ で協力した。期限どおり立派な社が出来上り、昔の輝きが今を照らしている。中原五左衛門は一身起願して内殿を造った。外殿は皆で力を合せ このような理由で今年丙申の春、皆で話し合って工事を始め、社を再興することにしたところ、どの家でも共感して寄付し、どこの家も喜ん 故に言葉は整っていないし、文章も満足なものでもないけれども、謹んで誌する次第である。

①享保:

(表)

南無十一面観世音菩薩

宝銀百二十目 御佛餉并燈明料

(裏

1 1 可見旨 右意趣者、以利銀毎月朔日・十五日・廿日・廿五日・廿八日、

二・八月之彼岸・五節句 天満宮寶前 佛餉 # 燈明上永代

無断絶處也、伏垂 照鑑

享保八癸卯九月吉日

池田和泉殿

久木本吉兵衛

久木本吉十郎

久木本喜右衛門

久木本覺之允

久木本仲右衛門

海江田次右衛門

12 宝_ 暦=

抑日本最上神祇之濟場。神明力降化之濫觴、下界勧請之。根

神道妙檀

天満宮再興記

之詔命、 神武之草創、 修天児屋根之尊之大業、 我國之住躅也、 故則奉安代之灵宝、受天照大神 誠是神國第一之灵場、

神變妙檀

寶殿舞殿一宇

双口場,受、薩刕日置郡市来郷湊天満宮社宝殿舞殿住或以氏子

国家安全、 殊者當村繁榮、五穀豊饒、 如意満足故也 衆力、奉再興、三刕之大守源朝臣重歳公御武運長久、御子孫繁

(裏

寶暦二世歳六月吉祥日

脇大工□□竹田彦右衞門 主取大工 川畑仲蔵

右同

硯川之弥右衞門

抑日本最上神祇之 濟力場灣神明降化之濫觴、下界勧請之根、

神武之草創、 我國之住蜀也、 故則奉安代之霊寶、受天照大神

神通妙檀

之詔命、 修天児屋根之尊之大業、 誠是神國第一之霊場、 本朝双

天満宮再興記 寶殿舞殿一宇

□場っ 再興、三州太守豊後守様 #中将様御武運長久、「島津斉宣」 受、薩州日置郡市来郷港天満宮社寶殿舞殿、以氏子衆力奉 御息災延命、

神變妙檀

家安全、殊仁者万民豊楽、 雨風須時、 五穀成就、 如意満足之故也

池田和泉

地頭 村上静馬

> 右同上床源兵衞 , 萩原善兵衞

(T) 中原庄藏 年行司 中原庄藏 石 江夏次郎右エ門

右同平川善助 浦横目中原藤兵衞右同門 右同 彌右衞門 真右衞門

嶋津左近

年行司町 年行司町 加之口清右衞門 補役人 善兵衞

東町 松下之 唐仁町 九兵衞 源左衞門 與右衞門

同

永山孫右衞門

同

児玉仲兵衞

同

弓削藤右衞門

噯

大久保喜三兵衞

五右衞門

神變妙植	天満宮再興記	神通妙檀		(表)	(1) 天保六 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二							天明八岁二月八日	4		
運長久、御息災延命、御國家安全、万民豊楽、風雨須時、五穀成面々、氏子衆力奉再興、薩隅日三州太守大隅守様・御惣殿様御武	寶殿一宇 地頭 三原藤五郎	^{≖場、本朝無双之} 、受天照太神之詔<	抑日本最上神祇之濟塲 ^渝 神明降化之濫觴、下界勧請之根元、神			邦君	水間伊右衞門	加治 修掌力之勝目霊寿院	三助右同。久保善左衞門	木挽内門之 右同 町中原筬右工門	兒玉藏之介 右同 和田與藤次	八日 勝目與一左衞門 鉾立喜右衞門	大窪伊之助 社普請方主取	兒玉源左衛門 勝目三次郎	大工棟梁 神主
							(花押)	=	闁	門		Γ'J			

湊浦役 上床吉左衞門 右同 右同 右 年 同 寄 弓削喜兵衞 臼井郷右衞門

就、如意満足故也、

永山孫右衞門

再興ノ事ヲ謀リ、氏子各應分ノ献金ヲ為シ、于是ノ再興ヲ企ツルモノナシ、因テ吾輩率先シ、宝殿舞殿二宇共ニ倒壊、爾来殆ト一年ノ久シキ、抑本社、明治十八年九月十三日ノ風災ニ罹リ、

菅原神社再興記_{舞殿}二宇

費ス所百廿有餘金也、日工ヲ竣へ、仝年九月廿五日遷宮式ヲ執行ス、茲明治十九年八月八日工ヲ始メ、仝年九月十二

(裏)

明治十九年成九月廿五日

再興発起人

久若海若久勝高児高児 保松江松木目嵜玉崎玉 善吉田宇元實静仲半岱 次二平吉吉禎治兵兵恕 郎 治 助 衛衛

社普請主取 高崎半兵 和田與孫八 高崎半兵 高崎半兵 高崎半 有 門

大工棟梁

鍛治

石神甚右工門

再興勧化記 天満宮寶殿一宇 天保六年*八月廿三日 銭七貫弐百文宛

高崎半兵衞

同壹貫文宛

高崎半右衞門 和田與藤次

同 東之 平右衞門 次郎右衛門

> 鉾立林八 児玉源右衛門 勝目清左衛門

土橋之

與兵衛

東之

司

辰右衛門 吉右衛門

土橋之 濱之 市郎兵衛 伊右衛門

喜平次

同五貫文宛

同五百文宛 同九百文

西之

太郎右衛門

同三貫文

東之 土橋之 町 之

次郎吉

市郎右衛門

東之

喜三左衛門

同弐貫文宛

以下略

梶原傳右衛門

同 同 東

武八 喜太郎

次郎兵衛

土橋之

善左衛門

濱之

市左衛門

同壹貫文

港浦役

新町之 同

休三郎 太左衛門 土橋之

休 五 郎

同壹貫五百文宛

庄左衛門 新兵衛

同 西之 吉次郎

同 市 町 之 之 吉太郎 利兵衛 善喜

天満宮寶殿一宇 再興勧化記

表)

四和十三年七月七日二、日支 三二十月	(裏)		菅原郷社 改築中記 禄	町長勝目 健
田本学の御力ニ頼らざるを得んと感ずのて、棟上神ノ荒ノ破半たるを見て、御上川 月四日 (他の改築ノ稔起リ、綰合ノー社殿の改築ノ稔起リ、綰合ノー社殿の改築ノ稔起リ、綰合ノー (世界を) (大学の政策・氏子総 (大学の政策・大子等より建築委員を (大学の政策・大学との (大学の政策・大学との (大学の) (大学の	5.2. 日日屋 川上		全 久保一美三+ォー大工 渕脇善吉五+オ 湯ノ元	宇都才ニ四十六才 工事請負者
ペ 々 左 人 仝 土 仝 仝 ン 官 夫 工 キ 塗	石工	全 全	石 仝 工	全 大工
河 然 把 把 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	表	届 J::1₩四十二才 石井喜代松四十八才 川內	久木園直哉四十六才	原口一二五十才 東市来 古留實男十九才

(側面に) 九十銭 女人夫一日三

18 「歳徳犬補」絵像並びに由緒書

由緒書

飾以奉納宝殿也 好故請欲奉納之於市来湊天満宮社、 天満宮真蹟一幅和田源太兵衛尉大中臣助員珍蔵之久矣、予実阜与助員 助員諾而授之、因与同志者闘銀粧

于時安永六丁酉春三月吉旦記之

施主 兒玉仲兵衛

同志 伊集院奥右衛門

同

児玉治左衛門

実有

山之口

湊町

同 次郎左衛門

平川

喜兵衛

同同 十右衛門

荘左衛門 実右衛門

百 百

源次郎 新左衛門

太四郎

正賀

永山隆

貞堯

正

良水

なる。 る。 上に鏡餅を中心として神酒、洗米、 た。『古事記』には、須佐之男命(スサノオノミコト)が大山津見の女 れる神様のことである。年徳神、 イなどを供えた。また、門松は歳神の依り代とみなされた。 (コノハナサクヤビメ)と婚姻して大年の神 歳神は民間では家ごとに祀られるが、その祭壇は地域によって異 「歳徳大神は歳神のことで、正月にその年の恵方から来臨し迎えら 小松、注連縄、白紙などで飾り、ウラジロやユズリハを敷いた 正月さま、若年さまなどとも呼ばれ 串柿、 勝栗、昆布、木炭、ダイダ (歳神) が生まれたとあ

要約)」ということである。 さんとも呼ばれ、白髪の老人の姿でイメージされたのは、 に盆女」というように、正月の神事は男が中心とされた。歳神が年爺 反映しているのかもしれない。 古くは、年の暮れに盆と同様に魂祭が行われたとされる。 (『日本民俗宗教事典』 「歳神の項」より 祖霊の姿が 「正月男

児玉仲兵衛が市来湊天満宮社(菅原神社)に奉納したいとして懇願し、 神社と関係があったことが推察できる。 の当時商人であったと思われる山之口善助ほか九人の名前がある。ま れまで和田源太兵衛尉が永らく珍蔵していたものを、懇意にしていた 同志ら十五人と共に宝殿に奉納したものである。 き、おじいさんの顔をしているので祖霊の姿を表していると思われる。 この絵像(口絵2ページ)を見ると「歳徳大神」の文字で歳神を描 由緒書によると、「歳徳大神」絵像は、安永六年(一七七七)に、そ 串木野郷八房にあった正福寺の僧良水の名もあり、 同志の中には、 市来湊や菅原

18 坂下神社大日如来堂舎棟札

表

封

聖主天中天 迦陵頻迦聲

哀愍衆生者

封

奉再

興大日如来尊像

我等今敬礼

御國家安全、五穀成就、

興施主兼好家內安穏、子孫繁昌、諸病

一介求願爲如意満足、

釋色迠茂置也、仍旨趣如件

大梵天王

帝釋天王

右意趣者大檀那源茂久公御武運長久、 異賤降伏、万

民豊楽、殊者所中諸難銷除、 別而者再

再興施主 撥遣開眼導師

奥田善行院快雄 肝付仁兵衛兼好

敬白

悉除、 奉加再興

文久三年奏二月如意寶殊日

大日陀如来木像(彩色)

奉再興大日如来尊像(大日如来尊像を再興いたします)

解説

聖主天中 天(天上の神のうち最も優れた神聖で徳のある神(仏))

迦陵頻迦声 (極楽浄土にいる鳥の、仏の声ともいわれる、非常に美しい声)

哀愍衆生者 (迷いの世界にあるあらゆる生きものに哀れみの心を抱いて情けをかける)

我等今敬礼 (我らは今、大日如来のおおせを受け入れ、敬い従う)

大梵天王(天の主神として帝釈天とともに仏法を守る守護神。ここでは大日如来を守る神)

帝釈天王(天の主神として大梵天王とともに仏法を守る守護神」

伏させ、全ての人々が豊かで楽しく、殊に当郷中の人々のあらゆる災難を消し、とりわけ再興の施主である兼好の家内安穏、子孫繁昌、 一つのことが意の如くなり満足するように、大日尊像として形あるものにして残して置くものである。よって、この棟札の意味はこのようなものである。 右の意向は、大檀那である源茂久公(島津家二十九代忠義)の御武運が長く久しく続くこと、島津家の御国が安全であること、五穀が成就し、異賊を降 文久三年(一八六三)癸亥二月如意宝殊日(一つのことが意の如くかなうという不思議な玉のような日) あらゆる病を除き、

(裏

羅漢皆断満 一切日皆善 以斯誠實言 切宿皆賢 願我常吉祥 諸佛皆威徳

Ť

名頭之善左衛門計一時其內工善行院茂致寄附置也、 頼入再興相営奉再興置也、 基キ居折節佛工大根占郷士百枝十兵衛當所は佛師細工トシ而被参侯」は、 躰破壊"付、肝付仁兵衛未年"""當年五拾三歳""、一生守本尊大日如来ホ 右大日如来尊像従往古坂之下門附持佛『『有之、近年堂舎普請為致筋尊』 信心施主ホ右通被心得可給候、御遷宮失脚 諸病ホ相流行ル砌、 其

心可致候

外何事ニモ心願有之面々清浄ニシニ信心致候者御感應可有之村中兼而信

堂守坂之下名頭

嶋津主殿殿

地頭

大日如来 善左衛門 姓子中 敬白

Ť (梵字バン 金剛界大日如来)

正しい道理に従う)

一切宿皆賢(太陽が沈んで暗くなった夜も皆、一切の悪をはなれる)いのはいまかがいけん「切り日、すなわち、明るく日を照らす大日如来は皆、一切日皆善(一切の日、すなわち、明るく日を照らす大日如来は皆、いいさいにもかいます。

諸仏皆威徳 (大日如来を本地とする諸々の仏は、皆威徳を有している)

羅漢皆断満 (大日如来の下で最高の悟りを開いた聖者は、皆、満たされることを断つ)

以斯誠実言 (このように大日如来の言葉は誠に偽りのないものである)

願我常吉祥 (我は、大日如来に常にめでたいことを願う)

出来上がり安置した。 である。一生の守り本尊として大日如来を作ろうとした時、 右の大日如来尊像は、昔から坂之下門付けの持仏である。 仏工の大根占郷士百枝十兵衛がここへ仏師細工として参られた。そこで、再興することを頼み 近年、堂社を普請した折、尊体は破壊していた。肝付仁兵衛は、 未年生まれで、現在五十三歳

施主など右の通り心得ておいてもらいたい。

来に通じるように、村の人々はかねてから信心いたすべきものである。 院も費用を拠出してくださった。諸病などが流行る折、その外、何事でも心底から願う人々は心が清浄であるべきである。御観応、すなわち信心が大日如 御遷宮により、御神体を移す際、資金を出してくれる者は少なく、負担したのは名頭の善左衛門ばかりであった。そのうち当山派修験者である奥田善行

堂守 坂之下名頭 善左衛門

大日如来 姓子中(同族の人々) 敬白

地頭 嶋津主殿 殿

この棟札は、いちき串木野市上名小字(坂下)の大日堂にあるものである。

誓ったものである。ここ坂下の門付け堂の棟札は、 最初の五言六句は、宇宙の真理そのものを現すとされる密教(真言秘密の教え)の絶対的中心の本尊である大日如来の真理や威徳、大日如来への帰依を 冠岳の修験による密教の教えが人々に強い影響を及ぼしていたことが分かる貴重な史料である。

【参考文献】

石田瑞麿著『仏教語大辞典』一九九七 小学館『新編串木野市文化財要覧』二〇〇三 串木野市

佐和隆研編『密教辞典』一九七五

法蔵館

19 萩原家阿弥陀堂棟札

(表

迦陵頻阿聲 聖主天中天

右奉為 大檀主薩隅日三刕太守



阿弥陀如来石像 高さ 25 cm、幅 16 cm、奥行 13 cm

隅日三州太守(島津家二十二代継豊)の御武運長久(戦いでの勝敗の

右は、大檀主、すなわち寺に多くの金品を施す有力な信者である薩

運が長く続くこと)、御息災延命(仏の力で一切の災いを無くし、長生

奉再興阿弥陀堂一宇

御武運長久、

御息延命、

国家安全、

こと)のゆえに他力(仏の力を借りること)の志が固く、その力を敬

を逃げ去らせる)、念願成就(心にかけて願うことが、なし遂げられる る災難を消し、取り除くこと)、邪気退散(病難などを起こす悪い気運 きすること)、国家安全のため、とりわけ、当郷中の諸難消除(あらゆ

めの材料など)をもって阿弥陀仏堂一宇(一つの堂)を再興・造立す う者が、郷中の講物(講の人々が施した阿弥陀堂と阿弥陀像を作るた

殊二者當郷中諸難銷除、 邪氣退散、

念願成就、 故他力志虔者郷中講物

以奉造立者也 寶曆十三%七月吉日

我等今敬礼

哀愍衆生者

(裏

大工 川畑仲蔵

同 中嶋喜三次

堂主 萩原善左衛門

御佛躰作者 東郷幸積寺良丹和尚

但古札不明分故 安政四年已十一月書之改

るものである。

(現薩摩川内市東郷町) ノ西に在リ山号を不二山 (ト脱ヵ) 称ス、 『鹿児島県地誌 下』明治十七年(一八八四)には、香積寺は「南瀬のり世

曹洞宗、寛文六年(一六六六)四月開基、明治元年(一八六八)八月

廃ス」とある。

薩摩川内市指定文化財となっている。 尚」とある。現在、歴代住職の墓石など多くの石塔群が残されており、 「本府福昌寺の末にして曹洞宗なり、本尊地蔵菩薩、 『三国名勝図会』天保十四年(一八四三)巻之十二には、香積寺は 開山奪叟全珠和

れている。 けていたのであろう。萩原家の阿弥陀像は、美しく優れた彫刻が施さ 右の二つの書にも良丹和尚のことは記されていないが仏像彫刻に長た

解説

表

この棟札の意味は、概略、次のようなものである。

20 秋葉講掛幅並びに由緒書

秋葉宮御絵像由緒書包

児玉源右衛門

實包(花押)

天保十二年

かのと丑正月十八日記之置也

野崎市郎右衞門

兼賀(花押)

解説

この文書は、天保十二(一八四一)年正月十八日、それまで先祖がこの文書は、天保十二(一八四一)年正月十八日、それまで先祖がこの文書は、天保十二(一八四一)年正月十八日、それまで先祖がたものである。

絵2ページ)は、明治以降に新しく買い直されたものであるという。ている。これを三尺坊という。元々の絵像は失われ、現存する絵像(口顔は天狗に似て背に翼のある像が白狐の上に立ち背景に火炎が描かれの掛軸は、宝暦十二年(一七六二)正月十八日、孝林亮□敬筆とあり、この秋葉講は、秋葉神社の火除けの神様を祀るものであった。絵像

元、そして次の座元の三人で持ち回りにしていた。
『市来町郷土誌』昭和五十七年(一九八二)によると、講の日は鶏
『市来町郷土誌』昭和五十七年(一九八二)によると、講の日は鶏
『市来町郷土誌』昭和五十七年(一九八二)によると、講の日は鶏

文書目録

【役所文書】

1 『古城并古戦場糺帳』

白井家文書「神社仏閣調帳(市来関係分)」

3 占利家文書

諸船出入扣。文政士三年(二八三〇)

山之口家文書(市来在番所文書) 〔万延元年(二八六〇) ヵ〕六月四日

①請取

4

②請取 八月七日

③ 覚

① 覚 九月廿日

⑥ (S) 覚 十月廿八日 十月匚匚

⑦竟 十一月山五日

⑧請取 十一月川一日

(O) 党

⑩受取 〔文久元年(二八六一) ヵ〕 二月七日

⑪請取 三月六日

心請取 十月八日

⑥送状 十二月廿二日

⑫請取 七月十日

创請取 十二月十二日

(1)覚書

【諸家文書】

5 海江田家文書

①坪付写《元亀元年(一五七〇)三月吉日

②坪付写《天正八年(一五八〇)三月吉日

③〔6知日録 | 天正二十年二一五九二〕 雪月六日

④系図前書

6 長谷揚純孝、郷党若者への激励文

7 冨水家文書

①水神祓

②書物 天明二年 二七八二〕

③書物 享和四年 (一八〇四)

④書物 文化十一年 (二八一四)

⑤書物 文政六年 (二八:三:)

⑥書物 天保六年 二 八三五

⑦害物 弘化三年 二八四五

⑧書物 弘化五年 (二八四八)

⑪書物 嘉永四年 二 八五 二 ⑨書物

嘉水三年 二八五〇

(1)書物 嘉永六年 二 八五三 00受收

⑫書物 元治元年〔一八六四

④書物 元治元年 [一八六四

⑤書物 慶応二年 [一八六六]

⑯書物 明治元年〔一八六八〕

⑧書物 明治七年 [一八七四]

⑬書物 明治七年〔一八七四〕

②書物 明治十一年 [一八七八] ②書物 明治十年 [一八七七]

図書物 明治十一年 [一八七八]

◎書物 (明治)十一年四月二十日〔一八七八〕

図書物 明治十一年 [一八七八]

∞受取 明治十一年〔一八七八〕

②書物

五月廿一日〔明治十一年カ〕

②証文 明治十二年〔一八七九〕

図書物 明治十二年 [一八七九]

②証文 明治十二年 [一八七九]

⑩書物 明治十二年〔一八七九〕

②也所長度正 月台十三月「一人」(③書物 明治十三年〔一八八〇〕

∞水代証文 明治十三年 [一八八○]

図書物 明治十三年 [一八八○]

⑮田地永代売渡証書 明治十三年〔一八八○〕

⑯田地永代売渡証書 明治十三年〔一八八○〕

③地所永代売渡証書 明治十四年〔一八八一〕

◎地所売渡証 明治十四年〔一八八一〕

@感謝状

③地所永代売渡証

明治十四年 [一八八一]

8 坂口家文書

①書物 文化五年十二月廿九日

②書物 天保十五年十二月廿九日

③書物 慶応二年十二月廿九日

④書物 明治六年六月五日

9 西薗家文書 地所売買ニ付地券状御書換願の形式

10 入来家文書

①文化十二年 [一八一五]

②文政二年 [一八一九]

③文政七年 〔一八二四〕

④文政十年 [一八二七]

⑤慶応四年 〔一八六八〕

⑦明治五年

⑥明治五年

二八七二

⑧明治十三年〔一八八○〕

11 竹之下家文書 ②書物 明治六年十二月 99明治十三~十四年 ②明治十四年 ①書物 文政十二年十二月廿二日 愈明治十六年 ③明治十四年 30明治十四年 ②明治十四年 30明治十四年 ⑩明治十四年 19明治十四年

> $(\bar{2})$ ① 雑集 (明治上一年上一月)

湯田温泉に於御兄舞清留帳

③ 萩原善兵衞妻テイ不幸に付悲間帳

① 萩原善兵衛妻テイ不幸ニ付悲間帳 結文

⑤ 萩原善兵衛妻テイ不幸ニ付諸取払帳

【鉱山関係】

够明治十四年

够明治十四年

砂明治十四年

13明治十四年

(4)明治十四年

彩明治十四年

①明治十四年

⑩明治十四年

⑨明治十四年 二 八八二〕

13 池田鉱山事務所日誌「人来家文書」

14 荒川鉱山と岩谷鉱山

①福鉱達第二七号

②鉱石分析報告

③鉱石分析報告

①製練場新設願 控

⑤製練場新設願

(整理番号60-2)

(整理番号60-1)

(整理番号31)

(整理番号33)

(整理番号35)

⑥温鉱達第二七三号

⑦福岡発第三一九号

⑧坑内実測平面図

雛形

①製練場設置順書却下願

控

(整理番号65

(整理番号 51

(整理番号56

(整理番号 64)

⑪仕様設計書 ⑩製練場新設願

愈新設製錬場并付近之図

12

萩原家文書

②製鍊場新設願図

(整理番号 36-1)

(整理番号36-2)

(整理番号 38-3)

(整理番号36-4)

⑤鉱夫扶助規則 (愈鉱夫雇傭及労役規則 (多御届 控	彩報告書類送付添状 控	愈明治三十八年度鉱業休業願 - 控	⑩福鉱達第一「二八号」(②福鉱達第一三四四号 (診約定書 控	30御願 控	@福鉱達第六四三号一 (多御届 控	90御願 控	③上申書 控	②鉱夫雇傭及労役規則及扶助規則認可顧 (②福鉱発第三○号返書添状 - 控	⑩福鉱発第三○○号返書 控 (⑩家村春書簡 (够福鉱発三○○号	6)武操口程通知 (⑩福鉱発第一五:三号	60金銀産出額報告書 控	迎福鉱発第一四六六号 (
整理番号10-3)	(整理番号10-2)	整理番号13)	整理番号18)	(整理番号15)	(整理番号17)	整理番号14)	(整理番号 20)	(整理番号2)	整理番号21)	(整理番号 25)	(整理番号24)	整理番号 29) 15	(整理番号10 1)	(整理番号 47)	整理番号40)	(整理番号49)	(整理番号 39)	(整理番号48)	(整理番号38)	整理番号26)	(整理番号 44)
修金円借用証	①試攝決定通知	⑪武掘決定通知	③武掘決定通知	多試掘権登録通知	⑦契約書	⑥試掘決定通知	⑥試掘決定通知	①試掘決定通知	③試掘決定通知	②試掘決定通知	①鉱床説明書(雛形)	臼井家文書	创鉱業特許証取得準備注意書	⑥製錬場新設願図	愈金銀鉱試掘地図 控	①金銀鉱採掘権無償譲渡証書	⑪金銀鉱採掘権移転登録申請書	愈承認書 控	総委任状 控	節鉱業施業案ノ儀ニ付御届「控	99明治三十九年鉱業施業案
(整理番号3-1)	(整理番号2-5)	(整理番号2-12)	(整理番号2-11)	(整理番号1 4)	(整理番号2-4)	(整理番号2-10)	(整理番号2-9)	(整理番号2-8)	(整理番号2-7)	(整理番号2-6)	(整理番号1-1)		(整理番号 55)	(整理番号 53)	(整理番号46)	(整理番号6-2)	(整理番号6 1)	(整理番号3)	(整理番号4)	(整理番号5)	(整理番号9)

⑥ 棟札 寛文九年 〔一	菅原神社	⑤ 棟札 明和六年 〔一	④ 棟札享保十九年〔一	③ 棟札享保五年〔一]	② 棟札 貞享五 年〔一	① 棟札寛文十一年〔一	熊野神社	17 市来神社関係	【神社·祠堂関係】		西郷菊次郎書簡	16 長家文書	②金銀鉱試掘鉱区増区願	@鉱業明細表 (雛形)	⑩契約証(雛形)	⑱売渡証(雛形)	⑪契約証 (雛形)	⑥無尽給付済掛金契約書	り借地ト共ニ抵当地譲渡証	⑭昭和四年鉱業明細表	⑬試掘権登録通知
[一六六九]		[一七六九]	七三四〕	七二〇〕	六八八〕	[一六七二]							(整理番号2-1)	(整理番号1-10)	(整理番号1-9)	(整理番号1-8)	(整理番号1-6)	(整理番号3-3)	(整理番号3-2)	(整理番号2-3)	(整理番号1-3)
						20 秋葉講絵像並びに由緒書	19 萩原家阿弥陀堂棟札	18 坂下神社大日如来堂舎棟札	⑧「歳徳大神」	⑰ 棟札	市来神社	16 棟札	⑤ 棟札	⑭ 棟札	⑬ 棟札	⑫棟札	① 棟	⑩ 棟札	9 棟札	⑧ 棟札	⑦ 棟 札
						に由緒書	棟札	来堂舎棟札	「歳徳大神」絵像並びに由緒書	紀元二千六百年〔一九四〇〕		天保六年 〔一八三五〕	明治十九年〔一八八六〕	天保六年 〔一八三五〕	天明八年 〔一七八八〕天満宮再興記	宝曆二年 〔一七五二〕天満宮再興記	享保八年 〔一七二三〕	享保元年 〔一七一六〕天満宮再興記	元禄十三年〔一七〇〇〕	元禄四年 〔一六九一〕	延宝五年 〔一六七七〕

参考文献(順不動)

市来町 一九八二『市来町郷土誌』

串木野市教育委員会 一九八四『串木野郷土史』

串木野市教育委員会 二〇〇三『新編串木野市文化財要覧』

島津修久 東市来町 一九七八『島津藩主略記』黒潮舎

二〇〇五『東市来町誌』

臥雲禅師語録刊行会 一九八八『臥雲禅師語録』

二〇一二『永平寺風雲録』

中嶋繁雄

佐和隆研編 石田瑞麿 九九七『仏教語大辞典』 九七五『密教辞典』 法蔵館 小学館

田島柏堂 一九七三『新出資料による禅僧の「遺偈」の研究(下)』

(禅研究所紀要三号)

徳永 律 九九〇『市来郷土資料集』

南竹

力

『串木野の小型和船 (帆船)』

現在知られている古文書を集める。他に旧家などにないかを探す。現在知られている古文書を集める。他に旧家などにないかを探す。それからが大変。大型スクリーンに古文書を預かった家には出版してよいか、作業を延々とやってゆく。古文書を預かった家には出版してよいか、がらが大変。大型スクリーンに時番をもう一度確かめて、再度の校正。最終的にはスクリーンに映し出した原稿を見ながら直接校正していく。まで、たった一文字の文字に振り回されながら、ようよう作り上げたまで、たった一文字の文字に振り回されながら、ようよう作り上げたまで、たった一文字の文字に振り回されながら、ようよう作り上げたまで、たった一文字の文字に振り回されながら、ようよう作り上げたまで、たった一文字の文字に振り回されながら、ようよう作り上げたまで、たった一文字の文字に振り回されながら、ようよう作り上げたまで、たった一大学の文字に振り回されながら、ようよう作り上げたまで、たった一大学の文字に振り回されながら、ようよう作り上げたまで、といる古文を表している。

古いものごとは伝わってゆかないだろう。 古いものごとは伝わってゆかないだろう。 古いものごとは伝わってゆかないだろう。 古いものごとは伝わってゆかないだろう。 変を伝えられるのであろうか。今記録しないと、ますますいにしえの、れ掛け船というのは、帆が一枚あればよいのか、と思っていたが、二れが一枚帆・三枚帆、八反帆・二十三反帆、六九〇石積船、ただ観受丸と船を、多分、区別がつかないであろう。調べてもなかなか分らない、とも、多分、区別がつかないであろう。調べてもなかなか分らない、とも、多分、区別がつかないであろう。調べてもなかなか分らない、とも、多分、区別がつかないであろう。調べてもなかなか分らない、とも、多分、区別がつかないであろう。調べてもなかなか分らない、といったとは、人口である。 本でに分からなくなったものの多いこと。我々は後代に正確に歴も、すでに分からなくなったものの多いこと。我々は後代に正確に歴も、すでに分からなくなったものの多いこと。我々は後代に正確に歴も、すでに分からなくなったものの多いこと。我々は後代に正確に歴も、すでに分からなくなったものの多いこと。我々は後代に正確に歴も、すでに分からなくなったものの多いこと。我々は後代に正確に歴も、すでに分からなくなったものの多いこと。我々は後代に正確に歴も、すでに分からないは高いである。 おいものごとは伝わってゆかないだろう。

そこで、我々の力で、できるだけ分るように「解説」をつけてみよ

書いている。 また、他の誰かが正し、付け加えてくれるだろう、との期待もこめてう。それが拙いものであっても、皆の力を合わせて、書いておれば、

集であった。 ぶん、古文書が好きな委員なので、苦痛ではなかったと思う。長い編ぶん、古文書が好きな委員なので、苦痛ではなかったと思う。長い編委員たちは「ウーン、ウーン」とうなりながらも編集していた。た

古文書の解読は「ナゾ解き」だと思う。推理小説のように、読み解古文書の解読は「ナゾ解き」だと思う。推理小説のように、現代と比いていくと、そこにその時代の世界が現れてくる。そして、現代と比いていくと、そこにその時代の世界が現れてくる。そして、現代と比いているが、生のままか、または、イロリの火で焙ったとが場面がで送っているが、生のままか、または、イロリの火で焙ったい場面がで送っているが、生のままか、または、イロリの火で焙ったい、現代と比いていくと、そこにその時代の世界が現れてくる。そして、現代と比いが調を送ったか、想像しなければいけない。

る。 さて、次にもう一冊「古文書編」を出してみたい、と願っている。 る。

編集の組織(全	
(令和元年度)	

				調査担当				調査庶務	調査責任者	調査主体者	調査の組織
IJ	IJ	IJ	''	郷土史料編集委員会	JJ	IJ	II	IJ	II	いちき串木野市教育委員会	(平成三十年度)
IJ	IJ	IJ	"	郷土史料調査員	史料収集調査員	主事	文化振興係長	社会教育課長補佐	社会教育課長	教育長	
寺	德	石	森	所	中	堀之内	新	五反田	梅	有	
田	重	堂	田	﨑	島	内	町	田	北	村	
	涼	次	清		朋	元		晴	成		
緑	子	美	美	平	子	気	正	夫	文	孝	
協力機関 鹿					編集担当郷				編集庶務	編集責任者	編集主体者い
鹿児島県歴史資料センター黎明館	II	IJ	IJ	IJ	郷土史料編集委員会	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	いちき串木野市教育委員会
-黎明館	IJ	"	IJ	JJ	郷土史料調査員	史料収集調査員	主事	文化振興係長	社会教育課長補佐	社会教育課長	教育長
	黒	寺	德	森	所	中	堀之内	濵	五反田	梅	有
	神	田	重	田	﨑	島	內	田	田	北	村
	彰		涼	清		朋	元	純	晴	成	
	治	緑	子	美	平	子	気	_	夫	文	孝

いちき串木野市郷土資料集3「古文書編

発行日 令和二年三月刊行

集 いちき串木野市郷土史編集委員会

編

いちき串木野市教育委員会

発

行

鹿児島県いちき串木野市湊町一丁目一番地 〒八九九—二一九二

電話(〇九九六)三六—三二一一

南日本出版株式会社

印

刷